



埼玉県のマスコット
コバトン

令和9年度 国の施策に対する提案・要望

令和8年7月
埼玉県

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県は今、「人口減少・超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という時代の転換点における二つの歴史的な課題に直面しています。

そこで、本県が未来に向けて力強く前進し、持続可能な社会を構築していくために、時代の変化を的確に捉えた中長期的な施策を先手先手で取り組んでまいります。

まず、「人口減少・超少子高齢社会への対応」として、人口減少下でも持続可能なまちづくりを行う「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」をより加速させることで、人口減少や超少子高齢化社会に対応したまちづくりを進めてまいります。加えて、持続可能な経済成長の実現に向けて、昨年夏に開設したイノベーション創出拠点「渋沢MIX」をハブとして、オープンイノベーションの創出やスタートアップの事業成長などを支援するほか、サーキュラーエコノミーについても一層推進してまいります。

また、こどもの意見を聴く機会の創出や子育てに係る経済的負担の軽減を行うことで、こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる「こどもまんなか社会」の実現に引き続き取り組んでまいります。

さらに、申請手続のデジタル完結や生成AI等を活用した申請・相談のサポートなどに取り組むことにより、社会全体の更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上を支援してまいります。

次に、「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」として、埼玉版FEMAの充実や、緊急性の高い防災・減災対策の強化、八潮市道路陥没事故を踏まえた下水道管路の老朽化対策など、各分野で入念な備えを進めてまいります。

令和8年度は「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」の最終年度、総仕上げの年となります。あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、様々な施策を着実に推進してまいります。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解を頂き、令和9年度予算編成などに向けて、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

埼玉県知事 大野元裕

目次

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」に向けた提案・要望

重点政策に関する提案・要望

I 歴史的課題への挑戦

1 人口減少・超少子高齢社会への対応

ア 持続可能なまちづくりと経済成長の実現

- (1) 人口減少社会におけるまちづくり 2
- (2) 再生可能エネルギー等の普及拡大 3
- (3) リチウム蓄電池等の適正処理・資源化の推進 4
- (4) 大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援 5
- (5) 都市公園事業の推進 6

イ 「こどもまんなか社会」の実現

- (1) 保育士の処遇改善と人材確保の推進 7
- (2) 保育料の完全無償化の早期実現 10
- (3) 朝のこどもの居場所づくり(朝の小1の壁の解消) 11
- (4) 放課後児童健全育成事業の充実 12
- (5) 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置 14
- (6) GIGAスクール構想等の推進 16
- (7) 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費等の実態を踏まえた改善及び見直し 18
- (8) 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保 22
- (9) 市町村の児童虐待対応体制の強化 23
- (10) 中核市における児童相談所の設置の促進 24
- (11) 家庭養育優先原則の推進 25
- (12) こども等に対する公費負担医療制度の創設 26
- (13) 学校給食費の無償化の対象拡大の検討 27

ウ 更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上

- (1) 自治体DXの推進 28
- (2) 自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保 31
- (3) インフラ建設DXの推進に関する支援 32
- (4) 社会保障・税番号制度への確実な対応 34
- (5) 国家資格の登録手続オンライン化に伴う資格情報提示のデジタル化 35
- (6) 地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実 37
- (7) 公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等 40
- (8) パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進 41

2 激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え	
(1) 国土強靱化の取組推進に向けた社会資本整備予算の安定的な確保	42
(2) 水害・土砂災害防止対策の推進	43
(3) 河川管理施設の老朽化対策の推進	45
(4) 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進	47
(5) 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進	48
(6) 八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充	49
(7) 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	51
(8) 被災者支援システム導入支援および防災関連システムの連携強化	53
(9) 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進	54
(10) 計画的な農業農村整備事業の実施	55
(11) 学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進	56
(12) 協定締結機関の設置に要する費用に対する財政支援の拡充・継続	59

II 「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現

1 安心・安全の追究	
(1) 安全で快適な歩行空間の整備	61
(2) 交通安全施設等の整備	62
(3) 在宅医療等に係る診療報酬等の制度見直し	63
(4) 医学部の新設	65
(5) 地方消費者行政の充実強化のための財源確保	66
(6) 警察官の増員	68
(7) 警察車両の増強 及び警察用航空機の増強	69
(8) トルコ共和国との相互査証免除協定の一次停止	71
2 誰もが輝く社会	
(1) 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化	73
(2) 性的マイノリティに対する支援	75
(3) レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族(ケアラー)への支援の充実	77
(4) 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設	79
3 持続可能な成長	
(1) 鉄道新線建設の取組に対する支援	80
(2) 埼玉高速鉄道線(地下鉄7号線)延伸の取組に対する支援	82
(3) 新大宮上尾道路、東埼玉道路、核都市広域幹線道路など直轄国道等の事業推進	84
(4) 幹線道路網の整備推進	86
(5) スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用	88
(6) 中小企業の事業承継支援体制の拡充整備	89
(7) 価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	90
(8) 活樹の推進	91

Ⅲ 地方自治の確立

1 地方自主権の確立

- (1) 地方分権改革の着実な推進 …………… 94
- (2) 道州制をはじめとした将来の地方公共団体のあり方の議論 …………… 96
- (3) 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 …………… 97
- (4) 地域手当の支給割合において生じている格差の是正 …………… 98
- (5) 住民訴訟(政務活動費の不当利得返還請求)に係る裁判費用の会派等による負担 …… 100
- (6) 予定価格の上限拘束性の見直しについて …………… 101
- (7) 都道府県知事が試験実施者となっている国家試験の見直し…………… 102

2 自治財政権の確立

- (1) 地方税財源の充実・確保 …………… 103
- (2) 地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止…………… 106
- (3) 地方交付税措置のある地方債の期間延長等 …………… 109
- (4) 直轄事業負担金制度の見直し …………… 111

針路別提案・要望

◆針路1 災害・危機に強い埼玉の構築

1 危機管理・防災体制の再構築

- (1) 大規模地震対策の強化 …………… 113
- (2) 被災者生活再建支援法の支給対象の拡大 …………… 115
- (3) 大規模災害に備えた基盤の再構築 …………… 116
- (4) 地震に関する調査研究の推進 …………… 117
- (5) 消防指令業務の共同運用の推進…………… 118
- (6) 消防防災関係施設・設備の拡充 …………… 119
- (7) 消防団の装備に対する支援 …………… 119
- (8) 地籍整備の推進 …………… 120
- (9) 緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発 …………… 121
- (10) 消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置の拡充 …………… 122
- (11) エアポート導入に係る地方財政措置の新設 …………… 122
- (12) 駅構内施設における防火対象物規制の見直し …………… 123
- (13) 埼玉県八潮市道路陥没事故を受けた市町村消防と都道府県の情報共有体制の整備について 124
- (14) 国民保護措置の実施における都道府県の役割について …………… 125

2 治水・治山対策の推進

- (1) 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化 …………… 126

3 感染症対策の強化

- (1) 感染症法に基づく各種届出における医療機関の電子カルテシステムと感染症サーベイランスシステムの連携について …… 127
- (2) 結核病床の確保 …… 128
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し …… 129
- (4) 予防接種の速やかな定期接種化 …… 130
- (5) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発等 …… 131
- (6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(検査促進枠)の返還 …… 132
- (7) ワクチン接種に係る財政措置等の対応 …… 133
- (8) 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備 …… 135

◆針路2 県民の暮らしの安心確保

1 防犯対策の推進と捜査活動の強化

- (1) テロの未然防止のための基盤強化 …… 137
- (2) 防弾資機材の整備 …… 138
- (3) サイバー空間の安全、安心の確保 …… 139
- (4) 公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入 …… 140

2 安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

- (1) 水源地域の保全 …… 141
- (2) 雨水・再生水利用の推進 …… 141
- (3) ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減 …… 142
- (4) 水道基盤強化の促進に係る支援施策の充実 …… 143
- (5) 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充 …… 144
- (6) 水道水質基準との整合に向けた排水規制の見直し …… 145
- (7) 工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充 …… 146

3 生活の安心支援

- (1) 生活保護制度の改善 …… 147
- (2) 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保 …… 149
- (3) 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保 …… 150
- (4) 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもに対する学習・生活支援事業の推進 …… 151
- (5) 生活福祉資金相談体制の維持 …… 152
- (6) 保護司の活動費の充実 …… 153
- (7) ひとり親世帯に対する支援 …… 154

4 多様な主体による地域社会づくり

- (1) 包括的な支援体制の整備に係る支援 …… 156

◆針路3 介護・医療体制の充実

1 地域で高齢者が安心して暮らせる社会

- (1) 介護保険財政の国負担の見直し 159
- (2) 介護保険制度における低所得者対策の充実 160
- (3) 認知症施策の推進 163
- (4) 介護支援専門員の確保 164
- (5) 介護サービス事業者の安定運営確保の推進 165

2 地域医療体制の充実

- (1) 医療保険制度の見直し 166
- (2) 医療機関等の安定運営確保の推進について 170
- (3) 保健師等の専門人材を確保し派遣する場合の特別交付税措置の要件の緩和等..... 172
- (4) データ連携等による医療機関の事務負担増加への対応..... 173
- (5) 地域医療介護総合確保基金(医療分)の対象事業の拡大について 175
- (6) 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善 176
- (7) 外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実 178
- (8) 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡大 180
- (9) AYA 世代の終末期がん患者の在宅療養生活支援体制の整備 182
- (10) がん患者の外見の変化に対する心理・社会的苦痛への支援体制の整備 183
- (11) モバイルファーマシー®の整備促進について 184

◆針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

1 きめ細かな少子化対策の推進

- (1) 結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実 186
- (2) 不妊治療等への支援の拡充 187

2 子育て支援の充実

- (1) 保育の質の向上 189
- (2) 保育所整備への交付金等の充実 191

◆針路5 未来を創る子供たちの育成

1 確かな学力と自立する力の育成

- (1) 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進 193
- (2) 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し 197

2 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 学校部活動の地域展開等への環境整備 198

3 多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援体制の充実及び指導体制の整備 …… 199
- (2) 特別支援学校における教育機会の保障及び環境充実のための財政支援の拡充 …… 200
- (3) 医療的ケア実施体制整備の充実支援 …… 204
- (4) 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等のための経済的支援等 …… 205
- (5) 学びの多様化学校におけるオンラインを活用した不登校児童生徒の学びを保障するための措置 …… 207

4 質の高い学校教育の推進

- (1) 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討 …… 208
- (2) 高等教育の修学支援新制度の拡充 …… 211
- (3) 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充 …… 212
- (4) 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進及び調査の精選・効率化 …… 213
- (5) 教師不足の解消 …… 214
- (6) 遠隔授業における生徒数及び学習評価方法の弾力化 …… 215
- (7) 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について …… 217
- (8) こども性暴力防止法の円滑な運用のための制度構築 …… 220
- (9) 遠距離通学を要する児童生徒への支援制度の拡充 …… 222

5 私学教育の振興

- (1) 私学振興の推進 …… 223

◆針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進

1 生涯を通じた健康の確保

- (1) 受動喫煙対策の推進 …… 228
- (2) 健康の基本となる健診(検診)の受診率向上 …… 229
- (3) 特定健康診査等に係る財政支援の充実 …… 231
- (4) 地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策事業)の充実 …… 232

◆針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

1 就業支援と雇用環境の改善

- (1) 介護休業制度の見直し …… 234

2 障害者の自立・生活支援

- (1) 障害者支援制度の見直し …… 235
- (2) 発達障害児への支援 …… 237
- (3) 軽度・中等度難聴児に対する補装具費(補聴器)の支給 …… 239
- (4) 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援 …… 240
- (5) 身体障害者補助犬健康管理費の助成制度の創設 …… 241

(6) 重度障害者の住まいの場の整備	242
(7) 医療的ケアが必要な重症心身障害者の活動の場の確保	244
(8) 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化	245
(9) ヘルプマークの作成に係る国庫補助対象自治体の拡大	246
(10) 障害者手帳とマイナンバーカードの一体化	247
(11) 指定難病対策の推進	248
(12) 教育職員における障害者雇用の推進	249
(13) 難病患者の雇用促進に向けた障害者雇用率制度の見直し	251

3 人権の尊重

(1) インターネット上の人権侵害情報の拡散防止	252
(2) 困難女性支援等を行う民間団体への援助・支援体制の確保及び男性DV被害者支援に係るガイドラインの策定	254
(3) 女性自立支援事業及び女性相談支援センターの在り方	256
(4) 日本人拉致問題の早期解決	257

◆針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

1 文化芸術の振興

(1) 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援	259
(2) 文化財建造物の防火対策の強化	260

2 デジタル技術を活用した県民の利便性の向上

(1) 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消	262
-----------------------------	-----

◆針路9 未来を見据えた社会基盤の創造

1 住み続けられるまちづくり

(1) 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援	264
(2) 土地区画整理事業の推進	265
(3) 市街地再開発事業の推進	266
(4) 空き家を含む既存住宅等の流通促進のための税制度の見直し	267
(5) 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ	268
(6) 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除	268

2 埼玉の価値を高める公共交通網の充実

(1) 駅ホームでの転落防止対策の促進	269
(2) 地域公共交通事業者の事業継続支援	270
(3) 羽田空港アクセス線西山手ルート of 早期着工に向けた支援	271

◆針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現

1 みどりの保全と創出

- (1) 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充 273
- (2) 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保 274
- (3) 行政による責任あるクマの捕獲体制の構築 276
- (4) クビアカツヤカミキリ防除事業への支援 277

2 恵み豊かな川との共生

- (1) 市町村による浄化槽整備の推進 278

3 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

- (1) 金属スクラップ等の保管に係る規制の的確な運用 280
- (2) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化 281
- (3) 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設 282
- (4) 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設 283
- (5) 廃棄物不法投棄の根本的な解決に向けた規制強化 284
- (6) 廃棄物の発生抑制・再利用の推進 285
- (7) PCB廃棄物の適正処理の推進 286
- (8) 使用済み自動車の再資源化に関する法律に規定する解体業等の欠格に係る運用の見直し 287
- (9) 一般廃棄物処理における労務費等の適切な価格転嫁 288
- (10) 下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充 289

4 地球環境に優しい社会づくり

- (1) 地球温暖化対策推進のための基盤整備 290
- (2) 排出量取引制度の適切な運営 291
- (3) 地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化 292
- (4) 電気自動車等の普及拡大 293
- (5) 下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充 294

5 公害のない安全な地域環境の確保

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応 295
- (2) 光化学オキシダント対策の推進及びPM_{2.5}(微小粒子状物質)に係る取組の強化 296
- (3) 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化 298
- (4) フロン排出抑制法の周知徹底及び代替フロンの排出削減対策強化 299
- (5) PFOS 及び PFOA 対策について 300

◆針路 11 稼げる力の向上

1 商業・サービス産業の育成

- (1) キャッシュレス決済の普及促進 303

(2) 大規模小売店舗立地法届出対象の見直し	304
2 産業人材の確保・育成	
(1) 労働移動の円滑化に向けた措置の充実	305
◆針路 12 儲かる農林業の推進	
1 農業の担い手育成と生産基盤の強化	
(1) 建物内での農業生産を考慮した農業振興地域制度の見直し	307
(2) 相続税・贈与税納税猶予制度の拡充	308
2 強みを生かした収益力ある農業の確立	
(1) 特定家畜伝染病防疫体制の強化	309
(2) 特定家畜伝染病手当金の対象見直し	310
(3) 輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実	310
(4) 食料安全保障の強化	311
3 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大	
(1) 森林整備法人への支援の充実・強化	312

府省別提案・要望事項一覧

府省別

内閣官房

人口減少社会におけるまちづくり	2
社会保障・税番号制度への確実な対応	34
道州制をはじめとした将来の地方公共団体のあり方の議論	96
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発	121
国民保護措置の実施における都道府県の役割について	125
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(検査促進枠)の返還	132
障害者手帳とマイナンバーカードの一体化	247
日本人拉致問題の早期解決	257

内閣府

人口減少社会におけるまちづくり	2
自治体DXの推進	28
自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保	31
地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実	37
被災者支援システム導入支援および防災関連システムの連携強化	53
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進	56
地方消費者行政の充実強化のための財源確保	66
性的マイノリティに対する支援	75
価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	90
地方分権改革の着実な推進	94
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止	106
直轄事業負担金制度の見直し	111
大規模地震対策の強化	113
被災者生活再建支援法の支給対象の拡大	115
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(検査促進枠)の返還	132
医療保険制度の見直し	166
私学振興の推進	223
障害者差別解消法の円滑な運用のための支援	240
困難女性支援等を行う民間団体への援助・支援体制の確保及び男性DV被害者支援に係るガイドラインの策定	254
女性自立支援事業及び女性相談支援センターの在り方	256

公正取引委員会

価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	90
--------------------------	----

国家公安委員会

公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等	40
----------------------------	----

警察庁

交通安全施設等の整備	62
警察官の増員	68
警察車両及び警察用航空機の増強	69
大規模災害に備えた基盤の再構築	116
テロの未然防止のための基盤強化	137
防弾資機材の整備	138
サイバー空間の安全、安心の確保	139

国税庁

活樹の推進	91
-------	----

消費者庁

地方消費者行政の充実強化のための財源確保	66
PFOS 及び PFOA 対策について	300

こども家庭庁

保育士の処遇改善と人材確保の推進	7
保育料の完全無償化の早期実現	10
朝のこどもの居場所づくり(朝の小1の壁の解消)	11
放課後児童健全育成事業の充実	12
児童養護施設等の職員配置基準及び措置費等の実態を踏まえた改善及び見直し	18
児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保	22
市町村の児童虐待対応体制の強化	23
中核市における児童相談所の設置の促進	24
家庭養育優先原則の推進	25
こども等に対する公費負担医療制度の創設	26
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進	56
レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族(ケアラー)への支援の充実	77
ひとり親世帯に対する支援	154
新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡大	180
結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実	186
不妊治療等への支援の拡充	187
保育の質の向上	189
保育所整備への交付金等の充実	191
高等教育の修学支援新制度の拡充	211
こども性暴力防止法の円滑な運用のための制度構築	220
私学振興の推進	223

障害者支援制度の見直し	235
発達障害児への支援	237
医療的ケアが必要な重度心身障害者の活動の場の確保	244
障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化	245

デジタル庁

人口減少社会におけるまちづくり	2
自治体DXの推進	28
自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保	31
インフラ建設DXの推進に関する支援	32
社会保障・税番号制度への確実な対応	34
国家資格の登録手続オンライン化に伴う資格情報提示のデジタル化	35
地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実	37
公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等	40
パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進	41
障害者手帳とマイナンバーカードの一体化	247
指定難病対策の推進	248
産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	281

総務省

人口減少社会におけるまちづくり	2
自治体DXの推進	28
自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保	31
社会保障・税番号制度への確実な対応	34
地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実	37
公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等	40
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進	56
警察官の増員	68
地方分権改革の着実な推進	94
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
地域手当の支給割合において生じている格差の是正	98
住民訴訟(政務活動費の不当利得返還請求)に係る裁判費用の会派等による負担	100
予定価格の上限拘束性の見直しについて	101
地方税財源の充実・確保	103
地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止	106
地方交付税措置のある地方債の期間延長等	109
直轄事業負担金制度の見直し	111
消防指令業務の共同運用の推進	118
消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置の拡充	122
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(検査促進枠)の返還	132

新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備	135
サイバー空間の安全、安心の確保	139
公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入	140
医療保険制度の見直し	166
医療機関等の安定運営確保の推進について	170
保健師等の専門人材を確保し派遣する場合の特別交付税措置の要件の緩和等	172
医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善	176
インターネット上の人権侵害情報の拡散防止	252
超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消	262
地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援	264
一般廃棄物処理における労務費等の適切な価格転嫁	288
森林整備法人への支援の充実・強化	312

消防庁

消防指令業務の共同運用の推進	118
消防防災関係施設・設備の拡充	119
消防団の装備に対する支援	119
緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発	121
消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置の拡充	122
エアポート導入に係る地方財政措置の新設	122
駅構内施設における防火対象物規制の見直し	123
埼玉県八潮市道路陥没事故を受けた市町村消防と都道府県の情報共有体制の整備について	124
国民保護措置の実施における都道府県の役割について	125

法務省

性的マイノリティに対する支援	75
地籍整備の推進	120
保護司の活動費の充実	153
外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実	178
インターネット上の人権侵害情報の拡散防止	252

外務省

パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進	41
トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止	71
日本人拉致問題の早期解決	257

財務省

こども等に対する公費負担医療制度の創設	26
国土強靱化の取組推進に向けた社会資本整備予算の安定的な確保	42
八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充	49
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進	56

重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設	79
活樹の推進	91
地方分権改革の着実な推進	94
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
地方税財源の充実・確保	103
地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止	106
直轄事業負担金制度の見直し	111
ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減	142
医療保険制度の見直し	166
保育の質の向上	189
義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し	197
高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討	208
遠距離通学を要する児童生徒への支援制度の拡充	222
私学振興の推進	223
教育職員における障害者雇用の推進	249
代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ	268
納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除	268
緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充	273
PFOS 及び PFOA 対策について	300
相続税・贈与税納税猶予制度の拡充	308
森林整備法人への支援の充実・強化	312

文部科学省

人口減少社会におけるまちづくり	2
保育士の処遇改善と人材確保の推進	7
保育料の完全無償化の早期実現	10
教育相談体制の強化に伴う財政上の措置	14
GIGAスクール構想等の推進	16
学校給食費の無償化の対象拡大の検討	27
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進	56
医学部の新設	65
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
地震に関する調査研究の推進	117
教職員定数の改善と柔軟な配置の促進	193
義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し	197
日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援体制の充実及び指導体制の整備	199
特別支援学校における教育機会の保障及び環境充実のための財政支援の拡充	200
医療的ケア実施体制整備の充実支援	204
不登校児童生徒に対する教育機会の確保等のための経済的支援等	205
学びの多様化学校におけるオンラインを活用した不登校児童生徒の学びを保障するための措置	207

高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討	208
高等教育の修学支援新制度の拡充	211
東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充	212
学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進及び調査の精選・効率化	213
教師不足の解消	214
遠隔授業における生徒数及び学習評価方法の弾力化	215
県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について	217
こども性暴力防止法の円滑な運用のための制度構築	220
遠距離通学を要する児童生徒への支援制度の拡充	222
私学振興の推進	223
教育職員における障害者雇用の推進	249
文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援	259
文化財建造物の防火対策の強化	260
東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応	295

スポーツ庁

学校部活動の地域展開等への環境整備	198
-------------------	-----

文化庁

学校部活動の地域展開等への環境整備	198
文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援	259
文化財建造物の防火対策の強化	260

厚生労働省

人口減少社会におけるまちづくり	2
保育士の処遇改善と人材確保の推進	7
こども等に対する公費負担医療制度の創設	26
国家資格の登録手続オンライン化に伴う資格情報提示のデジタル化	35
協定締結機関の設置に要する費用に対する財政支援の拡充・継続	59
在宅医療等に係る診療報酬等の制度見直し	63
医学部の新設	65
介護職員の確保・定着に向けた取組の強化	73
レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族(ケアラー)への支援の充実	77
重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設	79
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
都道府県知事が試験実施者となっている国家試験の見直し	102
感染症法に基づく各種届出における医療機関の電子カルテシステムと感染症サーベイランスシステムの連携について	127
結核病床の確保	128
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し	129
予防接種の速やかな定期接種化	130
新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発等	131

ワクチン接種に係る財政措置等の対応	133
新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備	135
公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入	140
生活保護制度の改善	147
生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保	149
生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保	150
生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもに対する学習支援の推進	151
生活福祉資金相談体制の維持	152
包括的な支援体制の整備に係る支援	156
介護保険財政の国負担の見直し	159
介護保険制度における低所得者対策の充実	160
認知症施策の推進	163
介護支援専門員の確保	164
介護サービス事業者の安定運営確保の推進	165
医療保険制度の見直し	166
医療機関等の安定運営確保の推進について	170
保健師等の専門人材を確保し派遣する場合の特別交付税措置の要件の緩和等	172
データ連携等による医療機関の事務負担増加への対応	173
地域医療介護総合確保基金(医療分)の対象事業の拡大について	175
医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善	176
外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実	178
AYA 世代の終末期がん患者の在宅療養生活支援体制の整備	182
がん患者の外見の変化に対する心理・社会的苦痛への支援体制の整備	183
モバイルファーマシー®の整備促進について	184
県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について	217
私学振興の推進	223
受動喫煙対策の推進	228
健康の基本となる健診(検診)の受診率向上	229
特定健康診査等に係る財政支援の充実	231
地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策事業)の充実	232
介護休業制度の見直し	234
障害者支援制度の見直し	235
発達障害児への支援	237
軽度・中等度難聴児に対する補装具費(補聴器)の支給	239
身体障害者補助犬健康管理費の助成制度の創設	241
重度障害者の住まいの場の整備	242
医療的ケアが必要な重度心身障害者の活動の場の確保	244
障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化	245
ヘルプマークの作成に係る国庫補助対象自治体の拡大	246

障害者手帳とマイナンバーカードの一体化	247
指定難病対策の推進	248
教育職員における障害者雇用の推進	249
難病患者の雇用促進に向けた障害者雇用率制度の見直し	251
困難女性支援等を行う民間団体への援助・支援体制の確保及び男性DV被害者支援に係るガイドラインの策定	254
女性自立支援事業及び女性相談支援センターの在り方	256
労働移動の円滑化に向けた措置の実施	305

農林水産省

人口減少社会におけるまちづくり	2
土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進	54
計画的な農業農村整備事業の実施	55
活樹の推進	91
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
直轄事業負担金制度の見直し	111
水源地域の保全	141
森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保	274
クビアカツヤカミキリ防除事業への支援	277
廃棄物の発生抑制・再利用の推進	285
下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充	289
PFOS 及び PFOA 対策について	300
建物内での農業生産を考慮した農業振興地域制度の見直し	307
相続税・贈与税納税猶予制度の拡充	308
特定家畜伝染病防疫体制の強化	309
特定家畜伝染病手当金の対象見直しについて	310
輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実	310
食料安全保障の強化	311
森林整備法人への支援の充実・強化	312

林野庁

活樹の推進	91
水源地域の保全	141
森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保	274
森林整備法人への支援の充実・強化	312

経済産業省

人口減少社会におけるまちづくり	2
再生可能エネルギー等の普及拡大	3
リチウム蓄電池等の適正処理・再資源化の推進	4
インフラ建設DXの推進に関する支援	32

公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等	40
価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	90
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
地方税財源の充実・確保	103
工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充	146
廃棄物の発生抑制・再利用の推進	285
PCB廃棄物の適正処理の推進	286
使用済み自動車の再資源化に関する法律に規定する解体業等の欠格に係る運用の見直し	287
地球温暖化対策推進のための基盤整備	290
排出量取引制度の適切な運営	291
地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化	292
電動自動車等の普及拡大	293
フロン排出抑制法の周知徹底及び代替フロンの排出削減対策強化	299
キャッシュレス決済の普及促進	303
大規模小売店舗立地法届出対象の見直し	304

資源エネルギー庁

再生可能エネルギー等の普及拡大	3
地球温暖化対策推進のための基盤整備	290
地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化	292
東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応	295

中小企業庁

中小企業の事業承継支援体制の拡充整備	89
価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	90

国土交通省

人口減少社会におけるまちづくり	2
大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援	5
都市公園事業の推進	6
インフラ建設DXの推進に関する支援	32
地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実	37
国土強靱化の取組推進に向けた社会資本整備予算の安定的な確保	42
水害・土砂災害防止対策の推進	43
河川管理施設の老朽化対策の推進	45
大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進	47
老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進	48
八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充	49
下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	51
安全で快適な歩行空間の整備	61
交通安全施設等の整備	62

鉄道新線建設の取組に対する支援	80
埼玉高速鉄道線(地下鉄7号線)延伸の取組に対する支援	82
新大宮上尾道路、東埼玉道路、核都市広域幹線道路など直轄国道等の事業推進	84
幹線道路網の整備推進	86
スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用	88
活樹の推進	91
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
地方税財源の充実・確保	103
直轄事業負担金制度の見直し	111
大規模地震対策の強化	113
地籍整備の推進	120
下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化	126
水源地域の保全	141
雨水・再生水利用の推進	141
ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減	142
水道基盤強化の促進に係る支援施策の充実	143
水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充	144
土地区画整理事業の推進	265
市街地再開発事業の推進	266
空き家を含む既存住宅の流通促進のための税制度の見直し	267
代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ	268
納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除	268
駅ホームでの転落防止対策の促進	269
地域公共交通事業者の事業継続支援	270
羽田空港アクセス線西山手ルートへの早期着工に向けた支援	271
緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充	273
市町村による浄化槽整備の推進	278
廃棄物不法投棄の根本的な解決に向けた規制強化	284
下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充	289
地球温暖化対策推進のための基盤整備	290
電気自動車等の普及拡大	293
下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充	294

観光庁

外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実	178
----------------------------	-----

環境省

人口減少社会におけるまちづくり	2
再生可能エネルギー等の普及拡大	3
リチウム蓄電池等の適正処理・再資源化の推進	4

地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進	97
水道水質基準との整合に向けた排水規制の見直し	145
行政による責任あるクマの捕獲体制の構築	276
クビアカツヤカミキリ防除事業への支援	277
市町村による浄化槽整備の推進	278
金属スクラップ等の保管に係る規制の的確な運用	280
産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	281
産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設	282
廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設	283
廃棄物不法投棄の根本的な解決に向けた規制強化	284
廃棄物の発生抑制・再利用の推進	285
PCB廃棄物の適正処理の推進	286
使用済み自動車の再資源化に関する法律に規定する解体業等の欠格に係る運用の見直し	287
一般廃棄物処理における労務費等の適切な価格転嫁	288
地球温暖化対策推進のための基盤整備	290
排出量取引制度の適切な運営	291
地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化	292
電気自動車等の普及拡大	293
東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応	295
光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5(微小粒子状物質)に係る取組の強化	296
大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化	298
フロン排出抑制法の周知徹底及び代替フロンの排出削減対策強化	299
PFOS 及び PFOA 対策について	300

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応	295
-------------------------	-----

防衛省

サイバー空間の安全、安心の確保	139
-----------------	-----

全府省庁共通

地方分権改革の着実な推進	94
--------------	----

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

I 歴史的課題への挑戦

■人口減少・超少子高齢社会への対応



持続可能なまちづくりと経済成長の実現

1 人口減少社会におけるまちづくり



要望先：内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：エネルギー環境課、市街地整備課

◆提案・要望

政府が推進しているコンパクトシティの取組や、地域未来戦略、国土強靱化基本計画等の重要施策を相互に関連させ、高次の取組を行う市町村に対して、より手厚い財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、かつて経験したことがない人口減少・超少子高齢社会の到来という大きな転換期を迎えている。国勢調査開始以来、全国で唯一、人口が増加し続けた本県は、令和3年10月時点の人口推計では、初めて人口減少に転じた。その一方で、75歳以上の高齢者人口は全国でトップレベルのスピードで増加することが予想されている。
- ・ 超少子高齢社会では、地域を支える商業や交通の衰退、空き家の増加等による都市のスポンジ化、医療・福祉の費用増加などにより、現在の行政サービス水準の維持やインフラの更新が困難になることが予測される。その上で、激甚化・頻発化する災害にも対応していかなければならない。
- ・ 本県では、こうした諸課題に対応するため、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素に着目したまちづくり、すなわちコンパクトで利便性が高く、災害にも強い、持続可能なまちづくりを、市町村や企業等とともに進める「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進している。
- ・ 本プロジェクトには県内全63市町村が参加し、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導やウォークアブルなまちづくり、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、防災・減災の取組、エネルギーレジリエンスの強化などに総合的に取り組んでいるが、これらは政府が推進しているコンパクトシティの取組や地域未来戦略、国土強靱化基本計画等にも合致する取組といえる。
- ・ 超少子高齢社会の課題に着実に対応するための市町村の取組は全国の自治体にとっても参考となることから、取組を一層推進するための財政支援が必要である。

2 再生可能エネルギー等の普及拡大



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：エネルギー環境課、温暖化対策課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が進める地域の脱炭素化の取組を幅広く支援する観点から、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算を拡充するほか、交付金の柔軟な活用の妨げとなる詳細な要件の設定や年度途中の取扱いの変更を避けるとともに、交付金の機動的な活用のため事業計画額の全額を年度当初に交付決定すること。また、事業計画の最終年度まで事業計画額を確実に措置すること。併せて、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても地方財政措置を講じること。
- (2) 地域の脱炭素化に向け、家庭や企業等における再生可能エネルギー活用設備や電力の効率利用に不可欠な蓄電池のほか、コージェネレーションシステム、高効率省エネ設備等の導入・更新に対する支援の拡充、各設備の性能向上や価格低減に向けた技術開発を進めること。
- (3) 地域の脱炭素化に当たって重要となる熱エネルギーの活用を進めるため、太陽熱・地中熱・バイオマス熱のほか、工場からの廃熱等も含めた効率利用について導入支援を充実させること。
- (4) AIやIoTなどのデジタル技術を活用したVPPや、地域マイクログリッド、複数事業者間での熱の共同利用など、エネルギーの効率的利用に向けた研究・技術開発や導入支援を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 脱炭素化に向けては、再生可能エネルギーの活用が検討課題となるが、電力の安定供給のためには、蓄電池や系統との連携、多様なエネルギー源の確保、効率的なエネルギー利用など、様々な施策をバランスよく展開する必要がある。
- ・ 本県では家庭及び企業等の双方で蓄電池などの再生可能エネルギー活用設備や省エネ設備の導入補助を実施しているが、今後、更に導入を促進していくためには、補助の拡充とともに、設備の性能向上や価格低減を図ることも重要である。
- ・ また、AIやIoTなどのデジタル技術を活用したVPPや、地域マイクログリッド、複数事業者間での熱の共同利用など、エネルギーの効率的利用を進めていくことも重要である。

3 リチウム蓄電池等の適正処理・再資源化の推進



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：資源循環推進課

◆提案・要望

リチウム蓄電池等の適正処理と、電池に含まれるレアメタル等の再資源化を推進するため、市町村の連携による広域的な回収・再資源化体制の構築に向けた実証試験や住民への周知などに必要な財政措置等を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因するごみ処理施設等での火災事故が頻繁に発生している。令和6年度は全国の市町村で9,923件、うち県内市町村で1,076件発生した。
- ・ このような状況を受け、環境省は令和7年4月15日付けで各都道府県に通知を発出し、「各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収・適正処理をさらに徹底していく必要があること」や「引き渡しや処分の料金を低減する観点から、必要に応じて都道府県において調整を行うなどにより、複数市町村が連携して引き渡す等の体制を構築すること」等を求めたところである。
- ・ 本県では、令和5年度から家庭から排出されるリチウム蓄電池等からレアメタルを回収・再資源化する実証試験を行ってきたが、各市町村で回収できる量は必ずしも多くないため、コスト低減を図るには、複数市町村の回収分をまとめて資源化事業者へ引き渡すルートを整備など、広域回収・処理体制を構築する必要がある。
- ・ 以上を踏まえ、広域回収・再資源化体制の構築に向けた各自治体が取り組む実証試験や住民への周知などに、財政支援や技術的助言等の支援を求めるものである。

4 大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援【新規】



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹

◆提案・要望

大宮スーパー・ボールパーク構想を実現するため、事業の進捗に応じた技術的、財政的な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大宮スーパー・ボールパーク構想は県営大宮公園の競技場が集まったエリアを中心に、「試合がある日もない日も楽しめる公園」をコンセプトとして再整備し、大宮のまち、埼玉県の良いところを多くの人に知ってもらい、県外からも埼玉県を訪れていただくことを目指している。
- ・ 令和7年9月に、整備に当たってのコンセプトなどを示す大宮スーパー・ボールパーク基本計画を策定した。
- ・ 大宮のまちは大宮駅をはじめとする、東日本各都市のヒト・モノ・情報の相互交流・連携の要となる東日本の玄関口、交流拠点である。
- ・ 大宮駅周辺地域戦略ビジョンでは大宮公園が氷川参道歴史文化軸に位置付けられており、大宮のまちづくりにおいても重要である。
- ・ こういった東日本の玄関口である交流拠点づくりを行うことから、道路や地域交通などの広域的な視点、また野球場やサッカー場、多目的競技場といった複数の集客・賑わい施設の再整備について、官民連携による整備などを検討しており、国の技術的支援が必要である。
- ・ また、今後、事業の本格化に伴い、多額の費用を要することから国の財政的支援が必要不可欠である。

5 都市公園事業の推進



要望先：国土交通省

県担当課：公園スタジアム課

◆提案・要望

- (1) 生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂吸収源となる樹林地を健全な環境とするため、樹木の適正管理ができる財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県が管理する都市公園は32公園のうち25公園が開設から30年以上経過しており、魅力ある公園づくりを持続するための再整備も必要であるが、予算の確保が課題となっている。
- ・ 公園施設長寿命化に要する費用は、向こう5年間で約285億円と見込まれており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。
- ・ 樹木管理に要する費用は、指定管理者による簡易な枝打ちを除いて、過去5年間で約5.0億円となっているが、財政面の制約がある中で倒木の危険がある樹木の撤去しかできておらず、樹林地を健全な環境とするための伐採・剪定などができていない。

◆参考

○向こう5年間の県営公園における施設の長寿命化に要する費用（単位：百万円）

年度	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	合計
金額	5,654	5,691	5,463	6,006	5,655	28,469

○過去5年間の県営公園における樹木管理に要した費用（単位：百万円）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
金額	75.7	105.8	79.9	89.3	148.7	499.4

「こどもまんなか社会」の実現

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進



要望先：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省
県担当課：こども支援課

◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
- (2) 保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、早急に地方自治体と丁寧な議論を進めるとともに、例えば保育士の流出状況に合わせて地域区分を設定する等、その意見を反映させること。
あるいは、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。
 - ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
 - ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、公示価格を考慮
 - ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮
- (3) 公務員の地域手当への準拠を前提とした補正ルールを検討は行わず、抜本的な制度のありかたを検討すること。なお、その検討に当たっては、一般的には自宅近くの保育所等にこどもを預けることから、特に県南の市ではいまだ保育需要のニーズが高く、保育士流出状況に合わせた地域区分を設定し、東京都への流出をなくす改善を行うこと。
- (4) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (5) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策や保育体制強化事業など保育士の負担軽減に係る施策については、引き続き強力で推進し、事業執行に支障が生ずることのないよう、国において十分な財源措置を図ること。
- (6) 保育人材の確保に当たり、保育事業者が有料職業紹介事業者を利用した際、高額な手数料の支払いにより、保育所等の運営への負担が生じていることから、保育士の安定的な確保を図る観点からも、手数料に係る適切な上限設定やその内容を遵守させるための実効性の確保等、具体的な対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、令和8年1月に3.64倍と千葉県、東京都、神奈川県の中では、東京都の4.68倍に次いで高い水準にある。東京都の場合は「こども誰でも通園制度」の利用時間等の拡大の取組を独自で実施し、より多くの保育士を必要としている特殊な事情がある一方、本県はそうしたより多くの保育士を必要とする特殊な事情がないにもかかわらず、保育士の有効求人倍率が高い水準にあり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の給与水準は他業種平均よりも低く、平均勤続年数も短い傾向がある。
- ・ 保育士の人材確保と離職防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合の見直しが勧告され、市区町村単位から都道府県単位の設定となった。
- ・ 保育の公定価格の地域区分及び支給割合は、これまで国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合に準拠して決定されており、仮に今回の勧告がそのまま公定価格に適用された場合、本県では多くの市町村が6%から4%となり、63市町村のうち約3分の2の市町村の公定価格が引き下げられる一方で、東京都では23区の20%に変更はなく、23区を除いた地域でも16%となり、全体的に引き上げられることになる。
- ・ この場合、東京23区と隣接する川口市や戸田市などの自治体との格差がますます拡大し、また、東京都の23区を除いた地域と隣接する所沢市や入間市などの自治体においても、これまで以上に格差が拡大、もしくは支給割合が逆転することになり、保育士が東京都に流出してしまうおそれがある。
- ・ 令和7年12月開催の第13回子ども・子育て支援等分科会において、こども家庭庁は、令和7年度に続き、「令和8年4月からの見直しは実施せず、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版を踏まえつつ、自治体をはじめとする関係者のご意見を伺いながら、引き続き、見直し方法について丁寧に検討を進めていく。」という方針を示している。
- ・ 県内の保育団体からは、本県は地代などの経費が高いため、運営費を人件費に十分充てられないという意見もある。
- ・ 平均所得と地域区分の関係で見ると、県内の一部市では隣接する東京都の区市と比べ平均所得で同等もしくは上回っており、また、平均公示価格と地域区分の関係で見ると、県内の一部市では他県と比べ平均公示価格が高いにもかかわらず地域区分が低い状況にある。人事院勧告がそのまま適用された場合、このような逆転現象が解消されない不公正な地域区分になる。
- ・ このような中、令和8年3月開催の第14回子ども・子育て支援等分科会において、こども家庭庁は、国の今後の検討の方向性として「公務員の地域手当（令和6年人事院勧告）に準拠することを基本としつつ、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けることについて、予算編成過程で検討していく。」と示された。保育の公定価格への未反映の介護保険制度の補正ルールの適用の検討についても示されているが、公務員の地域手当への準拠を前提とした補正ルールの検討は行わず、抜本的な制度のありかたを検討するべきである。
- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 令和6年度の保育対策総合支援事業費補助金について、国が予算の不足を理由に、例年のない複数回にわたる交付申請額の精査依頼を行い、過度な事務負担が生じた。
- ・ また、令和7年度には、こども家庭庁が「令和7年度保育対策総合支援事業費補助金の執行方針について」を発出し、予算の不足を理由に、令和7年度当該補助金の国の負担割合の一部を補助しなかったため、事業執行に支障が生じた。
- ・ 保育対策総合支援事業費補助金の保育士・保育所支援センター運営事業や保育体制強化事業な

どは、保育士の確保・負担軽減において重要なものであることから、事業執行に支障が生ずることのないよう、国において十分な財源措置を図ること。

- ・ 本来は保育士の給与に充当されるべき給付費が、人材紹介会社による紹介料に費やされていることを踏まえ、令和4年11月に、紹介手数料の適切な上限設定を行うことなどについて、九都県市首脳会議から国へ要望を行ったが、実現に至っていない。
- ・ また、令和7年11月に公表された独立行政法人福祉医療機構の全国調査によれば、保育事業者が人材紹介会社に対し、1年間に支払った手数料の平均は約203万円となっており、紹介手数料が全般的に経営の負担になっている状況であり、対策を講じる必要がある。

2 保育料の完全無償化の早期実現



要望先：こども家庭庁、文部科学省
 県担当課：こども支援課

◆提案・要望

- (1) 現行の幼児教育・保育の無償化に伴う財源については、地方に実質的な負担が新たに生じないように、必要な安定財源を国の責任で確保すること。
- (2) 所得に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0～2歳児の保育料についても無償化し、早期に完全無償化を実現すること。
- (3) 保育料の完全無償化を実現するまでの間は、現行の多子軽減制度の同時入所要件を撤廃し、保育サービス等を利用する世帯への経済的負担を軽減すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年10月から、認可外保育施設を含め幼児教育無償化が実施されているが、引き続き十分な財源措置が必要である。
- ・ 保育料は、国が定める上限額の範囲内で、保護者の所得に応じて各市町村が徴収額を定めている。平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、保育料の多子軽減制度を設け、認可保育所等に兄弟姉妹が同時に入所する（＝同時入所要件）場合に、最年長のこどもから順に第2子の保育料が半額、第3子以降は無償としているが、小学生以上の兄弟がいる場合はこの軽減制度に当てはまらない。
- ・ 東京都が令和7年9月から第1子について保育料を無償化している。

◆参考

○現行の国多子軽減制度と本県の事業内容

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	・・・		
	← 同時入所要件 →										
①第1子～第3子全員が満3歳未満の場合	第3子 ↓ 無償	第2子 ↓ 半額 保護者負担	第1子 ↓ 全額 保護者負担	国による 幼児教育・ 保育の無償化							
②第1子～第3子全員が満6歳未満の場合	第3子 ↓ 無償		第2子 ↓ 半額 保護者負担						第1子 ↓ 無償		
③第1子が小学生以上、第2子以降が満3歳未満の場合	第3子 ↓ 半額 保護者負担		第2子 ↓ 全額 保護者負担							第1子	
④第1子・第2子が小学生以上、第3子が満3歳未満の場合	第3子 ↓ 全額 保護者負担									第2子	第1子

※現在、本県では、満3歳未満で第3子以降の保育料を無償化する事業を実施している。

※同時入所要件が撤廃されれば、兄弟姉妹の年齢に関わらず、第2子の保護者負担は半額となり、第3子以降は無償化される。

3 朝のこどもの居場所づくり（朝の小1の壁の解消）



要望先：こども家庭庁
県担当課：こども支援課

◆提案・要望

こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、市町村が小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を設置する場合の整備費及び運営費に対し、放課後児童健全育成事業の補助制度を踏まえ、事業が継続的に実施できるよう財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県が、令和6年9月～10月にかけて実施した、県内の小1・小4の全ての保護者を対象としたアンケート（回答者：約28,000人）によると、「朝の小1の壁」のために転職や退職、勤務時間等の調整など、仕事や働き方を変更した保護者が約2割で、その半数はこどもが小学校に入学する前に変更をしている。
- ・ 就労先において子育てしやすい職場環境を整えることが重要な課題である一方、勤務形態（シフト制など）や職位職責などにより、職場環境を整えるだけでは「朝の小1の壁」に対応できない場合がある。
- ・ 実際に、朝、保護者がこどもよりも先に家を出る家庭が約5%で、こどもの登校時間まで保護者が家にいない事例が少なからず生じている。
- ・ このような点を踏まえ、本県では、令和7年度から「朝のこどもの居場所づくり」のモデル事業を実施する市町村に対して、県単独事業で補助を実施し、モデル事業の効果検証、課題整理等を行っている。
- ・ 朝、保護者がこどもよりも先に家を出なければならない家庭のこどもにとって、「朝のこどもの居場所」の存在が、安心・安全に過ごせる環境の確保やこどもの健全な育成に資すると考える。
- ・ また、保護者にとって、こどもの小学校入学後も働き続けやすい環境が整えられることにより、保護者自身のキャリアはもとより、昨今の人材不足についても解消の一助になるものとする。
- ・ なお、令和6年9月にこども家庭庁が「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」を実施した。当該調査の中で、朝の居場所づくりの保護者ニーズの調査も行い、「学校がある日の朝の自宅以外の居場所」の利用希望は約3割と、一定数のニーズがある。
- ・ これらの点は、本県のみならず、全国的な課題であり、今後県内全域で本格的に事業を実施していくに当たり、国として財政措置を行うべきであるとする。

4 放課後児童健全育成事業の充実



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、放課後児童クラブの従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。特に物価高騰分についても、補助基準額に確実に反映する若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講じること。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村＝1／3：1／3：1／3から、国：県：市町村＝2／3：1／6：1／6へ変更すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、令和7年5月時点で2,166か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和7年5月の待機児童数1,681人は全国2位の水準である。クラブ数（支援の単位の数）は令和5年2,015か所、令和6年2,112か所、令和7年2,166か所と増加しているものの、待機児童は解消しておらず、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ また、国基準では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね40人以下とされているが、本県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- ・ 本県では、平成30年9月に厚生労働省及び文部科学省が連名で策定した「新・放課後子ども総合プラン」や、令和7年12月にこども家庭庁及び文部科学省が連名で策定した「放課後児童対策パッケージ2026」に基づき、学校施設を積極的に活用したクラブ整備を進めている。
クラブの新設整備に当たっては、平成28年度から国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減されているが、余裕教室など既存施設を活用したクラブの改修整備については、嵩上げされていない（国・県・市町村＝1／3ずつ）。
- ・ 国庫補助事業として、放課後児童支援員等処遇改善等事業、キャリアアップ処遇改善事業、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）などが創設されているが、適正規模の支援単位に移行するためには、新たな施設整備と放課後児童支援員等の確保が必要であり、より一層、整備費補助及び処遇改善事業等の拡充が必要である。
- ・ 本県では、県単独事業として運営費や整備費の上乗せを行っているが、待機児童の解消及び適正規模での実施のために、国における補助の拡充が不可欠である。
- ・ なお、令和5年度に最終年度を迎えた「新・放課後子ども総合プラン」について、こども家庭庁及び文部科学省連名で、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」、令和6年12月に「放課後児童対策パッケージ2025」、令和7年12月に「放課後児童対策パッケージ2026」が発出され、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策が示されたため、引き続き新設整備の国庫負担割合の嵩上げ措置の動向等を注視する必要がある。
- ・ 放課後児童クラブの新設整備（ハード整備）については、令和7年度補正予算においても、待

機児童対策であるなどの要件を満たす場合に適用される、国庫負担割合（2／3→5／6）の嵩上げ措置が継続された。

◆参考

○本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度5月1日現在*）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用児童数（人）	72,447	75,511	79,017	82,787	85,684
待機児童数（人）	1,230	1,554	1,881	2,132	1,681

5 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置【一部新規】



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 生徒指導課

◆提案・要望

- (1) 小・中学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、配置日数や勤務時間を増やすことができるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 高等学校・特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、全校配置ができるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を進めること。
- (4) 「校内教育支援センター支援員の配置事業」について、「新規設置のみを対象」とする補助対象の条件及び「補助期間を3年まで」とする補助年限を撤廃するとともに、市区町村単独でも当該国庫補助事業を活用できる制度設計にすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じる者の確保が求められている。
- ・ 本県の公立小・中・高・特別支援学校における令和6年度のいじめの認知件数は37,823件(36,031件)、不登校児童生徒については、小学校6,342人(5,958人)、中学校10,696人(10,833人)、高等学校3,289人(3,302人)で増加傾向にある(カッコ内は令和5年度の数)。
- ・ こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、学級担任を中心に管理職や養護教諭、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの職員が連携し、組織として適切な支援を実施する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門的な知識を有する職員は、児童生徒の抱える悩みや課題が複雑化する中、適切な支援を実施する上で重要な役割を果たしている。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難であるとともに、国の補助率が3分の1に留まるため、都道府県の負担が大きくなっている。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に配置する者に対する補助事業や地方交付税が十分に措置されていないため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。
- ・ 現在、国において、スクールカウンセラーなどの常勤化に向けた検討が行われているが、地方自治体にとって有効に活用されるものとなるよう、更に検討を進めてもらう必要がある。
- ・ なお、常勤職員としての配置を行う際には、国が、いわゆる標準法において教職員定数として算定するべきである。

- ・ また、令和7年度から国では「校内教育支援センター支援員の配置事業」を開始したが、補助対象となるのは、令和7年度以降、新規で校内教育支援センターを設置する学校であり、令和6年度以前に校内教育支援センターを設置した学校の支援員は対象外となっている。加えて、支援員の配置から3年までとする補助年限が設けられている。
- ・ さらに、都道府県が補助対象経費の一部を負担する制度設計となっていることから、県において当該事業の予算措置が講じられない場合、市町村は国庫補助事業を活用した事業実施が困難となっている。

6 G I G Aスクール構想等の推進



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、ICT教育推進課、教育局財務課

◆提案・要望

- (1) G I G Aスクール構想により整備された学習者用端末について、義務教育段階の端末の更新等の経費に対して実態に即した財政措置を講じるとともに、高等学校についても小・中学校等と同様の財政措置を講じること。併せて、クラウドサービス利用料等を含めた端末活用経費についても広く支援すること。
- (2) 児童生徒が学校外で学習者用端末を活用する際の通信費について、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 学校のネットワーク環境の整備・維持・更新に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- (4) ICT支援員をはじめとする学校現場を支援する体制の整備について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）及び生成AIパイロット校事業について、令和9年度以降についても継続的に十分な財政措置を講じること。
- (6) 私立学校における教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICT活用授業のノウハウの習得や外部人材による技術的支援等に係る経費に対する財政的支援を拡充すること。
- (7) 私立学校の端末の購入・更新に対する支援やネットワーク環境の向上等ICT環境の整備についても、補助率の嵩上げや補助上限の拡大等を通じた安定的な財政措置を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ G I G Aスクール構想により整備された児童生徒の1人1台端末については、文部科学省は、義務教育段階における更新等の経費に対して国庫補助及び交付税措置を講じている。しかし、昨今の急激な端末価格の高騰や為替変動を踏まえると、現在の補助基準では対応しきれない事態が懸念される。一方、高等学校段階における更新等については、経費の3分の1相当のみを交付税措置の対象としている。G I G Aスクール構想は国が全国的に推進している施策であり、高等学校段階においても更新等に要する経費の全額を支援すべきであると考えられる。
- ・ また、国庫補助の対象である義務教育段階の端末更新等に要する経費には、端末と一体的に買い切りで整備する付属品やソフトウェア等が含まれている。しかし、近年の端末価格の上昇や、ソフトウェアや各種機能がサブスクリプション（定額課金）型へ移行していることから、買い切りを前提とした現行の支援の枠組みでは、必要な経費を十分に賄えない場合が生じている。
- ・ 端末の利活用がクラウドサービスの活用を前提として定着している現状を踏まえ、ソフトウェア、クラウドサービス利用料等を含めた端末、運用上不可欠な付属品の更新・活用に係る経費について、義務教育段階及び高等学校段階の双方において、実態に即した十分な財政措置が必要で

ある。

- ・ 放課後や校外学習での活用等を見据えた学校外の学びの通信環境は、今後、デジタル教科書の導入や自宅でのオンライン学習など学校外での学習者用端末の更なる活用が見込まれることから、その通信費について恒久的で十分な財政措置が必要である。
- ・ 学校のネットワーク環境の整備等については、速度改善のための初期費用及び幼稚園・義務教育諸学校・特別支援学校における工事費用に対する国庫補助のほか、「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」を踏まえた交付税措置がなされているが、機器の耐用年数、通信量の増加、情報セキュリティ対策を踏まえ、整備・維持・更新にかかる継続的かつ十分な財政措置が必要である。
さらに、生成AIパイロット校事業について、令和7年度補正予算により財政措置がなされたが、生成AI自体が日々進化し続けている現状を踏まえるならば、その活用事例の創出・普及も継続して行う必要があり、令和9年度以降についても継続的に十分な財政措置が必要である。
- ・ 端末の安定的な運用を支援するヘルプデスク業務やネットワークトラブル対応等は、端末利用が定着して以降も必ず発生する基盤的業務である。また、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」において、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理は「教師以外が積極的に参画すべき業務」に位置づけられており、ICT支援員をはじめとする学校現場を支援する体制の整備について、十分な財政措置が必要である。
- ・ 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）については、令和7年度補正予算において採択校の拡大が図られているが、その一方で、新規採択校に対する重点類型加算や域内横断的取組に対する支援が廃止された。デジタル等成長分野の人材育成は一朝一夕にできるものではなく、また、国が政策的に重視する分野の先導的な取組に資源を集中し、その成果を横展開することは施策の効果を高めるものであると考えられることから、重点類型加算や域内横断的取組に対する支援も含めて、令和9年度以降についても継続的に十分な財政措置が必要である。
- ・ 私立学校におけるICT環境は学校ごとに異なり、ハードやソフトの仕様も様々であるため、それぞれの私立学校の実情に応じたオーダーメイドでのサポートを受けられるようにすることが効果的である。既存の経常費補助における教育改革推進特別経費の加算を含め、外部人材による技術的支援やICTを活用した授業に関するノウハウの習得など教員のICTを活用した指導力の向上を図ることができるよう、引き続き国による財政的支援の拡充が必要である。
- ・ また、端末の購入・更新に対する支援やネットワーク環境の向上等ICT環境の整備についても、各学校の負担が大きいため、財政的支援の拡充が必要である。

7 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費等の実態を踏まえた改善及び見直し



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

<児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の実態を踏まえた改善及び見直し>

- (1) 児童養護施設の直接処遇職員(児童指導員・保育士)配置基準を就学児以上では3:1とすること。
- (2) 児童養護施設の個別対応職員及び自立支援担当職員は、施設規模等に応じた複数配置とすること。
- (3) 児童養護施設の心理療法担当職員は、加配の要件に該当しない場合も、施設規模に応じた複数配置とすること。
- (4) 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。
- (5) 要保護児童の一時保護先の確保手段として、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進及び入所児童の生活・学習環境の改善が図れるように、一時保護実施特別加算費の増額を行うこと。
- (6) 児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を5:1とすること。
- (7) 児童自立支援施設及び母子生活支援施設において看護師の配置を設定すること。
- (8) 母子生活支援施設の母子支援員及び少年指導員の職員配置基準を5:1とすること。
- (9) 母子生活支援施設の心理療法担当職員及び個別対応職員を常勤とし、職員配置基準を10:1とすること。
- (10) 自立援助ホームにおいて、心理的なサポートを行うため、心理療法担当職員の配置基準を設定すること。
- (11) 児童養護施設の本園の小規模グループケアについては、分園と同様に最大3名の職員加配を認めること。
- (12) 児童養護施設等に付属する一時保護所の専任職員(児童指導員又は保育士)の配置を3名とすること。
- (13) 母子生活支援施設において、事務職員を専任で配置すること。
- (14) 母子生活支援施設においても家庭支援専門相談員の加算配置を対象とすること。
- (15) 自立援助ホームに事務員(非常勤)を配置すること。

<措置費の見直し>

- (1) 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。

- (2) 児童養護施設等の安定的運営を図るため、物価高騰分を措置費に確実に反映するなど、十分な対策を講じること。
- (3) 児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」や「特別支援学校・学級児加算」を創設すること。
- (4) 児童養護施設等における被虐待児受入加算費の適用期間は措置期間と同じとすること。
- (5) 乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。
- (6) 母子生活支援施設においては、第1子妊娠中についても入所の対象とすること。
- (7) インフルエンザ等の感染症に対する予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。
- (8) 高校生の部活動、学習塾等に要する費用の実費を支援すること。
- (9) 大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。
- (10) 特別支援学校高等部及び母子生活支援施設に入所する高校生について、特別育成費の全ての項目について支弁すること。
- (11) 資格取得費については全児童を対象とし、複数回の支弁を可能とすること。
- (12) 自立援助ホームにおいても受診券の発行の対象とすること。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- (1) 医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するため、乳児院において複数の看護師を配置できるよう補助を拡充すること。

<次世代育成支援対策施設整備交付金の見直し>

- (1) 児童福祉施設等の施設整備を推進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金は、建設資材等高騰分及び人件費高騰分を適切に反映するなど実態に即したものとすること。

<児童虐待防止対策等総合支援事業（一時保護機能強化事業）の見直し>

- (1) 一時保護施設入所児童等の原籍校への通学支援を推進するため、タクシー等多様な送迎手段の利用ができるよう補助基準額を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

- ・ 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアが求められている。
- ・ 職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

<措置費の見直し>

- ・ 児童養護施設や乳児院は被虐待や知的障害などの問題を抱えるこどもが増えており、職員の負担が増加している。そのため、職員の更なる処遇改善が必要である。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- ・ 乳児院において重度の心身障害がある医療的ケアが必要な乳児が措置された場合、24時間体制で医療を提供する必要があるが、現在の措置費の人員配置では対応できないため、医療機関等連携強化事業において看護師1名分の人件費を補助（国2分の1）している。
- ・ 本県では同一法人内に医療機関を運営している乳児院が常に4人程度受け入れており、引き続き円滑な受入を促進するためには、複数の看護師を配置する必要がある。

<次世代育成支援対策施設整備交付金の見直し>

- ・ 児童養護施設等の整備については、物価高騰による建設資材高騰及び人件費高騰により、工事契約における入札不調が増加している。設置主体者の負担が大幅に増加しているため、交付基礎点数の見直しを行う必要がある。

<児童虐待防止対策等総合支援事業（一時保護機能強化事業）の見直し>

- ・ 一時保護施設入所児童等の通学支援については、一時保護機能強化事業（一時保護委託付添協力員）により会計年度任用職員を配置し、公用車を利用した送迎を実施しているが、1度に送迎できる児童数は2名程度が限界である。一時保護施設等職員が不足する中、より多くの児童が通学できるよう、タクシー等多様な送迎手段の活用が必要である。

◆参考

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	予算上の職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.3 : 1	—
		2歳～3歳未満児	2 : 1	—
		年少児	3 : 1	—
		就学児以上	4 : 1	3 : 1
		一時保護所	3 : 1	2 : 1
	個別対応職員	各施設1人		複数配置
	事務職員	各施設1人		複数配置
	自立支援担当職員	各施設1人		複数配置
児童心理治療施設	心理療法担当職員	10 : 1		→ 5 : 1
児童自立支援施設	看護師	—		1人
母子生活支援施設	母子支援員	20世帯以上30世帯未満3人		5 : 1
	少年指導員	20世帯以上30世帯未満2人		
	心理療法担当職員	各施設1人		10 : 1
	個別対応職員	各施設1人		
	事務職員	少年指導員と兼任		専任
	看護師	—		1人
	家庭支援専門相談員	—		加算配置

自立援助ホーム	心理療法担当職員	－	1人 1人 (非常勤)
	事務職員	－	

- ・ ケアニーズが高いこどもは地域小規模施設ではなく、本園で生活することが想定される。そのため、本園施設は地域小規模施設と同等以上に手厚い職員体制にしていく必要がある。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（令和2年3月1日現在）

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	63.8%	13.5%	16.4%
乳児院	42.1%	10.9%	1.6%

※ 社会的養護の現況調査に基づく。さいたま市を含む。令和2年度の調査から項目削除。

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
療育手帳所持者	125名 (9.89%)	139名 (10.95%)	120名 (9.80%)
特別支援学級児（小学生）	79名 (6.25%)	103名 (8.12%)	85名 (6.94%)
特別支援学級児（中学生）	68名 (5.38%)	57名 (4.49%)	58名 (4.73%)
特別支援学校通学児（中・高）	85名 (6.72%)	87名 (6.86%)	84名 (6.86%)

※（ ）内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【令和元年度現員数1,264名、令和2年度現員数1,269名、令和3年度現員数1,225名】

※ 社会的養護の現況調査に基づく。さいたま市を含む。令和2年度の調査から項目削除。

8 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司等）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、児童相談所や児童福祉施設等で必要な資格を取得する者の増加策を図ること。
- (2) 児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度（就職準備資金貸付や奨学金返済支援など）を創設すること。
- (3) 児童養護施設等の職員が、必要とされる知識の習得や支援スキルの向上の機会を職員の労働環境に依らず十分に得られるよう、現在モデル事業として実施されている児童心理治療施設多機能化事業を検証するなどし、適切な仕組みの構築を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

○必要増員数

年 度	令和8年度	配置基準※	必要増員数
児童福祉司	294 人	365 人	71 人
児童心理司	139 人	181 人	42 人

※児童虐待相談対応件数（令和6年度）から算出

○児童養護施設職員数（児童指導員、保育士等）

令和7年4月1日現在 常勤 887 人（埼玉県児童福祉施設協議会基本調査）

9 市町村の児童虐待対応体制の強化



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 市町村において、急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、要保護児童対策地域協議会に係る専門職の配置基準を定めるとともに、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) こども家庭センターの設置に十分対応できる体制を整備するために必要な財源の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童福祉法第10条第4項では、市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上に努めなければならないとされている。
- ・ 同条第5項では、国は市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないとされているが、具体的な専門職の配置基準や必要な財源措置が明確化されていない。
- ・ 平成28年6月の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会に専門職の配置とその研修が義務付けられた（平成29年4月1日施行）が、専門職の配置については必要な財源の手当てが明確にされていない。
- ・ 令和4年6月の児童福祉法改正により、市町村におけるこども家庭センターの設置が努力義務となり、新たにサポートプランの策定や担い手の確保等地域資源の開拓などの業務が付加された。
- ・ 統括支援員の配置、サポートプランの作成支援員（非常勤）及び地域資源開拓コーディネーター（非常勤）の配置に対する補助金は創設されたが、それに伴う事務量の増加に対応する市町村職員の体制整備に十分な財政措置が行われていない。

◆参考

○児童福祉法

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～四 略

2・3 略

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

○交付税措置

人口10万人当たり

①児童福祉費のうち児童福祉共通費4人（このうち児童相談担当の職員の人数は不明）

②子ども家庭総合支援拠点の職員1名（令和元年度から）

要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者1名（令和元年度から）

10 中核市における児童相談所の設置の促進



要望先 : こども家庭庁
 県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

中核市が児童相談所を設置しやすくなるよう、人材確保・育成支援や施設整備への支援など設置に係る支援その他の必要な措置の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を可能とするため、令和元年6月に改正された児童福祉法（令和2年4月1日施行）の附則において、「政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。」とされた。
- ・ 中核市は自ら児童相談所を設置することで、母子保健や学校現場との緊密な連携等により、児童に対するよりきめ細やかな支援が可能となる。
- ・ 本県には川越市、越谷市、川口市3市の中核市があるが、改正児童福祉法において目途とされた令和6年度末においても、施設運営等の財政負担が大きいこと、人材確保が困難であることなどから、いずれの市も設置の予定はない。

◆参考

○全国の状況

62の中核市のうち

- ・ 設置済 7市（横須賀市、金沢市、明石市、奈良市、豊中市、高崎市、
 尼崎市）
- ・ 設置予定 7市（宇都宮市、船橋市、柏市、枚方市、東大阪市、宮崎市、
 鹿児島市）
- ・ 設置の方向で検討中 3市（豊橋市、姫路市、西宮市）

[R8.4こども家庭庁調査]

○一時保護所の整備費（次世代育成支援施設整備交付金）（負担割合：国1/2・市1/2）
 補助単価540万円/人（令和元年度） → 約1,271万円/人（令和2年度）

○児童相談所・一時保護所の財政措置 整備費の5割（令和元年度）→約7割（令和2年度）

【児童相談所】

令和元年度	施設整備事業（一般財源化分） （充当率 100%、交付税措置率 70%）	一般単独事業 （充当率 75%）	一般財源
令和2年度	施設整備事業（一般財源化分） （充当率 100%、交付税措置率 70%）	一般単独事業 （充当率 90%、交付税措置率 50%）	一般財源

※ 一般財源化前の国庫補助金相当額（事業費の1/2）の30%については、普通交付税（単位費用により措置）

【児童相談所一時保護所】

令和元年度	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	公共事業等【都道府県】 （充当率 90%、交付税措置率 22.2%）	財
令和2年度	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	一般補助施設整備等事業 【市・区】（充当率 75%）	一般財源

11 家庭養育優先原則の推進



要望先 : 子ども家庭庁
県担当課 : 子ども安全課

◆提案・要望

- (1) 家庭養育優先の理念を実現するため、里親制度が広く国民に浸透するよう普及啓発を強化するとともに、里親支援の充実を図るための財政措置を拡充すること。
- (2) ファミリーホームの整備を促進するため、事務費について児童養護施設等と同様に定員払いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、県では令和7年3月に「埼玉県社会的養育推進計画」(埼玉県子ども・若者計画)を作成した。
- ・ 家庭養育優先の理念の具現化に当たっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
- ・ ビジョンを踏まえた自治体への技術的助言等に当たっては、数値目標や目標年次を優先するのではなく、児童の最善の利益を最優先する必要がある。
- ・ また、具体的な施策(里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化など)の推進に当たっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

○本県の里親等委託率

	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
里親等委託率	24.2%	24.4%	25.9%

○埼玉県社会的養育推進計画(令和7~11年度)に掲げる里親等委託率の目標値

現状値 25.9%(令和6年度) → 目標値 42.0%(令和11年度)

12 こども等に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : こども家庭庁、財務省、厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されているこども及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 18歳未満までのこどもの医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は令和6年4月に廃止されたが、ひとり親家庭等の保護者に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ こども及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や支給内容が異なり、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、こどもを対象とする医療費助成については、令和6年4月に国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が廃止されたが、ひとり親家庭等の保護者を対象とする医療費助成については、減額措置が継続されている。

◆参考

○本県のこども及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	こども医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	通院=小3まで 入院=中3まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	現物給付 (県内医療機関受診分のみ)	償還払い (令和5年1月~こどもの一部について県内医療機関受診分のみ現物給付)
令和8年度予算	4,791,449千円	1,197,177千円
令和7年度実績	受給対象者数 647,557人 支給件数 6,661,759件 市町村支給額 8,615,038千円 事業費県補助 4,224,366千円	受給対象者数 79,406人 支給件数 1,160,541件 市町村支給額 2,686,064千円 事業費県補助 1,166,896千円

13 学校給食費の無償化の対象拡大の検討【一部新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、保健体育課

◆提案・要望

学校給食費における地域間格差をなくすため、抜本的な負担軽減ではなく、公立私立に関わらず、小・中学校の学校給食の無償化について、国の責任で全ての財源を確実に確保し、具体的な施策を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。
- ・ 学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断ができるものとなっている。
- ・ 令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査等を行った上で給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとしている。
- ・ 令和6年6月には、国が学校給食に関する実態調査の結果を公表し、同年12月には「給食無償化」に関する課題の整理を公表した。
- ・ 令和7年2月25日には、自由民主党、公明党、日本維新の会の三党による合意がなされ、いわゆる給食無償化については、まずは小学校を念頭に令和8年度に実現し、中学校への拡大もできる限り速やかに実現することとされた。
- ・ 令和7年12月19日には、国から「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」が発出され、令和8年4月から小学校段階の抜本的な負担軽減を実施するという方針が示された。
- ・ 令和8年4月7日に成立した文部科学省の令和8年度の「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」予算により、子育て支援に取り組む自治体を支援するため、小学校段階（公立）の児童の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されている。
- ・ しかし、「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」による支援では、実際の給食費には足りない場合があり、その不足額については各自治体による負担、保護者による負担など自治体により対応が異なることから、地域間での格差が生じるおそれがある。

更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上

1 自治体DXの推進



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省

県担当課 : 行政・デジタル改革課、情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 基幹業務システムの標準化については、令和6年度に情報システム標準化基本方針を改定し、移行期限を原則令和7年度末までとしつつ、特定移行支援システムについては最長で令和12年度末までとすることとされたが、引き続き県および市町村の現状を把握し円滑な移行に向けた支援を行うこと。また、移行が令和8年度以降になった自治体についても、移行経費に対する財政支援を確実に措置するとともに、移行時期が遅れたことに伴い住民サービスの低下などの不利益が生じないように配慮すること。
- (2) 基幹業務システムの標準化移行後の運用経費の増額分は、令和7年度より普通交付税で措置されることとなった。加えて、令和7年度補正予算において、国庫補助事業が創設されたが、その詳細については明らかになっていない。自治体の運用経費の負担を軽減するため、各自治体の状況に応じた確実な財政支援措置を講ずること。さらに、ガバメントクラウドのサービス事業者(CSP)の責めにより損害が発生した場合でも、各自治体が安心して利活用できる環境を引き続き検討し整備すること。
- (3) 新たなデジタル基盤などを構築、維持、拡大するに当たり、膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となるため、DXの財源とすることが可能な財政的支援を継続的に行うとともに、更新期における財政措置も考慮すること。
また、DX推進に係る自治体の取組を支える仕組みとして、地域未来交付金が用意されているが、当該交付金のうち、既存の優良モデル等の横展開を図る地域住民等利用推進型(TYPE A)においては地域住民等への直接的な裨益があることが前提となっている。補助要件を緩和し、行政事務の効率化等でも活用できるようにすること。
- (4) 生成AIやメタバース等のデジタル技術を活用した自治体事務の高度化・効率化及び地域課題を解決する取組について、先駆的に実施する自治体に負担が集中せず、かつ各自治体への横展開を促進する技術的・財政的な支援を継続的に実施すること。また、多くの自治体で取組が進むよう、支援対象となる要件の緩和や自治体負担の軽減など弾力的な運用を図ること。
- (5) 行政手続のオンライン化を促進するため、地方からの要望・意見を十分に取り入れ、オンライン化の阻害要因となっている法令等の見直しを行うこと。
- (6) 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進について、人件費等が自治体の負担とならないよう、民間人材の給与水準等を参考に適切な財政措置を講ずること。また、必要となるスキル基準等を定め、J-LISや自治大学校でデジタル人材育成向けのラーニングパス等を設計するとともに、体系的に学修で

きる履修コースをさらに拡充すること。

(7) 公金収納のキャッシュレス化を進めるため、e L T A Xの活用推進に必要な財政措置などの支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとしている。
- ・ 令和6年12月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を改正したが、令和8年度以降に移行するシステムの取扱いや財政措置等についてさらなる改善が必要である。また、移行経費の補助上限についても見直しが図られているが、依然として移行経費に係る財源の不足が懸念されることから、更なる財政支援措置が必要である。
- ・ ガバメントクラウド移行に伴う運用経費の増額分は普通交付税で措置されることとなり、令和7年度補正予算においては、運用経費の増加に対する補助制度も創設されたが、依然として運用経費の増加に対する財政措置が十分でない懸念がある。
- ・ デジタル手続法でデジタル化の基本原則としている「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を実現するためには、県民や県内事業者向けの新たな基盤の構築が必要となる。特に、更なる行政サービスの向上に向けては、デジタル社会の基盤となる官民データの連携が重要であり、現在国が整備を進めているベース・レジストリとの連携基盤の構築が急務であると考えられる。
- ・ 自治体のDXに関わる投資を早期にかつ強力で推進することが重要だが、自治体にとって膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となる。
- ・ 多様な県民ニーズに対応すべく、自治体事務の高度化・効率化及び地域課題を解決する取組を進めるためには、生成AIやメタバースなどの先進的なデジタル技術の活用が必要となる。
- ・ 自治体においては、新たなデジタル技術の導入意向はあるものの、経費負担が足かせとなり、本格導入する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
- ・ 地域未来交付金においても、自治体で既に導入されている優良事例の横展開に対応しているものの、地域でのコンソーシアムの形成、産官学金労言等の意見を踏まえた効果検証といった要件や煩雑な実施計画書の提出など、申請に向けては一定のハードルが引き続き存在するため、条件の緩和が求められる。また、当該交付金のうち、既存の優良モデル等の横展開を図る地域住民等利用推進型（TYPE A）においては住民への直接的な裨益が前提となっており、行政事務の効率化等に係るシステム導入は対象となっていない。
- ・ 令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」では、住民サービスの提供に必要なシステム導入のイニシャルコストに幅広く活用が可能となるなど、一定の措置がなされたものの、ランニングコストやシステム更新時の費用が対象になっていない。
- ・ 国の法令等で書面による申請書類の提出や許可証等の交付を義務付けている手続が残っていることから、こうした法令等の見直しを早急に進める必要がある。
- ・ 市町村支援デジタル人材確保に係る普通交付税措置の単価は、民間のデジタル人材の給与水準と比べ著しく低く、実際に支払う給与との差額を一般財源から充当せざるを得ない。
- ・ 令和6年度からJ-LISにおいて教育研修受講モデルが示されたが、簡易的な内容であることから、自治体に対して、デジタル人材の育成・確保の推進を求めるのであれば、より充実した内容の研修体系の明示や整備が不可欠である。
- ・ 地方自治体が収入する公金については、令和8年9月までにe L T A Xを活用する方法で収納する方針が国から示されたが、e L T A Xを始めとする公金収納のキャッシュレス化等、行政D

Xの推進においては、国からの財政支援がないと市町村では対応が困難な状況である。そのため、行政DXの推進に当たっては、市町村への財政支援等が必要である。

2 自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省
県担当課 : 情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 激化するサイバー攻撃に対応するため、端末におけるセキュリティ対策の負担が増えることから、対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 自治体職員のリテラシー向上、専門的知識を有する人材の確保・育成などの施策の強化及び財政措置を講じること。
- (3) エンドポイント・セキュリティを含むゼロトラストアーキテクチャーについては、その基準や規格について国が一定の見解を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ DXの進展に伴い、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、クラウドサービスの活用やテレワークの推進が求められている。政府がクラウドバイデフォルトの原則に基づき、システムの標準化や共通のクラウド基盤を整備することが前提ではあるが、それと同時に、地方自治法で求められるサイバー攻撃等に対する必要な措置を講じなければならない。
- ・ さらに、テレワークの推進により、時間や場所にとらわれない働き方が進むとエンドポイントのセキュリティ対策が重要となる。このため、サーバー及び端末のセキュリティ対策、職員のリテラシー向上、専門人材の確保等に要する経費の増大が見込まれる。
- ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画では、現行のいわゆる「三層の対策」について、将来的には、政府情報システムと歩調を合わせつつ、ゼロトラストアーキテクチャーの考えに基づくネットワーク構成に対応するよう検討を行うこととされており、本県においても今後検討が必要となる。
- ・ 令和8年度のデジタル債において、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備について対象となる方針が示されたが、その要件等については不明瞭な点もあり、十分な支援となるか懸念がある。

3 インフラ建設DXの推進に関する支援



要望先 : デジタル庁、経済産業省、国土交通省
県担当課 : 県土整備政策課、道路環境課、河川環境課

◆提案・要望

- (1) 3Dデータの継続的な取得及びインフラデータの効率的な利活用のために必要な財源確保とインフラメンテナンスの高度化に向けた取組を推進すること。
- (2) ICT活用工事を通じて、中小企業へデジタル技術を普及促進するため、財政支援や知識習得に関する技術支援を継続・拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、令和6年4月より「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」が第2期へ移行し、更なるDXの推進に取り組んでいる。インフラ建設分野においても、ICT活用工事等の推進に加え、インフラデータの利活用を目的として、GIS基盤へのインフラデータの搭載に取り組んでいる。今後、ICT活用工事の普及拡大やGIS基盤の安定的運用と搭載データの更新を実現して行く上で、以下の課題があることから、上記事項について要望する。

<3Dデータの取得及びインフラデータの利活用>

- ・ 本県では、県が管理する道路や河川の3D点群データを始めとするインフラデータの利活用を目的とした環境整備を進めてきた。
- ・ しかしながら、継続的なデータの更新や安定的なGIS基盤の運用に必要な財源の確保が課題となっている。

<インフラメンテナンスの高度化>

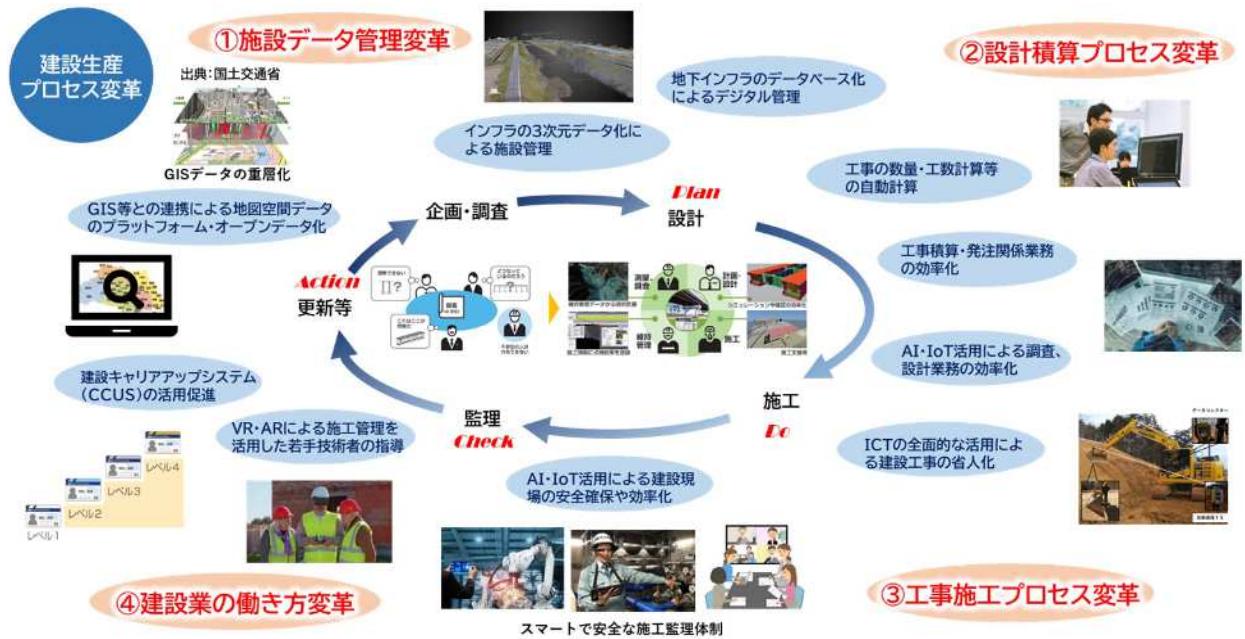
- ・ 八潮道路陥没事故の事案を踏まえて、道路管理者や占有者が管理する地下インフラデータの収集、電子化が促進されるよう新たな道路占有関連システムの普及を推進することが必要である。

<ICT活用工事の普及促進>

- ・ 本県では、平成28年度からICT活用工事を開始し、実施件数は年々増えてきているところであるが、受注者希望型発注の実施率は、ICT土工でも約6割にとどまっており、更なる普及促進が課題となっている。
- ・ 受注者がICT活用工事を実施しない理由として、ICT建機や測量機器、3Dデータを扱うための高性能PCやソフト等の導入費用が高額であることが依然として多く、普及が進むまでの当面の間、ICT建機や測量機器等の調達に当たっての助成制度の継続が必要である。
- ・ さらに、本県の建設工事を担う中小企業では、建設労働者の高齢化も進む中、ICT活用工事の実施に必要な知識の習得が依然として課題となっており、支援の継続が必要である。

◆参考

○本県における建設生産プロセスの変革イメージ



4 社会保障・税番号制度への確実な対応



要望先：内閣官房、デジタル庁、総務省
県担当課：情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 社会保障・税番号制度は国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化対策や今後の制度改正に伴うシステム改修の費用はもとより、マイナポータルへの連携や中間サーバーの維持管理、さらにはマイナンバーカードの普及に不可欠な交付事務費等、マイナンバー制度の運用に伴い不可避免的に生じる経費について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯構成員を網羅的に把握できるようにするなど情報連携の対象を拡大し、添付書類をできる限り省略できるよう、必要な法令改正、省庁間の調整も含めて国が責任をもって対応すること。
- (3) マイナンバーカードについて、セキュリティや個人情報保護に対する国民の不安を払拭するとともに、カードの具体的なメリットをわかりやすく実感できるようにするため、広報等の取組をさらに強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方自治体で必要となる番号制度に係る情報システムの整備経費については、概ね国庫補助金が手当てされているが、情報システムの運用、マイナポータルへの連携、中間サーバーの維持管理等に要する経費や、マイナンバーカードの普及に不可欠な交付事務費等については、一部普通地方交付税措置がなされるものの地方自治体の負担は大きい。また、今後の制度改正や対象事務の増加による自治体の負担の増加も懸念される。
- ・ マイナンバーによる情報連携では「住民票関係情報」から世帯構成員を網羅的に把握できないなど、業務の効率化や添付書類の削減につながらない業務がある。
- ・ マイナンバーカードを一層普及させるには、国民の一部に根強く残っているセキュリティや個人情報保護に関する不安・不信感を払拭するとともに、マイナンバーカードの具体的なメリットを実感できるようにすることが重要であるため、国民に向けた広報等の取組を更に強化していく必要がある。

5 国家資格の登録手続オンライン化に伴う資格情報提示のデジタル化



要望先 : デジタル庁、厚生労働省
県担当課 : 保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 国家資格証の登録手続のオンライン化においては、原則として、電子証明書を免許原本とすること。
当面、紙による交付方法を継続する場合は、申請者が電子証明書を印刷する方法又は国が申請者に免許を直送する方法とすること。
- (2) 電子証明書による資格提示が進むよう、提示を求める側である行政や民間の機関等にオンラインでの資格確認ができる仕組みの普及を図ること。
- (3) オンライン化後の審査事務は、都道府県を経由せず国において実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、医師免許等厚生労働大臣所管の国家資格等の申請手続は、保健所が紙申請書を受け付け、審査をした上で県から国に提出している。申請手続について都道府県を経由して行うことは医師法施行令第3条ほか各資格を規定する法令で定められており、この申請に基づき、国では審査・登録・資格証発行を行う。一方、資格証の交付については、医師法第6条第2項ほか各資格を規定する法令で国が行うことと定められているものの、実質的には申請者の窓口となっている都道府県を経由して行っている。このため、県では国から資格証が届くと、申請者から預かった切手を使い資格証を送付、あるいは受取通知を送付し保健所窓口に来庁させている。保健所で取り扱う国家資格は13種類で令和6年度の申請実績は10,704件となっている。
- ・ 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、32の国家資格等について、現状、主に書面で行われている手続を、令和6年度以降、可能なものから順次オンライン化を開始するとしている。また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、マイナンバー等の情報連携による申請添付書類の省略、マイナンバーカードの電子証明書等を活用した資格証明・提示を可能とするとしている。それにより国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格確認が可能になると明記している。
- ・ しかしながら、このたび厚生労働省医政局医事課から、医師免許等の手続について、国家資格等情報連携・活用システムを使用するものの、紙の資格証を都道府県経由で交付する想定であること、及び審査事務も紙の場合と同様に都道府県において行う想定であること、について見解が示された（医事課所管資格は11種類、令和6年度の申請実績は8,949件）。

【課題①】

医師免許等の資格証を依然として紙で交付する場合、システム構築のメリットが十分に生かされず、申請者の利便性の向上が不十分となる。マイナンバーカード等の機能を活用し、電子証明書を免許原本とすることを原則とすべきである。

オンラインでの資格提示や資格確認が普及するまでの間、紙による資格証の交付を行う場合は、申請者自らが資格情報を印刷する方法を用意する必要がある。

また、紙の資格証を国が発行する場合、これまでどおり県を経由して交付することは、交付ま

での期間短縮や県の事務作業の負担軽減にはつながらないことから、都道府県を経由することとしている規定を見直し、国が直接交付すべきである。

【課題②】

資格取得者がマイナンバーカード等の電子証明書を円滑に提示できるようにするため、資格証の提示等を求める行政や民間の機関等に、オンラインでの資格の確認ができる仕組みを普及させる必要がある。

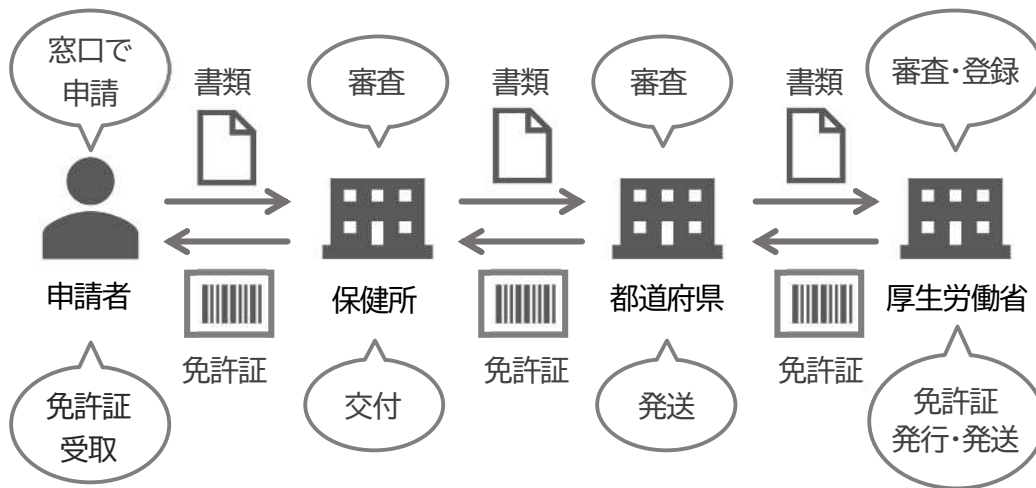
【課題③】

オンライン申請後も県で引き続き審査を行う取扱は、事務負担の軽減が図られないばかりか、新たにL GWAN接続のPC確保のための費用負担も発生する。

システム構築のメリットとして事務負担の軽減が挙げられるが、オンライン申請により都道府県を経由する必要性がなくなるため、国において一元的・効率的に審査が実施できるものと考え

◆参考

○免許の申請手続における都道府県経由の流れ



6 地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実【一部新規】



要望先：内閣府、デジタル庁、総務省、国土交通省
県担当課：税務課

◆提案・要望

<自動車税>

- (1) 自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）については、特に中古車の移転登録などに係る利用率が低く、窓口における申請件数が減らないことから、窓口業務に係る県の経費を削減できないという課題がある。
このため、OSSシステムの改修等により、ヘルプ機能を充実させるなど操作性を向上させるとともに、中古車の移転登録を始めとするOSSの利用率の向上を図ること。
- (2) 自動車取得時の納税者負担の軽減、税制の簡素化及び課税事務の簡素合理化に資するため、自動車を年度途中で取得した場合の月割り課税及び年度途中で抹消登録した場合の月割り還付を廃止し、軽自動車税と同様の制度に改めること。
- (3) 自動車税の納税義務者に対する課税及び還付手続の効率化・迅速化を図るため、国土交通省から都道府県に提供される自動車登録ファイルにマイナンバーや法人番号を紐付けることにより、自動車税の課税から納税、還付に至るまで一元的に管理できる体制を構築すること。
- (4) 自動車税の障害者減免については、国の情報提供ネットワークシステムだけで減免の可否を判定することができず、障害者手帳の原本を確認する必要があることから、情報提供ネットワークシステムに減免に必要な全ての情報を一元化することによって、申請者に障害者手帳等の持参を求めることなく、各自治体がシステム上で減免の判定ができるようにすること。
- (5) 自動車税を含む地方税4税目について、令和9年4月以降に納税通知書の副本等をeLTAx経由で電子的に送付する仕組みが導入される予定だが、課税事務の一層の効率化を図るため、そもそも納税通知書の正本を電子的に送付することについて、検討を行うこと。
また、導入に当たって必要な経費等について、財政的支援を行うこと。

<納税証明書>

- (6) 納税証明書の交付請求、交付手続の電子化については、全国統一的なオンライン化が実現できるよう、国において早急に具体的な検討を進めること。
また、公的機関への納税証明書の提出については、法令により書面等による添付が義務付けられているものがあることから、県の内部のバックオフィス連携により納税証明書の添付を省略できるよう、下記の法令等の規制緩和を行うこと。
 - ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項（公益法人の認定の手続）

◆本県の現状・課題等

<自動車税>

(1) OSS

- ・ OSSは国により平成17年12月に運用が開始され、本県では平成18年4月から導入をしている。新車新規登録や車検時の継続検査での利用率はそれぞれ約80%、約70%であり、一定の利用が進んでいるが、中古車の移転登録での利用率は約5%程度にとどまるなど、それ以外の手続における利用が進んでいない。
- ・ 現行のOSSは、中古車の移転登録手続がOSS上で完結せず譲渡証明書を運輸支局へ直接持参する必要があることや、入力画面に十分なヘルプ機能等がないため、一定の専門知識がないと入力に多くの時間を要するなど、利用者にとって使いにくいシステムとなっており利用率低迷の大きな要因となっている。
- ・ OSSの利用率が低く、窓口での申請数の減少が進まないため、システム導入の効果として期待される窓口業務等に係る県の経費削減効果が十分に発現できていない。

(2) 月割り課税・月割り還付の廃止

- ・ 現在、自動車税については、年度途中で自動車を取得した場合の月割りによる課税及び年度途中で抹消登録した場合の月割り計算による還付を行っているが、自動車関係団体から納税者負担の軽減や制度の簡素化に資する観点から月割り課税を廃止し、軽自動車税と同様の制度に改めるべきとの要望がある。
- ・ 令和8年3月末で自動車税環境性能割が廃止されたが、一方、年度途中で自動車を取得した場合の月割りの課税は存続しており、納税者にとって複雑で分かりにくい制度となっている。
- ・ 年度途中で抹消登録した場合の月割り還付は、還付すべき税額の計算、送金通知書の作成や発送事務等に係る行政コストが多く発生している。
- ・ 軽自動車税は、昭和56年度の税制改正で課税事務の簡素合理化を図る観点から、月割り課税及び月割り還付が廃止された。
- ・ 自動車税は、平成18年度から県内の移転だけではなく県外の転出入で移転登録した自動車についての月割り課税が廃止された。

(3) 自動車登録手続

- ・ 国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーや法人番号が紐付いていないことなどにより、例えば自動車の抹消登録手続等により自動車税に還付が生じた場合、都道府県では納税義務者の口座情報が把握できないため、納税義務者は都道府県から送付された送金通知書を金融機関の窓口で持参して受け取っている現状がある。
- ・ 自動車税の課税から納税、還付に至るまで一元的に管理できる体制を構築することで、行政コストを抑え、事務の効率化・迅速化を図るため、国土交通省から都道府県に提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーや法人番号を紐付けるべきである。

(4) 障害者減免

- ・ デジタル庁が管理する情報提供ネットワークシステムでは、障害者の障害等級や世帯構成などの情報は管理されているが、自動車税・軽自動車税の減免に必要な情報（当該障害者が自動車税・軽自動車税の減免を受けているか）は管理されていない。
- ・ これはマイナンバーを扱っている当該情報提供ネットワークシステムが管理できる情報が、マイナンバー法で限定されているためである。
- ・ その結果、現状ではこれらの情報を確認するため、障害者手帳の原本等を確認する必要があり、原則として、申請者は都道府県・市区町村窓口に出向かなければならない。

(5) 納税通知書等の正本の電子的送付

- ・ 令和7年度税制改正大綱では、自動車税を含む地方税4税目の納税通知書の副本等について、

e L T A X経由での電子的送付を、法人宛の通知は令和9年4月から、個人宛の通知は令和10年4月から導入する方針が示されたが、導入後も、地方自治体は正本としての紙の納税通知書の送付を引き続き行う必要がある。

- ・ こうした取扱いでは地方自治体にとって電子化の効果が限定的であるため、納税通知書の正本の電子化についても検討し、早期に実現すべきである。

<納税証明書>

(6) 納税証明書の電子化

- ・ 地方税共同機構の「令和7年度地方税における電子化の推進に関する検討会」では、「導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべきである」との方針が示されたが、令和7年度税制改正大綱において、納税通知書等の電子的送付は、法人宛ての通知は令和9年4月、個人宛ての通知は令和10年4月から導入する方針が示されていることから、納税証明書の電子化は令和10年4月以降になる見込みである。
- ・ 本県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、法令により納税証明書の提出を求める手続があり、添付省略の支障となっている。

7 公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等



要望先：デジタル庁、総務省、経済産業省、国家公安委員会
県担当課：出納総務課

◆提案・要望

- (1) 県が推進するキャッシュレス決済に伴うランニングコストについて、早急に財政支援措置を制度化すること。
- (2) 金融機関やカード会社、決済事業者などに対して、キャッシュレス決済手数料の軽減等について、指導、要請等を行うこと。
- (3) 法令等の規制により電子申請が実施できない状況にある手続について、規制の必要性や手法を改めて検証し、できるだけ早期に電子申請が可能となるよう計画的に環境整備を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成30年度に県の直営施設へのキャッシュレス決済導入以降、県証紙廃止に伴う手数料のキャッシュレス化や電子申請・電子収納の推進など、公金収納のキャッシュレス化を推進している。
- ・ 今後、更なるキャッシュレス決済の利用促進、電子申請可能な手続きの拡大を図っていくには次の課題の解消が不可欠である。
 - ① キャッシュレス化に伴う県の財政負担の増高等
キャッシュレス決済の利用拡大に伴い、手数料の負担が増加し、県の財政負担増につながっているが、キャッシュレス決済手数料率は民間事業者主導で決定されているため、県の努力で決済手数料の高止まり解消を図ることは困難である。キャッシュレス化の推進は、国の方針に基づき全国的に進められている重要なDX施策であり、国の責任において県への財政支援制度を早急に創設するなど、その推進を後押ししていく必要がある。
 - ② 本人の来所の義務付け等
キャッシュレス化と電子申請を組み合わせることによって、県の機関等に来所しなくてもオンラインで必要な手続きが可能になり、県民の利便性が向上するが、手続きの中には本人の来所が法令等で義務付けられているため、電子申請化が困難になっているものがある。このため、対面確認の必要性等を精査し、できるだけ早期に電子申請を可能とする必要がある。

8 パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進



要望先 : デジタル庁、外務省
県担当課 : 出納総務課、国際課

◆提案・要望

パスポート（旅券）発給申請手数料について、書面手続の場合も印紙ではなくキャッシュレスで納付できるよう制度設計を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ パスポート（旅券）発給申請手数料の納付は、県手数料と国手数料を同時に納付する必要がある。電子手続で発給申請を行った場合は、県・国の手数料ともキャッシュレス決済による納付が可能となっている。
- ・ 一方、書面手続で発給申請を行った場合、県手数料はキャッシュレス決済による納付が可能であるが、国手数料はいまだに印紙による納付となっている。
- ・ そのため、パスポートの発給を書面で申請する県民にとっては、県手数料がキャッシュレス決済であるにもかかわらず、国の手数料は現金で印紙を購入する必要があり、支払手段が分かりづらく利便性の面でも課題がある。

◆参考

○現状に対する国の動向

昭和26年 旅券法制定（手数料は収入印紙で納入）

平成元年 手数料を国と都道府県に分納する制度を導入（国に納付する手数料は収入印紙で納入）

令和5年3月 外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則により、旅券発給申請を電子手続で行った場合の手数料は、オンライン上でクレジットカード納付することが可能になった。

※書面手続の場合は引き続き収入印紙により納入する必要がある。

■激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え



1 国土強靱化の取組推進に向けた社会資本整備予算の安定的な確保



要望先 : 国土交通省、財務省

県担当課 : 県土整備政策課、道路街路課、道路環境課、
河川砂防課、河川環境課、公園スタジアム課、
市街地整備課、水道企画課、下水道事業課

◆提案・要望

- (1) 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、必要な予算・財源を、通常予算とは別枠で確保し、配分すること。
- (2) 社会資本整備予算について、計画的な事業執行のためにも、特に本県が実施する道路や河川の整備、都市公園の整備、災害に強い市街地の形成、上下水道施設の耐震化・老朽化対策に必要な財源を、当初予算において安定的に確保することも含め、配分すること。
- (3) 令和7年1月に八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえて、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策を着実に推進するために必要な予算を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靱化に向けた取組の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。
- ・ 本県の流域下水道は事業着手から50年以上が経過し、施設の耐震化、老朽化対策は近年の大きな課題であり、特に令和7年1月28日に八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道管渠の老朽化対策は喫緊の課題となっている。老朽化した下水道管のレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進するなど、国土強靱化の実現を図る必要がある。

2 水害・土砂災害防止対策の推進【一部新規】



要望先：国土交通省

県担当課：河川砂防課、河川環境課

◆提案・要望

(1) 自然災害に強い県土の実現に向け、水害や土砂災害から県民の尊い人命を未然に守るとともに、再度災害防止を徹底するため、水害・土砂災害防止対策を強力に進めること。

○流域治水プロジェクトの推進（利根川水系・荒川水系）

○中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトの推進（中川、綾瀬川）

- ・ 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】に位置付けられている中川から江戸川への放水路の整備の早期着手
- ・ 八潮排水機場の増強

○入間川流域における河川の整備

- ・ （仮称）越辺川遊水地、（仮称）都幾川遊水地の整備

○基幹となる河川の整備（利根川・荒川等の直轄治水事業）

- ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）
- ・ 荒川第二・三調節池事業（荒川）
- ・ 高規格堤防整備、さいたま築堤（荒川）
- ・ ダム建設事業（思川開発）

○本県の治水の根幹を成す利根川の上流部における洪水調節機能の更なる強化

○利根川水系河川整備基本方針に位置付けられた首都圏外郭放水路の延伸区間検討

○新河岸川流域の特定都市河川指定の検討

- ・ 国主導のもと、国・都県・市区町が一体となって検討を進めること。
- ・ 荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】に位置付けられている南畑排水機場の早期着手。

(2) 県が進める以下の事業を計画的に実施するためにも必要な財源を当初予算において安定的に確保し、配分すること。

○入間川流域における特定洪水対策等推進事業（飯盛川、葛川、九十九川、新江川）

○中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト（新方川、元荒川、綾瀬川等）

○その他の主要な河川の整備

- ・ 特定洪水対策等推進事業（中川、原市沼川、笹目川）
- ・ 浸水対策重点地域緊急事業（忍川）
- ・ 防災・安全交付金（新河岸川流域、芝川、市野川等）

○土砂災害防止対策

- ・ 砂防事業（飯能市下赤工川等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（長瀬町宿本地区等）など

○流域貯留浸透施設の整備

○排水機場等の河川管理施設の強化（耐震化・耐水化）

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 令和元年東日本台風では、県管理河川において、決壊に至った2箇所を含む57箇所で溢水・越水が発生し、県内各地で7,000件を超える浸水被害が発生した。
- ・ また、令和5年6月の大雨により、中川・綾瀬川流域を中心に4,000件を超える甚大な内水被害が発生した。
- ・ さらに、本県には土砂災害が発生した場合に住民等への危機を生じさせるおそれのある土砂災害警戒区域が5,236区域あり、令和元年東日本台風では、県内各地で土砂災害が発生した。
- ・ このような状況から本県の水害・土砂災害防止対策を強力に進める必要がある。
- ・ 本県では、5つの流域治水協議会に参画しており、気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川のバランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるために、必要な財源を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進する必要がある。
- ・ このうち、中川・綾瀬川流域では、令和5年6月の大雨による甚大な内水被害を受けて国、県及び関係市町が連携して「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」をとりまとめるとともに、令和6年3月に特定都市河川に指定にされたことから、特定都市河川浸水被害対策法の枠組み等を活用した流域対策を進めることで、被害の早期軽減を目指しているところである。
- ・ 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、本県では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」を軸に、河道の拡幅や調節池の整備、砂防施設の整備などのハード整備を実施しているところである。
- ・ 激甚化・頻発化する災害に備えるためには、更なる財政措置が必要不可欠である。

3 河川管理施設の老朽化対策の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 河川環境課

◆提案・要望

河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、排水機場、ダム施設または矢板護岸の計画的な更新や修繕へ必要な財源を確保すること及び排水機場等の設備の補助制度を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

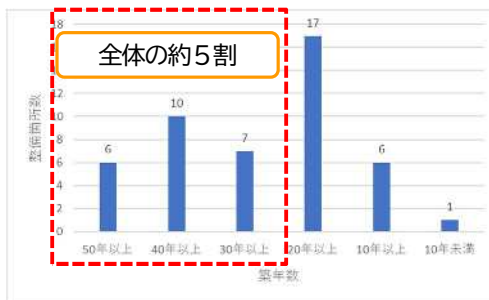
- ・ 高度経済成長期に建設された排水機場、ダム施設や矢板護岸は、その多くが老朽化している。
- ・ 特に、排水機場等の設備は常に運転できる状態を維持する必要があるため、長寿命化計画に基づき計画的な更新や修繕を実施して予防保全に努めなければならない。
- ・ また、更新や修繕に当たっては昨今の防災インフラとしても管理の効率化に資する機能の高度化が求められている。
- ・ 計画的な更新や修繕に向けて必要な財源を安定的に確保していくためには、中長期的な見通しに立った予算額の明示や地方負担に対する財政措置、排水機場等の補助制度の拡充が必要である。

◆参考

○排水機場の状況

- ・ 排水機場は、47機場のうち23機場（全体の約5割）が整備後30年以上を経過している。

排水機場調査結果（令和8年4月現在）



○県管理ダムの状況

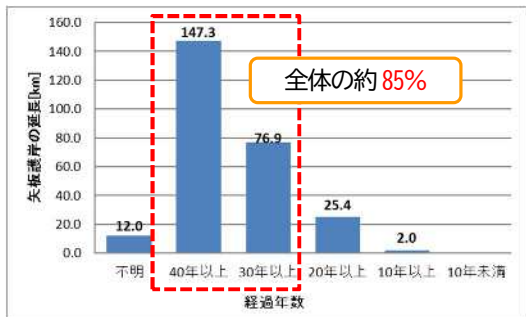
- ・ 県が管理する3ダムのうち2ダムが整備後30年以上を経過（令和8年4月現在）しており、多くの設備が更新時期を迎えている。



○矢板護岸の状況

- ・ 総延長約263 kmのうち、約224 km（約85%）が整備後30年以上を経過（令和8年4月現在）しており、腐食孔の発生や傾倒、護岸裏の道路陥没などの影響が出ている。

矢板護岸調査結果（令和8年4月現在）



4 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 道路環境課

◆提案・要望

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 阪神淡路大震災では、多くの橋りょうで橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。
- ・ 平成 28 年に発生した熊本地震では、阪神淡路大震災後に耐震補強基準が大きく改正された平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうで、落橋や倒壊などにより通行できず、緊急輸送の支障となる事案があった。
- ・ このため、本県では平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうのうち、緊急輸送道路・跨線橋・跨道橋などの特に重要度の高い橋りょうの耐震補強を計画的に進めている。
- ・ 首都直下地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

5 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課、道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検及び修繕、更新に必要な財源の確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうの老朽化が進行しており、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。
- ・ 法定点検の実施により、修繕等の措置を講ずべき橋りょうが明らかになり、その措置を図るための財政的な負担が増している。

◆参考

○県内の橋りょう数

高速道路	767橋 (4%)	国道 (補助)・県道 (さいたま市管理含)	2,954橋 (14%)
国道 (直轄)	533橋 (3%)	市町村道	16,177橋 (79%)
県内合計		20,431橋	

出典：道路メンテナンス年報を一部加筆

○県管理の橋りょう竣工年次グラフ



○建設後50年以上経過している県管理橋りょうの割合の推移



6 八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充



要望先 : 国土交通省、財務省
県担当課 : 下水道事業課

◆提案・要望

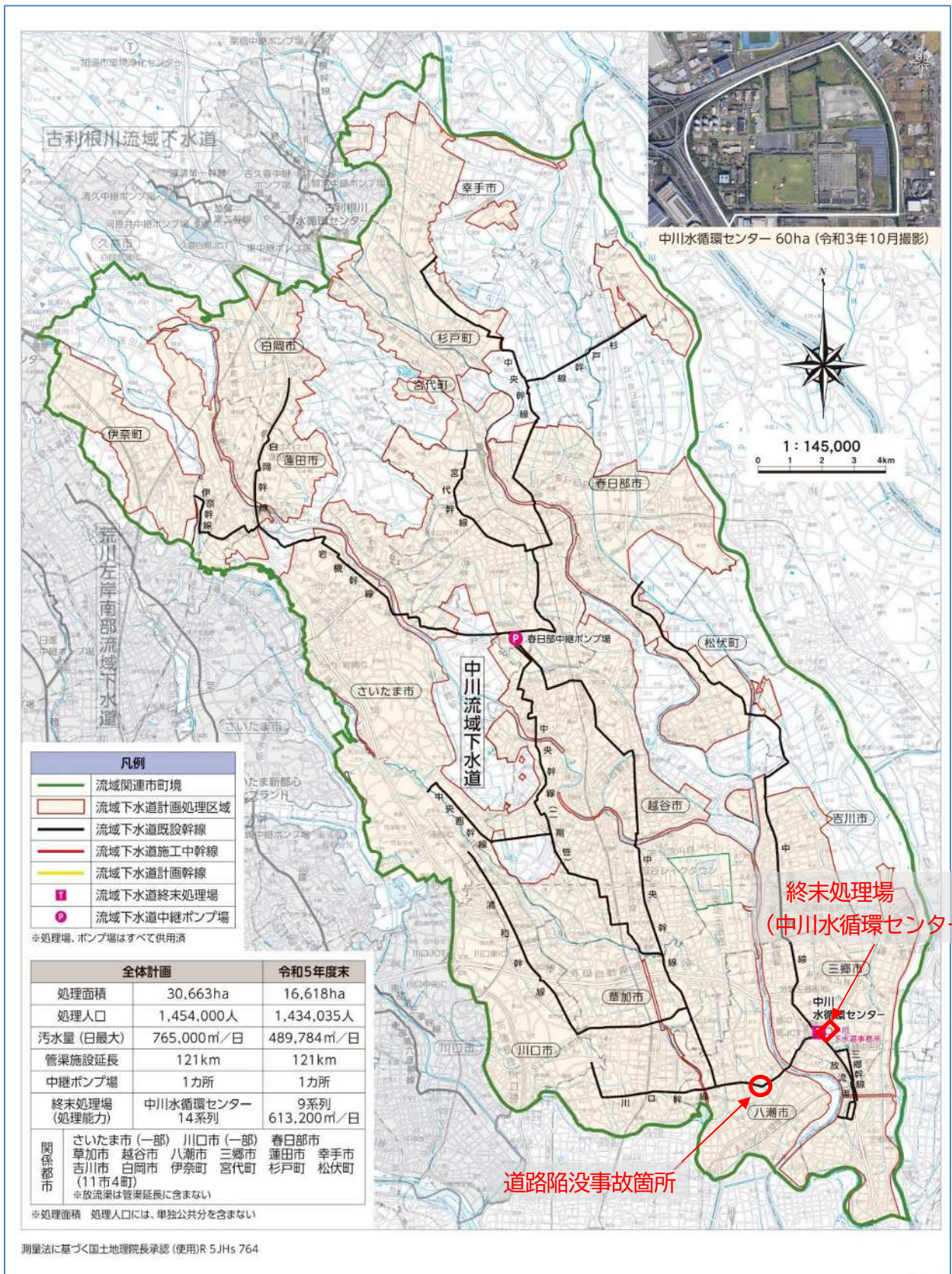
- (1) 今後、本格的な復旧については、部分的な対策のみでは不十分であり、レジリエンスを強化する対策が必要となることから、引き続き、国からの技術的支援及び財政的支援を実施すること。
- (2) 大規模下水道の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図ること。
- (3) 今回のような道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、引き続き第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策の着実な推進に必要な予算を確保すること。
- (4) 下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。
加えて、今後の流域下水道の在り方についても、検討を進めること
- (5) 多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じ見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所については、国の責任で財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和7年1月28日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故においては、事故発生直後より、多くの人員や資機材を派遣いただくなど、国土交通省から全面的なご支援をいただいた。
- ・ これまで、破損した下水道管の復旧を進めてきたが、今後はレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。
- ・ こうした中、事故の発生を未然に防ぐため、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路について財政措置が拡充されたが、大規模下水道における点検・調査や改築・更新の手法は確立されていない。
- ・ また、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている中で、実際にこのような重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準、ひいては今後の流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。
- ・ そのため、インフラの長期に亘る巨額更新費用の負担など、中長期的なインフラの在り方についての見通しがつくまでは、水の官民連携（ウォーターPPP）の推進については再検討が必要である。

◆参考

○中川流域下水道 管内図



7 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 下水道事業課

◆提案・要望

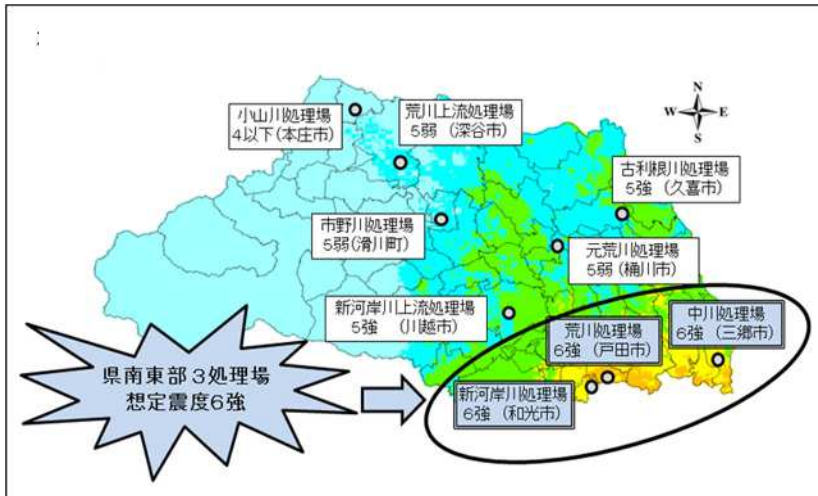
- (1) 将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などについて必要十分な予算を確保し、当初予算において安定的、継続的に措置すること。
- (2) 流域下水道の維持管理・更新について、国として主体的にその手法を確立させると共に、更新費用の負担主体についても考え方を取りまとめること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会（平成29年5月10日開催）において受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された。
- ・ 一方、本県の流域下水道は事業着手から50年以上が経過し、施設の耐震化、老朽化対策は近年の大きな課題であり、特に令和7年1月28日に八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道管渠の老朽化対策は喫緊の課題となっている。
- ・ 下水道は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。
- ・ 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- ・ 本県では、8つの流域下水道で県人口全体の77%の処理人口（約567万人）を担っており、大規模地震で下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震で震度6強と予想される県南東部地域には約510万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化が進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新時期を迎えているとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新時期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要があるとともに、八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえて、幹線管渠の老朽化対策やリダンダンシーの確保等を緊急的に進めていく必要がある。
- ・ 加えて、本県下水道施設の災害対策事業や老朽化対策事業は一朝一夕で終わるものではなく、引き続き、十分な予算措置による事業継続が不可欠である。

◆参考

○埼玉県流域下水道の処理場立地図



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約201万人	約510万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約165万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約144万人	

8 被災者支援システム導入支援および防災関連システムの連携強化



要望先：内閣府
県担当課：災害対策課

◆提案・要望

- (1) 被災者支援システムの財政支援を充実させること。
- (2) 都道府県域を越えた情報共有に対応できるデータベースシステムを全国展開すること。なお、全国展開に当たっては、情報共有すべき項目について都道府県からの意見を反映させること。
- (3) 専門家の派遣により、システム導入と運用の円滑化を支援すること。
- (4) 各省庁や都道府県等が運用する各システム間の情報連携を進め、都道府県等が災害対応業務を効率的に実施できるよう、現場の実態を十分踏まえたものとする

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生すると予測されている。こうした大規模災害の発生時には、市町村により被災者情報を迅速に収集したうえで、きめ細かい支援を講じることが必要である。
- ・ 実現のためには、被災者支援の効率化を可能とする被災者支援システムの導入・運用が必要である。
- ・ 被災者支援システムの導入費用については、国による財政支援が用意されているが、2年目以降の運用費用については恒常的な財政支援がない。システム普及のためには、より高い補助率や継続性に配慮した交付金等の創設が必要である。
- ・ 都道府県域を越えた広域避難、二次避難も見込まれることから、全国規模での情報共有の仕組みが極めて重要となっている。都道府県域を越えて情報共有を目指すデータベースシステムについて、令和6年度に国の補助を受けて石川県が構築を実施している。他都道府県においてもスムーズに導入が可能となるよう、国による当該システムに関する情報提供及び導入費用への財政支援のもと、全国展開する必要がある。なお、全国展開に当たっては、都道府県間の情報共有すべき項目を、あらかじめ調整しておく必要がある。
- ・ さらに、これらのシステムが全国に導入されるためには、自治体への専門家派遣により、システムの導入・設定に関する技術的なサポートや、システムの適切な運用方法に関する教育・訓練等の支援を実施し、運用までを円滑化する支援が必要である。
- ・ 災害対応業務の効率化には、新物資システム（B-PLo）や新総合防災情報システム（SOBO-WEB）など各省庁が構築したシステム間はもちろん、都道府県及び市町村が構築するシステムとの連携を強化し、システム全体のワンスオンリー化を促進する必要がある。
- ・ 防災関連システムの運用に当たっては、地方自治体職員の業務負荷が増加しないよう、且つ、災害情報の共有については、自治体間の災害対応業務が効果的に活用できるよう配慮する必要がある。

9 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農村整備課

◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 農村整備事業

◆本県の現状・課題等

- ・ 土地改良施設等は食料生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしており、これらの機能が将来にわたって安定的に発揮できるよう備える必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食料増産の時代や高度成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全性の低下も懸念されている。
- ・ 本県は、国の「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、戦略的な保全管理を推進している。
- ・ さらに、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めている。
- ・ 本県では、地震で損壊した場合に人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（22箇所）について詳細調査を実施済みであり、防災重点農業用ため池（245箇所）についても詳細調査を概ね完了したところである。詳細調査の結果に基づいて適切な対策工事を実施する必要がある。
- ・ また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから早急に長寿命化対策を行っていく必要がある。

◆参考



堤体の下流に消防署が近接するため池
(上横田大沼・小川町)



経年劣化のためポンプ設備を補修
(長楽揚水機場・川島町)

10 計画的な農業農村整備事業の実施



要望先：農林水産省
 県担当課：農村整備課

◆提案・要望

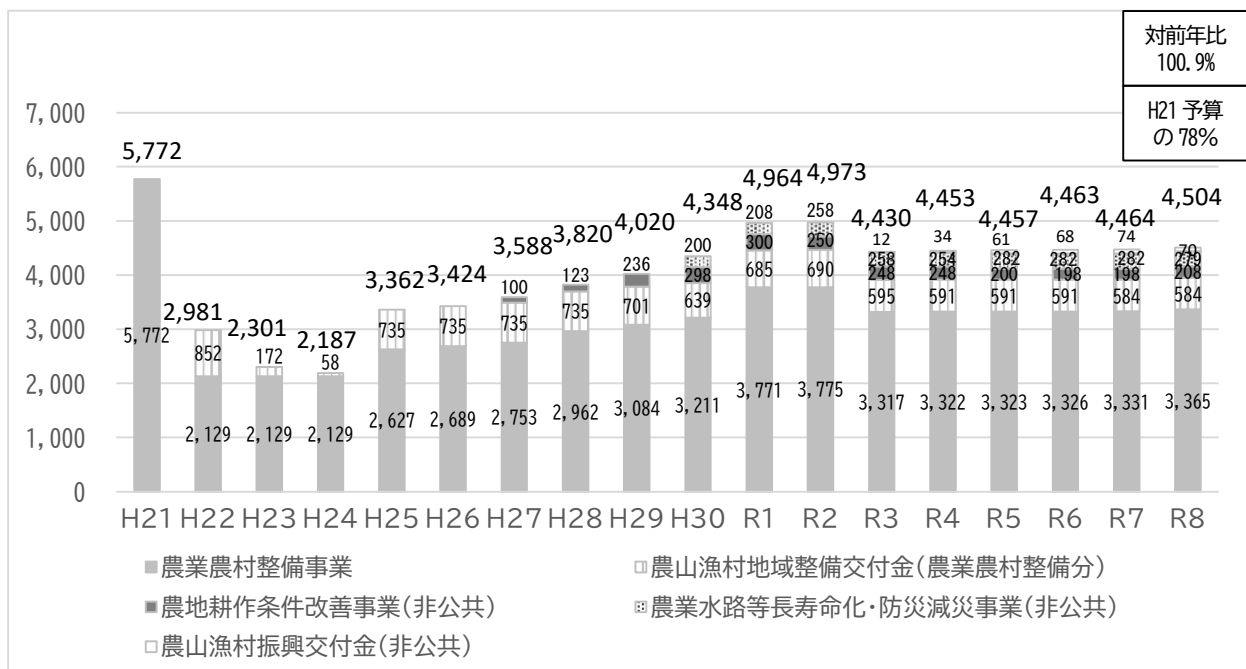
農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の保全、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題であり、必要な財源を確保し計画的な整備を行う必要がある。
- ・ また、近年の物価高騰により、建設資材や人件費が増大しているため、農業基盤整備に係る予算確保が必要不可欠となっている。
- ・ 令和8年度の国の農業農村整備事業に係る予算は全体で4,504億円、対前年比100.9%で、平成21年度の5,772億円と比べると78%である。
- ・ 「第1次国土強靱化実施中期計画」が令和7年6月6日に閣議決定され、その対策期間が令和8年度から令和12年度までの5年間となっている。

◆参考

○農業農村整備事業関係予算（当初）の推移（国）



注1) 金額は四捨五入によるため、合計とは一致しないことがある

2) 令和元年度及び令和2年度予算額は、「臨時・特別の措置」を含む

11 学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進



要望先：内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省
県担当課：学事課、教育局財務課、高校教育指導課

◆提案・要望

<公立学校施設>

- (1) 公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、老朽化対策、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進、学校統廃合の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、補助単価や補助上限額の引上げを行うとともに、必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 小・中学校だけでなく、高等学校も災害時においては地域住民の避難所となる。国をあげて、防災・減災、国土強靱化を進める観点から、非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。さらに、体育館を含め、高等学校の空調設備の光熱費についても、小・中学校と同様に地方交付税措置を講じること。
- (3) 児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (4) 産業教育の重要性を踏まえ、県立高等学校の産業教育施設の計画的な整備、充実を図るための施設・設備費について、より一層の財政措置を講じること。

<私立学校施設>

- (5) 私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化を、強力に推進すること。
- (6) 私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (7) 私立学校施設に関して、熱中症事故防止を目的とした空調設備や障害のある児童生徒等への合理的配慮の提供を目的としたバリアフリー設備の整備等に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<公立学校施設>

- ・ 公立学校施設の整備費として文部科学省が計上した令和8年度当初予算は678億円であり、前年度当初予算と同規模の額となっている。
- ・ 補助単価の見直しは随時実施されているが、実工事費との乖離が大きい。また、国庫補助事業の内容ごとに補助上限額が定められているが、事業の規模によっては、事業費が補助上限額を上回り、自治体の厳しい財政状況がさらに圧迫される。特に、令和4年度の制度改正において空調

設置や内部改造等に活用できる国庫補助事業の補助上限額が2億円から7,000万円（屋内運動場の空調設備整備事業の上限は1.1億円（EHP）、1.4億円（GHP））に引き下げられたことで、地方自治体の厳しい財政状況が圧迫されるケースが出てきている。

- ・ また、学校の統廃合を進める上では、統合による遠距離通学者への通学方法の確保や廃校による避難所機能の低下、廃校となる学校施設の老朽化対策など様々な課題が生じている。

こうした状況を踏まえ、補助単価や補助上限額の引上げ及び必要な財源の安定的な確保が必要である。

- ・ 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、外壁や内壁、天井、照明器具、窓・ガラスなどの非構造部材の耐震化は、対策が遅れている。また、災害時の避難所機能の強化や熱中症対策の観点から体育館等への空調設備の設置が求められている。

避難所機能の強化や生徒の安全を確保するための財政支援については、現在補助の対象外とされている高等学校にも範囲を拡大する必要がある。

- ・ 県立高等学校は、市町村立小・中学校等と同様に多くが避難所として指定されている。避難所となる体育館への空調設置を円滑に進めていくために、平時のランニング・コストへの支援が必要である点は、市町村立小・中学校等と変わらないため、高等学校についても同様に地方交付税措置の対象とするよう要望する。
- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請しているが、財政負担が重く、点検を実施していない市町村も多い。
- ・ 県立高等学校の産業教育施設・設備の老朽化に対して、県の予算を十分に確保できていない。また、産業界における技術進展と高度化は著しく、最先端の技術を活用した施設・設備の充実改善を図り、新規施設も導入していく必要がある。

<私立学校施設>

- ・ 私立高等学校の令和8年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
- ・ 私立幼稚園の令和8年4月1日現在の耐震化率は95.3%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）では、園舎の中で幼児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積から除く扱いとされている。
- ・ 今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況であるが、補助金申請の際には構造耐震指標（Is値、Iw値）を示す必要があり、耐震診断費等も発生し費用負担が大きいことから、実施を断念するケースがある。
- ・ 私立学校施設の教育環境の維持向上の観点から、熱中症事故を防止するためのエアコン等の空調設備や障害のある児童生徒等への合理的配慮を提供するためのバリアフリー設備の充実を図る必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

令和6年度	683 億円
令和7年度	691 億円
令和8年度	678 億円

○産業教育の設備の整備について

- ・ 産業教育設備（特別装置）の整備に係る国庫補助が平成25年度に廃止された。
- ・ 「スマート専門高校」に係る国庫補助が令和2年度補正のみ設定され、それ以降継続的な財源措置がない。
- ・ 令和7年度補正予算において、高等学校等教育改革促進事業費補助金が新設され、都道府県に基金を造成し、教育の改革を先導する拠点を創出することとなったが、産業教育設備（特別装置）の整備に特化した継続的な支援はない。

○私立学校施設の令和7年度の状況

学種等		補助率	補助申請校(園)数	補助決定校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2 ※	0	0
	改築	1/3	0	0
	空調	1/3	13	13
	バリアフリー	1/3	0	0
幼稚園	耐震補強	1/2 ※	0	0
	改築	1/3	0	0
	空調	1/3	7	5
	バリアフリー	1/3	1	1

※Is 値が 0.3 以上の場合は 1/3

○私立高等学校等の空調・バリアフリー設備整備に係る国庫補助制度

対象：幼稚園・小・中・高等・中等教育学校・特別支援学校

補助率：1/3

12 協定締結機関の設置に要する費用に対する財政支援の拡充・継続



要望先：厚生労働省
 県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

感染症法第62条第3項において定められた、同法第60条第3項に基づき県が補助する「県と協定を締結する機関の設置に要する費用」に対する国の補助について、令和9年度以降も引き続き必要な予算措置を行うこと。

なお、協定締結機関の施設工事において、繰越制度を活用できるように補正予算ではなく、当初予算として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和4年12月に改正された感染症法では、新たな感染症の発生・まん延時に必要となる確保病床や発熱外来の実施機関などについて目標を定めることとされており、当該目標の達成に向けて、医療機関等と協定を締結することが法定化された。
- 一方、新たな感染症に確実に対応するためには、協定締結医療機関等の体制整備を着実に進めることが重要である。
- 国においても、令和7年度補正予算を措置し、令和8年度の体制整備について支援を講じているところであるが、検査機関や宿泊療養施設に対する予算が措置されておらず、不十分な内容となっている。
- 国においては、協定締結をした全ての機関を対象として、令和9年度以降も継続して予算措置を講じることにより、新たな感染症への備えを万全にするべきである。
- また、病室の整備等においては、複数年にわたる工期設定が必要となることを踏まえ、当初予算として財政措置をすることにより、支援対象となる工事が工期の関係で制限されることなく、適切に繰越制度を活用できるようにするべきである。

◆参考

○感染症予防計画で定める医療提供体制等に係る数値目標

項目	流行初期	流行初期以降
①確保病床数	1,200床 (うち重症100床)	2,000床 (うち重症150床)
②発熱外来を担う確保医療機関数	1,100機関	1,600機関
③自宅療養者等への医療の提供を担う機関数	—	2,200機関
④後方支援を担う機関数	—	170機関
⑤医療人材派遣への対応人数	—	250人
⑥検査の実施件数	4,500件/日	12,500件/日
⑦宿泊施設の確保居室数	1,000室	1,900室

※1 流行初期…感染症法第16条第2項に規定された新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から3か月以内

※2 流行初期以降…感染症法第16条第2項に規定された新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から3か月经過後から6か月まで

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

Ⅱ 「日本一暮らしやすい埼玉」の
着実な実現

■安心・安全の追究



1 安全で快適な歩行空間の整備



要望先 : 国土交通省
 県担当課 : 道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

- (1) 未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 電線類地中化の整備手法について、更なるコスト削減策の検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故や、令和3年に千葉県八街市で発生した通学児童が犠牲となった事故により、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
- ・ 県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
- ・ このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
- ・ その数は県管理道路で383件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
- ・ 本県では、「脱・電柱社会」の実現のため、強力に無電柱化を推進していくこととしている。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト縮減が必要不可欠である。

◆参考

○歩道の整備状況（県管理道路）（令和7年4月1日時点）

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,771.1km	2,058.8km	74.3%

○歩道整備率の推移（県管理道路）（令和7年4月1日時点）

R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
73.5%	73.7%	74.0%	74.1%	74.2%	74.3%

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）（令和7年4月1日時点）

歩道幅員	0.75m以上～2.5m未満	2.5m以上	合計
整備延長	656.7 km	1,402.1 km	2,058.8 km
構成比	31.9 %	68.1 %	100 %

○電線類地中化の整備状況（県管理道路）（令和8年4月1日時点）

R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
58.5km	58.8km	59.9km	60.7km	62.9km

2 交通安全施設等の整備



要望先 : 警察庁、国土交通省

県担当課 : 道路街路課、道路環境課、(警) 交通規制課

◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の68.9%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30プラス」における生活道路30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な設置や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 昨年の本県における人身事故件数は15,619件で、昭和41年以降58年ぶりに1万6,000件を下回った前年より1.3%減少したが、交通事故死者数は125人で、前年より12人増加となった。
- ・ また、交通事故死者数のうち歩行者及び自転車の関係する事故が依然として多く、交通死亡事故全体の54.4%であり、このうち高齢者が関係する死亡事故は70.5%と高くなっているなど、依然として課題がある。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、これら事故実態を踏まえた交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数(補助事業)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
信号機新設数	2基	1基	1基	1基	1基
信号機改良(車両用灯器LED化)	660灯	600灯	660灯	1,506灯	1,140灯
信号機改良(歩行者用灯器LED化)	560灯	400灯	160灯	720灯	240灯
横断歩道整備数	2,500本	1,950本	2,025本	75本	1,675本
ゾーン30プラス整備数 (R3年度以前はゾーン30の整備数)	26区域	10区域	10区域	8区域	4区域
標識整備数(県警所管)	3,000本	2,800本	1,655本	420本	470本

3 在宅医療等に係る診療報酬等の制度見直し



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 高齢者福祉課、障害者支援課、
健康長寿課、薬務課
医療整備課、医療人材課

◆提案・要望

- (1) 本県で措置した取組を継続的に実施するために、地域医療介護総合確保基金の対象として医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載し、かつ柔軟な運用を認めること。
- (2) 複数人訪問制度が十分に機能するよう診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス報酬の算定要件について、患者又は家族等の同意がなくても算定可能とする等の見直しを行うこと。
警備会社との契約費用や弁護士相談費用等も含めて、暴力・ハラスメントに対する十分な対策をとれる費用を必要な経費として認めるなど、診療報酬等の制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年1月、ふじみ野市において散弾銃立てこもり事件が発生し、在宅の現場で医師が亡くなったほか、同行していた医療従事者も重傷を負うという大変痛ましい事件が起きた。事件を受け、本県が緊急に行ったアンケート調査では、県内の在宅医療・介護の現場で暴力・ハラスメントを受けたことがあると答えた従事者は半数を超えるという厳しい結果であった。
- ・ このような状況の中で、複数人の看護師・介護職員等が同時に訪問看護・介護を行った場合の加算制度は既に診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の一部組み込まれているが、請求には患者又はその家族等の同意が必要であり、こうした費用を現実の問題として請求することは難しく、利用しにくい制度になっていること等から、見直しが必要である。
- ・ また、診療報酬制度において、この加算は、患者本人による暴力行為等が認められる場合であり、家族等による場合は対象外となっている。さらに、医療機関等の安全対策の取組に対する費用（通話録音装置等の用具を購入する費用）は診療報酬等に含まれておらず、地域医療介護総合確保基金の医療分には、これら安全対策に係る費用は対象として明示されていないため、明確に記載するべきである。
- ・ 本県では、地域医療介護総合確保基金等を活用し、複数人訪問費用補助や安全対策の取組に対する費用補助などを令和4年9月補正予算で措置したところであるが、患者やその家族等からの暴力・ハラスメントは全国で起こりうることであり、医療機関等による被害防止対策に係る経費は、医療従事者等が安心・安全に業務に取り組めるように、本来、基金ではなく診療報酬等で全国一律に手当てされるべきものである。
- ・ 令和8年6月には、川口市内においてケアマネジャーが刺殺されるという痛ましい事件が再び起きてしまった。事件を契機として、国からケアマネジャーが複数名で訪問する場合の経費を国庫補助の対象とする旨の通知が発出されたことを受け、県ではこの補助制度を活用した補正予算を編成し、ケアマネジャーの複数訪問の補助を新たに実施することとした。
- ・ さらに、訪問介護等を対象とした既存の複数訪問費用補助事業において、在宅サービス全般に

対象を拡大することで、薬剤師や理学療法士、作業療法士など幅広い職種をカバーできるようにしたところである。

◆参考

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設。
- ・ 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

4 医学部の新設



要望先 : 文部科学省、厚生労働省
県担当課 : 医療人材課

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は国が算定した医師偏在指標では43位となる「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻である。
- ・ 高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標

医師多数都道府県（上位33.3%）		医師少数都道府県（下位33.3%）	
1位	東京都 (358.6)	32位	宮崎県 (243.0)
2位	京都府 (326.6)	⋮	⋮
3位	福岡県 (320.4)	43位	埼玉県 (207.2)
⋮	⋮	⋮	⋮
16位	奈良県 (277.1)	46位	茨城県 (197.5)
		47位	青森県 (194.4)

※「医師偏在指標」（厚生労働省）（令和6年1月10日版）

○高齢者（75歳以上）人口の増加率（単位：万人）

	2020年の人口	2030年の人口	増加率
沖縄県	15.8	21.7	+37%（1位）
⋮	⋮	⋮	⋮
埼玉県	99.4	128.2	+29%（5位）
島根県	12.3	13.9	+13%（46位）
秋田県	19.1	21.5	+13%（47位）

※「令和5年 日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に本県作成

○本県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人/日 → 2025年:82,372人/日

※「第8次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和7年度医学部定員1人当たりの18歳人口

	18歳人口		18歳人口
埼玉県	471.8人（1位）	高知県	52.0人（45位）
静岡県	278.7人（2位）	鳥取県	46.6人（46位）
兵庫県	208.2人（3位）	石川県	43.7人（47位）

※「令和4年度 学校基本調査」（文部科学省）、「令和7年度 大学医学部入学定員」（文部科学省）を基に本県作成

5 地方消費者行政の充実強化のための財源確保



要望先：内閣府、消費者庁
県担当課：消費生活課

◆提案・要望

各自治体が設置している消費生活相談窓口の運営や消費者啓発・高齢者等の見守り活動などの事業が今後も安定して実施できるよう、各自治体が必要となる財源を国が責任をもって確保すること。

また、本県が全国に先駆けて運用を始めた消費生活相談窓口におけるボイスボットの改善・運用に関し必要な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ これまで県内 63 市町村の全てにおいて消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政を推進するための財源としてきた地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金に代わる地方消費者行政強化交付金について、申請メニューの拡充や強化要件の撤廃などの見直しが行われた。
- ・ しかし、消費生活相談体制の維持・充実などに活用できた推進事業に代わるメニューについては、毎年度交付額が逡減していくことや事業を実施する地方公共団体の一般財源が前年度比で減少していないことなど活用条件が定められている。
- ・ また、消費者課題に対応できる事業に広く活用できるメニューは、実施できる期間が3年以内と限られている。
- ・ 今後、消費生活相談窓口の維持や消費生活相談員の処遇改善による相談機能の充実、高齢者などの見守り体制の構築や効果的な消費者啓発活動の実施、悪質事業者への指導強化などを進めるためには安定的な財源の確保が必要である。
- ・ また、県の消費生活相談窓口で導入・実証試験を行っているボイスボットによる相談電話受付は、消費生活相談窓口の利便性向上や消費生活相談員の負担軽減等に繋がるものであり、全国に波及効果が見込める取組である。
- ・ しかし、地方消費者行政強化交付金の対象の見直しにより、補助率が令和7年度は10分の10であったものが令和8年度からは2分の1となったことや、ボイスボットの改善に伴う開発費用の増等により、財政的負担が大きくなっている。
- ・ さらに、将来の発展的活用として、ボイスボットが受付にとどまらず相談への回答まで行えるようにするためには、埼玉県内のみでの学習データだけではなく、より多くの学習データや消費者庁の広い知見が必要となる。
- ・ 今後もボイスボットによる相談電話受付を安定的に運用するため、また、AIを相談業務へ効果的に活用するため、財政的支援及びAIの学習データの提供などの支援を求める。

◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況（交付金はいずれも当初交付決定額 単位：千円）

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	前年比／ 当初比
強化交付金推進事業 （～H29 推進交付金） 補助率 国 10/10	95,253	45,903	128,406	142,662	149,521	135,861	132,187	93,715	70.9% 98.4% (H30 比)
強化交付金強化事業 （H30 創設） 補助率 国 1/2	12,165	13,227	13,806	11,449	14,846	12,956	10,909	56,116	514.4% 461.3% (H30 比)
活性化基金(H30～ 推進事業に充当) R 2活用終了	(支出額) 75,674	(支出額) 97,947	(支出額) 14,623	—	—	—	—	—	—
計	183,092	157,077	156,835	154,111	164,367	148,817	143,096	149,831	104.7 81.8% (H30 比)

6 警察官の増員



要望先：警察庁、総務省
 県担当課：(警) 警務課

◆提案・要望

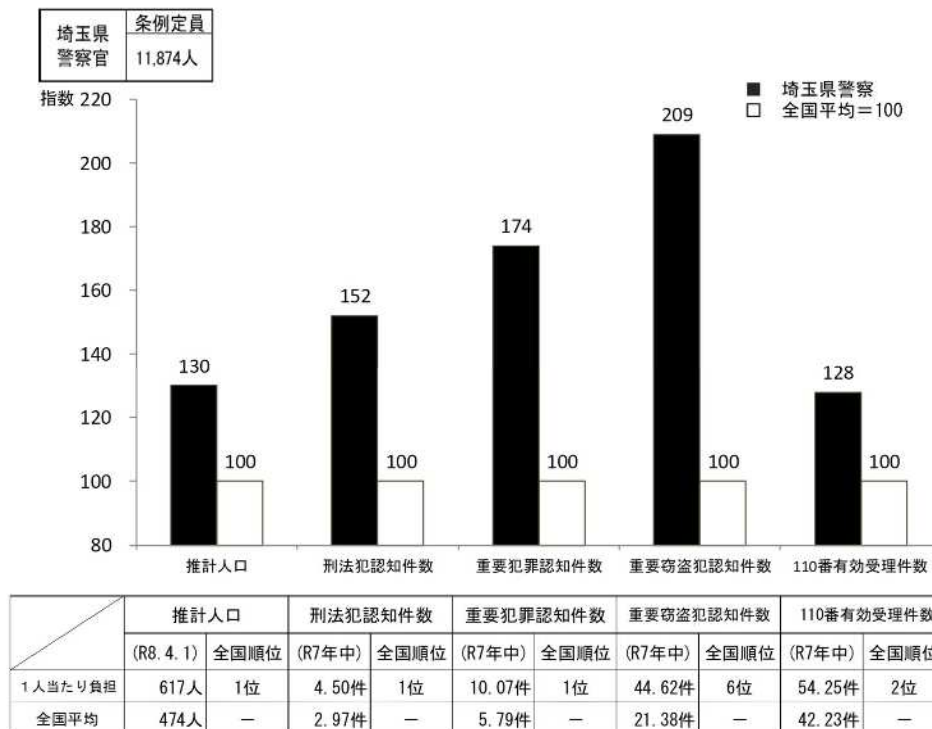
本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。

◆本県の現状・課題等

- 近年の治安情勢として、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処が警察に求められる中、本県では令和7年度及び令和8年度には、全国で最多となる350人の増員が措置されたところであるが、警察官1人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数の負担が全国ワースト1位であるなど、警察官の業務負担が依然として過重である。
- 平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官1人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされ、全国平均が474人であるところ、本県は617人である。
- 社会情勢の変化に的確に対処し、本県の治安を安定的に維持していくため、警察官の増員が必要である。

◆参考

○各種負担状況グラフ



※ 警察官は条例定員（R8.4.1）・重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官100人当たり

7 警察車両及び警察用航空機の増強【一部新規】



要望先 : 警察庁

県担当課 : (警) 装備課、警備第二課

◆提案・要望

複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、警察車両及び警察用航空機を増強すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の治安情勢は、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数が令和4年に増加に転じ、重要犯罪においても令和2年以降増加傾向にあるほか、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数及び被害額は依然として高い水準にあり、警察事象に的確に対応するためには車両の増強による機動力の確保が必要である。加えて、令和7年度、8年度の2年間で本県警察官350人の増員に伴う車両増強も必要である。
- ・ また、警察用航空機についても、災害をはじめ、山岳救助や犯罪捜査、交通事故等において年々運用の需要が増加しており、増強の必要がある。
- ・ 本来、警察用車両及び警察用航空機は、警察法により国庫が支弁することと規定されているが、(国費支弁の対象外となる行政目的で使用する庁用車及び排気量125cc以下の二輪車を除く。)本県警察車両における国費車両が占める割合は、四輪車が60.9%、二輪車が46.4%に留まっているほか、警察用航空機の配備状況は、国有機2機、県有機1機であり、いずれも県費の超過負担となっている。
- ・ 県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するためには、国費車両及び警察用航空機の増強が必要である。

◆参考

○警察車両保有状況

令和8年4月1日現在

年 度 車 種	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	国	県	合計	国	県	合計	国	県	合計
四 輪 車 (庁用車を除く)	1,330 (60.1%)	882 (39.9%)	2,212	1,338 (60.7%)	868 (39.3%)	2,206	1,334 (60.9%)	858 (39.1%)	2,192
二 輪 車 (125cc以下を除く)	97 (43.1%)	128 (56.9%)	225	102 (45.3%)	123 (54.7%)	225	102 (46.4%)	118 (53.6%)	220

※ 各年度4月1日現在の台数

※ 県費四輪車については行政目的で使用する庁用車(16台)を除いて計上した。

○警察用航空機配備状況

- ・ 令和8年4月1日現在、警察用航空機3機(国有機2機、県有機1機)を配備している。
- ・ 国有機は、昭和53年10月に1機目が配備され、平成12年3月、令和4年6月に更新されている。また、2機目は平成21年3月に追加配備された。
- ・ 県有機は、昭和61年12月に県費で配備し、その後、平成22年3月に県費で更新し運用している。

○航空機写真

国有機		県有機
<p>むさし</p>  <p>令和4年6月配備</p>	<p>みつみね</p>  <p>平成21年3月配備</p>	<p>さきたま</p>  <p>平成22年3月配備</p>
		

○近県の航空機配備状況

- ・ 千葉県警 国有機3機 配備
- ・ 神奈川県警 国有機3機、県有機1機 配備

8 トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止【新規】



要望先 : 外務省
県担当課 : 国際課

◆提案・要望

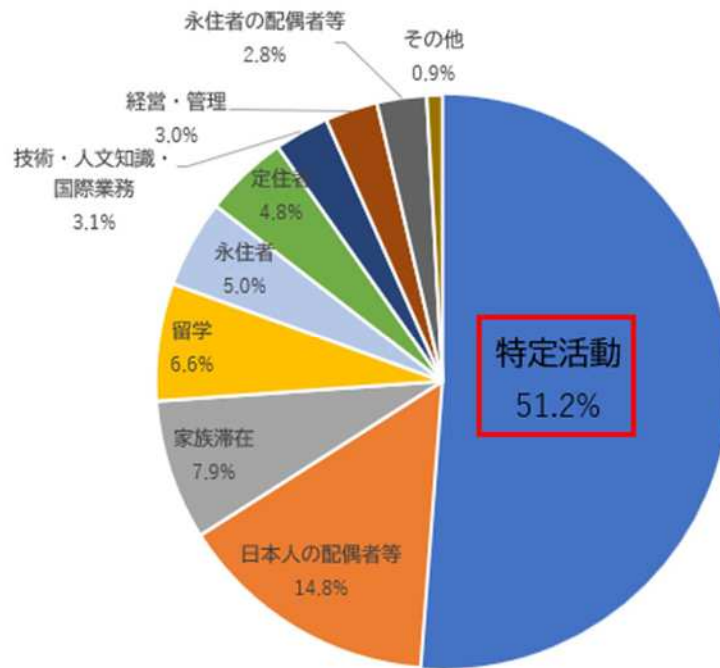
J E S T A の導入等が行われるまでの間、トルコ共和国との相互査証免除協定について、現状を踏まえ一時停止措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 法務省が公表したデータによると、令和7年の難民認定申請者のうち、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者の国籍は、査証免除国であるトルコ共和国が最も多く、難民の認定をしない処分に対する審査請求で「理由なし」とされた者も同国が2番目に多い状況である。
- ・ 本県に在留するトルコ人の特徴として、同国の国籍者の内、半分以上が難民申請者等に与えられる特定活動の在留資格で滞在している。特定の地域に特定活動で滞在する者が集まっている状況や、こうしたトルコ人の関係する事件・事故がメディアやSNS等で取り上げられたこともあり、地域からは不安の声が寄せられている。
- ・ また、出入国管理及び難民認定法違反により退去強制令書の発付を受けた後に仮放免され国内に滞在している者の国籍も令和7年末時点で同国が最も多く、同国人が最も多く滞在する埼玉県をはじめとする自治体にしわ寄せが及んでいる。
- ・ 現在、国は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」や令和8年1月に公表された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等を策定し、外国人の出入国、在留、共生等に関連する諸課題について対策を進めている。一方、自治体としては地域住民である外国人との多文化共生施策を推進しているが、査証の取得無しに入国し、その後、特定活動の資格により相対的に不安定で生活者として想定することが難しい立場で滞在する外国人の増加を抑制するべきがないのみならず、出国に関する権限もない以上、国が入国の際にスクリーニングを行い、自治体へのしわ寄せや負担を軽減すべきと考える。
- ・ 査証免除は、本来、短期間滞在の観光や家族の訪問などの目的で来日する人々の便宜を図り、人的交流を円滑に図るものとして国際交流に重要な役割を果たしているものである。この制度を利用した不法滞在や不適切な入国者への懸念が、国民の間で広がることは、日本国内での不安感を助長するだけでなく、相手国への不信感を招き、結果として友好関係にも悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 以上を踏まえ、難民認定申請を行ったことがある申請者は同国が最も多く、難民の認定をしない処分に対する審査請求で「理由なし」とされた者についても2番目に多い状況に鑑みれば、他の多くの国と同様に査証の経伺によりスクリーニングを実施することを通じ、トルコ共和国に対する不信感の惹起を抑止し、これまでの良好な両国民の信頼関係を毀損しないよう努めることが必要と考える。

◆参考

○埼玉県トルコ国籍者の特定活動に占める割合



法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計」(令和7年6月末現在) から作成

■誰もが輝く社会



1 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化



要望先：厚生労働省

県担当課：高齢者福祉課、地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和9年度以降も引き続き必要な財政的措置を講ずること。
- (2) 介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。
地域区分の見直しに当たっては、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分や補正を設定するなど、地域の実情を適切に反映したものとすること。
- (3) 他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善に要する費用を介護報酬とは別に措置すること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。
- (4) 介護職員の負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、介護テクノロジー導入支援について、恒常的に利用できる補助制度を拡充すること。
- (5) 介護事業者が職員用の宿舍を借り上げるための費用に対する補助について、地域医療介護総合確保基金の対象事業とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護職員は全産業に比べ給与額が低い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。
- ・ 介護報酬の地域区分においては令和6年度から新たな特例の設定により東京都特別区と隣接する市について6級地から5級地への引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市がある。また、令和6年の人事院勧告による地域手当の区分が適用された場合、級地差が拡大してしまうことから、地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるよう、制度を見直す必要がある。
- ・ 都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市と一体の生活圈を形成していることから、通勤や経済活動の圏域を考慮した区分や補正を設定することで自治体間の格差を解消することが必要である。
- ・ 介護テクノロジー導入支援に対する支援については、地域医療介護総合確保基金の対象事業とされているものの、現在の国の緊急経済対策の国の補助率が5分の4であるのに対し、基金事業では国の補助率が3分の2となっており、県の財政的負担が大きい。このため、恒常的に利用できる補助制度を充実させる観点から、国の緊急経済対策と同等の補助率となるよう財政的措置を

拡充する必要がある。

- ・ 介護事業者が職員確保のため宿舍を借り上げる費用に対する補助は、地域医療介護総合確保基金の対象とされていないため、基金の対象メニューとする必要がある。

◆参考

○給与額等比較表

	年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者	44.4歳	12.7年	370.5千円
福祉施設介護員	45.3歳	9.0年	277.7千円
ホームヘルパー	51.2歳	8.8年	281.6千円
介護支援専門員	53.1歳	12.4年	309.1千円

*厚生労働省 令和7年賃金構造基本統計調査(全国)

「きまって支給する現金給与額」

○地域区分(令和6年度~令和8年度)



2 性的マイノリティに対する支援



要望先 : 内閣府、法務省

県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 昨今の判決で示された「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論をすること」等を踏まえ、国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うこと。
- (2) 性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、性の多様性に関する国民の理解増進を図ること。

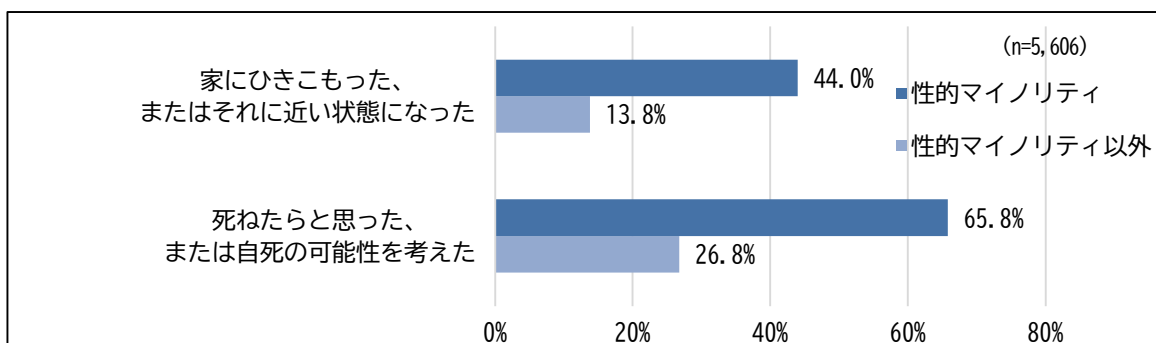
◆本県の現状・課題等

- ・ 性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感あるいは自己否定感が強い状況にあり、令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えている。
- ・ また、当事者の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活している。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では、性の多様性を尊重した社会づくりのため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の充実、暮らしやすい環境づくりの3本柱で施策を進めている。
- ・ 令和4年7月には、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行した。
- ・ 本県では、当事者の抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、県の制度や手続に関して事実婚を対象としている場合に、同性パートナーも同様に扱うことが可能か検討し、県営住宅の入居者資格など制度等の見直しを行っているが、自治体の取組だけでは限界がある。
- ・ パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度は、親族関係を登録公証する戸籍制度と想定すれば、戸籍に関する届出制度は、市町村の法定受託事務となっており、自治体間の制度自体の共通性や転居の場合の取扱いなどが担保されている。
- ・ 一方、中間自治体である県には届出事務が委託されておらず、届出そのものに関し、混乱が生じないような建て付けとなっている。
- ・ パートナーシップ制度は自治体の制度という制約があり、社会保障制度や税などの優遇措置を受けられないという、同性婚ができないことによる不利益を解消することはできない。
- ・ 同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることのないよう、令和6年3月の札幌高裁の判決のとおり「国として同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用すること」を含め、早急に真摯な議論と対応を行うことが必要だと考える。
- ・ 以降、これまでの4件の高裁判決においても同様に、同性婚を認めないことに対し違憲判決が出されている。
- ・ 本県では、県民向け講座の実施や啓発リーフレットの配布、企業向け研修の実施等を通じて理解増進を図っている。国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関す

る国民の理解の増進に関する法律」に基づき、国民に理解増進を図る必要がある。

◆参考

○精神的に追い込まれた経験に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外の人と比較



出典：県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

○同性婚訴訟高裁判決一覧（令和8年3月）

	東京高裁 (R 6.10)	福岡高裁 (R 6.12)	名古屋高裁 (R 7.3)	大阪高裁 (R 7.3)	東京高裁第2次 (R 7.11)
憲法第24条第1項 「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」	—	合憲	—	合憲	合憲
憲法第24条第2項 「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定する」	違憲	違憲	違憲	違憲	合憲
憲法第14条第1項 「国民は法の下に平等であり、差別は許されない」	違憲	違憲	違憲	違憲	合憲
憲法第13条 「幸福追求権は、最大の尊重を必要とする」	—	違憲	—	合憲	合憲

○上記札幌高等裁判所判決要旨（令和6年3月14日）

- 1 憲法第24条第1項「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」
違憲：人と人との自由な結びつきとしての婚姻を定める趣旨で、同性婚も同じ程度に保障している。
- 2 憲法第24条第2項「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定する」
違憲：同性婚ができない不利益は著しく、個人の尊厳が損なわれている。
- 3 憲法第14条第1項「国民は法の下に平等であり、信条や性別などで差別されない」
違憲：異性婚を認め、同性婚は許さないのは合理的根拠の欠く、差別的な取扱いである。

○犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判所判決要旨（令和6年3月26日）

- ・犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第5条第1項第1号括弧書きにいう「婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。
- ・原告の男性に受給資格を認めなかった2審・名古屋高裁判決（令和4年8月）を破棄し、審理を高裁に差し戻す。

3 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実【一部新規】



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族（ケアラー）のレスパイトケアを充実するため、医療型短期入所事業の報酬を実態に即して見直すこと。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童が入院した場合における家族の負担軽減のため、入院時における居宅介護の利用など対象者や支援内容を拡大すること。
- (3) 医療的ケア児・者の増加に伴い、日中一時支援事業のニーズが高まっているが、経費の負担が大きいことからサービス体制の整備が進んでいない。このため、当該事業の国庫補助金の充当率を法定サービスと同様とすること。
- (4) 医療的ケア児を介護する家族の負担を軽減するため、18歳未満の医療的ケア児を重度訪問介護の対象とすること。
- (5) 医療的ケア児への支援が18歳で途切れることのないよう、医療的ケアが必要な18歳以上の障害者も対象とした医療的ケア児等総合支援事業と同等の補助事業を新設すること。
- (6) いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材の十分な配置や医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。
- (7) 在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児・者の災害時の備えとして、停電時に使用可能な発電機や蓄電池を各家庭で備蓄できるよう、助成制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児・者が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られている。
- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイトケア利用のため、ニーズに対応できる障害福祉サービスを拡大させる必要があるが、宿泊利用できる医療型短期入所事業所は少なく、診療報酬と比較して報酬単価が低いことがその理由の一つと考えられる。
- ・ また、医療的ケアを必要とする児童が入院した場合に医療機関から保護者に付添介助を求められる場合がある。平成30年4月に病院等に入院中の重度訪問介護サービスの提供が制度化され、令和6年度の報酬改定で対象が拡大されたが、対象年齢や支援内容が限定されている。
- ・ レスパイトとして昼間の時間帯に利用できる日中一時支援事業については、国の要綱に基づき

市町村が実施しているが、国庫補助金が十分に確保されないため、市町村では看護師等を手厚く配置する必要があるが、医療的ケア児・者の受け入れが困難となっている。このため、県では市町村が行う日中一時支援事業において、医療的ケア児を受け入れる事業者に上乘せ補助を行い、レスパイトケアのニーズに対応している。

- ・ 18歳未満の医療的ケア児は重度訪問介護の対象とされていないため、在宅で生活する医療的ケア児に対しては、家族が24時間365日ケアすることになる。
- ・ 医療的ケア児等支援については、18歳未満を対象とした「医療的ケア児等総合支援事業」を活用し都道府県と市町村は事業の実施が可能であるが、18歳以上は対象となっていない。18歳で支援が途切れることのないよう、施策を講じる必要がある。
- ・ 学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受け入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。
- ・ 医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。
- ・ 在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児・者は、停電により人工呼吸器等が使用できなくなれば命に直結するため、各家庭で発電機等を備えておく必要があるが、経済的に購入が難しい家庭もある。

◆参考

○報酬改定について

医療型短期入所の基本報酬等が引き上げられたが、依然として医療保険による小児入院医療管理料（診療報酬）とは開きがある。

（令和6年度）

- ・ 医療型短期入所報酬＝37,270円/日
- ・ 小児入院医療管理料＝52,490円/日

※それぞれ各種加算含む

重度訪問介護については、令和6年度の報酬改定で、病院等におけるコミュニケーション支援等を行った場合の対象者が支援区分6から支援区分4まで拡大されたものの、15歳未満の障害児を対象にすることや利用者の状態等を熟知しているヘルパーによる直接支援といったサービスの拡大はされなかった。

○本県における在宅の重症心身障害児・者数（超重症含む）（各年度4月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重症心身障害児数	1,000人	1,010人	1,032人	1,006人	1,057人
重症心身障害者数	1,802人	1,735人	1,877人	1,774人	1,675人

○本県における医療的ケア児・者数（市町村調べ）（各年度4月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療的ケア児数	709人	702人	860人	825人	922人
医療的ケア者数	239人	247人	289人	313人	276人

4 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : 財務省、厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 18歳未満までのこどもの医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は令和6年4月に廃止されたが、こどもに限定せず障害者に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、こどもを対象とする医療費助成については、令和6年4月に減額調整措置が廃止されたが、こども以外の障害者を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○本県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身体障害者手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神障害者保健福祉手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない）、2級（精神通院医療費（自立支援医療の自己負担額）のみ助成） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※ 特別障害者手当の所得基準に準じた所得制限あり。
医療費支給方法	償還払い (こどもの一部について県内医療機関受診分のみ現物給付)
令和8年度予算	5,815,215千円
令和7年度実績	対象者：126,149人 支給件数：3,099,166件 市町村支給額：11,947,482千円 県補助額：5,145,477千円

○制度の不均衡の例（令和8年4月1日現在）

項目	状況（都道府県数）
精神障害者	1級のみ対象：29、1～2級：11 その他(別制度等)：3、対象外：4
所得制限	あり：44、なし：3
自己負担金	あり：28、なし：19

■持続可能な成長



1 鉄道新線建設の取組に対する支援



要望先：国土交通省
県担当課：交通政策課

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するため、鉄道新線建設の取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第1号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去8度の答申に基づき整備が進められてきた。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
- ・ このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
- ・ また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイル・プロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○社会資本整備総合交付金

道路空間に導入される新交通システムや都市モノレールのインフラ部（支柱・桁等）の整備について交付。

○あと数マイル・プロジェクトにおける検討路線

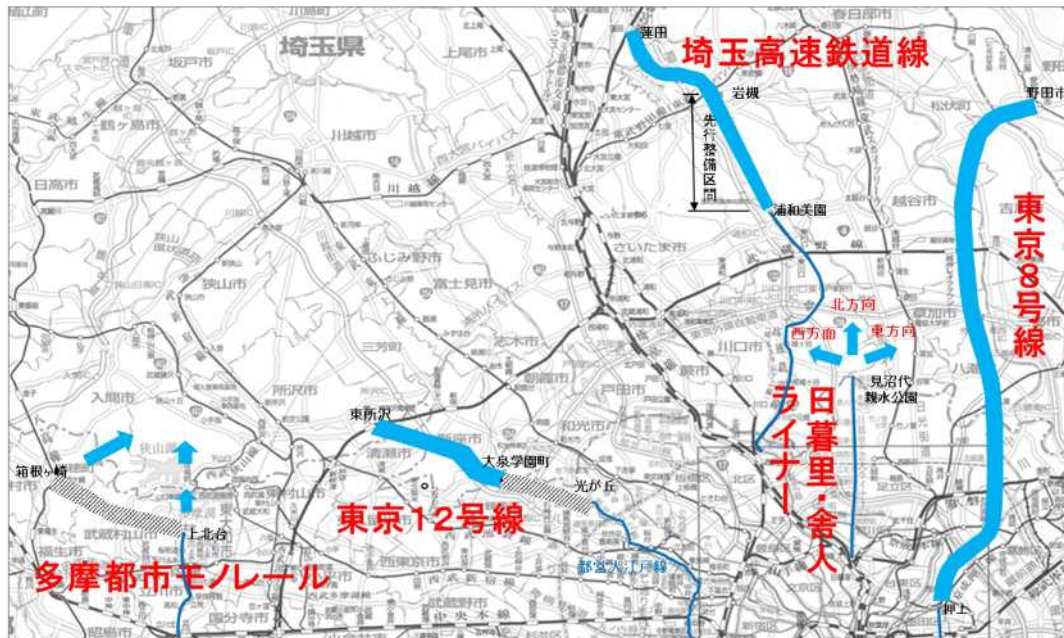
（平成28年4月交通政策審議会答申路線）

- ・ 埼玉高速鉄道線の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
- ・ 東京12号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ・ 東京8号線の延伸（押上～野田市）

(答申外路線)

- ・日暮里・舎人ライナーの延伸
- ・多摩都市モノレールの延伸

○あと数マイル・プロジェクト路線図



— 既設路線 ■ あと数マイル・プロジェクト路線

2 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸の取組に対する支援



要望先：国土交通省
県担当課：交通政策課

◆提案・要望

- (1) 鉄道事業者が事業実施要請を速やかに受諾するよう支援すること。
- (2) 令和9年度の国庫補助事業化に向けた準備を進めること。
- (3) 事業を円滑に推進するため、予算の安定的な確保及び現実的な支援スキームを確立すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において、埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）については、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示された。
- ・ 先行整備区間である浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果がある。
- ・ また、核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近までのルート帯について、令和7年8月に地元検討会が開催され複数案が公表されたところであり、地域開発の発展に向けた相乗効果も期待される。
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の試算結果において、B/Cは1.2、収支採算性は27年との結果になったことなどから、埼玉県及びさいたま市では、令和7年度末に鉄道事業者への事業実施要請を行った。
- ・ 令和8年度から環境影響評価など都市計画決定に向けた手続きに着手しており、速やかな国庫補助事業化が望まれる。
- ・ 事業の推進に当たっては、国の支援が必要不可欠であるため、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）路線図



— 既設路線 ■ 延伸区間（うち浦和美園－岩槻間は先行整備区間）

3 新大宮上尾道路、東埼玉道路、核都市広域幹線道路など直轄国道等の事業推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。
事業中区間：与野～上尾南 L=8.0km
未事業化区間：上尾南～圏央道 L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田 L=10.0km
- (2) 東埼玉道路（国道4号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。
事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km
（一般部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市水角 L=4.9km
未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号） L=8.1km
※（一般部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km供用済
- (3) 核都市広域幹線道路について、埼玉新都心線から東北道付近までの概略計画の具体化のため、ルート帯を年内早期に示し、事業の具体化を図るとともに、その他の区間における地域特性や交通課題の分析を推進すること。
- (4) 首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道について事業中区間（上尾道路、本庄道路、深谷バイパス）の整備を推進するとともに暫定2車線区間（深谷バイパス（残区間））の4車線化の早期事業化や上武道路の新上武大橋を早期に着手すること。
 - ・ 上尾道路（国道17号）
事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号） L=20.1km
※I期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）
 - ・ 本庄道路（国道17号）
事業中区間：深谷市岡（深谷BP）～高崎市新町（群馬県境） L=13.1km
※神流川橋架替区間L=1.4km供用済（暫定2車線）
 - ・ 深谷バイパス（国道17号）
暫定2車線区間：熊谷市西別府（上武道路）～深谷市岡（本庄道路） L=10.6km
 - ・ 上武道路（国道17号）
暫定2車線区間：熊谷市西別府～深谷市高島 L=5.5km
- (5) 高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。
- (6) 新大宮上尾道路や東埼玉道路などは、平常時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期開通のための十分な

事業費を確保すること。

- (7) 外環道の残る事業中区間（大泉JCT～東名JCT）の整備推進および、東名JCT以南の計画の具体化を図り、環状道路としての整備効果の早期発現を図ること。また、外環道の道路ネットワーク機能を向上させるため、可能な区間において車線の追加による渋滞対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号や国道4号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。
- ・ 圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠である。
- ・ 地域経済の活性化や防災上の観点からも未整備区間の一日も早い完成が必要である。

◆参考

○本県の直轄国道等の整備状況



4 幹線道路網の整備推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課、道路街路課

◆提案・要望

第1次国土強靱化実施中期計画で推進する施策の予算を含めた社会資本整備予算について、計画的な事業執行のために、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を当初予算において安定的に確保することも含め、配分すること。

また、重要物流道路制度に基づく本県の物流上重要な道路や、国が進める高規格道路インターチェンジ及び直轄国道へのアクセス道路について、重点支援を実施すること。

【具体的内容】

(1) バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル、長尾根バイパス）
- ・ （都）三郷流山線（三郷市、吉川市）
- ・ （都）川越北環状線（川越市）
- ・ （都）浦和野田線（越谷市）等

(2) 成長を支える県内道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・ 主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）等
- ・ 一般県道惣新田幸手線（幸手市）等

(3) 隣接都県との道路ネットワーク強化

隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。

- ・ （都）日光東京線（川口市）
- ・ （都）放射7号線（新座市）
- ・ （都）保谷朝霞線（新座市）
- ・ （都）飯能所沢線（所沢市）等

(4) 鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市）等

(5) 重要物流道路の整備

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、また、県内の主要幹線道路網の強化・充実のため、重要物流道路に指定された国道254号和光富士見バイパスについて、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道254号（和光富士見バイパス）

(6) 高規格道路インターチェンジへのアクセス道路整備

国が整備を進める高規格道路・東埼玉道路のインターチェンジ及び本庄道路などの直轄国道にアクセスする県管理道路について、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 主要地方道越谷野田線（越谷市、松伏町）
- ・ 一般県道柿木町蒲生線（越谷市）
- ・ 主要地方道上里鬼石線（上里町）等

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- ・ 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト4位にとどまっている。
- ・ また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期に開通させる必要がある。
- ・ このような状況から、上記の幹線道路網の整備を強力に推進する必要がある。

5 スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用



要望先：国土交通省
県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。
 - ・ 蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・ （仮称）外環八潮スマートインターチェンジ等
- (2) ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに、女性が利用しやすい休憩施設等の整備や大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。
 - ・ 東京外環自動車道（仮称）外環八潮パーキングエリア
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア
- (3) 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- (4) ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (5) ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金收受コストの軽減につながるE T C専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を更に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の圏央道が全線4車線化で開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 国土交通省や高速道路会社は、令和2年12月17日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。
- ・ 県内の首都高速道路（株）の料金所では5箇所、東日本高速道路（株）の料金所では9箇所がE T C専用料金所としての運用が開始された。

6 中小企業の事業承継支援体制の拡充整備



要望先：中小企業庁
県担当課：経営・金融支援課

◆提案・要望

中小企業の事業承継を促進するため、都道府県ごとに設置されている事業承継・引継ぎ支援センターの増員など支援体制の整備拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県内企業の後継者不在率は54.0%と全国平均の50.1%を上回る状況にある。((株)帝国データバンク「埼玉県・「後継者不在率」動向調査(2025年)」)
- ・ 優れた技術やサービスなどを持ちながら、後継者不在により廃業を余儀なくされる企業が増えることは、従業員の雇用喪失やサプライチェーンの乱れにつながり、本県経済にとって大きな損失となることから、事業承継の促進は急務である。
- ・ 本県の事業承継支援については、国の委託でさいたま商工会議所内に設置された「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター(以下「センター」という。)」が実質的な中心となって実施している。
- ・ しかしながら、センターに寄せられる相談件数に対して配置されている支援人員が十分でない、支援拠点が少ないなどの問題がある。
- ・ 県としても、センターと連携して事業承継支援に取り組んでいるが、より充実した支援を実施するため、センターの増員など支援体制の整備拡充を求める。

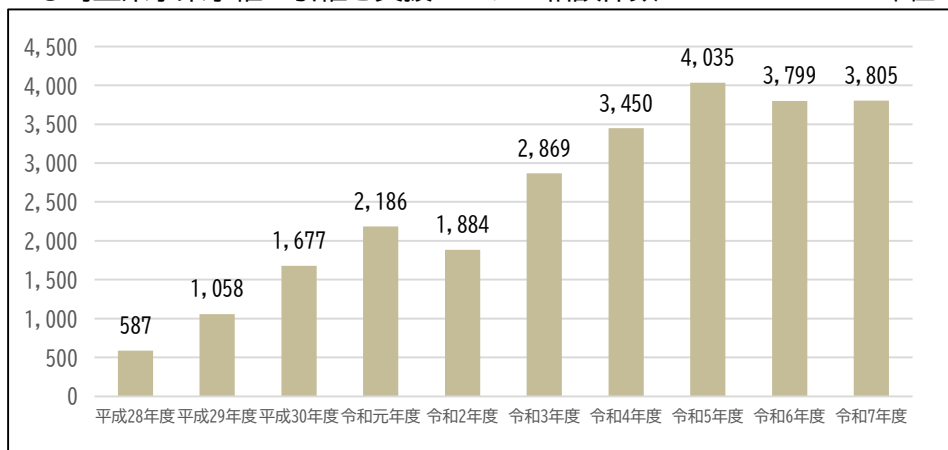
<県の事業承継促進の取組>

- ・ 公益財団法人埼玉県産業振興公社に事業承継アドバイザーを配置し、事業承継に関する相談に対応するほか、セミナーを開催している。
- ・ センターによる県北地域の支援拠点(県施設内設置)の運営を支援している。
- ・ 令和6年度から、センターと連携し県東部・西部地域において、事業承継に関する定例相談会を開催している。
- ・ 令和7年度から、事業譲渡を希望する者と、事業譲受を検討している者のマッチングイベントを開催している。

◆参考

○埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター相談件数

単位：件



7 価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援



要望先：内閣府、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁
県担当課：産業労働政策課

◆提案・要望

エネルギー・物価高騰の長期化が企業の収益を圧迫している現状を踏まえ、中小企業がコストの上昇分を円滑に価格転嫁できるよう、実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ エネルギーコスト・原材料価格の高騰が長期化し、県内中小企業は厳しい経営環境に置かれている。
- ・ 本県では、令和4年9月に国や経済団体等の12者と全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、ワンチーム埼玉で円滑な価格転嫁に向けた取組を進めている。
- ・ これまで、パートナーシップ構築宣言の登録や実効性確保について県内企業に対して通知や電話や訪問などにより直接働き掛けるとともに、宣言企業への優遇措置（事業者向け各種補助金審査や物品等競争入札参加資格の格付における加点措置、公共工事調達における総合評価方式のプラス評価、宣言企業を対象として制度融資）を設けてきた。
- ・ また、価格交渉のエビデンス資料を容易に作成できる「価格交渉支援ツール」等の提供や、専門家による価格交渉のノウハウ獲得に向けた伴走支援で企業の価格交渉を後押ししてきた。
- ・ さらに、金融機関と連携した「価格転嫁サポーター制度」を創設し、19金融機関、5,500名を超える金融機関の職員から企業に直接、支援情報を周知いただく取組を進めている。
- ・ 加えて、令和8年1月に施行された中小受託取引適正化法（取適法）の実効性を担保するため、本県では「埼玉県適正取引情報共有ネットワーク」を令和8年2月に立ち上げ、ワンチームで適正な取引を推進している。
- ・ こうした取組により、本県企業の価格転嫁は着実に進展し、埼玉県四半期経営動向調査（令和8年1～3月期）では、価格高騰に対し「6割以上価格転嫁ができた」と回答した企業が57.2パーセントとなり、前年同時期から3.2ポイント改善するとともに、価格転嫁が進んだ企業は賃上げ実施率が高い傾向にあることも確認できた。
- ・ 企業のサプライチェーンは全国に広がっているため、国においては、「価格転嫁の埼玉モデル」を横展開し、社会全体での機運醸成を更に進めていただきたい。
- ・ また、課題となっている労務費の価格転嫁について、国は、令和7年12月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を改正しているが、地方自治体や業界団体との更なる連携の上、実効性のある取組を進めるようお願いしたい。
- ・ さらに、国は問題となる事案を調査し、立入調査や勧告を行うなど、受託取引の監督を強化しているが、取引状況の実態を的確に把握するためには、現場に近い地方自治体と連携した実態把握なども必要と考える。令和8年1月1日施行の「受託中小企業振興法」では、国と地方の更なる連携強化が規定されているため、「埼玉県適正取引情報共有ネットワーク」のような取組を広げることで、国と地方の綿密な連携による実態把握などを強化していただきたい。
- ・ 今後も円滑な価格転嫁に向けた実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施するよう求める。

8 活樹の推進【一部新規】



要望先：財務省、国税庁、農林水産省、林野庁、国土交通省
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

- (1) 豊富な森林資源を活用し、木材の使用・森林の利用という新たなテーマに主眼を置いた活樹運動を国民運動として定着させるため、全国育樹祭を「全国育樹・活樹祭」へ発展させることを検討すること。その実現に向けては、地方自治体の負担が極力生じないよう支援すること。
- (2) 森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。
- (3) 長期利用の要件を満たす木造建築物の普及により二酸化炭素の削減と健全な森林循環を促進するため、財務省令に定める減価償却資産の耐用年数のうち木造建築物については、客観的な指標等に基づいた評価を行い、耐用年数の見直しを図るとともに、木材利用による炭素貯蔵効果をJ-クレジット制度に反映させる仕組みを整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国植樹祭及び全国育樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、森林の造成や保全の重要性を国民に発信し、我が国の森林資源の充実に大きく貢献してきた。
- ・ 一方で、国産木材の自給率は依然として5割に満たず、森林資源が充実しているにもかかわらず、その利用は十分に進んでいない。
- ・ 森林の公益的機能を将来にわたり維持していくためには、「植えて、育てる」だけでなく、「伐って・使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めることが必要である。
- ・ このような状況を踏まえ、今後は、豊富な森林資源を活用し、木材の使用・森林の利用という新たなテーマに主眼をおいた活樹運動を国民運動として広く発信していくことが重要と考える。
- ・ しかしながら、新たな全国イベントを創設した場合、地方の負担が増加する懸念がある。
- ・ そこで、地方の負担が極力生じないよう、既存の全国育樹祭の枠組を活用し、全国育樹祭を「全国育樹・活樹祭」として発展させることについて検討することを求める。
- ・ 林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」(令和8年度事業名「林業・木材産業循環成長対策交付金」)は、平成27年度まで2分の1であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ 平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。
- ・ 公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。
- ・ また、住宅を対象とした長期優良住宅は100年、非住宅を対象とした「木造建築物の耐用年数

評価ガイドライン」による建築物は50年以上使用可能とされている。

- ・ しかし、現行の制度では、木造建築物の減価償却は一律（住宅：22年、事務所：24年）であり、長期利用価値が十分に評価されておらず、中大規模を含めた木造建築物の普及を図る上で、実質的に足枷になっている。
- ・ 加えて、木材利用による炭素貯蔵効果について、令和8年4月に改正されたSHK制度で企業等は木材を使った建築物の炭素貯蔵量を温室効果ガス排出量から差引くことが可能となった一方、貯蔵されたCO₂を取引するJ-クレジット制度において、木材利用については制度設計上の課題である追加性・持続性の観点から適用を見送られている。しかし、長期優良住宅やガイドラインによる建築物は追加性・持続性を担保できるものと考えられる。
- ・ 法定耐用年数や制度の見直しを図り、木材利用の効果が市場で十分に評価される仕組みを構築することにより、木造建築物の普及を促進することが必要である。

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

＜重点施策に関する提案・要望＞

Ⅲ 地方自治の確立

■地方自主権の確立



1 地方分権改革の着実な推進



要望先：内閣府等各府省庁
県担当課：企画総務課

◆提案・要望

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲を進めること。
- (2) 持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たっては、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を十分に踏まえた上で、国と地方との間で、各行政分野における必要な制度の見直し等も含めた議論を行っていくこと。
- (3) 国の補充的な指示については、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、目的を達成するために必要最小限度のものとする事。

<義務付け・枠付けの見直し>

- (4) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (5) 地方の自由度を高めるために、今後は、「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。
- (6) 計画等の策定においては、「ナビゲーション・ガイド」に従い、実効性を持つように運用すること。また、必要性の低下が見られる計画の統廃合や政策立案・法案作成時の遵守状況の内閣府への報告など、地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- (7) 「地方分権に関する提案募集制度」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (8) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (9) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により地方分権改革は一步ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等の見直しは不十分であり、道半ばである。

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- ・ 地方自治法第1条の2第2項において、国は住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担しなければならないとしている。
- ・ 令和6年度の地方自治法の一部改正により、国の地方公共団体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれたが、運用次第では憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等・協力の関係が損なわれるおそれもある。

<義務付け・枠付けの見直し>

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集制度」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない。
- ・ また、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。
- ・ なお、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」において、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること、その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めること、さらに既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、見直しの進捗状況を公表することなどの原則が示されている。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- ・ 令和7年の提案募集制度で、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」と整理されたものは、全国で87.8%（355件のうち312件）である。
- ・ 本県が主提案した提案のうち「実現・対応」と整理されたものは100%（4件のうち4件）であったが、関係府省において引き続き検討することとされたものや、本県の提案とは異なる形の負担軽減等により「実現・対応」とされたものも含まれており、地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
- ・ また、各府省との調整の対象外と整理される提案も一定数あり、特に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多いが、制度改革の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。

2 道州制をはじめとした将来の地方公共団体のあり方の議論



要望先：内閣官房

県担当課：企画総務課、地域政策課

◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分に踏まえること。
- (2) 第34次地方制度調査会で審議されている「国・都道府県・市町村間の役割分担」及び「大都市地域における行政体制」については、インフラの老朽化や人材確保の一層の困難化などを見据え、国の組織再編や基礎自治体の広域化、中間自治体の簡素化など、国と地方のあり方や役割分担を抜本的かつ包括的に見直したものとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」、「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」、「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 第34次地方制度調査会で特別市制度について議論されているが、現行の指定都市制度に大きな課題等は見当たらず、同様の権限を有する団体を更に増加・乱立させることは、地方分権を推進する改革から逆行させることになる。したがって、まずは道府県と指定都市がそれぞれの機能を生かし、連携することが重要で、その上で大局に立った地方分権推進改革を進める必要がある。
- ・ 特別市が実現すると圏内での一極集中がますます進む一方、周辺市町村は相対的に財政や行政機能面で弱体化が進み、かえって特別市と周辺市町村間での行政サービスに関する格差問題が発生する恐れがある。
- ・ また、道府県は指定都市を含む域内の広域的な調整を担い、高度医療提供体制の確保、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など新興感染症への対応、市町村間の利害調整などの役割を果たしているが、こうした事務に支障が生じる。
- ・ 他方、人口減少・超少子高齢社会が到来し、インフラの老朽化や行政における人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される中、住民サービスを維持していくためにも、可能な限り基礎自治体と国の間にある中間自治体を簡素化し、最低限のコストで最大限の効果を生む体制を検討していく必要がある。
- ・ 道州制をはじめ、国の組織再編や基礎自治体の広域化などについては、国と地方のあり方や役割分担を抜本的かつ包括的に全体としての制度を見直し、国と地方が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。

- ・ また、道州制をはじめ、国の組織再編や基礎自治体の広域化などについては、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

3 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



要望先：内閣官房、内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：行政・デジタル改革課

◆提案・要望

特区を規制改革の突破口とし、あらゆる分野への多彩な提案を経済成長のエンジンとしていくため、地方自治体にとって使いやすく、実効性を伴う特区制度に改良しながら強力に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特区制度は時代の要請に応じて変遷を重ねており、当初は幅広い分野で提案が採択されたが、近年はスーパーシティ、デジタル田園都市など国主導プロジェクトに直結する高度な事業に採択が限定されている。
- ・ それ以外の提案の取扱いは、各府省庁による検討結果がホームページで公表されるのみであり、「規制の撤廃は困難」という回答結果も目立つ。特区提案に対するモチベーションを低下させないためにも、制度の再設計や運用の改善が求められる。

4 地域手当の支給割合において生じている格差の是正



要望先 : 総務省
県担当課 : 市町村課

◆提案・要望

人事院勧告において示された地域手当の新たな級地区分と支給割合について、県内市町村と東京都内の市区町村との間の支給割合の格差の是正に向けて、隣接する市区町村間の住民の平均所得と見合った制度とするなど、地域の実情を踏まえた適切な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公務員の給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情」を考慮することとする、いわゆる「均衡の原則」が地方公務員法に規定されており、国家公務員の取扱いと異なる団体については、総務省から適正化に向けた助言を受けている。
- ・ 国家公務員の給与に関して、令和6年人事院勧告では、地域手当に係る級地区分について、都道府県単位での大きくくり化を図ったが、これによれば、本県内で地域手当の支給割合が引下げとなる団体数は63市町村中41団体（さいたま市を含む。）に達する。
- ・ これまで東京都内の市区町村と本県内の市町村との間では支給割合の格差が存在していたが、同勧告の級地区分と支給割合がそのまま地方公務員に適用された場合、例えば本県の南部に位置する川口市、戸田市などの支給割合が4%に引き下げられる一方で、東京都の特別区の支給割合が20%、島しょ部を含む都内の市町村の支給割合が16%と高い水準に留まることから、特に東京都と本県との境界に近い団体においてその格差が一層拡大する。
- ・ 人事院勧告や総務省の検討会（社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会）が人材確保の必要性を強調する一方で、東京都近郊の本県内市町村では今後、人材確保が一層困難となるおそれがある。
- ・ 住民の平均所得と級地区分の関係で見ると、川口市など県内の一部市では隣接する東京都の区市と比べ平均所得で同等若しくは上回っているにもかかわらず級地区分が低い状況であり、逆転現象が生じている。

◆参考

○令和6年人事院勧告に基づく地域手当支給割合（県内市町村の変動）



○令和6年人事院勧告に基づく地域手当支給割合（県内市町村と東京都との比較）



5 住民訴訟（政務活動費の不当利得返還請求）に係る裁判費用の会派等による負担



要望先：総務省

県担当課：議会事務局総務課※

◆提案・要望

政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟において敗訴した場合に、返還対象とされた会派等が、裁判費用を負担するようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づく「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」により、知事が会派に対し交付している。
- ・ 同条例において、政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として条例別表に定める経費に充てることができると定められている。
- ・ 知事は、議長から会派結成通知を受けて、交付決定し、会派の代表者から政務活動費の請求を受け、交付するものとされている。
- ・ 会派の代表者は政務活動費に係る収支報告書等を議長に提出すること、残余がある場合、返還しなければならないとされている。
- ・ 一方で、普通地方公共団体の住民が、政務活動費の交付を受けた会派が本来の用途や目的に反する支出をしたと考える場合、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟を提起することができる。
- ・ 住民訴訟は執行機関又は職員を被告として提起することとされており、訴訟を提起された場合、県予算で裁判費用を拠出しているが、訴訟においては、対象となった会派が政務活動費の支出について本来の用途や目的に適うものであることを立証する必要がある。
- ・ 会派が立証責任を果たせず司法の判断により敗訴となった場合、県が裁判費用を負担することとなるが、政務活動費は議会の活性化を図る趣旨から制度化され、議会の自主性、自律性を尊重することが求められていることから、その責任を明確にするためにも返還対象となった会派等が裁判費用を負担する特例の創設を求めたい。

※県議会の予算執行事務については、議会事務局の職員を知事部局の職員に併任し、知事の補助機関の資格を併せ持つものに補助執行させている。

本要望は知事の補助機関として国に要望を行うものである。

6 予定価格の上限拘束性の見直しについて



要望先 : 総務省

県担当課 : 入札課、入札審査課、出納総務課

◆提案・要望

WTO対象の入札案件については、日本の予定価格制度も踏まえつつ、諸外国における契約の相手先決定方法も取り入れ関係法令を改正するなど、予定価格の上限拘束性を見直し、一定程度の幅を持つ予定価格制度とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の建設工事においては、予定価格超過により入札が成立しない不落が発生しており、令和3年度33件（全発注件数に占める割合1.2%）、令和4年度42件（同1.6%）、令和5年度39件（同1.5%）、令和6年度57件（同2.5%）、令和7年度（速報値）102件（同3.7%）と増加傾向となっている。
- ・ 予定価格については、地方自治法第234条第3項において、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする」とされており、予定価格の算出が義務付けられ、予定価格を1円でも超過すると、その応札者の札は無効となる制度である。
- ・ このため市場価格が急激に上昇している局面では、わずかな超過で落札者が決定されない状況が発生していると推察され、この場合には入札をやり直すこととなり、公共工事の投資効果が発現されないことから、国民に不利益が生じてしまう。
- ・ このような予定価格制度は我が国特有の制度となっており、諸外国においては、市場価格に柔軟に対応できる仕組みとなっている。
- ・ 以上のことから、特にWTO対象の入札案件については、予定価格制度を国際的な基準や市場の実態に合うよう柔軟に改善する必要がある。そのため、関連法令の改正などを通じて予定価格の上限拘束性を見直し、一定の幅を持たせた弾力的な制度とすることが求められる。
- ・ なお、令和7年度に（一社）全国建設業協会と（一社）埼玉県建設業協会ほか各都道府県建設業協会の連名で国土交通省に対して、『入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し労務費の行き渡りと適正な利潤を確保するため、予定価格の上限拘束の撤廃又は予定価格の決定方法の見直し』について要望を行っている。

7 都道府県知事が試験実施者となっている国家試験の見直し【新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

都道府県知事が試験実施者となっている国家試験について、既に試験事務を全国統一の団体が行っている資格を含め、試験実施者を国とするなどの見直しを行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国家試験のうち、調理師試験、製菓衛生師試験、クリーニング師試験、登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験及び准看護師試験については、それぞれの法令に基づき、都道府県知事が試験を実施することとされている。
- ・ 試験を実施するには試験問題を作成する必要があるが、これには根拠とする文献等の精査、作問のための会議の開催、複数回にわたって行われる試験問題の校正などが含まれる。試験問題の作成は試験の受験者数にかかわらず行う必要があるが、自治体において多大な負担となっており、コストの観点からも非効率である。
- ・ 特にこれらの試験問題の内容は専門性が高いものも多く、数年のサイクルで異動を繰り返す自治体職員による作成には専門知識の理解及び作問のノウハウの点から限界がある。また、外部の有識者を試験委員に委嘱して作成している場合でも、問題案を試験問題として使用するまでに職員が複数回校正を行っており多大な負担が生じている。
- ・ このような中で、実際に、自治体職員が作成した試験問題に誤り等が生じたことによる追加合格措置を行う等の状況も生じている。
- ・ また、複数自治体が共同で作成する場合にも、会議の開催や校正の調整など各自治体には多大な負担が生じ、根本的な解決となっていない。
- ・ なお、上記試験のうち、調理師試験、准看護師試験、製菓衛生師試験及びクリーニング師試験には、法令で一般財団法人又は一般社団法人を厚生労働大臣が指定する「指定試験機関」制度の規定があり、調理師試験及び准看護師試験については既に指定試験機関が指定され、実質的に全国統一の運用が行われており、都道府県による試験実施の必要性はないと考えられる。
- ・ 一方で、製菓衛生師試験及びクリーニング師試験では、当該制度の指定実績がなく、実質的に制度が運用されていない状況である。また、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験については、当該制度の規定がない。
- ・ 実質的に全国統一の運用が行われているこれらの試験について、各都道府県による試験実施の必要性は乏しく、仮に各都道府県で試験を実施する場合でも「指定試験機関」制度の運用の推進等を行う必要がある。

■自治財政権の確立



1 地方税財源の充実・確保【一部新規】



要望先 : 総務省、財務省、経済産業省、国土交通省
県担当課 : 市町村課、税務課

◆提案・要望

<国と地方の配分>

- (1) 国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。
- 特に、地方法人課税における税源の偏在について、特別法人事業税・譲与税制度が創設された令和元年度以降の自治体間における財政力格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、令和8年度与党税制改正大綱で明記された特別法人事業税・譲与税制度の拡充などにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講じること。

なお、法人の事業活動の実態以上に本社所在地に地方法人課税の税収が集中する状況が生じていることから、地域における事業活動の実態に応じて当該地域の税収となる税体系を構築し、それぞれの地域の財源として活用できるようにすること。

<消費税>

- (2) 地方にとって貴重な財源であることから、その見直しを行う場合は、必要な地方の財政需要に対応した税源を恒久的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

<自動車関係諸税>

- (3) 令和8年3月31日をもって自動車税の環境性能割が廃止され、また、令和8年度与党税制改正大綱において、令和10年度以後における自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得ることとされたが、地方にとって貴重な財源であることから、軽油引取税の当分の間税率廃止分も含め、地方財政需要に対応した税源を恒久的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

<固定資産税>

- (4) 固定資産税は、市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であることから、国の経済対策に用いないこと。
- (5) 生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置といった経済対策としての軽減措置は、その期限の到来をもって確実に終了させること。

(6) いわゆる「駅ナカ」の商業施設と駅周辺の商業施設とが公正に競争できる環境を一層整備するため、複合利用鉄軌道用地の固定資産の評価に当たり、駅の通路等の利用形態が商業施設と同視できる場合には、当該通路等についても「運送の用に供する部分」ではなく、「運送以外の用に供する部分」に含めるよう、固定資産評価基準上、明確化すること。

◆本県の現状・課題等

<国と地方の配分>

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は43.5対56.5であるのに対し、国と地方の税収の割合は62.3対37.7となっている（令和6年度決算額）。
- ・ 人口一人当たりの税収額の都道府県格差が最も大きい地方法人二税においては、令和元年10月に創設された特別法人事業税・譲与税制度により、5.8倍の格差が3.3倍まで是正されている（令和6年度決算額）。
- ・ しかし、地方税全体でも最大2.3倍（令和6年度決算額）の格差がある以上、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が必要である。
- ・ 特に、地方法人課税については、Eコマースやキャッシュレス決済の進展など経済社会構造の変化に伴い、東京都以外での経済活動によって生じる税収が本社所在の東京都に流れ込む状況がさらに進んでいる。

令和元年度に法人事業税の約3割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところであるが、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和4年度は1兆3,719億円、令和5年度は1兆5,920億円、令和6年度は1兆7,873億円、令和7年度は1兆9,227億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約1.2兆円を大きく上回っており、東京都以外の道府県においては財源超過額が生じていない中、東京都との財政格差がさらに拡大している状況にある。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都との間には約3倍の格差があり、依然として税源が偏在している状況にある。

- ・ 令和8年度与党税制改正大綱においては、「今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」とされたところである。

○人口一人当たりの税収額の比較（令和6年度決算額）最大/最小

	地方税全体	法人二税	法人二税 (偏在是正後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.3倍	5.8倍	3.3倍	2.7倍	2.3倍

<消費税>

- ・ 令和8年2月20日の高市早苗首相の施政方針演説において、「社会保障と税の一体改革について、超党派で構成される国民会議で検討を進め、結論を得る」、「飲食料品を2年間に限り消費税ゼロ税率とすることにつき、実現に向けた諸課題に関する検討を加速する」、「夏前には中間取りまとめを行い、税制改正関連法案の早期提出を目指す」旨の方針が示された。

- ・ 仮に消費税減税が行われ、代替財源が確保されない場合、年金や医療、介護、少子化対策など社会保障関係の住民サービスに重大な影響が生じる。

<自動車関係諸税>

- ・ 自動車税は本県の県税収入の約9.0%（令和8年度当初予算額）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、自動車税環境性能割や軽油引取税の当分の間税率廃止分についての恒久的な代替財源の確保など、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮が必要である。

<固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占める重要な基幹税目となっており、固定資産税収に占める割合は、おおよそ土地42%、家屋44%、償却資産14%となっている。（令和6年度決算）。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。
- ・ 令和5年度に創設された生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置は令和7年3月31日を期限としていたが、令和7年度税制改正において、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限が2年延長となった。
- ・ 駅敷地の固定資産評価に当たり、駅内部の店舗等の利用の実態に即して適正な評価が行われる必要がある。

2 地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止



要望先：内閣府、総務省、財務省
県担当課：財政課、市町村課

◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費の地方負担増を適切に反映するとともに、物価高等による自治体サービス等に係る経費の増加も踏まえ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、令和9年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。また、仮に廃止されない場合には、臨時財政対策債発行可能額の算定において財政力の高い都市部の自治体へ過度な傾斜配分とならないよう留意すること。
- (5) 物価高の影響の長期化により対策を講じる場合は、物価高が全国的な課題であることから国において統一的に対策を講じること。また、地方において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地方創生臨時交付金などにより地方が必要とする財源の全額を確保するとともに、その充実に当たっては、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるようにするなど、地方の裁量を拡大すること。併せて、交付限度額の算定に当たっては、財政力にとらわれず、各地方公共団体に必要な額が配分されるよう考慮すること。
- (6) 近年の社会情勢等により新たに国策として実施される事業に係る経費について、既存事業であってもその性質や影響等を検討し、その影響が大きい場合や、国の制度改正等により、新たな減収や地方負担などが生じる場合には、地方の財政運営に影響を与えないよう、代替財源の確保などを的確に行うこと。

◆本県の現状・課題等

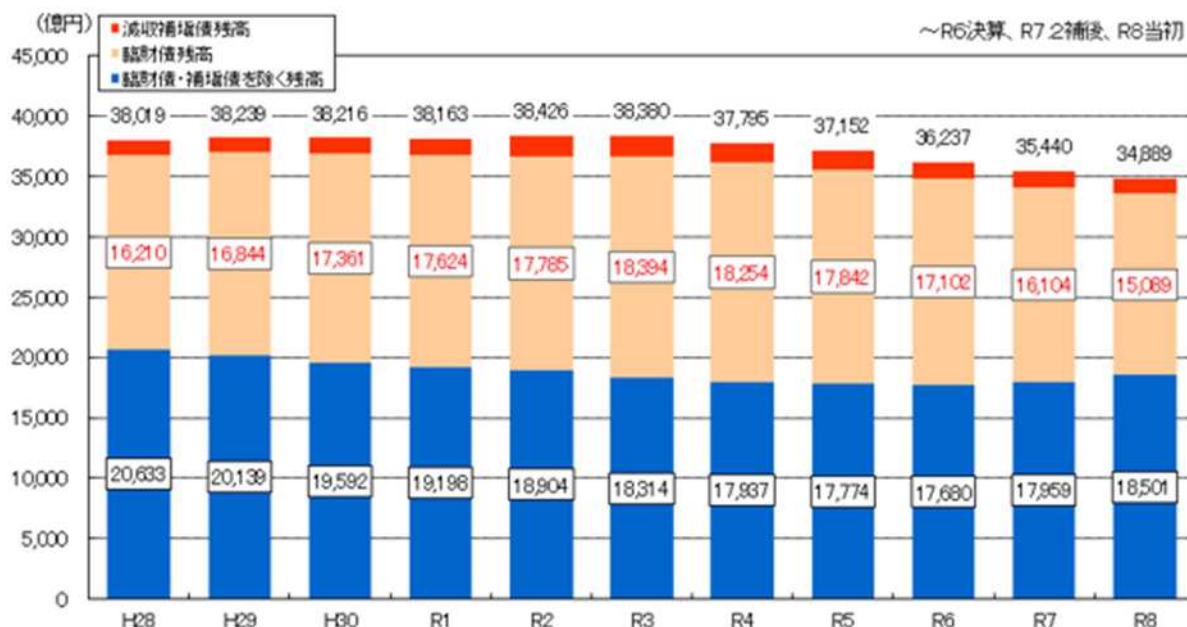
- ・ 令和8年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が確保された。また、地方交付税総額については、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が確保された。
- ・ さらに、地方税及び地方譲与税の増収等を背景に、令和7年度に引き続き5年連続で折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債は前年度に引き続き新規発行額がゼロとなった。
- ・ 地方財政計画の規模、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額はいずれも過去最大を更新し、地方交付税は平成15年度以降では最大となる20.2兆円が確保された。加えて、臨時財

政対策債の新規発行額がゼロとなったことは、地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。

- ・ 今後、社会保障関係費の増加や物価高の影響など、地方の財政需要は更に拡大していくことが見込まれる。
- ・ こうした中、本県を始め、地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルール の堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、必要な一般財源総額が確保・充実されることが重要である。
- ・ 臨時財政対策債について、地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、令和9年度以降延長することなく、その制度を廃止すべきである。仮に廃止されない場合には、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないよう留意する必要がある。
- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、物価高が全国的な課題であることから、国において統一的に対策を講じるべきであるが、地方において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるようにするなど、地方の裁量の拡大を検討すべきである。
- ・ また、交付限額の算定においては、財政力にとらわれず、各地方公共団体に必要な額が配分されるよう考慮すべきである。
- ・ 当分の間税率（軽油引取税等）、環境性能割（自動車税等）廃止に伴う令和8年度の減収については、安定財源が確保されるまで、地方特例交付金により全額が補填される予定である。今後も新たな減収や地方負担などが生じる場合には、地方の財政運営に影響を与えないよう、代替財源の確保などを的確に行うべきである。

◆参考

○一般会計県債残高の推移



単位:億円

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
県債残高	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,795	37,152	36,237	35,440	34,889
対前年度増減	108	220	▲23	▲53	262	▲45	▲585	▲643	▲915	▲797	▲551
臨財債残高	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,842	17,102	16,104	15,089
臨財債を除く残高	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	19,986	19,541	19,310	19,135	19,336	19,800
対前年度増減	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲654	▲445	▲231	▲175	201	464
減収補填債残高	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536	1,455	1,377	1,298
臨財債・補収債を除く残高	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,937	17,774	17,680	17,959	18,501
対前年度増減	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲590	▲377	▲163	▲94	279	542
県債依存率(当初予算)	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	9.0%	9.1%	8.5%	7.6%	7.7%
県民1人あたり 県債残高(千円)	518	519	518	516	520	520	512	504	491	481	473

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

3 地方交付税措置のある地方債の期間延長等



要望先：総務省
県担当課：財政課、市町村課

◆提案・要望

令和8年度に制度終了が予定されている公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化などに継続的に取り組む必要があることから、制度の期間延長の措置を講じるとともに、公用施設も対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和8年度に制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債である「公共施設等適正管理推進事業債」を本県では積極的に活用している。特に、長寿命化事業については、令和6年度決算額の活用額が全国1位となっている。
- ・ また、県内市町村等団体においても、積極的に活用を行っている。
- ・ 今後、高度経済成長期以降に整備された公共施設等が更新時期を迎えることから、公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化・複合化や長寿命化については、中長期に渡り継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ 地方交付税措置のある地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくため、有効な当時の財源となっている。
- ・ このことから、同事業債が予定どおり終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、持続的な取組が困難となるといった課題が生じる。
- ・ そのため、同事業債の期間延長の措置を講じるとともに、長寿命化事業など中長期的に取り組む事業については、あわせて制度の恒久化について検討することが必要である。
- ・ 他方、公用施設の長寿命化については公共施設等適正管理推進事業債の対象外となっている。
- ・ さらに、本県の「北部地域振興交流拠点基本構想」の整備に当たっては、県庁の一部をはじめとして、多数の公共施設、公用施設を集約化・複合化する必要があるが、集約化・複合化事業においても公用施設については対象外となっている。
- ・ 今後の人口減少等を踏まえると、更なる既存の公用施設の長寿命化や公共施設と公用施設の集約化・複合化の取組が想定されることから、同事業債における対象施設に公用施設を追加すべきである。

◆参考

○公共施設等適正管理推進事業債の活用状況 (単位：百万円)

	令和6年度 決算額	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額
埼玉県	19,060	30,631	38,481
うち長寿命化事業	17,612	24,953	31,957

○「北部地域振興交流拠点構想」

(概要)

「地域の活力向上」と「未来の県庁の先行モデル」という2つの機能を最大限発揮することを旨とし、機能ごとに施設を整備する取組であり、新たに整備する施設及び整備に伴い集約・移転する施設を以下のとおり予定している。

新たな施設	産業振興施設、新埼玉県立図書館（窓口機能）、埼玉県立病院サテライト
集約・移転施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 熊谷地方庁舎 北部地域振興センター、熊谷県税事務所、消費生活支援センター熊谷、北部環境管理事務所、熊谷点字図書館、熊谷保健所、北部教育事務所 ■ 単独庁舎 大里農林振興センター（熊谷・深谷）、熊谷県土整備事務所、熊谷建築安全センター、営繕・公園事務所 ■ 埼玉県立高等看護学院 ■ 本庁機能の一部、サテライトオフィス

(施設イメージ)



4 直轄事業負担金制度の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
県担当課：財政課、農村整備課、県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するよう制度の運用を改善すること。
- (2) 国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法制化に向けた道筋を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	増 減
直轄事業負担金	103 億円	104 億円	▲1 億円

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路1 災害・危機に強い埼玉の構築

■危機管理・防災体制の再構築



1 大規模地震対策の強化



要望先：内閣府、国土交通省

県担当課：危機管理課、都市計画課、市街地整備課、建築安全課

◆提案・要望

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災のため、国が主体になり、住民自らが行う住宅等の耐震化や液状化対策、家具の固定や水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験などの自助の取組や地区防災計画の推進などの共助の取組を実施するとともに、首都直下地震の減災に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では平成27年度から、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組を普段の生活の中で取り組んでもらう「イツモ防災事業」を展開している。
- ・ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、引き続き、住宅市街地総合整備事業を活用して住宅密集地の解消に向け取り組んで行く必要がある。
- ・ 住宅の耐震化率は令和6年度末で93.2%、多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は令和6年度末で95.6%である。地震時の被害軽減に向けて、埼玉県建築物耐震改修促進計画における令和12年度の耐震化目標は住宅95%、多数の者が利用する民間建築物等はおおむね解消と定めており、引き続きその達成に向けて取り組む必要がある。
- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた本県でも液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。令和6年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。本県においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、液状化調査や対策工事などに取り組む必要がある。

◆参考

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人から概ね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟から概ね半減
- ・ 主な施策の具体目標
 - 密集市街地の感震ブレーカー等設置率 25%（令和6年）
 - 危険な密集市街地の解消割合 100%（令和2年）※

※引用元である「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）では以下のとおり。

危険密集市街地の面積 おおむね解消（令和12年）

危険密集市街地の地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 100%（令和7年）

○液状化に係る被害想定

・ 都心南部直下地震

(R7.12 内閣府 防災対策実行会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ)

【全壊棟数】 埼玉県 4,000棟 千葉県 5,600棟 東京都 4,800棟 神奈川県 2,200棟

【半壊棟数】 埼玉県 37,000棟 千葉県 50,000棟 東京都 34,000棟 神奈川県 21,000棟

・ 南海トラフ巨大地震（被害が最大となるケース）

(R7.3 内閣府 防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)

【全壊棟数】 埼玉県 800棟 千葉県 0棟 東京都 300棟 神奈川県 700棟

【半壊棟数】 埼玉県 7,000棟 千葉県 20棟 東京都 2,100棟 神奈川県 5,800棟

2 被災者生活再建支援法の支給対象の拡大



要望先 : 内閣府
県担当課 : 災害対策課

◆提案・要望

- (1) 同一の自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となるが、基準を満たさない市町村は適用対象とならず被災者間に不均衡が生じている。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合において、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。
- (2) 中規模半壊に至らない床上浸水などについても被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合があるため、支給対象の拡大について検討すること。
- (3) 被災者生活再建支援制度の支給対象が拡大されるまでの間、都道府県独自の支援に対し特別交付税措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成25年竜巻災害において、越谷市は住家全壊世帯数が基準を満たしていたため被災者生活再建支援法が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たず適用されなかった。このため、同一災害にもかかわらず不均衡が生じた。
- ・ また、平成29年台風21号や令和元年東日本台風では床上浸水により生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないと被災者生活再建支援法が適用されないため、被災者の生活再建を支援することができなかった。
- ・ その後、令和2年12月には被災者生活再建支援法が改正され、損害割合30%台の「中規模半壊」が支援金の支給対象となったが、損害割合20%台の「半壊」は対象にならなかった。
- ・ このため、県と県内市町村が共同で運営する「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」により、平成26年4月から被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯、大規模半壊世帯に支援金を支給することとしている。さらに、令和2年度に制度を拡充し半壊世帯に特別給付金を支給することとしている。
- ・ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度では、中規模半壊以上の世帯に対し、支援金を支給する場合の負担割合は県3分の2、市町村3分の1であるが、支給額の2分の1について特別交付税が措置されるため、実質的な負担割合は国3分の1、県3分の1、市町村3分の1となっている。
一方、半壊特別給付金の支給に対しては、特別交付税措置がないため、負担割合は県2分の1、市町村2分の1であり、全壊、大規模半壊、中規模半壊と比べ県と市町村の負担が重くなっている。

3 大規模災害に備えた基盤の再構築



要望先 : 警察庁
 県担当課 : (警) 警備第二課

◆提案・要望

大規模災害において、迅速・的確な救出救助を行うための災害対策用資機材（災害対策用車両等）の整備に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、気候変動等の影響により、巨大台風や集中豪雨による水害の発生リスクは年々高まっている。県内では、令和元年東日本台風において、浸水による高齢者施設の孤立事案等が発生し、多数の救出救助を行ったほか、今後30年以内に70%の確率で発生するとされている首都直下地震においても、甚大な被害が想定されるなど、大規模災害への備えは喫緊の課題である。
- ・ こうした情勢を踏まえ、大規模災害において、迅速・的確な救出救助活動を行うため、災害対策用資機材（災害対策用車両等）整備のための財政支援を行うことが必要である。

◆参考

○近年の主な災害（全国）

発生年	月	災害の名称等	死者・行方不明者数（災害関連死者等含む）
令和元年	9月	房総半島台風（台風15号）	死者9人
	10月	東日本台風（台風19号）等	死者118人、行方不明者3人
令和2年	7月	令和2年7月豪雨	死者86人、行方不明者2人
令和3年	1月	1月7日からの大雪等（雪害）	死者35人（除雪作業等）
	2月	福島県沖地震（震度6強）	死者3人
	7月	熱海市伊豆山土石流災害等	死者28人、行方不明者1人
	10月	千葉県北西部地震（震度5強）	なし
令和4年	3月	福島県沖地震（震度6強）	死者4人
令和6年	1月	令和6年能登半島地震（震度7）	死者720人、行方不明者2人
	7月	7月25日からの大雨	死者5人
	8月	台風第10号	死者8人
	9月	奥能登豪雨等	死者17人
令和7年	2月	2月4日からの大雪	死者13人
	8月	8月6日からの大雨	死者8人、行方不明者1人
	12月	青森県東方沖地震（震度6強）	なし

消防庁公表

4 地震に関する調査研究の推進



要望先：文部科学省
県担当課：危機管理課

◆提案・要望

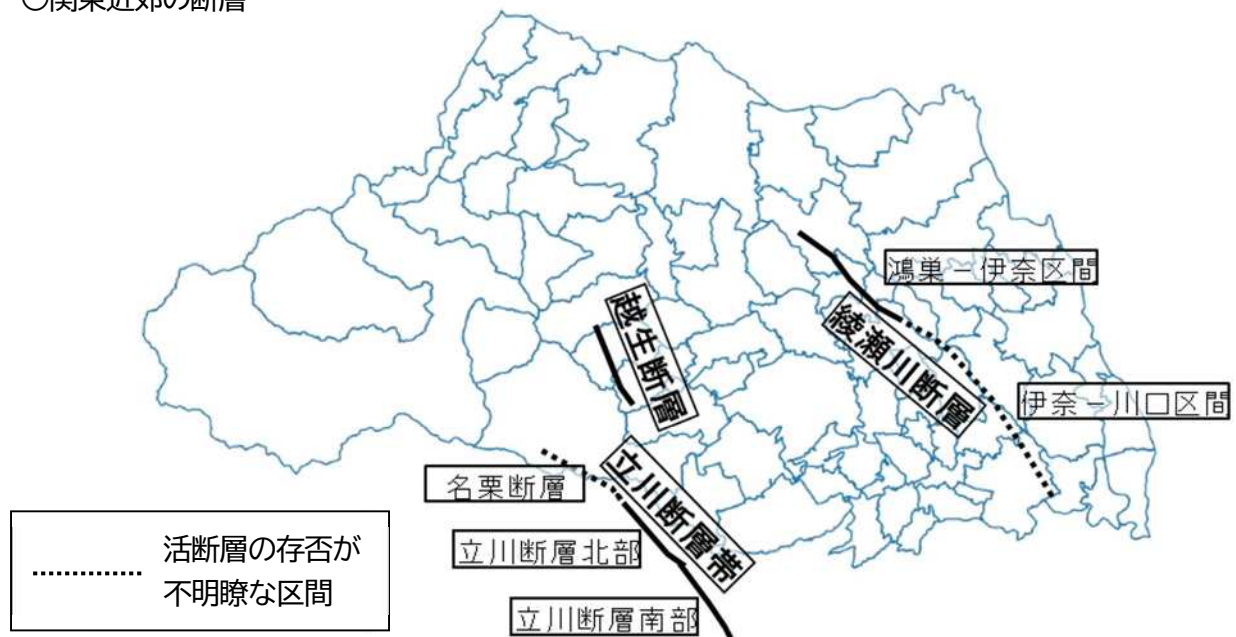
- (1) 地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈－川口区間や立川断層帯の活断層の存否を早急に明らかにすること。
- (2) 活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 綾瀬川断層の伊奈－川口区間については、地震調査研究推進本部が「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」において新たに活断層の可能性を認定した。その後、平成28年度の詳細調査の結果、この区間の大部分は活断層ではないとされたが、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」の見直しがなされておらず、当該資料の更新による活断層認定の見直しには至っていない。
- ・ 立川断層帯については、同推進本部が「立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）」及び「活断層の追加・補完調査（平成27年度）」において、立川断層帯の一部（名栗断層）は活断層ではないとされたが、見直しには至っていない。
- ・ 越生断層については、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」により新たに活断層として認定されたが、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」の見直しがなされておらず、その詳細が不明である。

◆参考

○関東近郊の断層



5 消防指令業務の共同運用の推進【新規】



要望先：総務省、消防庁
県担当課：消防課

◆提案・要望

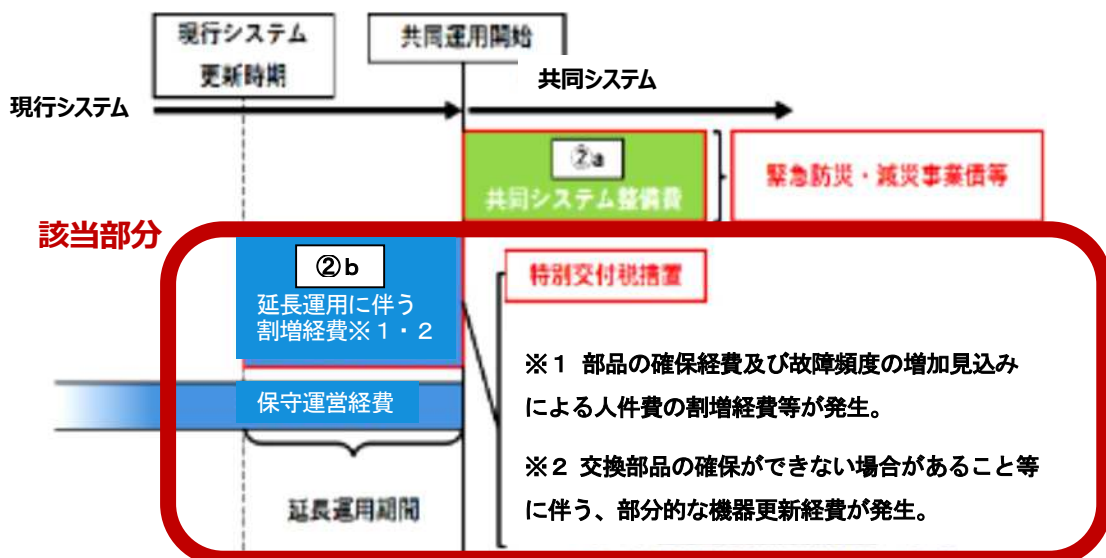
高機能消防指令センターの共同運用に参画する各消防本部が、更新時期が各々である消防指令システムを統一するため、現行システムを延長して運用する場合に生じる割増経費に対する財政措置を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、『埼玉県消防広域化推進計画』を策定し、消防の広域化及び指令の共同運用等の消防の連携・協力を推進しており、一部の地域で消防の広域化や消防指令業務の共同運用が実現しているが、更なる取り組みが必要な状況である。
- ・ 消防指令業務の共同運用を実現するにあたっては、各消防本部の通信指令機器を同じタイミングで更新させる必要があるが、現状では更新時期が合っておらず、消防指令業務の共同運用の合意に支障が生じている。
- ・ 消防指令業務の共同運用に取り組む消防本部を対象に、共同運用が実現されるまでの間の、通信指令機器の一時的な更新で発生する保守費用や人件費等の一部に対し、特別交付税措置があるが、消防本部の合意を後押しするためには、更なる財政措置が必要である。

◆参考

○共同システムの整備事業イメージ



「令和7年度版 消防防災施設・設備に関する財政措置活用の手引き」抜粋

6 消防防災関係施設・設備の拡充



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な車両や資機材（水上オートバイ、バッテリー式救助用破壊器具等）について、国有財産の無償使用制度により消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、頻発しているゲリラ豪雨や台風などの大規模災害の発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な捜索・救助活動を可能とする水上オートバイが必要である。水上オートバイは令和元年度に国有財産の無償使用制度により一部の県に配備されたが、本県では要望したものの配備には至らなかった。
- ・ 国有財産の無償使用制度により配備され10年程度経過した資機材（指揮支援部隊用資機材、バッテリー式救助用破壊器具等）について、経年劣化が進んでおり、緊急消防援助隊出動時の活動に支障が出てしまう状況であるため、計画的な更新配備が必要である。

7 消防団の装備に対する支援



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防団に配備する消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機を国庫補助の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 消防団の装備の基準第5条第1項では、「消防団は、班長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下、消防用等携帯用無線機という。）を配備するものとする。」と規定している。
- ・ しかし、消防団設備整備費補助金交付要綱では、消防用等携帯用無線機は補助対象となっていない。
- ・ 管轄の消防本部等と現場の消防団幹部との双方向の通信伝達手段を確保するためには、消防用等携帯用無線機は必要な装備であるが、非常に高額であることから、対象者すべてに配備することは困難である。
- ・ 早期に消防用等携帯用無線機を配備するためには、国庫補助の対象とすること及び安価に購入できる仕組みの構築が必要である。

8 地籍整備の推進



要望先：法務省、国土交通省
県担当課：土地水政策課

◆提案・要望

<地籍調査事業に必要な財源の確保>

- (1) 地籍調査をより一層推進するため、事業に必要な補助金等の財源を十分確保すること。
- (2) 車載写真レーザ測量や航空レーザ測量など、更なる効率的な調査手法の導入を積極的に推進すること。

<法務局地図作成事業の拡充>

- (3) 都市部における人口集中地区かつ地図混乱地域で実施される法務局地図作成事業について、更なる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

<地籍調査事業に必要な財源の確保>

- ・ 直近では山火事などの自然災害が激甚化・頻発化する中、災害復旧の迅速化等を図るため、地籍調査を着実に推進することが重要である。
- ・ 本県の地籍調査の状況は進捗率約33%、着手率約70%といずれも全国平均を下回っている。
- ・ 令和8年度の補助金等は要望額に対して減額されているため、計画どおり実施できない（令和8年度要望額に対する交付決定額の割合：46.1%）。また、予算が十分確保されていないため、未着手・休止団体での地籍調査実施に向けた検討・取組が進まない状況にある。
- ・ 国では調査の遅れている都市部及び山村部において、車載写真レーザ測量や航空レーザ測量などの調査・検討を進めているが、更なる効率的な調査手法の導入が必要である。

<法務局地図作成事業の拡充>

- ・ 調査の遅れている都市部における人口集中地区かつ地図混乱地域では公図の精度が著しく低く、地籍調査の実施が困難な状況にある。

◆参考

○地籍調査の進捗率（%）

区 分	全 国	埼玉県
人口集中地区	27	25
人口集中地区以外	宅 地	47
	農用地	44
	林 地	19
合 計	53	33

進捗率（全国）：令和6年度末時点

進捗率（埼玉県）：令和7年度末時点

9 緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発



要望先：内閣官房、消防庁
県担当課：危機管理課

◆提案・要望

ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するためのより実効的な啓発として、緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発を継続的に取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、国民保護法に基づく避難施設のうち、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先となるコンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設（緊急一時避難施設）の指定を推進している。
- ・ しかし、Jアラートによるミサイル発射情報発出後の時間的な余裕は少ないと見られるところ、緊急一時避難施設に避難することは極めて困難と考えられる。
- ・ 諸外国では、近くの頑丈な建物や地下施設に避難するだけでなく、物陰に身を隠したり、地面に伏せて頭部を守る行動をとるなど、可能な避難措置をとることが徹底されたことによって、生存確率が高まった事例もあることから、こうした情報についても国民に対し、更に広く・継続的に周知する必要があると考える。

◆参考

- Jアラート：全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。

10 消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置の拡充



要望先 : 総務省、消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成24年3月に消防庁保有ヘリコプターの貸与を受け、緊急消防援助隊や近隣県との相互応援等により、広域的な災害活動を行ってきた。
- ・ 消防庁機の維持管理費には特別交付税措置があるが、算定額と実際の維持管理経費には乖離があり、令和7年度に特別交付税措置の拡充が図られたものの、依然として県の財政負担が大きい状況である。
- ・ 今後とも緊急消防援助隊や北関東等への災害応援活動の要としての役割を十分に果たしていくため、消防庁貸与ヘリコプターの維持管理費に関して実態に合うよう、更なる財政措置の拡充が必要である。

11 エアポート導入に係る地方財政措置の新設



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防本部によるエアポート購入に対する地方財政措置の新設や、総務省消防庁から消防本部へのエアポートの無償貸与を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ エアポートは動力が水上にあり船底には摩擦率の低い特殊樹脂が施されており、従来のボートでは走行不可能な浸水エリアと陸地が混在するエリアでも人員を目的地まで乗り降りさせずに移送することが可能なため、災害時に効率的な救助が可能となる。
- ・ これまでも、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年台風19号などにおいて多数の人命を救助している。
- ・ 本県においてもエアポートの有用性を認識している消防本部があるが、購入価格が約2千万円と高額であることがネックとなり導入の検討が進んでいない。

12 駅構内施設における防火対象物規制の見直し



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

駅構内に商業施設を有する大規模な駅舎において、乗降場に通じる通路等のうち商業利用する範囲についてスプリンクラーの設置を必要とするよう規定を見直し、防火対象物に対する規制の不均衡を是正し火災発生時の安全性を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県では、平成17年に大宮駅で駅改札内の商業施設「エキュート大宮」が開設したことをはじめとして、駅改札内や駅コンコースに移動型仮設店舗や催事場を設けるなど駅構内の商業利用が進んでいる。
- ・ 消防法上、建築物の用途に応じて防火上必要となる消防用設備等の設置に係る基準が定められている。百貨店等の店舗では規模に応じて、通路を含む建物内にスプリンクラーを設置する義務が課されている。
- ・ 駅構内に商業施設を有する大規模な駅舎においては、近隣の百貨店等と同様に多くの利用客が滞在しているが、現行の規制では車両の乗降場に通じる階段及び通路部分はスプリンクラーを設置すべき部分から除外されている。
- ・ このことは駅構内の商業利用が進む現状に合致しておらず、また通路部分も含めてスプリンクラーの設置が必要とされる百貨店等と比較した際に規制の不均衡を生じさせている。乗降場に通じる通路等のうち商業利用する範囲について、スプリンクラーの設置を必要とするよう規定を見直し、火災発生時の安全性を確保することが必要である。

13 埼玉県八潮市道路陥没事故を受けた市町村消防と都道府県の情報共有体制の整備について【新規】



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

埼玉県八潮市道路陥没事故を踏まえ、特に市町村消防と都道府県の情報共有について適切な連絡・調整が可能となるよう消防組織法に規定するなど、法的・組織的措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県において、令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生した。
- ・ 本事故は、当初は人命救助のための市町村地域消防による事故対応であった。事案が拡大し、事故対応に限界が見られ、より広範な対応を可能とする県が中心となり、国土交通省や自衛隊等の他の機関と連携した災害対応への切り替えが行われた。
- ・ 県には地域消防に対して指導の権限こそあれ、指揮監督、命令、報告要求等の権限はなく、事故から災害への円滑な移行に課題が残った。

◆参考

○令和7年度救助技術の高度化等検討会報告書 P9

○ 関係機関との迅速な連携手法

地下閉鎖空間における救助活動では、施設管理者や専門的知見を有する関係機関などの多くの外部機関との連携が不可欠であり、緊急時に迅速な連携を図るために、各関係機関の連絡系統及び連絡先等を平時から把握しておくことが重要である。また、各種事案が発生した際、現地合同調整所が設置される前の初動時に現場指揮本部において、安全管理に留意しながら関係機関の現地派遣職員を幅広く集め、迅速に情報を収集することが求められる。同時に管轄消防本部においては、初動の時点から積極的に管轄市町村へ報告し、都道府県への連絡体制等の早期構築や必要な支援・応援について緊密に連携をとりながら、高度化・複雑多様化する災害に適切に対処していくことが必要である。他の消防機関や関係機関の支援・応援を受ける場合においても、指揮命令系統の一元化を図る観点から、救助活動等の消防業務に関する指揮については、原則として管轄消防本部が主体となっていくつも、高度な判断や調整が見込まれる場合は、他の消防機関等に指揮支援や調整支援を積極的に要請することが肝要である。さらに、報道対応についても、正確な情報発信を行う観点から、事案の状況に応じて、関係機関が一同に集まる市町村災害対策本部又は都道府県災害対策本部において、一元的に対応することが望ましい。

14 国民保護措置の実施における都道府県の役割について【新規】



要望先 : 内閣官房、消防庁
県担当課 : 危機管理課

◆提案・要望

県民の広域避難もしくは広域的な避難者の受入を計画・実施する際の、国、自治体、指定公共機関等の関係機関の役割分担、国民保護措置の実施に関する手順、財政措置や責任主体などを明確にし、地方公共団体が適切に対応できるよう、国において積極的に検討を進め、具体的なガイドライン等を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県における県民の広域避難もしくは広域的な避難者の受入について、どのような状況下での実施となるのか具体的な明示がなく、関係機関等との役割分担や、実施の手順など不明確である。
- ・ 財政措置や責任主体については、国民保護措置が国の法定受託事務であることを鑑みれば、国が、国全体として万全の態勢を整備する責務を有すると思われるところ、具体的な明示はされていない。

◆参考

- 武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- 武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

■治水・治山対策の推進

1 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化



要望先：国土交通省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、令和6年度末で約29%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

◆参考

○過去の浸水実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
床上浸水（棟）	72	0	52	820	211
床下浸水（棟）	71	4	128	3,224	354
合計（棟）	143	4	180	4,044	565

■感染症対策の強化

1 感染症法に基づく各種届出における医療機関の電子カルテシステムと感染症サーベイランスシステムの連携について



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 国が整備する電子カルテ情報共有サービスにおいて、感染症発生届をはじめとする感染症法に基づく各種届出について、医療機関の電子カルテシステムと感染症サーベイランスシステムの連携が図れるよう、早急に措置を講じること。
- (2) 医療DXの推進に当たっては、医師や医療機関に過度な負担が生じることのないよう特段の措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ コロナ禍において急激な感染拡大期を迎えた中でも、医療機関からの感染症発生届は依然としてFAXで提出されていた。保健所では、それらの届出内容を感染症サーベイランスシステムに代行入力せざるを得ず、この作業が業務のひっ迫を招く大きな要因となっていた。
- ・ 国では、感染症法を改正のうえ、感染症発生届を電磁的方法により報告することについて規定したところである。また、社会保障審議会医療保険部会では、電磁的方法による報告について実効性を確保するため、医療機関の電子カルテシステムと国の感染症サーベイランスシステムとを、電子カルテ情報共有サービスを経由して連携させることについて議論が進められている。
- ・ 一方で、各医療機関の取組については大きな差異があり、2025年12月時点で、全国の医療機関からの電磁的方法による感染症発生届は全数報告で約35%、定点報告で約55%程度に留まる状況となっている。
- ・ 令和6年7月に国が策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、「新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である」との強い決意が示されており、その具体的手法の一つとして電子カルテと発生届の連携が示されている。

2 結核病床の確保【一部新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

結核医療を今後も安定的に提供できるよう、結核病床への空床に対する収入補助制度の創設や入院治療に係る診療報酬の引き上げ等の財政的な支援措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。また、結核病床は空床利用が認められていないため、病床運営に必要となる費用を診療報酬で確保することができず、病院経営を圧迫している。このため、結核病床を廃止する医療機関が生じており結核病床数は減少している。
- ・ 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後も更なる結核病床数の減少が予想される。
- ・ このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることが懸念される。
- ・ 感染症指定医療機関における感染症病床の空床は一般病床として利用可能であるとともに、空床に対する運営費補助もある。
- ・ 結核医療を今後も安定的に提供していくためには、結核病床についても同様に一般病床としての利用や空床に対する補助制度の創設、入院治療に係る診療報酬の引き上げ等、結核医療を担う入院医療機関への財政的な支援措置が必要である。

◆参考

○本県における結核病床の利用状況

年月	月末病床利用率
令和7年1月	26.2%
令和7年2月	20.8%
令和7年3月	24.6%
令和7年4月	31.5%
令和7年5月	20.8%
令和7年6月	20.8%
令和7年7月	17.7%
令和7年8月	18.5%
令和7年9月	17.7%
令和7年10月	19.2%
令和7年11月	23.8%
令和7年12月	20.0%

3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、特に有効利用及び財政負担軽減の点を踏まえ、より効率的な備蓄制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザウイルス等対策ガイドライン等で国と各都道府県の備蓄目標量を定めており、本県においても、この目標を基に備蓄を行っている。
- ・ 本県では、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計約56億3千万円にも上る購入を行っており、大きな財政負担が生じている。
- ・ 一方、備蓄薬は、新型インフルエンザの発生を厚生労働大臣が認め、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を実施する場合に限って、治療薬の流通状況を踏まえて放出できることとなっており、使用する機会が非常に限定的となっている。
- ・ また、使用期限が経過した薬剤は、廃棄処分にせざるを得ず、大きな資源及び財政上の無駄が生じることから、全国的にも大きな課題として捉えている。
- ・ 国においては、特に備蓄薬の有効利用及び財政負担軽減の点を踏まえ、より効率的な備蓄制度の在り方を検討すべきである。

◆参考

○備蓄目標量（万人分）（令和8年3月17日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	ゾフルーザ	計
	カプセル	ドライシロップ					
国	395.9	241.5	54.5	382	93	383.1	1,750 (内アビガン200含む)
都道府県	447	272.7	61.5	431.3	105	432.5	1,750
流通備蓄	269	164	37	260	9	261	1,000
計	1,111.9	678.2	153	1,073.3	207	1,076.6	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（令和7年度末現在）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	ゾフルーザ	計
	カプセル	ドライシロップ					
埼玉県	22.74	18.49	6.98	40.55	5.03	8.38	102.17

4 予防接種の速やかな定期接種化



要望先：厚生労働省
県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進めるとともに、有効性や安全性が認められたおたふくかぜワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。
- (2) 接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。
- (3) 帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢について、新たに開始された定期接種の状況等を踏まえ、継続して検討していくこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国が平成26年に定めた予防接種に関する基本的な計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ 四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となったが、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられていない。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び国民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンを定期接種に位置付けるべきである。
- ・ また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなる。
- ・ そのため、学会ガイドラインでは、移植後の予防接種により感染症の発症予防又は症状の軽減が期待できる場合には、その実施が推奨されている。
- ・ 一方、現行の予防接種法では、ワクチンの接種回数が規定されており、この回数を超える接種は定期接種の対象外となるため、再接種は任意接種となり、複数のワクチンを接種すると接種費用が高額となり、被接種者の負担が大きくなっている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び国民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化を検討していただきたい。
- ・ 帯状疱疹ワクチンについて、国は、令和7年4月以降の定期接種に位置付けた。定期接種の対象年齢は、年代別の罹患率や費用対効果を踏まえ、国の審議会により65歳とされ、対象年齢を超える方に対しては、別途、経過措置が行われている。
- ・ 一方、定期接種化以前より、ワクチン接種が50歳以上とされていることから、任意接種に対して、対象年齢を50歳からとした独自の助成を行っていた自治体もある。県内では独自の助成制度を持つ36市町全てが50歳以上の方を対象にしていた。
- ・ 帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢については、新たに開始された定期接種の状況等を踏まえ、継続して検討していく必要がある。

5 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の発生メカニズムの解明・治療薬の開発等



要望先：厚生労働省

県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状（いわゆる後遺症）の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めること。
- (2) 後遺症の診療を行う医療機関に対する診療報酬の加算を措置するとともに、重篤な症状により生活に支障が生じている患者への経済的な支援制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、様々な罹患後症状（いわゆる後遺症）が報告されている。
（後遺症の例）強い倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難、抜け毛、うつ症状
- ・ 一方、これら後遺症に対する機序が解明されていないことから、後遺症の診療を行う医療機関は少なく、後遺症に苦しむ方の治療機会を確保することが困難となっていた。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では県医師会と協力し、診療の指針となる症例集を作成するなど、医療機関への支援を通じて、対応医療機関の拡充に取り組んできたところである。
- ・ しかし、長期間に渡り後遺症に苦しみ、中には失業に至るなど生活に支障が生じるケースが見られることから、国においては、専門家による後遺症に関する分析・検証にとどまらず、継続的かつ安定的な医療提供体制の確保とともに、患者への経済的支援を早急に行う必要があると考える。

<後遺症に係る治療薬の開発、発生メカニズムの解明>

- ・ 後遺症患者に対して適切な診断・診療が行われるためには、メカニズムの解明等が必要である。

<医療体制の整備>

- ・ 後遺症の診療を行う医療機関に対して診療報酬の加算を措置するなど、医療体制の整備が必要である。

<経済的支援制度の整備>

- ・ 重篤な症状により生活に支障が生じている患者も一定数存在することから、国として支援制度を整備する必要がある。

6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（検査促進枠）の返還【新規】



要望先：内閣官房、内閣府、総務省
県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したPCR等無料検査事業における不正受給事案について、不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するなど、県が取り得る措置を尽くした上で返還が得られない場合は、県の財政負担が生じることがないようにすること。

◆本県の現状・課題等

<現行制度>

- ・ 新型コロナウイルス感染症のPCR検査等無料化における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うよう国から求められている。
- ・ 一部事業者に不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行っており、当該事業者に対しては、返還命令及び返還請求訴訟など、全額回収に向け取組を行っているところであるが、資力不足などにより、全額回収が危ぶまれる事案が発生している。

<制度等改正の必要性>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。当事業の実施に当たっては、都道府県が提出する事業実施計画に基づき、国が主体となって、交付対象経費を判断し、交付を行っている。
- ・ 国の制度設計・指示により、都道府県が適切な事業の執行及び事業者の監督を行い、更に不正事案が発生した際には回収に向けて最大限の対応を行っている。そのため、都道府県へ求める回収不能分の負担については免除すべきである。

◆参考

○要望に係る制度・法律の名称

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）

○その他からの要望・要請等

参議院決算特別委員会（令和6年6月）措置要求決議*

*「政府は…多額の不正申請が生じていることを重く受け止め…都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに…不正を防止するための制度設計を検討すべき…」

→不正事業者への対応を都道府県のみならず、国としての具体的な対応が不可欠。

7 ワクチン接種に係る財政措置等の対応【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 定期接種について、ワクチン接種を希望する方が経済的事情によることなく接種できるよう自己負担額の低減など必要な措置を講じるとともに、基礎疾患を有する方に対する定期接種の年齢要件についても検討を行うこと。
- (2) 任意接種について、定期接種の対象外となる障害者や介護をする家族の方にとって、過度な負担が生じることなく接種できるようワクチン費用の引下げに資する取組など、負担軽減策を講じること。
- (3) 医療・介護従事者等のワクチン接種への助成制度を確立すること。
- (4) ワクチン接種の必要性や有効性、安全性について、国民が自ら判断して接種できるよう、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を効果的な方法により積極的に行うこと。
- (5) ワクチンの副反応を疑う症状について国として統一的な相談窓口や専門医療機関を整備するとともに、早期に治療法等の研究を行い、全国の医療機関へ情報提供すること。また、遷延する症状を訴える方への支援策を講じること。
- (6) 健康被害救済制度について、審査手続の更なる迅速化を図ること。

◆本県の現状・課題等

<ワクチン接種費用に係る財政措置>

- ・ ワクチン接種は感染対策として有効な手段であるが、新型コロナワクチンのように一部のワクチンは、価格が高額であることや接種対象者のうち基礎疾患を有する方の範囲が限定的であるなどの課題がある。
- ・ 障害者団体からは、透析患者について年齢制限や自己負担の撤廃の要望があるほか、定期接種の対象外となる障害者、介護する家族へのワクチンの無料化の要望がなされている。
- ・ また、医療機関、高齢者施設団体、障害者団体からは、安定した医療及び介護提供の体制を確保するため、医療・介護従事者等のワクチン接種への助成や優先接種を求める声が挙がっている。

<ワクチンの副反応等の対応>

- ・ ワクチン接種の必要性や有効性、安全性について、国民が自ら判断して接種できるよう、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を行っていく必要がある。
- ・ さらに、新型コロナワクチンなど接種後に副反応を疑う症状が長引いている方への支援は全国的な課題となっており、国として早期に治療法等の研究を行い、全国の医療機関と情報を共有し、適切な支援策を講じる必要がある。
- ・ 加えて、予防接種健康被害救済制度については引き続き迅速な審査の継続や被害者へのケアが必要であると考えられる。

◆参考

○新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度の審査進捗状況（令和8年3月31日時点）

	進達件数		認定件数		否認件数		未了件数					
	死亡	障害	死亡	障害	死亡	障害	死亡	障害				
埼玉県	608	96	65	386	50	11	131	30	37	91	16	17

8 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備



要望先：総務省、厚生労働省
 県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 新たな感染症の発生に備える観点から、感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。
- (2) 新たな感染症の発生に備える観点から、保健所政令市への移行に係る財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後も新たな感染症が発生する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国は保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を約 450 名（令和 4 年度時点の約 2,700 名から令和 5 年度に約 3,150 名）増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約 150 名増員するために必要な財政措置が講じられた。
- ・ 一方、新たな感染症の発生に備えるための予防計画においては、保健所の体制として最大業務量を見込んだ人員体制を確保する必要があり、更なる増員のための地方財政措置が必要である。
- ・ また、国は保健サービスの一元的な実施の観点から、人口 20 万人以上の市に対し保健所政令市への移行の検討を求めている。
- ・ しかし、該当する市にとっては保健所の設置等に伴い見込まれる財政負担の大きさが検討を進める上での課題の一つとなっている。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・ 令和 3 年 4 月 1 日付け組織・定数改正で保健師を 38 人増員
	・ 会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・ 市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
	・ 自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・ 事務職員の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・ クラスタ対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・ 専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・ 自宅療養者支援センターによる軽症者等の健康観察の実施
	・ 患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託
業務の効率化	・ HER-SYS の自動架電による健康状況確認、SMS の活用

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路2 県民の暮らしの安心確保

防犯対策の推進と捜査活動の強化



1 テロの未然防止のための基盤強化



要望先 : 警察庁
県担当課 : (警) 警備第一課

◆提案・要望

県内の主要施設及び公共交通機関や各種イベント等、不特定多数の人が集まる施設や場所に対するテロを阻止するため、対テロ能力の維持向上に資する各種装備資機材（銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等）の拡充に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 国際テロ情勢として、ISIL（いわゆる「イスラム国」）等は、インターネット上でプロパガンダの拡散やリクルート活動を強化し世界中の支持者にテロの実行を呼び掛けているほか、日本や邦人をテロの標的として名指ししており、我が国でも、過激思想に影響された者によるテロの発生が懸念される。
- また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等を狙った車両突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。
- 県警察では、テロ対策のため、埼玉県5か年計画に基づき、装備資機材の整備等に取り組んでいるところ、更なる各種装備資機材（銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等）を拡充する必要がある。

※CBRN【Chemical(化学物質)、Biological(生物剤)、Radiological(放射性物質)、Nuclear(核)】

◆参考

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	テロの手段	死傷者数
ロシア・モスクワ	商業施設	2024年3月	銃器	死者144人、負傷者551人
ドイツ・マンハイム	イベント会場	2024年5月	刃物	死者1人、負傷者5人
ドイツ・ゾーリンゲン	イベント会場	2024年8月	刃物	死者3人、負傷者8人
アメリカ・ニューオリンズ	繁華街	2025年1月	車両突入	死者14人、負傷者35人
ドイツ・ミュンヘン	繁華街	2025年2月	車両突入	死者2人、負傷者37人

- 県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

2 防弾資機材の整備【新規】



要望先：警察庁

県担当課：(警) 地域総務課

◆提案・要望

本県が運用を開始した、銃器使用等立てこもり事件の初動対応を専門的に行う部隊が装着する防弾資機材の更新のため、必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、令和4年にふじみ野市内において猟銃使用の民家立てこもり事件、令和5年に蕨市内において拳銃使用の郵便局立てこもり事件と、銃器使用の人質立てこもり事件が相次いで発生している。
- ・ 特に、蕨市内の事件では、現場に先着したパトカー勤務員が十分な防弾資機材を持たないまま現場対応をしており、一步間違えれば殉職していた事案であった。
- ・ 先着する警察官の安全を確保するとともに、住民の避難誘導を迅速的確に実施するため、専門部隊の創設し、令和8年2月に運用を開始した。
- ・ 全国に先駆けて防弾面積が広く耐弾性能に優れた防弾資器材を県費で調達したところ、警察法施行令第2条第1項第6号において資機材の購入及び維持に必要な経費は、国庫が支弁すべきと定められている。
- ・ 拳銃使用等の凶悪重大事案の初動対応に当たる警察官の命を守り、県民の安全な生活を守るため、継続的な防弾資機材の増強が必要である。

◆参考

○最近の銃器使用立てこもり事件発生状況

発生年月	都道府県	事件概要
令和8年2月	広島県	福山市内の民家での立てこもり事件
令和5年10月	埼玉県	蕨市内の郵便局での人質立てこもり事件
令和5年5月	長野県	中野市内の民家での人質立てこもり事件
令和4年1月	埼玉県	ふじみ野市内の民家での人質立てこもり事件

○部隊の防弾資機材（防弾帽・突入型防弾衣・防弾盾）



現場固定状況



先着勤務員の現場離脱状況

3 サイバー空間の安全、安心の確保【新規】



要望先：警察庁、防衛省、総務省
県担当課：(警) サイバー捜査課

◆提案・要望

- (1) サイバー空間の安全、安心の確保のため、重要インフラ分野を含めたインターネット関連事業者等との対処に関する調整及び支援の取組を強化すること。
- (2) 匿名性を有するサイバー攻撃の攻撃元であるサーバ等に対してアクセスし、脅威を無害化する措置ができるように取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- サイバー犯罪において、特に深刻な被害となっているのが、インターネットバンキングに係る不正送金事犯であり、令和7年の認知件数は816件（前年比+470件、+135.8%）、被害額は約9億7,097万円（前年比+約3億9,301万円、+68.0%）と前年と比較して急増し、過去最大の被害となっている。当県を含めサイバー犯罪は予断を許さない深刻な情勢にある中、その犯行形態や手口も情報通信技術の高度化や社会情勢の影響を受け、悪質化・巧妙化が著しく、世代を問わずサイバー犯罪のリスクに晒されている状況である。
- そのような中、サイバー犯罪捜査において重要な通信記録の保存内容、期間が事業者ごとに異なることに起因して捜査に支障をきたすケースなども散見されることから、事業者の通信記録の保存に関し、更に踏み込んだ統一的なガイドラインの設定等が必要である。また、事業者による被害防止に向けた取組を更に促進するため、財政措置を含む関係省庁によるサイバーセキュリティ対策の推進に資する支援が必要である。
- また、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、機密情報の窃取や身代金の要求等についても発生が懸念されており、国民生活及び事業者の各種経済活動においてサイバー空間の安全、安心の確保は喫緊の課題となっている。サイバー攻撃は、「攻撃者が保有する機器」から直接行われるのではなく、「乗っ取られた機器（サーバ）」（いわゆる「踏み台」）等を通じて行われ、匿名化が図られることから、当該サーバ等が攻撃に用いられないよう無害化措置する必要がある。

◆参考

○インターネットバンキング不正送金被害認知状況



【インターネットバンキング不正送金被害認知件数推移(暫定値)】

4 公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入



要望先：総務省、厚生労働省

県担当課：人事課、防犯・交通安全課

◆提案・要望

犯罪被害者やその家族の被害回復のための休暇制度について周知・普及を図るため、国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 犯罪被害者やその家族は、犯罪被害に遭うと、犯罪による直接的な被害だけでなく、それに伴う通院治療や、警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴等の理由による出勤への支障、心身の不調による出勤困難となったりするなど、既存の休暇制度等だけでは対応できず、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくない。
- ・ これを防ぎ、犯罪被害者等の心身の被害の早期回復を図るため、また、仕事を継続できるように、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度（以下「被害回復のための休暇制度」という。）の導入が求められている。
- ・ 国の第5次犯罪被害者等基本計画（計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）では、「犯罪被害者等からは、とりわけ、休暇取得について強い希望がある」とし、民間事業主等に対し、被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、厚生労働省の「令和7年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」によれば、回答した2,984企業のうち、被害回復のための休暇制度を「知っていた」と回答した企業は13.0%であり、「犯罪被害者等の被害回復事由に限って利用できる特別休暇」または「犯罪被害者等の被害回復事由以外でも利用できる特別休暇」のいずれかを「導入している」企業の割合は5.4%であった。
- ・ 国では、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度の導入を呼び掛けているが、現状の国家公務員の休暇制度では、被害回復のための休暇制度は導入されていない。
- ・ 本県職員への制度導入の検討に当たっては、地方公務員の休暇制度について、国や他の地方公共団体と権衡を失しないよう考慮して定める必要がある。
- ・ 被害回復のための休暇制度について、国、さらには地方公共団体が先導的に導入することで、民間事業主等への周知・普及につなげる。

■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進



1 水源地域の保全



要望先 : 農林水産省、林野庁、国土交通省
県担当課 : 土地水政策課、みどり自然課、森づくり課

◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律等の整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律や条約は整備されていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が令和6年では48件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。

2 雨水・再生水利用の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 土地水政策課

◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設整備に関する財政支援は、下水道事業等の流出抑制の観点からの補助金と税制上の優遇措置のみとなっている。
- ・ 雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、雨水流出抑制施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

3 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減



要望先 : 財務省、国土交通省

県担当課 : 土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、水道企画課

◆提案・要望

<ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) 思川開発事業に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。
- (2) 思川開発事業について、事業主体である水資源機構に対し徹底したコスト縮減を図るとともに工期を厳守するよう働き掛けること。

<水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (3) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (4) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。
そのため、工期を厳守するとともに、コスト縮減の徹底をするよう、事業主体である水資源機構に対して働き掛けることを求めている。
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源措置を求めている。

4 水道基盤強化の促進に係る支援施策の充実



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 生活衛生課、水道企画課

◆提案・要望

水道広域化に関する個別補助及び防災・安全交付金において、「全体計画は原則10年間」「時限事業とする」旨の条件を外すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「埼玉県水道整備基本構想」(埼玉県水道ビジョン)に基づき、広域化による水道基盤強化の促進に努めており、秩父圏域の水道においては、平成28年度に秩父広域市町村圏組合として事業統合し広域化事業に取り組んでいる。
- ・ 秩父広域市町村圏組合では、平成28年度からの10年間で、国の交付金(広域化事業及び運営基盤強化等事業)を活用し、施設の統廃合など広域化に係る施設整備を実施しているところであるが、平成28年度及び平成29年度の交付金が要望額に対して約7割にとどまったこと、令和元年台風19号で基幹浄水場が被災し、復旧に時間を要したこと等から事業の進捗に遅れが生じ、10年間での事業完了は困難となった。
- ・ 本県における先進的取組事例となる秩父広域市町村圏組合の広域化事業を成功に導いていくことが、本県の水道基盤強化促進につながるものと考えており、そのためにも、計画期間の延長を認めていただき、当初計画した広域化関連事業が完了するまで財政的支援をいただきたい。
- ・ また、令和8年度から「水道広域連携推進事業」が創設されたが、こちらについても「全体計画は原則10年間」「時限事業とする」旨の条件が設定されている。
- ・ 広域化(事業統合又は経営の一体化)を契機とした施設整備について、事業者の現状を踏まえた柔軟な計画策定が行えるよう、期限に関する条件を撤廃することが必要である。

5 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

- (1) 各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げる
こと。
- (2) 加速要件である耐震化率の上昇に関して、水道用水供給事業の特殊性を踏まえた
条件を設定すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため水道施設の更新や改築あ
るいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため原水水質に応じ高度浄水
処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
- ・ 国ではこうした取組に対する補助事業を設け、予算の範囲内で財政支援を実施しているところ
である。
- ・ しかし、これら補助事業については水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付
対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も3分の1又は4分の1に
とどまっている。
- ・ 特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする交付金（水道管路緊急改善事
業）は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が
設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。
- ・ また、水道施設や管路の耐震化を対象とする「水道総合地震対策事業」等においては、採択基
準として各施設の耐震化率等の上昇ポイントを要件とする「加速要件」が定められたが、水道用
水供給事業が管理する管路は水道事業と比較して口径が大きく、耐震化には多大な時間を要する
ことから、水道事業と同じ水準で本要件を満たすことは困難な状況である。

◆参考

○本県の耐震化の状況（簡易水道事業を除く）【令和6年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 72.0%
- ・ 配水池の耐震化率 76.8%
- ・ 基幹管路の耐震適合率 51.6%

○本県の水道施設の老朽化の状況（簡易水道事業を除く）【令和6年度】

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 20.7%
- ・ 経年化設備率 53.5%
- ・ 石綿セメント管残存率（残存延長） 0.6% (192km)

6 水道水質基準との整合に向けた排水規制の見直し【新規】



要望先 : 環境省

県担当課 : 水環境課、生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

県民に供給する水道水の安全確保には、原水である河川水の水質汚濁を防止することが重要であるため、水道法の水道水質基準と水質汚濁防止法の排水基準の整合を図る方策を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和7年12月、荒川に臭素酸が流出し、県営大久保浄水場の浄水において臭素酸が水道法に基づく水質基準値(0.01mg/L以下)を超える濃度で検出された。
- ・ 水質基準値の超過は、県民への健康影響や断水による社会的影響などが懸念される重大な事態であるが、臭素酸は浄水処理では低減できないため、原水である河川水への排出側での対策が求められる。
- ・ しかしながら、臭素酸は水質汚濁防止法で排水基準が設定されていないため、事業者への排出抑制指導が困難である。
- ・ また、臭素酸は指定物質として規制されているものの、その内容は漏洩等の事故発生時の応急措置に限られるため、排出を未然に防ぐには現行の規制で十分であるとはいえない。
- ・ 今回の臭素酸の事例だけでなく、過去にも水道水質基準項目ではあるが、排水基準が設定されていない物質が、浄水や給水先で水道水質基準に迫る値で検出されたことがある。
- ・ そこで、これらの物質について、水質汚濁防止法の排出規制の適用を含め、水道水質基準と排水基準との整合を図る方策の検討を求める。

◆参考

○水道水質基準は設定されているが排水基準がない物質の検出事例

平成23年6月 行田浄水場給水先 塩素酸 0.40mg/L (基準値: 0.6mg/L以下)

平成25年3月 大久保浄水場給水先 臭素酸 0.006mg/L (基準値: 0.01mg/L以下)

令和7年12月 大久保浄水場浄水 臭素酸 0.019mg/L (基準値: 0.01mg/L以下)

※いずれも原水(河川水)由来によるもの

7 工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先：経済産業省
県担当課：水道管理課

◆提案・要望

- (1) 工業用水道事業費補助金の予算拡充措置を講じること。
- (2) 改築事業に係る補助について、再開すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の工業用水道事業の現状は、需要減少傾向が止まらず、平成10年度に約25億円あった給水収益が令和6年度には約15億円まで減少するなど、厳しい経営環境に晒されている。
- ・ 老朽化施設の更新においては、アセットマネジメント手法を活用した平準化等により健全経営を維持するよう努めているが、法定耐用年数を超過した資産の割合は依然高く、工業用水の安定供給を持続するため、施設更新を着実に実施していく必要がある。
- ・ また、基幹管路の耐震化適合率は全国平均と比較して低い水準であり、管路の耐震化についても早急に実施していかなければならない。
- ・ 老朽化施設の更新や管路の耐震化を着実に実施するためには国の補助金による支援が不可欠であるが、工業用水道事業費補助金は、全国の事業を順位付けし上位の事業から補助金が配分されるため、要望した補助金が交付されない場合がある。
- ・ さらに、老朽化した設備等の更新費用を対象とした改築事業に係る補助は、新規採択が国において見送られており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 老朽化施設の更新や管路の耐震化は莫大な費用を要し、工業用水道事業の経営を圧迫するため、国の補助金がなければ、施設更新や耐震化の実施に支障が生じる。
- ・ 以上から、工業用水道事業に対して十分な補助金が配分されるよう予算拡充の措置を求めるとともに、現在、新規採択が見送られている、改築事業に係る補助採択の再開を求めるものである。

◆参考

○本県における耐震化の状況【令和6年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 94%
- ・ 基幹管路の耐震化適合率 20.0% (全国平均 48.2% (令和5年度))

○本県における老朽化の状況【令和6年度】

- ・ 有形固定資産減価償却率 69.84%

生活の安心支援



1 生活保護制度の改善



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 生活保護制度の運用や基準等に見直しに当たっては、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案して行うこと。
- (2) 無料低額宿泊所については、その適正な運営を確保するため、事前の許可制するとともに、経営の透明性を確保するため実施主体を法人に限るなどし、法令による規制を強化すること。
- (3) 国が通知で生活保護の準用を認めている在留資格を有する外国人が生活に困窮した場合には、自治体による生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (4) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<生活保護制度の見直し>

- ・ 国は、次のとおり生活保護法の一部改正を行い、生活保護制度の見直しを行っている。
社会情勢等を踏まえた生活保護基準の見直し
(1人当たり月額 令和8年10月から：2,500円を加算)
医療扶助等にかかる都道府県による市町村支援の仕組みの創設
居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
- ・ 生活保護制度の適正化や自立支援の強化など見直しを行う際は、実行性のある制度にするため、実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行う必要がある。

<無料低額宿泊所に係る法整備>

- ・ 社会福祉法の改正により、令和7年度から無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設や、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知が創設され、無料低額宿泊所等の規制強化が図られた。
- ・ 無料低額宿泊所の開設は現在も届出制であるため、許可制にすることで実効性のある規制にする必要がある。
- ・ 事業主体が制限されていないため、法人格のある主体とすることで経営の透明性高め、事業を安定的に継続させることができる。

<外国人に対する生活保護の準用>

- ・ 昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされており、現在まで変更がない。

- ・ 当該通知後70年以上が経過し、多くの外国人が生活保護を準用し受給しているため、地方自治体の負担が重くなっている。
- ・ 外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直すことが必要である。

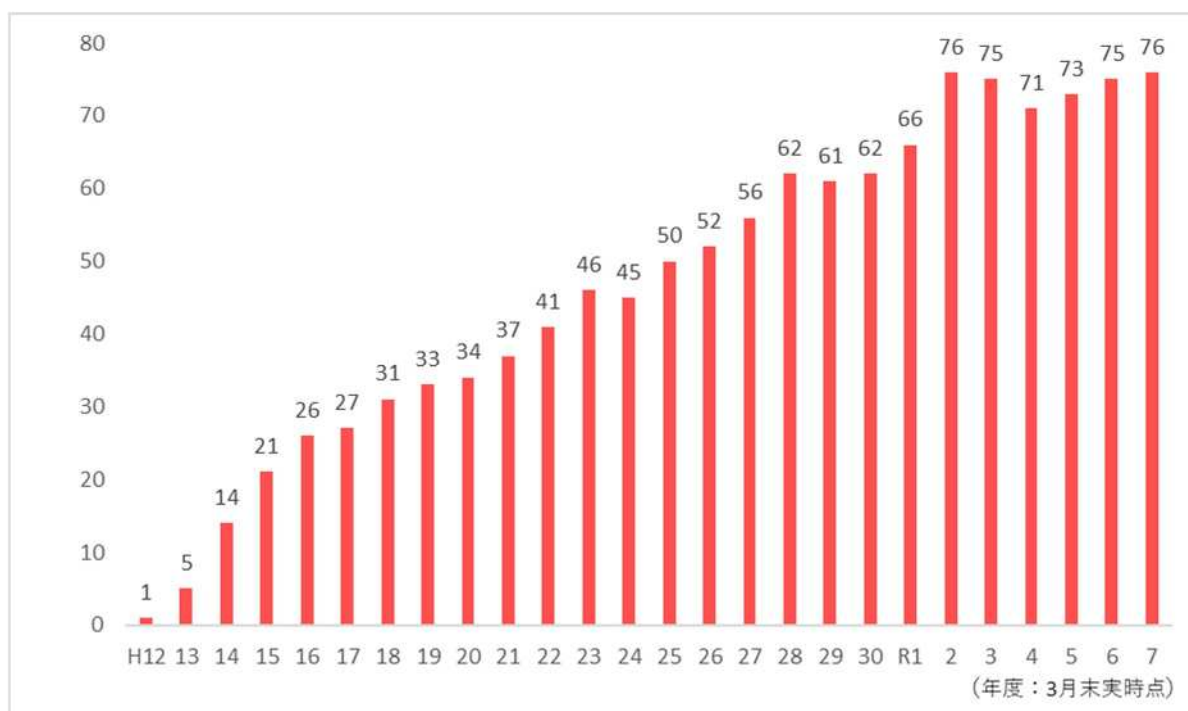
<救護施設の事務費支弁基準の引上げ>

- ・ 基準額は引き上げられたものの、個別支援計画の作成の義務化（令和6年10月から）による新たな業務の発生、入所者の高齢化や障害の重度化などにより、入所者一人当たりの介助負担が増大している。
- ・ 入所者に対して適切な支援を提供するためには、更なる施設事務費支弁基準額の増額が必要である。

◆参考

<無料低額宿泊所に係る法整備>

○県内無料低額宿泊所数の推移



<救護施設の事務費支弁基準の引上げ>

○入所者1人当たりの事務費支弁基準額（羽生市（施設定員101～110人））

	R5	R6	R7
一般事務費(月単価)	142,000円	153,200円	159,200円

2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

就労支援・住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。また、住宅支援は令和6年の改正によりさらに3分の2に引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む必要がある事業の財源は、国において、責任をもって確保すべきである。

3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ また、必須事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給）だけでなく任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業）についても各自治体の実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されており、国では就労準備支援事業と家計改善支援事業の一体的実施を推進している。
- ・ 任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業 3 分の 2、家計改善支援事業 3 分の 2、居住支援事業 3 分の 2 であるが、各自治体の財政状況は厳しく、実施できない自治体の方も多い。
- ・ 本県では、県内全 40 市のうち、就労準備支援事業は 26 市、家計改善支援事業は 28 市、居住支援事業は 6 市の実施にとどまっている状況にある（令和 8 年 3 月末現在）。
- ・ 充実した支援体制の整備を後押しするため、任意事業については、国庫補助の上限である基準額を撤廃するとともに、必須事業と同等の補助率に引き上げるべきである。

4 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもに対する学習・生活支援事業の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

こどもに対する学習・生活支援の取組に対しては、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう国庫補助の上限となる基準額を撤廃し加算対象を見直すとともに、国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の可能性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から99.1%（令和6年度学習教室参加者）に12.2ポイント向上した。
- ・ 学習支援事業は、生活困窮者自立支援法の改正により平成31年度から「子どもの学習・生活支援事業」となり、単に勉強を教えるだけでなく、こどもの居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、こどもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行うものであるとされている。
- ・ また、本県では生活保護世帯のこどもの非認知能力の格差に注目し、非認知能力を高めると学力も高まることから小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を実施している。
- ・ 小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、体験活動、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費の見直しが必要である。
- ・ 継続的な事業の実施に当たっては、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げるなど、国として積極的に財政支援すべきである。

5 生活福祉資金相談体制の維持



要望先：厚生労働省
 県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

生活福祉資金貸付制度については、貸付だけでなく償還指導も含めて自立支援と位置付けていることから、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 生活福祉資金貸付制度は実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付から償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- 市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度は、平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。ただし、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、近年の物価高騰等の影響によって生活再建に苦しむ方が多くいる状況であり、特例貸付が終了したことも相まって、今後、生活福祉資金貸付の利用者が増加することが見込まれる。
- 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。

◆参考

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

年度	補助金額等	財源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金（国10/10）
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の2分の1を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	
令和4年度	72,365千円	
令和5年度	97,432千円	
令和6年度	86,401千円	
令和7年度	114,380千円	
令和8年度（見込）	93,622千円	

6 保護司の活動費の充実



要望先：法務省

県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

保護司の活動費を実態に見合ったものとするなど、保護司制度の安定的な運営を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保護司は、犯罪や非行をした人に寄り添い、継続して相談に応じながら社会復帰をサポートするとともに、再犯防止活動の中心的な役割を果たし、地域の安心安全に寄与している。
- ・ 現在、保護司の担い手確保が課題となっており、本県においても令和7年12月1日現在で、定数1,644人に対し、実人数は1,367人と277人の欠員が生じている。
- ・ 保護司は保護観察所の業務を担う非常勤の国家公務員であり、無報酬であるが、その活動に係る費用については国が予算措置し、保護観察処遇を実施した場合は1件につき月4,460円、処遇困難事案の場合で月7,660円、帰住予定地の生活環境調整を実施した場合には1件につき3,440円が支給されている。
- ・ 他方、保護司から「職務内容と比して支給される国費が見合わない。実費弁償金のアップをすべき」などの声が上がっており、活動の実態に見合った実費弁償費が支給されていない。

◆参考

○埼玉県の保護司数（R1～R7）

	定数	現員数	充足率
令和元年度（R1.4.1）	1,644人	1,502人	91.4%
令和2年度（R2.4.1）		1,495人	90.9%
令和3年度（R3.4.1）		1,473人	89.6%
令和4年度（R4.4.1）		1,470人	89.4%
令和5年度（R5.4.1）		1,466人	89.2%
令和6年度（R6.12.1）		1,413人	85.9%
令和7年度（R7.12.1）		1,367人	83.2%

7 ひとり親世帯に対する支援



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども政策課

◆提案・要望

- (1) 一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、児童扶養手当の所得制限の緩和や手当額の増額などの経済的支援を充実・強化すること。
- (2) こどもの健やかな成長のため、離婚後の養育費の支払い等についての支援制度を拡充すること。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付限度額を引き上げるとともに、所得制限基準の緩和や減免基準の緩和を行うこと。
- (4) 一人で仕事と家事を担うひとり親は、家事にかけられる時間が少なくなることが多いため、ひとり親の仕事と家事の両立を支援する家事サービス等の支援の充実を行うこと。
- (5) 民法改正により令和8年4月から導入された共同親権制度は、親の責務、養育費や親子交流など離婚後のこどもの養育に関する重要な制度のため、共同親権制度の周知に向けた広報の充実、相談窓口の開設を行うこと。

◆本県の現状・課題等

<経済的支援の充実・強化について>

- ・ 本県におけるひとり親世帯数は、令和2年国勢調査によると 36,589 世帯（母子世帯 32,130 世帯、父子世帯 4,459 世帯）である。
- ・ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯のうち常用雇用されている割合は、48.8%と極めて低い状況である。
- ・ 令和4年国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は、328.2 万円であり、児童のいる世帯 785 万円と比較すると 41.8%にしかならない。また、ひとり親家庭の相対的貧困率は 44.5%と高い水準となっている。

<養育費の支払いについて>

- ・ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子家庭のうち、離婚時に養育費の取決めをしている家庭は 46.7%、現在も養育費を受け取っている家庭は 28.1%と極めて低い状況である。

<母子父子寡婦福祉資金について>

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金貸付実績は以下のとおりである。
- ・ 貸付件数及び貸付額は増加傾向にあり、物価高の影響を受けやすいひとり親世帯に対しては、今後も幅広い経済的支援が必要である。

<仕事と家事の両立支援>

- ・ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親本人が困っていることのうち、仕事と家事の割合が高くなっている。(母子世帯：仕事45.9%・家事15.5%、父子世帯：仕事33.6%・家事35.6%)
- ・ 現在のひとり親家庭等日常生活援助事業により家事支援は受けられるが、自治体が委託等により家事支援を行う方法に限られているため、自治体が事業を実施しない場合、支援を受けられない。そのため、ひとり親が民間サービスを利用した場合の助成を行うなど、より柔軟な利用が可能な仕組みとする必要がある。

<共同親権制度について>

- ・ こども家庭庁ホームページ（ひとり親家庭のためのポータルサイト）にパンフレット、制度説明やQ&Aが掲載されているが、国の相談窓口は開設されていない。

◆参考

○母子父子寡婦福祉資金貸付実績

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	1,305	1,453	1,485	1,475	1,054
貸付額（千円）	769,235	897,122	952,639	1,000,067	927,717

■多様な主体による地域社会づくり

1 包括的な支援体制の整備に係る支援【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 重層的支援体制整備事業について、令和8年度以降の取扱いとして示された多機関協働事業等に要する費用への交付割合の引下げや交付基準額の大幅削減等の方針を見直し市町村が創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう必要かつ恒久的な財源措置を行うこと。
- (2) 国が新たに打ち出した重層的支援体制整備事業を実施しない市町村への支援事業について、事業の検討にあたり、モデル事業での検証結果等も踏まえ、対象となる市町村の拡大や恒久的な財政措置など多くの市町村が活用しやすく効果的な内容となるよう検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和3年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する上で有効であり、本県でも実施市町村は令和5年度8市町、令和6年度11市町、令和7年度14市町と増加し、令和8年度以降も増加見込みであった。
- ・ しかし、令和7年11月21日事務連絡「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」では、以下のとおり、多機関協働事業等に要する費用への交付割合の引下げや交付基準額の大幅削減等の方針が示された。
 - 事業開始から5年を経過した市町村については、多機関協働事業等に要する費用への国の交付割合を2分の1から3分の1に、都道府県の交付割合を4分の1から3分の1に見直すこと。
 - 事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）等については、同事業の開始年度に関わらず、多機関協働事業等に要する費用への国の交付割合を2分の1から3分の1に、都道府県の交付割合を4分の1から3分の1に見直すこと（事業開始から5年を経過した際には、国の交付割合を3分の1から4分の1に見直し、都道府県の交付割合は3分の1で据え置くこと）。
 - 令和7年度以前に事業を開始した市町村と令和8年度に事業を開始する市町村とで、多機関協働事業等に要する費用への交付基準額をそれぞれ分けて定めること。
- ・ 特に、交付基準額の見直しについては、人口規模により、令和8年度に事業を開始する市町村の交付基準額が、令和7年度以前に事業を開始した市町村の交付基準額の半分以下となる場合もあり、令和8年度の事業開始に向けて準備を進めていた県内市町村は衝撃を受けた。
- ・ 重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制の整備は、短い期間で成果が出る取組ではなく、関係機関や地域住民が一体となり、時間をかけて丁寧に行う必要がある。
- ・ 市町村が地域共生社会の実現に向け、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、国は上記方針を見直すとともに、必要かつ恒久的な財政措置を行うべきである。
- ・ また、重層的支援体制整備事業によらない包括的な支援体制整備を進める市町村への支援が打ち出され、モデル事業での検証を行うとされているが、今後の具体的な支援策が不明瞭であり、体制の維持に対する支援がない等十分ではない。さらに、対象となる市町村は過疎地域等を念頭

にしており、過疎地域等に該当しない市町村に対しての支援策は十分ではない。

- ・ そのため、国が新たに打ち出した重層的支援体制整備事業を実施しない市町村への支援事業の検討に当たっては、モデル事業での検証結果等も踏まえ、対象となる市町村の拡大や恒久的な財政措置など多くの市町村が活用しやすく効果的な内容となるよう検討することが必要である。

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路3 介護・医療体制の充実

■地域で高齢者が安心して暮らせる社会



1 介護保険財政の国負担の見直し



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 地域包括ケア課

◆提案・要望

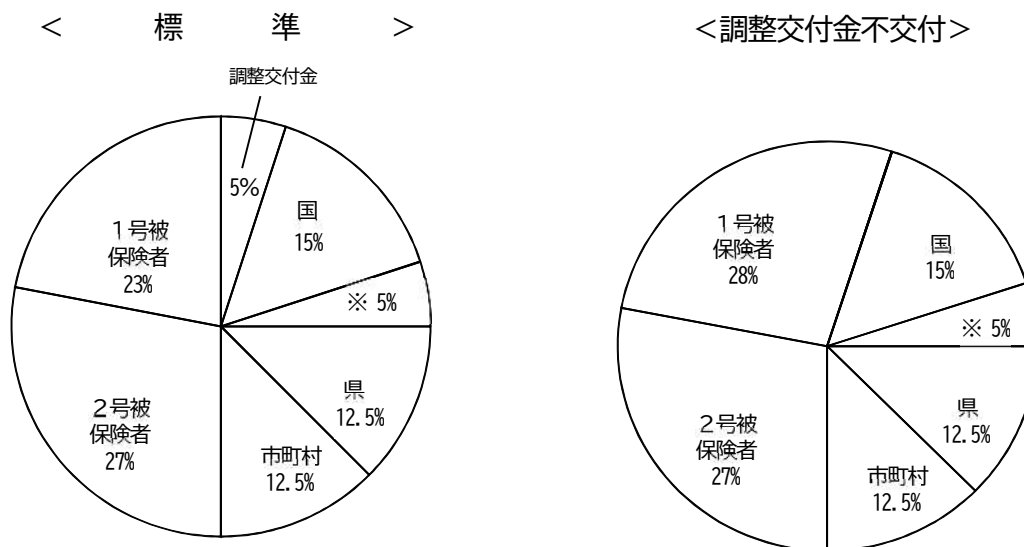
国は、全市町村に対し介護給付費の25%（施設給付費は20%）を負担し、調整交付金はその外枠の制度とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護保険法により、国は給付費の25%（施設給付費は20%）を負担することとされている。しかし、給付費の5%相当分は、調整交付金として後期高齢者等の人口比率や第一号被保険者の所得状況などに応じて市町村ごとに増減されている。
- ・ 調整交付金が減ぜられた場合、その分は第一号被保険者の保険料で賄うこととなり、例えば不交付（調整交付金額0円）の保険者の第一号被保険者は、標準（調整交付割合5%）の場合よりも約21.7%高い保険料を負担しなければならない。
- ・ なお、調整交付金の算定方法について、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるための見直しが行われているが、令和7年度の本県の普通調整交付金の平均交付割合は2.76%（令和6年度2.37%）であり、依然として5%を大きく下回る。（不交付団体は5保険者（令和6年度8保険者））

◆参考

○介護給付費の負担割合



※この「5%」は、施設給付費以外では国が負担し、施設給付費では県が負担する。

2 介護保険制度における低所得者対策の充実



要望先：厚生労働省
県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

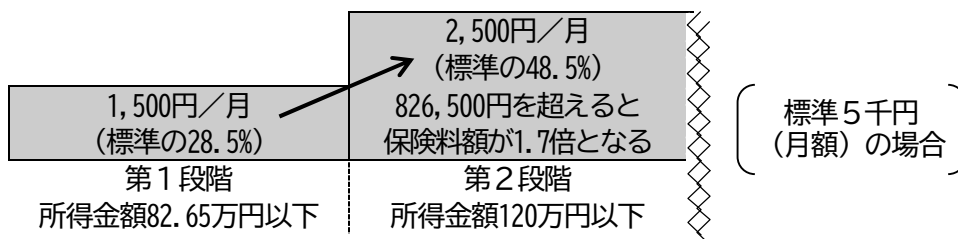
- (1) 低所得者層の段階の細分化を可能とするなど負担能力に応じてきめ細かく介護保険料が定められる制度とすること。
- (2) 低所得者の利用者負担を軽減する補足給付及び社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について、特定のサービスや経営主体に限定することなく、居住費を伴うサービス全般に広げるなど拡充を図ること。
- (3) 低所得者の負担能力の判定基準については、介護保険制度の中で共通の算定方法とすること。
- (4) 介護職員の賃上げにより、介護保険料や自己負担額について過度の負担が低所得者にかかることのないよう配慮すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国民皆保険制度である介護保険の保険料や利用に要する負担は、被保険者の負担能力に応じたものでなければならないが、保険料については、住民税が非課税になっている者の所得区分が介護保険法で5区分に固定されており、保険者の裁量できめ細かく設定することができない。
- ・ 利用者の負担を軽減する補足給付については、低所得者の居住費（滞在費）と食費に係る負担を軽減する給付であるにもかかわらず、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護等が対象外である。また、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度については、利用者の状況にかかわらず、サービスの提供主体が社会福祉法人又は市町村の場合に限られる。
この2つの制度は、利用者の状況に関わらず、類似・同等のサービスの利用であってもサービス提供主体等の状況によって利用者の負担が大きく異なっている。
また、令和3年に補足給付について預貯金や収入の要件が見直され、一部の利用者の食費に係る負担が大幅に増えたほか、令和6年からは居住費の負担限度額が増額になっている。このことで、介護保険施設やショートステイの利用が避けられてしまうことのないよう、低所得者の食費・居住費の負担軽減の拡充が図られるべきである。
- ・ また、保険料や利用料の算定方法は、制度によって基準が異なり、非課税年金を考慮するもの、預貯金を勘案するもの、家族・配偶者の資力を勘案するものなど様々であり、同程度の資力であっても、収入の種類等により算定される額が大きく異なってしまう、利用者の負担能力に真に応じた制度とはなっていない。
- ・ 令和6年度からの第9期介護保険事業計画期間においては、低所得者の保険料標準乗率が引き下げられ、低所得者の負担軽減が図られる一方で、介護報酬改定等により介護保険料が増額となる低所得者もいる。

◆参考

○介護保険料の段階について <例：第1段階と第2段階>



○介護保険料の標準的な段階

段階	保険料率	対 象 者		
		住民税(本人)	住民税(世帯)	本人の前年の合計所得金額+年金収入金額の合計額
第1	28.5%	—	—	(生活保護受給者) (老齢福祉年金受給者) 82.65万円以下
第2	48.5%	非課税	非課税	82.65万円超 120万円以下
第3	68.5%			120万円超
第4	90%			82.65万円以下
第5	100%	課税	課税	82.65万円超
第6	120%			120万円未満
第7	130%			120万円以上 210万円未満
第8	150%			210万円以上 320万円未満
第9	170%			320万円以上 420万円未満
第10	190%			420万円以上 520万円未満
第11	210%			520万円以上 620万円未満
第12	230%			620万円以上 720万円未満
第13	240%			720万円以上

※ 預貯金等は判断基準ではない。

○利用料（食費・居住費等）に対する補足給付、社会福祉法人等による軽減制度について

	補足給付 (特定入所者介護サービス費)	社会福祉法人等による 利用者負担額軽減制度
対象者	住民税世帯非課税等 (預貯金等500万円以下～650万円以下)	住民税世帯非課税、単身年収150万円以下等
事業主体	(制限なし)	社会福祉法人または公営に限る
対象サービス	・特別養護老人ホーム(地域密着含む) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ショートステイ(療養介護を含む)	・特別養護老人ホーム(地域密着含む) ・ショートステイ 等
対象外サービス	・グループホーム、有料老人ホーム 等	・グループホーム、有料老人ホーム 等

○所得と負担能力の比較例

下表のAさんとBさん：収入金額がほぼ同じであるにもかかわらず、収入の種類等により保険料と利用料(補足給付)の負担の判断が逆となる例

- ・介護保険料 Aさん<Bさん (Bさんの方が、負担が大きい)
- ・補足給付 Aさん>Bさん (Aさんは給付対象外のため、利用料負担が大きい)

下表のBさんとCさん：Cさんが、収入金額が少ないにもかかわらず、課税収入があるため、収入金額が多いBさんより保険料も利用料も高くなる例

- ・介護保険料 Cさん>Bさん (Cさんの方が、負担が大きい)
- ・補足給付 Cさん>Bさん (Cさんは給付対象外のため、利用料負担も大きい)

		Aさん	Bさん	Cさん
所得・ 資産の 内容	a 公的年金等収入金額	79万円	180万円	160万円
	b 非課税年金収入金額	100万円	0円	0円
	c (小計)	179万円	180万円	160万円
	d 合計所得金額	0円	70万円	50万円
	e 住民税	非課税	非課税(寡婦)	課税
	f 預貯金等	3千万円	400万円	100万円
負担の 内容	介護保険料	第1段階 (基準額の28.5%)	第3段階 (基準額の68.5%)	第6段階 (基準額の120%)
	補足給付	給付対象外	給付対象	給付対象外

3 認知症施策の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 認知症になってからも住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、正しい知識と理解の普及や認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置を行うこと。
- (2) 若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限生かせる環境整備を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年5月に国が公表した試算によると、認知症高齢者の数は、2040年には約584万人となる推計である。本県についても34.5万人と推計され、高齢者の約15パーセントを占めることになり、誰もが認知症になり得る時代となる。
- ・ こうした中、令和6年12月3日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく国の「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。計画では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指すため、認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することが掲げられている。
また、国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していることが重要であることから、上記の国の基本計画でも重点目標として設定されている。
- ・ 埼玉県でも「新しい認知症観」を普及するために認知症サポーターの養成を推進するとともに、チームオレンジを整備するなど、地域の実情に応じて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる社会環境を確保する取組を進めてきたところである。
- ・ この「新しい認知症観」の普及や、地域の実情に応じて、認知症になっても希望をもって自分らしく暮らし続けることができる体制づくりが必要であり、恒久的な財政支援を求めるものである。
- ・ また、若年性認知症の方の課題は多く、若年性認知症の多くの方が発症時に就労しているものの、退職を余儀なくされ、その結果収入が減少するなど、就労の継続を含めた認知症の人の社会参加の機会の確保等、本人の力を最大限に生かせる環境整備を求めるものである。

◆参考

○「チームオレンジ」を整備している市町村数（※県内63市町村のうち）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7市町	16市町	31市町村	43市町村	55市町村

4 介護支援専門員の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：高齢者福祉課

◆提案・要望

- (1) 今後不足が見込まれる介護支援専門員を安定的に確保するため、職責に見合った処遇となるよう適切な介護報酬を設定すること。
- (2) 介護支援専門員がケアマネジメント業務に注力できるよう、法定業務以外のいわゆる「シャドウワーク」を担わずに済む環境を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和8年度に行われる介護報酬臨時改定において、介護支援専門員を含む介護従事者の処遇改善についての措置が講じられることになったが、介護支援専門員の給与水準は全産業平均に比べても低い状態であり、高い専門性と職責に見合った給与水準とする必要がある。
- 埼玉県が行った居宅介護支援事業所へのアンケートでは、43.1%の事業所が介護支援専門員が不足していると回答し、また、51.4%の事業所が介護支援専門員の負担感が増加していると回答している。
- 令和7年度に（一社）埼玉県老人福祉施設協議会から県に対し、介護支援専門員の人材不足が年々深刻化している状況を踏まえ、「介護支援専門員についても介護職員同様の処遇改善が実施できるよう支援をお願いしたい。」との要望が出されている。
- 近年、複合的な課題を抱える高齢者の増加により、介護支援専門員は「シャドウワーク」と呼ばれる無償の法定外業務を行わざるを得ない場面があり、現場の大きな負担となっている。
- 令和6年度の厚生労働省の「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」では、「基本的には市町村が主体となり関係者を含めて地域課題として協議する」と整理されたが、その具体的な方策については示されていない。
- 介護支援専門員が本来のケアマネジメント業務に注力することができるよう、具体的に介護支援専門員の業務負担軽減につながる環境整備を行うよう国の対策を求める。

◆参考

○給与額等比較表

	年齢	勤続年数	給与月額 *
全産業	44.4歳	12.7年	370.5千円
介護支援専門員	53.1歳	12.4年	309.1千円
福祉施設介護員	45.3歳	9.0年	277.7千円

* 厚生労働省 令和7年賃金構造基本統計調査（全国）「きまって支給する現金給与額」

5 介護サービス事業者の安定運営確保の推進



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 高齢者福祉課

◆提案・要望

介護サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、介護報酬について、定期改定時を待つことなく、臨時的な改定を行うことで、食材費や燃料費をはじめとした急激な物価上昇などの社会経済情勢の変化に機動的に対応すること。

また、訪問介護など令和6年度の介護報酬改定において基本報酬が減額されたサービス種別について、小規模事業者を含め事業者の経営実態を正確に把握し適切な介護報酬とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が減額されたことや、物価高騰・人材不足の影響などにより、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況にある。
- ・ 光熱費や食材料費の価格上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、利用者へ負担を転嫁することも難しい。令和8年度に行われる介護報酬臨時改定により、食費に関する基準費用額の引上げが行われるものの、十分なものとは言えない。
- ・ 特に、令和6年度の介護報酬改定において基本報酬が減額された訪問介護等のサービスについては、全国的に廃業や倒産の件数が増加している状況も踏まえ、年度途中の臨時的な措置を含め、安定的な運営が確保できるよう、機動的に必要な措置をとるべきである。

■地域医療体制の充実

1 医療保険制度の見直し【一部新規】



要望先：内閣府、総務省、財務省、厚生労働省
県担当課：国保医療課

◆提案・要望

- (1) 市町村の国民健康保険運営協議会において、国保財政の健全化等の議論が十分に実施できるよう、都道府県の納付金等の算定期限を前倒しできるような見直しを検討すること。
- (2) 保険料（税）水準の統一に向けて支障とならないよう、納付金の算定に用いる係数については、仮係数から確定係数にかけての変動による納付金及び標準保険料率の上昇が生じないような運用方法を検討すること。
- (3) 普通調整交付金や高額医療費負担金など国保財政に大きな影響がある公費の見直しを行う場合、また、保険者へ新たな負担を求める場合は、都道府県や市町村の意見を踏まえて実施すること。
- (4) 被用者保険の更なる適用拡大や生活保護受給者の国保への加入など国保の被保険者の構造を大きく変動させる制度の見直しについては、国保財政への影響を分析した上で、都道府県や市町村の意見を踏まえて慎重に検討すること。
- (5) 平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、保険者努力支援制度等の円滑な実施に必要な財政措置については、引き続き国の責任において確実に行うこと。
- (6) 収納対策や医療費適正化などに取り組む保険者の取組結果を評価する保険者努力支援制度については、保険者へのインセンティブとなるよう評価項目の追加や評価方法の見直しを随時行うこと。
- (7) 医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、こどもに係る均等割保険税軽減措置については、軽減割合の拡大を進めるとともに地方の負担が生じないよう地方財政措置などの財政支援を行うこと。また、物価高騰などの影響を受けやすい低所得者対策の拡充などの被保険者の更なる負担軽減に取り組むこと。
- (8) 安定的な財政運営に向け、ひとり親家庭等及び重度心身障害者への医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなどの様々な財政支援策を講じ、財政基盤の強化に取り組むこと。
- (9) 国民健康保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度として維持していくため、外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、実効性のある対策を講じること。なお、制度改正に係るシステム改修で費用が生じた場合には、全額国が負担すること。
- (10) 前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。

- (11) 制度改正に対応したシステム改修（導入）支援については、市町村の実情等を踏まえ、事務の効率化や負担の軽減に資するものとし、その費用については全額国が負担すること。
- (12) マイナンバーカードの健康保険証利用については、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。あわせて、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない方、特に、介護を要する高齢者や障害者等が、負担が増えることなく、従来どおり必要な医療を受けることができるよう十分な支援を行うこと。
- (13) 子ども・子育て支援納付金について、支援金の目的や使途、負担のあり方等、制度の概要について、被保険者の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。
- (14) 保険料（税）水準の統一に向けた取組に対する財政支援については、保険者努力支援制度や特別調整交付金により実施されているところではあるが、統一に伴う法定外一般会計繰入れの廃止などにより保険料（税）の上昇については被保険者の負担増とならないよう、更なる財政支援を講じること。
- (15) 分娩費及び出産時一時金について、新たな制度の具体的な内容や運用方法等について、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。さらに、分娩費及び出産時一時金の創設に伴い、業務に必要となる新たな費用については、国において必要な財政措置を確実に講じること。
- (16) 国保に加入すべき個人事業主やフリーランス等が、保険料（税）の節減を目的として法人役員に就任し、実態を伴わない業務従事などにより健康保険の被保険者資格を取得する事例の解消に向け、迅速かつ実効性のある措置を講じること。
- (17) 将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めた全ての医療保険制度を一元化すること。そのための議論を早期に開始すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国民健康保険には、医療ニーズの高い低所得の高齢者や非正規就業者、無職者が多いといった構造的な問題がある。国保制度改革は構造的な問題の改善に寄与しているものの、こうした問題の解決に向けて、今後も継続して見直しを行う必要がある。
- ・ 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、保険税率に関する審議が行われている。県から市町村に対する納付金額や標準保険税率の情報提示が1月以降となるため、条例改正を予定する市町村では十分な審議時間の確保が課題となっている。
- ・ 本県では、保険料（税）水準の統一について、国が示す仮係数を基に行う納付金・標準保険税率の試算に基づいて行われることから、仮係数から確定係数にかけての変動が非常に大きい近年の状況は、国保財政の安定的な運営に支障をきたすおそれがある。
- ・ 自治体間の所得調整機能を担う普通調整交付金や高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和する高額医療費負担金などの公費の見直しに当たっては、当事者である都道府県などの意見を確認の上、制度の安定的な運営に資する内容とすべきである。
- ・ 令和8年度からの子ども・子育て支援納付金の導入に続き、医師偏在対策に要する費用について保険者からの拠出が検討されているが、負担のあり方や被保険者への負担などについて、都道府県や市町村の意見を確認の上、導入の是非について慎重に検討すべきである。

- ・ 令和4年及び令和6年にそれぞれ行われた被用者保険の適用拡大は、高齢者及び低所得者が多い市町村国保の構造的問題を生じさせることとなったため、更なる適用拡大や現在議論が進められている生活保護受給者の国保への加入については、国保財政への影響がないよう慎重に検討すべきである。
- ・ 制度改革の前提条件であった公費による財政支援については、保険者努力支援制度等の制度を円滑に運営するために不可欠な財源であることから、その確実な確保が求められる。
- ・ 保険者努力支援制度については、評価項目の追加や評価方法の見直しにより、保険者機能の強化につながる取組の実施に向けた強い動機付けとなるように改善すべきである。
- ・ 国保財政については、構造的な問題もあり、その実情は地域により様々である。各保険者は収支改善に向けて収納対策や医療費適正化に取り組んでいるが、都市部においては保険税の収納率が低い傾向にあり、必要な財源の確保が課題となっている。
- ・ 国保財政の収支改善のためには保険税率の引上げという選択肢もあるが、低所得の高齢者や無職者が多いことに加えて物価高騰により家計が圧迫されている状況からすると、被保険者にその負担を求めることも限界がある。
- ・ こどもに係る均等割保険税軽減措置については、国において軽減対象を高校生年代まで拡充することが議論されているが、軽減割合は5割にとどまっている。また、県及び市町村の負担を前提とした制度となっている。
- ・ 国保被保険者の保険税負担は他の医療保険制度と比べて重いことから、保険税軽減判定所得や賦課限度額の引上げによる低所得者対策の拡充など、被保険者負担の軽減に取り組む必要がある。
- ・ 制度改革に伴い投入された公費は国保財政の収支改善には寄与するものの、今後の高齢化に伴う1人当たり医療費の増加への対策としては不十分である。ひとり親家庭等及び重度心身障害者への医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなど、財政基盤強化に向けた対策の継続的な検討が求められている。
- ・ 外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用は、負担と給付の公平性の観点からも解消すべき課題となっており、現在、国において「保険料（税）の未納情報を外国人の在留資格審査に反映するためのシステム改修」などについて検討いただいているところであるが、引き続き、実効性があり、かつ、自治体に負担が生じない制度を構築する必要がある。
- ・ 前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の概算額については非常に複雑な算定方法により社会保険診療報酬支払基金において国の定める伸び率等に基づき算定され各都道府県に示されるが、当初予算編成に当たって通知される金額と実際に交付される額、納付すべき額として通知される金額に乖離が生じる仕組みになっており、安定的・効率的な財政運営を行うための一つの支障となっている。
- ・ 新制度に対応したシステムの改修（導入）については、効率的な事業運営の観点から、自庁システムの更新に合わせた実施を検討する市町村が多い。また、事務の効率化や負担軽減を求める意見が多いことから、今後実施するシステムの改修等については、市町村のニーズを踏まえた内容、財政支援とすることが求められている。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用については、令和6年12月2日に従来の健康保険証を廃止したが、情報セキュリティ対策の徹底と国民及び医療機関へ広く周知されることが引き続き求められている。また、後期高齢者医療制度の方には資格確認書を全員に交付するなど国において一定の配慮はなされているが、何らかの事情によりマイナンバーカードを持たない方であっても、従来どおり必要な医療を受けることができる体制は堅持していかなければならない。
- ・ 子ども・子育て支援納付金を被保険者が納付するに際しては、その目的や用途、負担のあり方等、制度の概要について十分な理解を得ることが必要である。

- ・ 本県においては、令和 12 年度の保険税水準の完全統一を目指して、市町村とともに税率改正や赤字解消の取組を進めているが、法令等において禁止されていない法定外一般会計繰入れを解消することによる保険税率の上昇、被保険者負担の増加について、市町村や被保険者からの理解を得ることに苦慮している。保険税水準を統一することで被保険者の負担が大きくなることのないよう、更なる財政支援や統一達成によるインセンティブの設定が求められている。
- ・ 分娩費及び出産時一時金は、出産を望む当事者や医療機関、地方の実情を十分に踏まえることが必要である。また、分娩費及び出産時一時金の創設によって被保険者等に過度な負担が生じないよう対策が求められている。
- ・ 本来、国保に加入すべき個人事業主等が法人の役員に就任するなどし、社会保険に加入することで国民健康保険料（税）の納付を免れる、いわゆる「国保逃れ」が問題となっており、本県の事例も報道されている。こうした保険料（税）の節減を目的とした行為は、国保の財政運営に多大な影響を与えるだけでなく、国保制度に対する信頼を大きく損なうものであり、速やかに是正措置を講じる必要がある。
- ・ 国民健康保険制度の安定的な運営や構造的な問題の解決に向け、医療保険制度間における公平に留意しつつ、被用者保険も含めた全ての医療保険制度の一元化も含め、制度の在り方検討を進めるべきである。

2 医療機関等の安定運営確保の推進について【一部新規】



要望先：厚生労働省、総務省

県担当課：保健医療政策課、医療人材課、市町村課

◆提案・要望

- (1) 令和8年度診療報酬改定は、本体部分で30年ぶりの規模のプラス改定となったが、今後の物価等の社会経済情勢により医療機関等の経営に支障が生じた場合には、年度途中の臨時的な措置も含め、必要な調整を図ること。
- (2) 看護師等の医療人材が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うこと。
- (3) 診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うこと。
- (4) 老朽化した公立病院の建替えに当たり、建設改良に係る病院事業債の元利償還金に対する一般会計繰出金への地方交付税措置の対象となる建築単価の上限について、物価動向を踏まえて更なる引き上げを図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医療機関の経営環境は、光熱費等の度重なる価格上昇や、賃上げに伴う人件費や業務委託料の増加の影響を受けて支出が増加する一方で、収入の大部分を占めている国の定める診療報酬が物価等の上昇分に追いついていない中、利用者へ負担を転嫁できず、コスト削減にも限界があることから、非常に厳しい状況が続いていた。
- ・ この状況を踏まえ、令和7年12月に成立した国の補正予算において、診療報酬改定の効果を前倒しするための「医療・介護等支援パッケージ」として1兆円を超える予算が計上された。
- ・ また、令和8年度診療報酬改定では、本体部分が3.09%のプラス改定となったことに加え、物価の更なる上昇を見据え、令和8年度及び令和9年度の改定率をそれぞれ定め、令和9年度の報酬改定について見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成において更なる必要な調整等を行うとされたが、物価の急激な高騰により医療機関等の経営に支障が生じた場合の年度途中での対応については明らかにされていない。
- ・ そのため、医療機関等のより安定的な運営確保の推進のためには、今後の経済・物価の動向により、医療機関等の経営に支障が生じた場合には、年度途中の臨時的な措置も含め、機動的に必要な措置を講じることが望ましいと考えられる。
- ・ 併せて、昨今の物価高騰によって医療機関等の消費税負担が増加していることから、診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うことが望ましいと考えられる。
- ・ また、公立病院では、建設改良に係る病院事業債の元利償還金に対する繰出金への地方交付税措置は建築単価により上限が定められており、令和3年度以降、毎年度単価が引き上げられているものの、未だに実勢と乖離している。近年の建築資材の高騰や労務費上昇などによる建設コストの高騰は、将来にわたる公立病院の経営に影響を及ぼすこととなるため、引き続き、物価高騰を踏まえた単価の見直しが必要である。

- ・ 看護師等の医療人材が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うことが求められる。

3 保健師等の専門人材を確保し派遣する場合の特別交付税措置の要件の緩和等【新規】



要望先：総務省、厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 都道府県等が保健師等の専門人材を確保し、市町村に対して派遣する場合の特別交付税措置について、現行の要件である連携協約の締結を必須の要件とせず、議決を要しない協定、覚書等をもって交付税措置の対象とすること。
- (2) 保健師等の専門人材を受け入れる市町村への措置について、派遣初年度分のみ措置としているところ、人材定着のための技術継承に十分な期間、財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の市町村のうち、一部の市町村では保健師の採用や確保が極めて困難な状況である。特に、小規模市町村では高齢化が著しく進んでおり、保健師の確保が住民サービス維持のために不可欠である。
- ・ そのため、保健師を地方自治法第252条の2第1項に基づき県から派遣することで支援を行うことを検討しているが、小規模市町村の財政状況は厳しく、専門人材を受け入れるための財政負担が困難な状況である。
- ・ 国の財政支援として、地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置が令和6年度に創設されているが、現行制度下での対象は、都道府県等が市町村（政令指定都市、中核市及び県庁所在地を除く。）と連携協約を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（保健師や保育士、税務や用地など様々な分野における専門性を有する人材が対象とされている）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、特別交付税措置を講ずることとされている。
- ・ しかし、連携協約の締結には都道府県等及び市町村双方の議会の議決が必要であり、時間と労力がかかることから、迅速な派遣が困難となっている。
- ・ また、期間についても、専門人材を受け入れる市町村への措置の場合は、派遣先ポストにつき派遣初年度分のみが措置対象となっている。しかし、小規模市町村における保健師人材の確保が困難な状況は、数年来にわたって継続することが見込まれ、単年度の措置では不十分である。
- ・ 小規模市町村における専門人材不足は喫緊の課題であり、迅速な対応が求められる。

◆参考

○総務省「人材・育成確保基本方針策定指針」（令和5年12月）

市区町村の専門人材の確保に係る都道府県等の支援として「都道府県において必要な人材を確保の上、市区町村支援業務に当たらせたり、市区町村職員として派遣するなどの支援を検討していくこと」とされている。

厚生労働省では、令和7年度に健康・生活衛生局健康課保健指導室による「都道府県支援による小規模自治体等保健師確保等モデル事業」が実施され、本県もモデル自治体として参加している。

4 データ連携等による医療機関の事務負担増加への対応【新規】



要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 保健医療政策課、医療整備課

◆提案・要望

医療の見える化の推進においては、報告制度の統合やNDBデータ等の既存のオープンデータとの連携や、G-MISへのファイルアップロード機能の拡充等を図ることにより、医療機関の事務負担を極力減らすよう考慮すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とする地域医療構想の推進に当たっては、各構想区域に設置した地域医療構想調整会議において、「病床機能報告」や「外来機能報告」により医療機関から報告を受けたデータを利活用しながら、病床の機能分化・連携に向けた協議を行っている。
- ・ また、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援するために運用されている「医療機能情報提供制度」においても、医療機関から医療機能等に関する情報について報告を受け、その内容を公表している。
- ・ これら現行の「病床機能報告制度」や「外来機能報告制度」、「医療機能情報提供制度」に加えて、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択するための情報提供を強化するため、令和7年度には「かかりつけ医機能報告制度」が新たに開始された。
さらに令和8年度には、新たな地域医療構想において、医療機関の役割分担を明確化するために「医療機関機能報告制度」の開始が予定されている。
- ・ 地域医療構想の推進や国民・患者に対する医療機能等についての情報提供のために、必要な情報を収集し、医療の「見える化」を推進することは重要なことであるが、こうした報告制度の増加に伴い、医療機関の事務負担が年々増加しており、本来の医療提供に支障をきたし、地域医療体制の維持・充実に影響する懸念があるとの意見も挙がっている。
- ・ そこで、医療の見える化の推進を図りつつ、医療機関の事務負担の増大を防ぎ、本来の医療提供に支障をきたさないため、複数の報告制度を統合し、重複した報告事項を徹底的に排除するとともに、NDBデータ等の既存のオープンデータとの連携や全国医療情報プラットフォームの早期の整備により、医療機関や自治体の事務負担を極力減らすよう考慮する必要がある。
- ・ なお、G-MISについては、スマートフォンやタブレット端末に対応可能とし、ユーザーインターフェイスの向上を図るとともに、医療用手袋の備蓄放出で活用している緊急配布要請機能については、都道府県の必要入力事項の一括アップロード機能を付加する等、効率的な事務処理ができるよう機能拡充を行うこと。

◆参考

ONDBデータ

「National Data Base」の略称で、厚生労働省保険局が管理している「レセプト情報・特定健診等情報データベース」のこと。

○全国医療情報プラットフォーム

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームのこと

5 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の拡大について【新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：医療人材課

◆提案・要望

- (1) 地域医療教育センター等における教育・研修用シミュレーターの保守・維持管理費について、地域医療介護総合確保基金の充当対象に位置付けるよう、制度を見直すこと。
- (2) 病院が宿舍を借り上げた際の費用についても、地域医療介護総合確保基金の充当対象として位置付けるよう、制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県で医師・看護師等の医療従事者の臨床能力向上を目的として設置されている「地域医療教育センター」では、各種シミュレーター等を活用した実践的な教育・研修が行われており、地域医療の質の維持・向上に大きく寄与している。
- ・ しかしながら、これらのシミュレーターの保守・維持管理に係る経費については、現行制度上、地域医療介護総合確保基金の充当対象とはなっておらず、すべて一般財源により対応せざるを得ない状況にある。
- ・ 地域医療教育センター等における教育・研修用シミュレーターの保守・維持管理費が地域医療介護総合確保基金の充当対象になることで、シミュレーターの保守が安定的に行われ、機器の不具合による研修中断を防ぐことができ、結果として、医療従事者のスキルアップが計画的かつ継続的に実施可能となる。
- ・ また、看護職員確保について、病院が新たに宿舍を建設する場合の費用については、看護職員の定着促進に合致するものとして、地域医療介護総合確保基金の充当対象とされているが、病院が宿舍を借り上げる場合の費用は同基金の充当対象となっていない。
- ・ しかし、宿舍の建設は病院にとって大きな負担となるため、宿舍の借り上げによって対応したいと考えている病院が多い。宿舍の借り上げは、看護職員の定着促進という観点においては、宿舍建設と同等の効果があることから、その費用が地域医療介護総合確保基金の充当対象になることで、病院が看護職員確保を行いやすくなり、医療提供体制の確保を図ることができる。

◆参考

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設。
- ・ 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

6 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善【一部新規】



要望先：総務省、厚生労働省
県担当課：医療整備課、薬務課

◆提案・要望

- (1) 地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 周産期医療・救急医療（小児医療を含む）・災害時医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、事業区分間の調整を柔軟に行えるようにするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。
- (4) 医療DXの推進に向けたシステム構築に当たっては、医療機関の利便性の向上や、情報セキュリティの確保を図るとともに、システムの導入や更新に伴う負担軽減等のための支援を行うこと。
また、医療機関の老朽化が深刻化している現状と、近年の著しい建設費高騰等の影響を踏まえ、建替え等に係る補助メニューを創設すること。
- (5) へき地以外の医療資源が少ない地域の住民や、高齢者等の利便性向上のため、オンライン診療受診施設を設置できる薬局について柔軟に運用できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、周産期医療においても、母体・新生児の搬送先が円滑に決まらない事案が生じている。
- ・ 災害時医療では、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、医療機関の備えを強化する必要がある。
- ・ 国では救急医療（小児医療を含む）や周産期医療、災害時医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、本県の重要な事業である救命救急センター運営事業や周産期母子医療センター運営事業等が含まれる医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を下回ったことにより、事業計画の見直しなどの影響が生じ、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど、医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっていることから、不足分についてはやむを得ず県の一般財源で補填している。

さらに、搬送困難事案を受け入れる医療機関への補助を含む医療施設運営費等補助金についても、これまで交付申請額に対して満額交付されていたところ、令和6年度から交付申請額に対する交付割合が急激に低下しており、こちらについても不足分についてはやむを得ず県の一般財源で補填している。

また、医療機関の耐震整備、浸水対策事業等を含む医療提供体制施設整備交付金も同様に、交

付額が事業計画額を下回っており、医療機関の災害への備えに支障が生じかねない事態となっている。

- ・ 令和7年度の国の補正予算の中で「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」の中に、分娩取扱や救急車受入等に係る加算措置があったが、診療所及び助産所は対象外であった。しかし、病院だけでなく診療所及び助産所も周産期医療や救急医療に貢献していることから、国がこうした支援について検討する場合は、診療所及び助産所に対する配慮が必要である。
- ・ ドクターカーは救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で果たす役割が大きいいため、運用実績に見合ったきめ細やかな補助要件の設定が望まれる。
- ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分）について、国はハード整備を中心とした事業区分Ⅰ「病床の機能分化・連携」に重点配分を行っており、また、異なる事業区分間での流用は認めていない。本県においては、増加する医療需要に対応するため、事業区分Ⅳ「医療従事者の確保」を活用した事業を充実することが最優先であり、地域の実情に沿った基金活用が可能となる枠組みが望まれる。
- ・ 本県では医療機関の老朽化が進み、建替えや大規模修繕が必要な施設が増えているうえ、将来的にも病床不足が見込まれるため、現在病床を持つ医療機関を維持・確保する支援が不可欠である中で、近年の建設費高騰のため建替えが困難なケースが多いのが現状である。そのため、本県のように病床が不足する地域では老朽化対策として病院建替えを補助する制度を新たに設ける必要がある。
- ・ 国の「医療DX令和ビジョン2030」では、全国医療情報プラットフォームの構築を進めており、全国の医療機関や薬局などで患者の電子情報を共有する電子カルテ情報共有サービスの運用を開始している。国では、2030年までに電子カルテの普及率を100%とする目標を掲げている中で、普及率は2023年10月時点で55%にとどまっており、未導入の理由としてシステム改修コストの負担や費用対効果が見合わないことや情報漏洩の不安等が挙げられている。国において、システムの導入や更新等維持に伴う負担軽減のための財政支援を行うとともに医療機関におけるサイバーセキュリティ確保に向けた取組を実施する必要がある。
- ・ 地域で成果をあげた地域医療情報連携ネットワークにおいて、加入者数や医療機関等の拡大が図られなかったことから、スケールメリットを生かすことができなかつた。その取組や機能を国の仕組みに取り入れ、効果的・効率的に実施できるよう構築していく必要がある。
- ・ 令和7年12月の医療法等の一部改正により、患者がオンライン診療を受ける専用の施設として「オンライン診療受診施設」が創設された。
- ・ 医療法では、オンライン診療受診施設として薬局を除外していないが、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令等では、「医薬分業の趣旨を踏まえ、保険薬局内に当該施設を設置することは原則認めない、ただし、医療資源が少ない地域の医療提供体制の確保等を踏まえた配慮として、医療計画におけるへき地に所在する保険薬局については、保険薬局とオンライン診療受診施設の一体的な構造・経営の禁止は適用せず、個別に問題がないか確認し、保険薬局内でのオンライン診療受診施設の設定を可能とする。」としている。
- ・ 医療計画におけるへき地以外の医療資源が少ない地域の住民や、高齢者等が薬局等においてオンライン診療を受診できるようにすることで、薬剤師等による患者支援が可能となり、利便性の向上が見込まれる。このため、薬局内にオンライン診療受診施設を設けることについて、できるだけ柔軟に運用する必要がある。

7 外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実



要望先：法務省、厚生労働省、観光庁
県担当課：医療整備課

◆提案・要望

- (1) 在日外国人の未払医療費の補助制度について、救命救急センターだけでなく全ての救急医療機関を対象とするほか、必要な財源を十分に確保するとともに、未払医療費による医療機関の負担をなくすため、補助要件や補助率の見直しを行うこと。
- (2) 増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国が積極的に促すとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図ること。
- (3) 国が設置した、医療機関における外国人対応に資する夜間・休日のワンストップ窓口について、相談体制の一元化、効率化を図るため、毎日24時間対応とすること。

◆本県の現状・課題等

<在日外国人>

- ・ 令和7年1月1日現在の国内の不法滞在者数は、約7万人である。
- ・ 本県の在留外国人は約28万人（令和7年6月末現在）いるが、在留期間満了後も日本にとどまる不法滞在者が医療機関を受診し、医療費を支払わない悪質なケースも増加している。
- ・ 不法滞在者が119番通報するケースは特に搬送困難事案になりやすく、救急車が現場で長時間滞在した結果、傷病者に命の危険が及ぶ場合があるだけでなく、他の救急要請に支障を来す事態となっている。
- ・ 特に本県では、救命救急センター以外の救急医療機関についても未払医療費を補填する制度を実施しているが、在日外国人を県外の医療機関に搬送し、未払医療費が発生しても、受け入れた医療機関には全く補填されないため、県外への搬送に支障を来している。
- ・ 在日外国人が救命救急センターを受診した場合には国の補助制度（医療提供体制推進事業費補助金）があるが救命救急センターが受け取れるのは最大でも未払医療費の総額から20万円を控除した額の3分の2までであり、残りの未払医療費は救命救急センターが負担する制度となっている。
- ・ しかも、必要な財源が確保されていないため、国からの交付額は必要額の約6割にとどまっている。
- ・ さらに救命救急センター以外の医療機関における未払医療費については国の補助制度がないため、県が独自事業で市町村とともに一部を助成しているが、本来は外国人の在留管理を行っている国が主体的に取り組む問題である。

<訪日外国人>

- ・ 令和7年の訪日外国人は約4,270万人※で、過去最高を更新した。また、国は2030年に6,000万人まで増やすことを目指している。※出展：日本政府観光局「訪日外客統計」
- ・ 本県でも川越や長瀬などの観光スポットやアニメの聖地があることなどから、訪日外国人は多く、令和6年は約70万人（推計値）が訪れていた。

- ・ その一方、訪日外国人については約3割が旅行保険に加入していないというデータもある。
- ・ 旅行保険に加入していない訪日外国人が急な病気やけが等で医療機関を受診し、高額な医療費がかかった結果、未払いとなる事案が問題となっている。
- ・ また、訪日外国人の未払医療費については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により費用弁償をする制度があるものの、救護者がいれば資財の有無に関わらず適用外とされているため、実質的に費用弁償される例は少ない。
- ・ 訪日外国人が従来どおりに入国するようになってきているところ、訪日外国人の急なけがや病気に対応するためには、訪日外国人の入国を管理している国が主体となって、航空機内や入国審査時などあらゆる機会を捉えた旅行保険の加入の促進に取り組むとともに、あらかじめ未払医療費に対する補助制度の拡充を図る必要がある。

<医療機関における未払医療費>

- ・ 県内の救急医療機関等に対し令和6年度中に回収不能となった外国人の未払医療費について調査を行ったところ、1年間に6医療機関で合計約900万円の未払医療費が発生していた。
- ・ さらに、県を跨いで外国人患者が搬送され、未払医療費が発生するケースもあり、各都道府県独自の取組では限界がある。
- ・ 今後も我が国の地域医療体制を円滑に確保するため、外国人の未払医療費については、外国人の入国管理を行う権限を有する国が主体となって対策を講じ、地方自治体や医療機関に負担が生じない制度の創設が必要である。

<医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口>

- ・ 国は、令和元年10月から、医療機関における未払医療費の対応などの外国人対応に資するワンストップ窓口を設置したが、その利用可能時間は平日の夜間及び土日祝日に限られている。
- ・ これは、国が、平日日中の時間帯の窓口は、都道府県が国の補助金（補助率2分の1）を活用して設置するものとしているためである。
- ・ しかし、仮に国と県で委託先の業者が異なった場合、利用者にとっては、相談する時間帯によって電話番号、対応者等が異なることとなり、不便なものとなるおそれがある。
- ・ また、医療機関の外国人対応に関する相談という、専門性が高く、広範な内容の相談に対応できる事業者は全国でも一部の事業者に限られることから、地域性を勘案して都道府県ごとに契約するよりも、国が一括して契約し、利用可能時間を毎日24時間とすることで、当該事業全体の経費の削減にもつながる。
- ・ 以上により、国の相談窓口の利用可能時間を拡大し毎日24時間とすべきである。

8 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡大



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 健康長寿課

◆提案・要望

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）のほか、早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされるライソゾーム病の一部などの疾患について、全ての新生児が検査を受けられるよう、早急に新生児マススクリーニング検査の対象に追加するとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新生児マススクリーニング検査は、疾病を早期に発見し、早期に治療を行うことで障害を予防することを目的に、全都道府県が新生児に対し、20疾患の検査を公費負担で実施している。
- ・ 最近の医療の進展に伴い、対象疾患の拡大が検討されており、国では、重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）を対象に、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）を開始している。
- ・ しかし、新生児マススクリーニング検査は産科医療機関等の所在地を管轄する都道府県・政令市により実施されるため、里帰り出産等で、実証事業未実施の自治体内で出生した新生児は当該検査を受けられない状況にある。
- ・ また、上記以外のライソゾーム病の一部及び副腎白質ジストロフィーについては、保護者負担により実施する事例のほか、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるなど、全国的に20疾患以外のマススクリーニング検査が進展している。
- ・ これらの疾患は新生児マススクリーニング検査により早期発見・早期治療につながり、治療効果が高い疾患であることから、保護者負担の有無や自治体によって差が生じることがなく、全ての新生児がマススクリーニング検査を受けられるよう体制を整備すべきである。

◆参考

○早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患

- ・ 重症複合免疫不全症（SCID）

生まれつき体の中の免疫細胞（T細胞やB細胞など）がうまく働かず、感染に対する抵抗力が低下する病気である。ロタウイルスワクチン接種の禁忌疾患であるが、ロタウイルスワクチンが接種できる生後2か月では発症していないことも多く、スクリーニングが実施されずにロタウイルスワクチンを接種した場合、持続性のウイルス感染症、多臓器への感染の波及など大変危険な状態になるおそれがある。

- ・ 脊髄性筋萎縮症（SMA）

脊髄の運動神経細胞（脊髄前角細胞）の病変によって起こる神経原性の筋萎縮症である。体幹や四肢の筋力低下、筋萎縮を進行性に示す。現在は有効な治療薬があるため、早期発見・治療を行うことにより、症状の改善が見込まれる。

・ライソゾーム病

体内の不要なエネルギーを分解・排出する細胞（ライソゾーム）内の分解酵素の一つが先天性に不足しているため、様々な臓器・器官に不要物質が蓄積し、お腹が腫れる、貧血、けいれんなどの症状を引き起こす進行性・遺伝性の疾患。

症状が出現する前に酵素を補充する治療法や造血幹細胞移植などがある。

・副腎白質ジストロフィー

副腎という臓器の機能不全を特徴とし、男性に起こる遺伝性の疾患である。

小児で発症する場合、知能低下、行動の異常、斜視、聴力・視力低下など現れて、更に進行すると通常1～2年で寝たきりとなる。

発症早期の場合には造血幹細胞移植の効果が報告されている。

○国の動向

昭和52年度 厚生省（当時）通知「先天性代謝異常検査等の実施について」に基づき事業開始（対象6疾患）

平成13年度 地方交付税措置により一般財源化

平成23年度 タンデムマス検査について地方交付税措置（対象16疾患）

平成29年度 対象疾患追加（20疾患）

令和5年度 令和5年度補正予算により、重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症について対象疾患追加に向けた実証事業を開始

9 AYA世代の終末期がん患者の在宅療養生活支援体制の整備



要望先：厚生労働省
 県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

介護保険制度や小児慢性特定疾病の医療費助成制度を利用できない40歳未満のがん患者のうち終末期の在宅療養を希望する者に対し療養生活の助成制度を創設するなど、AYA世代のがん対策を推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 20歳未満のがん患者には小児慢性特定疾病事業による医療費助成制度があり、40歳以上のがん患者には介護保険の特定疾病による支援制度がある。一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病事業による医療費助成を受けていない患者については、医療費助成や療養生活における支援制度がなく、経済的な負担が大きい。そのため、がん患者が住み慣れた地域社会で安心して終末期を迎えることができるよう、制度の創設が必要である。
- ・ 本県では、令和6年4月からがん患者ウェルビーイング支援事業としてAYA世代の終末期在宅療養支援事業を開始したところであるが、こうしたがん患者への支援は全国的な課題であり、本来、国がナショナルミニマムとして国が統一的に実施するべきものと考えことから、全国一律の制度創設が必要である。

◆参考

○年齢層別による医療費助成一覧

支援制度	AYA世代のがん患者			
	18歳未満	18歳～20歳未満	20～40歳未満	40歳以上
小児慢性特定疾病事業による医療費助成	対象	原則対象外※	対象外	対象外
介護保険の特定疾病による支援	対象外	対象外	対象外	対象

※18歳未満から継続して小児慢性特定疾病事業による医療費助成を受けている患者は、20歳の誕生日の前日までは助成対象となる

10 がん患者の外見の変化に対する心理・社会的苦痛への支援体制の整備



要望先：厚生労働省
 県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

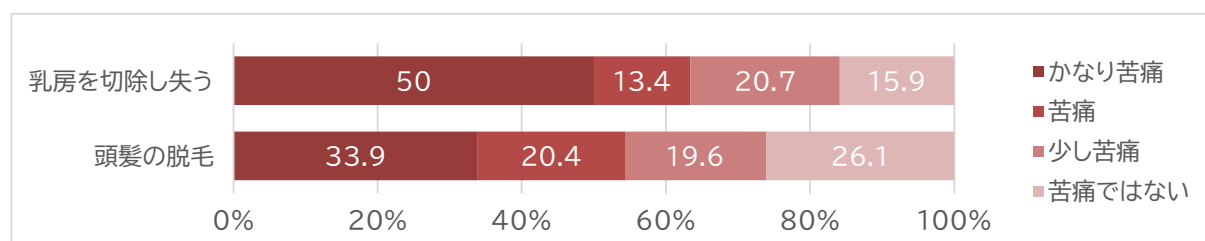
がん治療による外見上の変化に対するウィッグ等のアピランスケア用品の購入費用の補助制度を創設するなどの財政的な支援制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

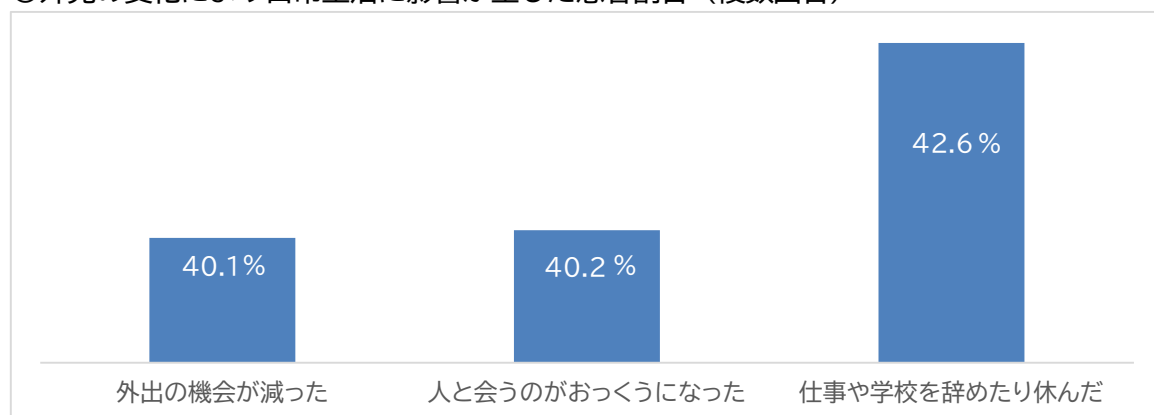
- ・ がんは2人に1人が罹患する病気であるが、がん医療の進歩により、治療を受けながら仕事や学習などの社会生活を送る人が増加している。一方で、がん治療による休職や退職等により収入が減少する中、治療費が高額で長期にわたるため、経済的負担が大きい。
- ・ がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持するため、治療による脱毛や身体欠損等の外見上の変化により日常生活に支障をきたしているがん患者に対する財政的な支援制度の創設が必要である。
- ・ 本県は、令和6年4月からがん患者ウェルビーイング支援事業としてアピランス助成事業を開始したところであるが、こうしたがん患者への支援は全国的な課題であり、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施するものと考えことから、全国一律の制度創設が必要である。

◆参考

○がん治療で外見の変化を体験した患者の症状別割合・・・58.1%
 (症状別の苦痛度)



○外見の変化により日常生活に影響が生じた患者割合 (複数回答)



参考：がん治療に伴う外見の変化とその対処に関する実態調査
 国立がん研究センター中央病院アピランス支援センター
 調査期間(2018年3月2日～3月22日)
 調査対象(がん患者1,034名)

11 モバイルファーマシー®の整備促進について



要望先：厚生労働省
県担当課：薬務課

◆提案・要望

- (1) モバイルファーマシー®の導入に当たって、その車両購入費及び改造費に要する経費並びに車検費用及び修理費等の車両維持経費について補助制度を創設すること。
- (2) 医療機関や薬局からの遠隔地に居住する高齢者等を支援するため、平時においてもモバイルファーマシー®を活用できるための制度を整えること。

◆本県の現状・課題等

- ・ モバイルファーマシー®とは、大規模災害時に被災地で医療用医薬品の調剤と供給を行う「災害対策医薬品供給車両」のことで、調剤用機器や医薬品を搭載してライフライン喪失下でも自立して調剤ができることから、移動薬局車とも呼ばれる。
- ・ 令和6年1月1日に発災した能登半島地震では、「モバイルファーマシー®」が全国各地から派遣され、DMA T等と連携しながら避難所などにおいて被災者に医薬品を提供した。
- ・ モバイルファーマシー®を活用した医療救護活動は、地元医療機関の機能が低下したことに加え、道路状況の悪化により医療へのアクセスが制限された被災者の健康を支える重要な役割を担った。
- ・ 能登半島地震における医療救護活動で能力を実証したモバイルファーマシー®は、災害時の医療救護活動に高いポテンシャルを有することから、災害対策の一つとして整備することが重要である。
- ・ 一方、車両の購入及び改造に係るイニシャルコストが高いことと平時には維持管理費がかかることなどから、導入事例は少なく、全国で25団体により26台が保有されるにとどまっている。
- ・ 近い将来発生が予測される首都直下地震などの大規模災害時において県内被災地での医療救護活動に従事させるだけでなく、県外の大規模災害への支援策の一つとしても、モバイルファーマシー®を整備し、速やかに被災地に派遣し、医療を必要とする被災者に対し効果的な医療救護の提供をすることができる体制整備が必要である。
- ・ 車両の導入に当たっては、県薬剤師会や県内に薬学部を持つ2大学などと導入方法や導入後の運用方策等を協議し、最も効果の高いスキームを検討していく。
- ・ 薬剤師法の規定により薬剤師は薬局以外の場所で調剤を行うことが認められていない。このため、平時における活用方法は限られており、高い能力を持つモバイルファーマシー®を有効活用できていない。

◆参考

○モバイルファーマシー®導入事例

薬剤師会 16 台、薬科大学 5 台、民間企業 4 台、自治体 1 台の計 26 台（R 8. 4 月現在）

宮城県薬剤師会、大分県薬剤師会、和歌山県薬剤師会、広島県薬剤師会、鳥取県薬剤師会、八千代市薬剤師会（千葉県）、兵庫県薬剤師会（協定で民間企業から借上げ）、三重県薬剤師会、岐阜薬科大学、静岡県薬剤師会、（有）アイ薬局（岡山県）、熊本県薬剤師会、大阪府薬剤師会（協定で民間企業から借上げ）、横浜薬科大学（2台）、第一薬科大学（福岡県）、東京薬科大学、徳島県薬剤師会、山梨県薬剤師会、福岡県薬剤師会、（株）ナカジマ薬局（北海道）、宮崎県薬剤師会、愛媛県薬剤師会、石川県薬剤師会、東京都、福島県薬剤師会

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

■きめ細やかな少子化対策の推進



1 結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実



要望先 : 子育て家庭庁
県担当課 : 子育て政策課

◆提案・要望

結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実により、子どもを生むことや、育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられるように、思い切った財源投入を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、「子ども基本法」において都道府県子ども計画や市町村子ども計画の策定を求めており、本県においても「埼玉県子ども・若者計画」を策定し施策を進めている。
- ・ 「埼玉県子ども・若者計画」では、子どもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会を目指しており、そのために結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実は必要不可欠であるが、厳しい財政状況の中では地方公共団体単独の実施は困難であり財政支援が欠かせない。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムを中心に県内市町村で活用しているが、所得や年齢の要件が厳しいことや、財政負担が市町村参加の大きな支障原因となっている。
- ・ また、令和8年度より補助対象者に支援プログラムの受講を義務付け、実施市町村に確認を求めるなど、負担が大きくなっている。
- ・ この交付金は単年度の取組への予算であり、事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、国の補助要綱が確定する前に、市町村に予算化を義務付けるなど、地域の実情に合った事業の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- ・ さらに、市町村にとって補助率が高い、都道府県主導型市町村連携コースにおいても、制約事項が多く、決して、市町村が利用しやすい仕組みとはなっていない。
- ・ 国において全国一律の結婚、妊娠・出産、子育て支援施策の拡充を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組が実現できるよう、思い切った財源投入を要望する。

2 不妊治療等への支援の拡充



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 健康長寿課

◆提案・要望

不妊に悩む方が誰一人取り残されることなく、安心して幅広い治療が受けられるよう次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 不妊治療に医療保険が適用されたが、これまでの助成制度より自己負担が増加する場合もあることなどから、不妊・不育症治療の保険適用範囲の拡大並びに原因を特定し不妊治療につなげる検査の保険適用の拡大など抜本的な改善を図ること。
- (2) 不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う地方公共団体への財政支援措置を講ずること。
- (3) 令和7年度補正予算で措置された「卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業」について、参加者が県外に転居した際の取扱いなど具体的な運用を明確にするとともに、財源の確保など中長期的なビジョンやロードマップを示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年4月から不妊治療における体外受精などの基本治療については新たに保険適用となった。これにより経済的負担が軽減され、不妊に悩むより多くの方々の支援につながっていると考えられる。
- ・ 一方、不妊治療を受ける方それぞれの状況に応じて、追加的に実施される検査や治療のうち、保険適用されず全額自己負担となったものもある。
- ・ 保険適用にはならなかったものの、先進医療として国が位置付けたものについては、特例的に保険診療との併用が可能であるが、先進医療部分については全額自己負担となる。また、保険診療と保険適用外診療を組み合わせると、保険診療分も含め全額自己負担となり、保険適用のメリットを受けられない場合もある。
- ・ また、治療費や所得によっては、保険適用になったことで、これまでの助成制度より自己負担額が増える場合もある。
- ・ 上記のとおり不妊治療の保険適用に伴い、治療の選択肢の幅が狭まっているとの意見があることから、不妊治療の選択肢の幅を広げる必要がある。
- ・ また、本県では、不妊検査の助成事業を実施しているが、こうした経済的負担の軽減は早期の適切な不妊治療につながる取組であることから、不妊検査等の対象範囲を拡大する必要がある。
- ・ 以上から、不妊に悩む方が経済的状況にかかわらず不妊治療及び不妊検査を受けられるよう保険適用範囲の拡大など、国による財政支援措置が必要である。
- ・ また、卵子凍結への社会的関心が高まっているが、治療に関する正確な情報が十分に行き渡っているとは言えない状況である。
- ・ 今回のモデル事業は、がん以外の早発卵巣不全等の疾病に対する妊孕性温存治療の課題検証の役割を果たす一方で、比較対象群となる健康な女性が多数を占めることが想定されることへの対応や参加者がモデル事業未実施の自治体に転居した際の取扱いなどの具体的な運用が明確では

ない。また、課題検証の結果をどのように国全体の制度として位置づけていくのか、次年度以降の財源の確保をどうするのかなど中長期的なビジョンやロードマップも示されていない。

◆参考

○本県における不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業の実施状況（単位：件）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不妊検査費	2,159	2,363	3,363
不育症検査費	344	388	359

子育て支援の充実



1 保育の質の向上



要望先 : こども家庭庁、財務省
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように保育士の配置基準の更なる見直しを行うこと。特に、1歳児の配置基準の改善に係る要件を緩和すること。また、保育士配置基準の改善に伴う恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格を設定すること。
さらに、物価高騰分については、確実に公定価格に反映すること。
- (2) 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のため、職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が、地域の保育現場の人員費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育士の配置基準は、令和6年度から3歳児及び4・5歳児は改善されたが、依然として諸外国と比較しても緩く、保育現場の実情にあったものではない。
- ・ 令和7年度から公定価格上の加算措置として、「1歳児配置改善加算」が創設された。
この加算要件として、
 - (1) 処遇改善等加算区分1、2、3のいずれも取得している
 - (2) 業務においてICTの活用を進めている（①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
 - (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上を全て満たすことが付されている。
- ・ 要件(1)、(2)については、人材確保や保育の質の向上の観点から必要性は理解できるものの、(3)を要件とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きに繋がる可能性があり、従来の国の保育士確保の方向性と整合が取れないと考える。実際に、本県の保育所・認定こども園で(3)の要件を満たすのは全体の58.2%である。
- ・ さらに、要件(3)は(1)及び(2)と比べ、要件を満たしていない場合に、各保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。
なお、本県では1歳児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配

置できるよう補助を実施している。

- ・ 原油価格・物価高騰について、令和7年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できることとなり、また公定価格で令和7年度に限り物価高騰対策として運営継続支援臨時加算が創設された。保育所等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格に反映する必要がある。
- ・ 保育士等の人材育成、保育士等に必要な知識・技能の修得のため、保育所等でのリーダー的職員の養成、安全管理や虐待防止、医療的ケア児への対応など、様々な研修の受講が必要である。
- ・ 保育士等が研修を受講できる環境整備のためには、代替職員確保に係る経費の拡充が必要である。

2 保育所整備の交付金等の充実



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 地域の実情に応じた保育提供体制の確保のため、就学前教育・保育施設整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金などの施設整備等に対する補助について、工事費の物価高騰も踏まえ、補助単価の引き上げ等、一層の充実を図ること。
- (2) 地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、送迎保育や賃借料補助などのソフト事業に対する補助を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等の整備は、国から市町村に直接交付される交付金を活用して、市町村が策定する計画に基づき実施される。市町村が計画的に施設整備を行うためには、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 待機児童が発生しない体制を確保するためには、地域の現状や課題を分析し、それらの実情を踏まえ対応する必要がある。
- ・ 近年は物価高騰により施設整備費が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 保育所の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率の引上げが必要である。

◆参考

○就学前教育・保育施設整備交付金

市町村が策定する整備計画*等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業等に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付するもの。

*整備計画：児童福祉法第56条の4の2に基づく計画

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率 : 通常 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
特定* 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

*「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている場合など

○保育対策総合支援事業費補助金

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、賃貸物件による保育所整備などこどもを安心して育てることができる環境整備に要する経費に充てるため、市町村に補助を行うもの。

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率 : 国1/2、市町村1/4、設置主体1/4 等

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路5 未来を創る子供たちの育成

■確かな学力と自立する力の育成

1 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進【一部新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

◆提案・要望

- (1) 持続可能な指導体制を構築するとともに、きめ細かな指導体制による新たな学びを実装するため、基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善を進めるとともに、小学校における教科担任制の推進や中学校における切れ目ない35人学級の導入を確実に進めること。
- (2) 小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準を改善するとともに、通級指導や日本語指導などの基礎定数について、よりきめ細かな指導を実現するため、十分な教員配置を可能とする算定基準とすること。
- (3) 不登校やアレルギー対策などの多様化・複雑化する課題への対応や教職員の専門性を生かした校務運営に向けて、養護教諭や栄養教諭、事務職員等についても十分な配置を可能とする算定基準とすること。
- (4) 学びの多様化学校など、現代的な課題への対応のために特別の教育課程を実施する学校について、教職員定数を改善すること。
- (5) 家庭科教育の一層の充実のため、家庭に関する学科の実習助手について配置基準を引き下げること。
- (6) 特別支援教育コーディネーターを専業として、法令に位置付け、定数として明示することで、その役割に専念できる条件整備を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校1校に対して複数名の加配措置をすること。
- (7) 特別支援学校の幼稚部及び専攻科について、小学部、中学部及び高等部に準じた教職員定数に係る法制度を整備するとともに、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、対象校種に加えること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、教員1人当たり児童生徒数や1学級当たりの児童生徒数が全国平均と比べて多くなっている。
特別な支援が必要な児童生徒数や不登校等の児童生徒数の増加など、学校現場が抱える課題は多様化・複雑化している中、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合は、いまだ0%に至っていない。
- ・ 持続可能な指導体制を構築し、きめ細やかな指導体制による、新たな学びを実装するためには、基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善を進めるとともに、教師の持ち時数の軽減にも資する小学校における教科担任制の更なる拡充や、中学校における学級編制の標準を引き下げ、切

れ目なく 35 人学級の導入を進める必要がある。

- ・ 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒への支援の充実とともに多様性を包摂し、可能性や能力を開花・伸長させる教育の実現のためには、小・中・高等学校等の各段階に応じて特別支援学級や通級指導、日本語指導を担当する教職員の配置充実が求められる。そのためには、特別支援学級の学級編制の標準の引下げや、通級指導や日本語指導の算定基準を改善し、十分な教職員配置ができるよう、基礎定数の算定基準を改善する必要がある。
- ・ 多様化・複雑化している課題へ対応するため、養護教諭や栄養教諭の重要性は年々増加していることや、事務職員についても、その専門性を生かして、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められていることから、教職員定数算定基準の改善による配置の充実を図ることが必要である。特に、栄養教諭は、現状の定数算定基準では、各校に 1 人配置されないため、食に対する効果的な指導が十分に行えるよう定数算定基準を見直す必要がある。
- ・ 特別の教育課程を編成する学校にあっては、従来とは異なる対応が必要となることが前提となっており、通常の基準では十分な教職員を配置することできない。日本語指導や通級指導などの特別の教育課程編成にあっては、個別の定数算定基準が設けられているのに対し、学びの多様化学校や夜間中学の教職員定数は、義務標準法に基づき、通常の学校や分教室と同様に算定され、通常の教育課程を実施する学校と算定基準が同様のため、学びの多様化学校や夜間中学についても、個別の算定基準を導入する必要がある。
- ・ 商業又は家庭に関する学科の実習助手の配置については、高校標準法第 11 条第 2 項により、当該学科の生徒の収容定員が 561 人以上とあるが、商業に関する学科のうち情報及び情報処理については、高校標準法施行令第 2 条第 2 項において、生徒の収容定員 81 人以下で実習助手を 1 人配置できるなど、基準が大幅に緩和されている。
家庭に関する学科における実習助手については、他の学科と比較しても最も配置基準が厳しいものとなっており、実践的な教育活動に支障があることから、配置基準を見直す必要がある。
- ・ 特別支援教育コーディネーターは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援において、重要な役割を担っている。しかし、現状では、小中高等学校等においては、校内で授業時数の調整や配慮を行っている場合もある一方で、担任や他の主任との兼任になっているケースが多くみられる。これは、特別支援教育コーディネーターは、校長が指名し、校務分掌の一つとして位置付けられているものの、法令上の位置付けが明確ではないからであると考えられる。その重要な役割に鑑み、特別支援教育コーディネーターを専業として法令に位置付け、定数として明示することで、その役割に専念できる条件整備を行う必要である。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能は、地域の小中高等学校等に対して、特別支援教育に関する専門的な支援を行うために重要な役割を果たしており、要請件数も増加傾向にあることから、特別支援学校のセンター的機能の更なる充実が必要である。そこで、センター的機能の中核を担う特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについて、現在の加配措置をさらに拡大する必要がある。
- ・ 幼稚部及び専攻科においても、国が定める設置基準を満たしつつ、質の高い教育を実施するためには、一定の教職員の配置が必要であるが、教職員定数については、いわゆる「義務標準法」、「高校標準法」のいずれにも規定がない。このため、教職員配置のための財政措置が十分保障されておらず、給与費に係る県の負担部分が大きく、幼稚部及び専攻科を維持する上で支障となっている。については、幼稚部及び専攻科の教職員定数についても小学部、中学部、高等部に準じた法制度を整備する必要がある。また、幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度が整備されるときには、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援の対象校種に含める必要がある。

◆参考

○時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合（令和7年11月データ、土日を含む）

小学校	9.0%	
中学校	26.9%	
高等学校	20.6%	
特別支援学校	4.9%	（令和7年度 本県による調査）

○教員の1週間当たりの持ち時数（令和6年度 本県による調査）

小学校	23.6コマ	（全国平均 23.4コマ）
中学校	19.2コマ	（全国平均 17.6コマ）

（カッコ内は令和4年度 文部科学省による「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」）

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（令和7年度）

小学校	15.65人	（全国3位）	全国平均	13.65人
中学校	14.22人	（全国3位）	全国平均	12.32人

（文部科学省による「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）

○本県の公立小・中学校1学級当たりの児童生徒数（令和7年度）

小学校	24.36人	（全国2位）	全国平均	21.25人
中学校	29.40人	（全国2位）	全国平均	25.50人

（文部科学省による「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和7年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	268校	125校	143校
中学校	82校	31校	51校

※さいたま市及び休校を除く。

○障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒数の推移（各年5月1日時点。市町村からの報告数）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	3,024	3,609	4,154	4,472	4,819	5,172	5,480
中学校	366	438	577	679	809	843	950
計	3,390	4,047	4,731	5,151	5,628	6,015	6,430

○日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒数の推移

（各年5月1日時点。市町村からの報告数）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	1,405	1,618	2,300	2,326	2,611	3,130	3,512
中学校	302	288	433	491	626	734	946
計	1,707	1,906	2,733	2,817	3,237	3,864	4,458

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）及び同施行令

条 項	実習助手の定数算定方法
法第 11 条 2 号 (商業又は家庭に関する学科)	生徒の収容定員 561 人以上× 1
令 2 条 2 項 (情報処理科)	80 人以下× 1・81 人以上× 2
令 2 条 2 項 (情報科)	80 人以下× 1 人・81 人～560 人× 2 人・561 人以上× 3
法第 11 条 2 号 (農業に関する学科)	小学科数× 2 人 +681 人以上： 1 人
法第 11 条 2 号 (工業に関する学科)	小学科数× 2 人+ 1 人 +681 人以上： 1 人
令 2 条 2 項 (衛生看護科)	320 人以上： 2 人・321 人～440 人： 3 人・441 人以上： 4 人
令 2 条 2 項 (理数科)	課程数× 2 人 (321 人～440 人) + 1 人 (441 人～560 人) + 2 人 (561 人～680 人) + 3 人 (以下 120 人増すごとに 1 人ずつ加算)
令 2 条 2 項 (総合学科)	総合学科： 1 人

2 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し



要望先 : 財務省、文部科学省
県担当課 : 教育局財務課

◆提案・要望

国は、義務教育の根幹である義務教育無償の原則に則り、省令で定める経験年数別給料月額や地域手当に係る負担金の算定に当たり使用する支給割合が、地方の実情を踏まえたものとなるよう、算定方法の見直しを図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 義務教育費国庫負担法では、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。
- ・ 同法では、特別な事情がある場合を除き、公立の義務教育諸学校の教職員の給与を負担している都道府県及び指定都市に係る教職員給与費の実支出額の3分の1を国が負担することとされている。
- ・ 平成16年度に導入された総額裁量制による国庫負担額の算定方法により、実支出額と算定総額（最高限度額）のうち、いずれか低い方を国庫負担とすることになった（国庫負担率は、平成18年度以降は3分の1、それ以前は2分の1）。
- ・ 本県においては最高限度額による交付となっており、国庫負担金は県の負担する実支出額の3分の1に達していない。
- ・ 算定においては、国が省令により定める経験年数別給料月額を用いるが、この経験年数別給料月額が、それぞれの経験年数における教職員の実際の給料月額の平均額よりも低くなっている。
また、地域手当の算定においても、令和7年度に給地別支給割合が見直されたものの、義務教育費国庫負担金の算定方法は地方の実情を踏まえたものにはなっていないのが現状である。
- ・ なお、本県の義務教育にかかる教職員給与費全体に占める国庫負担額の割合は、令和6年度実績で31.5%となっている（33.3%未満のため、不足している状況）。

◆参考

○県の義務教育費国庫負担金の交付状況の推移

	実支出額	国庫負担額	実支出額に占める国庫負担額の割合
令和4年度	1,971 億円	613 億円	31.1%
令和5年度	2,020 億円	636 億円	31.4%
令和6年度	2,134 億円	673 億円	31.5%

※令和6年度の場合、2,134 億円×33.3%≒711 億円のため、国庫負担額が約 38 億円少ない状況

■豊かな心と健やかな体の育成

1 学校部活動の地域展開等への環境整備



要望先：スポーツ庁、文化庁

県担当課：保健体育課、義務教育指導課

◆提案・要望

- (1) 学校部活動の地域展開等に係る地域クラブの運営費や体制整備に係る費用について、地域展開が円滑に進むように引き続き財政支援を図ること。
- (2) 学校部活動の地域展開等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民へ十分に周知した上で、一定の受益者負担が生じることについて、国においても引き続き十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。
- (3) 学校部活動が地域に展開されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。
- (4) 家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する世帯の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、恒常的な財政支援を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、休日の部活動について、令和13年度末までに、原則全ての中学校の学校部活動において地域展開の実現を目指し、現時点で着手していない地方公共団体においても、令和8年度から令和10年度までの間に、確実に休日の地域展開等に着手することを示した。
- ・ また、国の令和8年度当初予算では、部活動の地域展開等推進事業について、恒常的な財政支援となるか明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。
- ・ 学校部活動の地域展開等を進めるためには、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知する必要がある。特に、これまで教職員の献身によって行われてきた学校部活動が地域へ展開されることで、一定の受益者負担が生じることに対する国民の理解が重要であり、国が責任をもって周知する必要がある。
- ・ 国は、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置について、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要があると示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充を図っていくことが求められる。
- ・ 国はガイドラインにおいて、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要と示しているが、地域における生徒の体験格差を生まないためには、国による恒常的な財政支援を図っていくことが求められる。

■多様なニーズに対応した教育の推進

1 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援体制の充実及び指導体制の整備【新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課: 義務教育指導課、高校教育指導課

◆提案・要望

- (1) 文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」における補助率を引き上げるとともに、急増する外国人児童生徒の市町村における受入れ体制づくりが推進できるよう、市町村に対する直接補助も可能にするなど柔軟な支援を行うこと。
- (2) 令和8年度中に文部科学省が作成予定の日本語指導に係るガイドラインに基づき、日本語指導に係る教師用及び児童生徒用の標準的な教材を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県内公立学校における日本語支援を必要とする児童生徒数は加速度的に増加している。

<文部科学省の事業について>

- ・ 外国人児童生徒の受入れ体制づくりについては、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。
- ・ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」に係る補助金については、申請額に対する国庫補助内定額が不足しており、事業の実施に支障をきたしている。この補助金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、十分な財政措置を講じるべきである。
- ・ また、市町村における当該補助金の活用が進むよう、協議会の設置を必須とする等の要件を緩和するなど、制度設計を見直す必要がある。

<日本語指導に係る教材について>

- ・ 日本語指導の教材は、他教科と同様に、児童生徒に育みたい資質・能力を踏まえて作成されるものであり、受入れ地域によって変わるものではない。
- ・ 一方、国で統一した日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムがなく、日本語指導教材の作成は各自治体にまかされており、その整備状況は地域によってばらつきがある。

◆参考

○本県における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（人）

	平成30年度	令和3年度	令和5年度
小学校	1,900	2,723	3,082
中学校	536	597	785
高等学校	260	344	458
合計	2,696	3,664	4,325

※ 文部科学省「日本語が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より

2 特別支援学校における教育機会の保障及び環境充実のための財政支援の拡充



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 特別支援教育課、教育局財務課

◆提案・要望

- (1) 特別支援学校設置基準の制定を踏まえ、必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、特別支援学校の設置・運営に係る財政支援の充実を図ること。また、特別支援学校の設置義務について、指定都市にも拡大を図ること。
- (2) 特別支援学校の児童生徒の通学に必要な不可欠なスクールバス運行委託費について、財政措置の拡充を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県立知的障害特別支援学校では、県南部・東部地域を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況の改善は喫緊の課題である。
- ・ 県では、平成19年度以降、新設校や高校内分校の整備を進め、知的障害特別支援学校を22校設置するとともに、既存知的障害特別支援学校の校舎増築を行ってきたところである。
- ・ 現在においても、新設校の整備や既存知的障害特別支援学校の改築や校舎増築など、教育環境の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。
- ・ 国が制定した特別支援学校設置基準は、今後の教育環境整備の指針となるものとする。既存施設を活用した特別支援学校の整備について、令和9年度までの期間において、補助金の算定割合が引上げられているものの、特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な教育環境整備を計画的に推進するためには、期間の延長とともに、より一層の財政支援の充実が求められる。
- ・ また、指定都市の児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であると考えられ、現に特別支援学校を設置している指定都市も多い。
- ・ さらに、指定都市は、人事権、学級編制基準の決定、教職員定数の決定等の権能を有しており、自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となっている。特別支援教育についても、上記のような権能を有する指定都市が、主体的に教育行政を展開すべきであると考えながら、現行は、都道府県のみ特別支援学校の設置義務が課されている。
- ・ 特別支援学校の設置義務を指定都市に拡大することで、指定都市における地域の小・中学校との、より連携・接続した教育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自主通学が出来ないケースが大半であることや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、通学児童生徒の8割以上がスクールバスを利用している。
- ・ 令和7年度の本県における特別支援学校の通学児童生徒数は5年前と比較し14%程度増加しており、今後も増加傾向が続く見込みである。
- ・ 児童生徒数の増加に伴い、令和7年度ではスクールバスの台数が5年前の242台から47台増加し、289台となった。今後も児童生徒数増に伴いスクールバスの台数及び必要経費の増加が見込

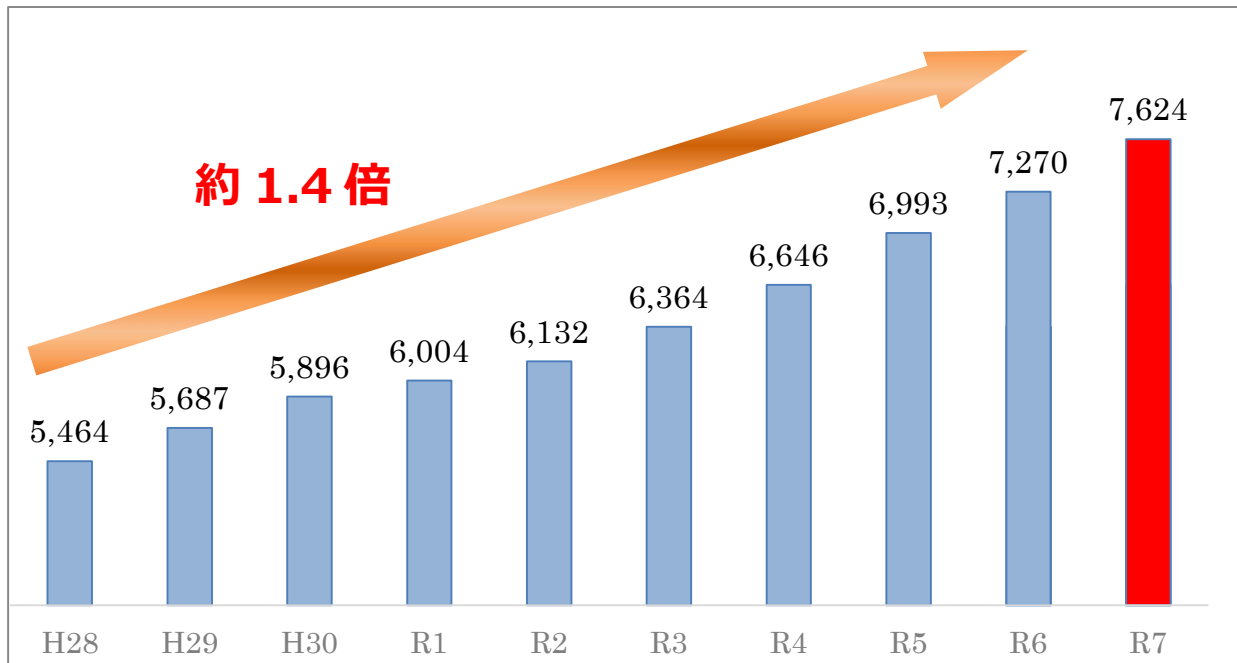
まれる。

- ・ スクールバス運行委託費について、平成 30 年度から地方交付税措置の対象となったが、地方交付税措置は、実際の運行費用の 20%ほどであり、実態との乖離が著しい状況である。

◆参考

○県立知的障害特別支援学校 児童生徒数の推移

(単位:人)



○学校教育法第 80 条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

○指定都市 市立特別支援学校の設置状況等

No.	都道府県	市	学校数		在籍数(※2)	人口(※3)
			知的障害(※1)	他の障害		
1	北海道	札幌市	2	3	337	1,955,678
2	宮城県	仙台市	1	0	148	1,064,142
3	埼玉県	さいたま市	1	1	111	1,350,500
4	千葉県	千葉市	3	0	438	983,896
5	神奈川県	横浜市	5	8	1,472	3,753,398
6		川崎市	3	1	658	1,535,141
7		相模原市	0	0	—	716,494
8	新潟県	新潟市	2	0	342	761,503
9	静岡県	静岡市	0	0	—	672,775
10		浜松市	0	0	—	783,924
11	愛知県	名古屋市	6	0	1,347	2,303,004
12	京都府	京都市	8	1	1,287	1,373,887
13	大阪府	大阪市(※4)	—	—	—	2,778,917
14		堺市	3	0	502	811,993
15	兵庫県	神戸市	5	1	1,408	1,493,543
16	岡山県	岡山市	0	0	—	695,690
17	広島県	広島市	1	0	588	1,173,543
18	福岡県	北九州市	6	2	1,381	913,577
19		福岡市	8	2	2,061	1,608,140
20	熊本県	熊本市	2	0	148	731,331

※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2 在籍数は、各政令市等発表値（令和7年5月1日現在）

※3 人口は、住民基本台帳に基づく人口（令和7年1月1日現在）

※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

○本県におけるスクールバス利用者数及び運行台数等（※各年度5月1日現在）

年度	通学者数（人）	利用者数（人）	利用率	台数（台）	予算額（千円）
R2	6,946	5,441	78.3%	242	2,381,990
R3	7,004	5,632	80.4%	266	2,703,055
R4	7,212	5,845	81.0%	271	2,751,171
R5	7,428	6,110	82.3%	275	2,736,054
R6	7,692	6,355	82.6%	284	2,971,905
R7	7,900	6,560	83.0%	289	3,470,303

○スクールバス運行にかかる地方交付税算定と本県予算の比較

地方交付税算定標準規模		埼玉県	
学級数 ①	350 学級	学級数 (R7.5.1) ④	2,114 学級
積算額 ②	116,073 千円	当初予算額 (R7) ⑤	3,470,303 千円
1 学級あたり ③ (②÷①)	332 千円	1 学級あたり ⑥ (⑤÷④)	1,642 千円

※算定される標準規模は、実際に必要となる予算の20%程度（③÷⑥）

3 医療的ケア実施体制整備の充実支援



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 特別支援教育課

◆提案・要望

医療的ケアを実施する看護職員を確保するため、財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアに対する重要性が高まっている。
- ・ 医療的ケア児は増加傾向が続いている。
- ・ 本県では看護師資格を有する教諭が看護教員として医療的ケアの実施に当たるとともに、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた担当教員が医療的ケアを実施している。
- ・ 医療的ケア児の多くは、通学時に保護者が送迎をしており、保護者にとって負担となっている。本県では医療的ケア児の送迎を行う保護者の心身及び経済的負担を軽減するため、医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に同乗が必要な看護師の人件費を支援する取組を実施している。
- ・ 医療的ケアの実施に当たる看護教員等の人員確保が課題となり、校内の医療的ケア実施体制を変更し、保護者の付き添いを求めざるを得ない状況が発生することがある。
- ・ 国は、学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員の配置に対する支援を実施しているが、医療的ケア児の増加や医療的ケアの多様化に対応するには更なる人員確保が必要であり、一層の財政支援の拡充が求められる。

◆参考

○医療的ケア対象幼児児童生徒数 (人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
対象幼児児童生徒数	208	196	208	223	237	248	262

○埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業

- 【通学支援】 医療的ケア児の通学時の保護者負担軽減
福祉タクシー等に同乗する看護師等の人件費を県が負担
- 【連絡協議会の設置】 通学支援における協力体制の構築
支援体制の継続的な整備に向け課題の解決策等を検討
- 【校内体制の整備】 看護師の安定的な学校配置

4 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等のための経済的支援等



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 青少年課、生徒指導課、特別支援教育課

◆提案・要望

- (1) 不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用するフリースクール等民間の団体及び施設への経済的支援の在り方について、補助対象となる団体の組織体制、財務状況の健全性、評価基準、補助額等の考え方や補助の方法の統一的な見解や財政措置を含め、速やかに検討し必要な措置を講ずること。
- (2) 特別支援学校の不登校等長期欠席者への学校外の多様な学習機会を確保するためには、教育支援センターにおいて障害の特性等を踏まえた適切な支援ができる人員の確保が必要である。そのため、特別支援学校の不登校等長期欠席者も含めた教育機会の確保等の必要な財政措置も含めた支援の在り方について、速やかに検討し、人員確保に係る経費など必要な措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

<不登校児童生徒の教育機会の確保>

- ・ 教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとするとしている。
- ・ 本県では、令和6年度時点で、いわゆるフリースクールなど県内218の民間団体等において、726人の不登校児童生徒が学習支援等を受けているが、これらの学習支援等について1団体・施設当たり平均約5万3千円の入会金と、会費（授業料）平均月額約3万3千円ほどの負担が家庭に生じており経済的負担が大きい。（文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」平成27年3月調査）
- ・ 教育機会確保法の附則で、「政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、国において検討はされているが、まだ結論が出ていない。
- ・ また、フリースクールには明確な定義がなく、運営形態、児童生徒への学習指導体制、施設の状態、学校教育との連携の在り方なども様々であることから、団体の組織体制、財務状況の健全性、適切な指導や支援を確保するための評価基準、補助額等の考え方や補助の方法について、国により統一した見解を示すことが必要である。

<特別支援学校の不登校等長期欠席者の教育機会の確保>

- ・ 教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしている。
- ・ また、同法において、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われるこ

ととなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとしてされている。

- ・ 全国の公立特別支援学校における令和6年度の不登校児童生徒数は、小学部 469 人（414 人）、中学部 945 人（865 人）と増加傾向にある。（カッコ内は令和5年度の数値）
- ・ こうした状況を踏まえ、地域の不登校対策の中核となる教育支援センターにおいて、障害の特性等を踏まえた適切な支援が必要となるが、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒を受け入れている教育支援センターは 17 自治体（さいたま市を除く県内 62 自治体中）に留まるなど、市町村において、その人員確保が課題となっている。（令和6年3月31日現在）
- ・ そのため、特別支援学校の不登校等長期欠席者も含めた教育機会の確保等の必要な財政措置も含めた支援の在り方について、速やかに検討し、人員確保に係る経費など必要な措置を講じることが必要である。

5 学びの多様化学校におけるオンラインを活用した不登校児童生徒の学びを保障するための措置



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 生徒指導課

◆提案・要望

学びの多様化学校において、自宅等からオンラインで授業を受けた場合も出席とするよう、オンラインを活用した学びの在り方について検証・検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年12月24日に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会「義務教育の在り方ワーキンググループ」における審議まとめの中で、「オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組」として、「学びの多様化学校の設置を促進していく中で、遠隔授業を活用した分教室型や分校型の展開など、多様な形で設置を進めていくことも考えられる」としている。
- ・ 文部科学省調査（R5不登校の要因分析に関する調査研究報告書）によると、不登校児童生徒が学校を休んでいる間の外出先として、「全ての場所に行っていない」と回答した割合が16.3%という結果が出ており、自宅から出ない・出られない不登校児童生徒がいることが分かっている。
- ・ また、総務省調査（R5不登校・ひきこもりのこども支援に関するアンケート調査）の結果では、不登校児童生徒が平日の日中に最も多くの時間を過ごしている場所を「自宅」と回答した割合が63%にのぼっている。
- ・ 不登校児童生徒の支援におけるオンラインの活用は、他の児童生徒や教師と直接関わったり、家から出たりすることが難しい状態にある場合であっても、オンライン上でコミュニケーションを取ったり、授業の配信を受けたりすることができることがメリットとして挙げられ、実際にメタバースを含むオンラインを活用した学びに取り組む教育支援センターにおいて、年々利用者が増加している事例が存在する。
- ・ そのため、そういった状況を踏まえ、学びの多様化学校の設置促進に向けて、自宅等からでもオンラインで正規の授業を履修することができるよう、オンラインを活用した学びの在り方について検証・検討すること。

質の高い学校教育の推進



1 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討【一部新規】



要望先：財務省、文部科学省
県担当課：学事課、教育局財務課、高校教育指導課、
魅力ある高校づくり課

◆提案・要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、国の責任において就学支援金制度における全ての財源を確実に確保し、支給限度額及び支給上限期間の撤廃や補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。
- (2) 就学支援金制度及び奨学のための給付金制度については、生徒・保護者及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しをすること。
- (3) 令和8年度から拡充された高校生等への修学支援制度について、今後、地方に影響がある変更を行う場合は、事前に都道府県の意見を踏まえた上、可能な限り速やかに示すこと。
- (4) 奨学のための給付金制度については、生活保護受給世帯以外が対象外となっている修学旅行費相当額についても、財政措置を講じること。
- (5) 奨学のための給付金制度に係る国庫補助については、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。
- (6) 奨学のための給付金制度については、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう、制度設計を見直すこと。
- (7) 奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう、交付金を再開すること。
- (8) 国の責任において、財政面の負担はもとより、居住地域に関係なく、子供たちが魅力のある学校を選択できる、持続可能な制度を設計すること。具体的には、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援を行うこと。その際、教育改革に伴う施設整備も含めて柔軟に対応できる仕組みとするとともに、現行の教育現場における取組に支障が生じないように既存の教育財源を原資とせず、地方に負担を求めない全額交付とすること。また、都道府県において円滑な実施ができるよう、過度な事務負担が生じない仕組みとすること。

◆本県の現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

- ・ 生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から高等学校等に

おける教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。

- ・ 令和7年2月25日、いわゆる教育無償化に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、令和8年度から所得要件が撤廃され、私立高校等における支給上限額が大幅に引き上げられた。
- ・ 一方で、都道府県に対し、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有しているとして、地方における安定的な財源の確保を前提に、来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期に、唐突に地方負担が示され、新たに4分の1の都道府県負担が導入された。
- ・ 所得要件の見直しがされた一方で、引き続き支援の期間は、正規修業年数までとなっており、それを超える部分については、生徒が負担している。また、県立高校（単位制による定時制）においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。
- ・ 所得確認の事務が不要になったものの、新たに生徒の国籍・在留資格に関する要件が新設され、その確認事務が発生することとなった。
- ・ 私立高等学校の授業料については、就学支援金制度により、一部負担軽減がなされているが、一方で授業料が補助上限額を超える学校に通う世帯の負担、また施設費等納付金などの授業料以外の生徒納付金に係る負担については、各自治体の自主財源で上乗せ補助などを実施せざるを得ない状況である。
- ・ 本県においては、施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、年収約500万円未満世帯までを生徒納付金の実質無償化の対象とするなど、父母の負担軽減を図っている。

<奨学のための給付金制度>

- ・ 本制度は、国の補助制度を活用した各都道府県の事業ではあるものの、平成26年度に国が高等学校等就学支援金制度に加えて授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に制度を創設し、現在も全ての都道府県で同様の給付金に係る事務を実施している。
- ・ 給付に当たっては、マイナンバーを使用した申請や所得確認が必要であることに加え、就学支援金の受給資格も要件の一つとなっており、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化の観点から、既にオンライン申請システムが導入されている就学支援金と一体化された全国共通のシステムを導入することが効果的である。
- ・ 修学旅行費については生活保護受給世帯以外が対象外となっている。
- ・ 制度実施に要する事務費が補助金の対象となっていない。
- ・ 令和7年2月25日、いわゆる教育無償化に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、令和8年度から奨学のための給付金の支給対象が年収約490万円程度の中所得世帯まで拡充されることとなったが、生徒・保護者の申請手続の利便性の向上や都道府県の事務負担軽減を踏まえた見直しは行われていない。
- ・ 奨学のための給付金制度と就学支援金制度では、生徒によって申請先の都道府県が異なり、申請者の混乱を招く上、県外の生徒に対して県の制度を周知することや県外の高等学校に在籍する対象生徒を正確に把握することが困難である。

<奨学金事業>

- ・ 高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成17年度から10年間にわたり国から交付金の配分がされてきた（本県の交付総額は約43億円）。
- ・ 交付金は、県で基金を創設し、そこに積み立ててきたところである。
- ・ 本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、毎年度3,000人程度が利用している。金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、一定期間滞納となった場合の元金相当額を損失

補償として金融機関に補填しているが、その原資として基金を取り崩している。

- ・ 損失補償による取崩額が、基金運用収入等による積立額を毎年度大幅に上回っているため、基金の残額が年々減少している。(令和6年度末時点の残額は約32億円。令和6年度中の取崩額は約2.1億円。同年度中の積立額は約0.2億円)
- ・ このままでは、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

<高校教育の持続可能な制度設計>

- ・ いわゆる高等学校授業料無償化により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。
一方で、人口集中地域とそれ以外の地域では、一般に生徒一人当たりにより要する費用に差があり、生徒数が減少し、生徒一人当たりにより要する費用が増加しても、引き続き地域の公立高校が教育基盤としてその責務を果たしていく必要があることから、進学者の減少と併せ、公立高校設置者の財政負担がより増大し、結果として国民負担の増につながることになる。
- ・ また、財政負担を抑制するため高校の統廃合を進めると、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。
- ・ 国からは、令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」が公表され、各都道府県において、国の基本方針を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」を策定することが求められているが、令和9年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みについて詳細が示されていない。
- ・ 地域における高校教育の維持向上を図るため、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るとともに、新たな財政支援について早急に制度の詳細を示すべきである。

2 高等教育の修学支援新制度の拡充



要望先 : こども家庭庁、文部科学省

県担当課 : 学事課、教育局財務課、高校教育指導課

◆提案・要望

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の所得基準及び支援額を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大学等への進学・入学をしなかった生徒の保護者のうち、年収487万円以上650万円未満の世帯の35.2%が「給付型奨学金があれば進学してほしかった」と回答しており、年収287万円以下の世帯に次いで給付型奨学金のニーズが高い。（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」より）
- ・ 本県においても、令和7年3月の県内高等学校卒業生のうち、大学等に進学・入学しなかった者の割合は14.5%であり、経済的な困窮を理由に大学等への進学・入学を断念する生徒が一定数いると考えられる。
- ・ また、日本政策金融公庫が実施した「教育費負担の実態調査」（令和3年度）によると、年収が200万円以上400万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は26.7%で、年収の約4分の1を占めている。また、400万円以上600万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は21.1%で、年収の約5分の1を占めており負担率は高いものとなっている。
- ・ 一方、令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料等の実質的な無償化が実現しているが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は減額額及び給付額は減額され、年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっている。
- ・ 令和6年度からは、年収目安で380万円以上600万円未満世帯のうち、多子世帯又は私立理工農系学科に通う学生へ支援対象が拡充されるとともに、令和7年度からは、多子世帯については所得制限なく授業料等の実質的な無償化が実現されることとなった。
- ・ しかし、依然として支援対象が限定的であることから、所得要件の緩和及び支援額の引き上げにより、家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等が図られるべきである。

◆参考

○令和7年度からの制度拡充内容



【出典】令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援拡充について（文部科学省）

3 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充



要望先：文部科学省
県担当課：学事課

◆提案・要望

- (1) 東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対する補助については、国がその全額について財政措置を講じるとともに、従前と同様の水準による補助が可能となるよう受給資格要件等の緩和を図ること。
- (2) 原子力災害、地震・津波災害などの区別なく、被災した児童生徒等が補助対象となるよう財政措置を講じること。
- (3) 補助事業の縮小等、事業内容の見直しを行う場合は、一定期間を設けてその内容の周知を行うとともに、学年進行により実施する等の経過措置要件を設けること。
- (4) 大規模災害に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対しても、国の責任においてその全額について財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 被災地の復興に伴い本県における当該事業の対象者は年々減少しているが、いまだ支援を必要としている児童生徒等があり、私立学校に通う令和7年度の補助対象者数は5名、補助額は合計で約150万円となっている。
- ・ 震災から15年が経過した現在においても、親を亡くした子や、被災によって経済状況が悪化した世帯の児童生徒等に対する支援を引き続き行っていくことが重要であると考えます。
- ・ 本事業に対する保護者からの問合せが複数あり、私立高校への入学を希望する子の保護者から事業の継続を望む声が寄せられている。
- ・ 地震や豪雨等による大規模災害（激甚災害）に対する補助については、発災初年度に比べ翌年度以降は補助が大きく縮小される。
- ・ 授業料や就学に係る費用の負担の有無は進路選択を左右するとともに、就学の機会を確保する重大な問題であることから、国の責任において継続的な支援が必要である。

◆参考

○令和3年4月からの制度変更

令和2年度まで		令和3年度以降	
小学校・中学校・高校	私立学校授業料等減免事業 【対象経費】 授業料、入学料、施設整備費 【所得基準】 特になし 【補助率】 国庫補助10/10	原子力災害被災地域 → 地震・津波被災地域	私立学校授業料等減免事業 【対象経費】 授業料、入学料、施設整備費 【所得基準】 年収590万円未満世帯 【補助率】 国庫補助10/10
			私立高等学校等経常費助成費補助金 【対象経費】 授業料のみ 【所得基準】 年収590万円未満世帯 【補助率】 国庫補助1/2

※所得要件の追加、対象経費の縮小、補助率の減少等、制度が縮小した。

4 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進及び調査の精選・効率化



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

◆提案・要望

- (1) 教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引上げ及び予算拡充を行うこと。
- (2) 学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減につながるよう、調査の精選や回答方法の一層の効率化等を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じて、教員の負担を軽減していくことが求められる。
- ・ 平成31年1月25日の中央教育審議会総会において、まとめられた答申の中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。国の令和7年度予算においては、全小・中学校に配置するための予算を確保している。
- ・ こうした状況を踏まえ、教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要であるが、本県においては、教員業務支援員の全小・中学校配置は困難であり、加えて高等学校や特別支援学校においては配置できていない状況である。
- ・ 本県の小・中学校においては、教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の配置により、業務の切り分けが可能となっているが、高等学校や特別支援学校も含め、多様な外部人材を活用した、更なる業務の切り分け等による支援体制の構築が求められる。
- ・ 本県における働き方改革の実効性を高め、加速していくためには、全ての学校種に教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員を配置する必要があり、その配置に係る費用に対する補助率の引き上げ又は全額補助など財源を拡充する必要がある。
- ・ 教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の3分の1以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の3分の1以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合を同一とすることが適切である。配置に係る費用に対する補助率の引き上げ又は全額補助など財源の拡充により配置を推進すること。
- ・ 本県では令和元年9月に策定、令和4年4月に改定した「学校における働き方改革基本方針」を令和7年4月に改定し、業務量の削減（調査削減や会議精選等）や負担軽減のための条件整備（専門職員の配置等）等を推進している。
- ・ また、いわゆる給特法の一部改正を受け、国において、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。この指針では文部科学省の取組として、学校における業務の縮減に取り組むとされた。
- ・ さらに、中央教育審議会の答申においても、調査を「教師にとって負担感の強い業務の一つ」とし、調査の内容の見直し、精選等について改めて留意が必要であるとしていることから、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が必要である。

5 教師不足の解消



要望先：文部科学省

県担当課：県立学校人事課、小中学校人事課

◆提案・要望

- (1) 教師不足の解消に向けた施策の充実を図るため、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、加配要件に4月中及び8月以降に産育休を取得する場合も加えるとともに、対象校種を拡大し、高等学校及び特別支援学校高等部を加えること。
- (2) 各自治体における教師人材確保の取組に対する財政支援を充実させるなど、教師のなり手を増やす的確な施策の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、4月中及び8月以降に産育休を取得する場合も加配要件に加えることで、産育休に入る時期による加配定数措置の差をなくし、産・育休代替教師を年度当初から任用し「教師不足」の改善を図る必要がある。
- ・ 特別支援学校では、所属する学部によって、加配定数による支援の差が生じる。また高等学校においても、産・育休代替教師の安定的確保は喫緊の課題の一つである。そのため、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数の対象校種に高等学校及び特別支援学校高等部を含める必要がある。
- ・ 本県においても教師不足が顕著であり、対応に苦慮している現状がある。また、教師不足を解消するため、教職の魅力発信をもとに本県でできる対応を実施しているが、教職そのものの魅力や教員の働き方、待遇等を否定する報道等により、教職が敬遠される現状がある。「教育は国家100年の大計」と言われるように、教育の一層の充実が図られるよう、国において、教師不足の解消に向けた施策の充実とともに、教師人材の確保を支援するための事業予算の拡充や、教師になった者に対する奨学金の返還支援など教師のなり手を増やす的確な施策の充実を図る必要がある。
- ・ 本県では、令和6年度に、国の「大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業」を活用して教師の魅力発信会議を設置し、民間人有識者や教員養成大学と議論を重ね、教師人材の確保に向けて連携を進めてきたところである。教師人材の養成や確保については、中期的な視点による検討と、継続的な取組が必要となるため、今後も、各自治体における教師人材確保の取組に対する財政支援を拡充・充実させる必要がある。

6 遠隔授業における生徒数及び学習評価方法の弾力化



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 高校教育指導課

◆提案・要望

高等学校において、「教科・科目充実型」の授業を行う際に、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」としている要件及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を撤廃すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高等学校においては、平成27年4月に学校教育法施行規則が一部改正され、遠隔授業の実施が認められたが、現在の制度では「同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること」とされているため、受講を希望する全ての生徒に対して授業を実施できないことが想定される。
- ・ また、単位認定等の評価者についても、「配信側の教員が行うべきものであること」とされており、配信側の教員に限定されているため、配信側の教員にとって負担となり、遠隔授業の導入の支障となることが想定される。
- ・ 当該要件が撤廃されれば、一人の教員による複数の学校を対象とした遠隔授業の実施により、より多くの生徒に対して同時に授業を行うことが可能となり、生徒の学習機会の充実に資するとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。また、受信側で授業に関わることで、経験の浅い教員の資質向上につながることを期待される。
- ・ さらには、受信側の教員が学習評価を行えるようになることで、配信側の教員の負担が軽減されるほか、遠隔授業の導入により受信側の教員の授業準備等の負担も軽減されるなど、教員の働き方改革の観点からもメリットは大きい。
- ・ 本県では、令和6年度より、生徒が40人を超える授業や、受信側における学習評価について検証を行っている。

◆参考

○学校教育法施行規則

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成27年文科初第289号）の抜粋

Ⅲ 留意事項

第1の1 学校教育法、施行規則及び高等学校設置基準等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。

- (5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

7 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について【一部新規】



要望先：厚生労働省、文部科学省
県担当課：就業支援課、高校教育指導課
県立学校人事課、特別支援教育課

◆提案・要望

- (1) 職業安定法第27条の規定に基づく業務分担の費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を、高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）の定数拡充により適切に補充すること。
- (2) 高校生等の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、次の点を十分に反映されたい。
 - ・ 生徒が主体的に企業や職種を調べることができるよう、求人票を容易に検索・比較検討できる機能や生徒一人一人に応じた情報を提示する機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。
 - ・ 紙の求人票の整理や応募前職場見学の日程調整など、現在教員が行っている事務処理を省略化できるよう、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。
 - ・ スマートフォンやタブレットなどの多様なデバイスに対応したシステムとすること。
 - ・ 高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築が完了するまでは、実情として教育現場での利用が進んでいる民間サービスを国として推奨すると同時に、推奨する民間サービスにおいては、雇用側の支払った金額に応じて就職側が受け取る情報に差がつかないように適切な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 職業安定法第27条の規定に基づき、県立高等学校等の校長は求人・求職の申込みの受理や求職者の求人者への紹介など公共職業安定所長の業務の一部を分担している。
- ・ この分担は校長の同意又は要請によることになっているが、公共職業安定所の職業紹介の体制から実情として分担が前提となっている。これは実質的な委託業務であり、教育現場に多大な業務負担が発生しているにもかかわらず、担当する教員の定員及び人件費等の財政措置が講じられておらず、支援を行う十分な「高等学校就職支援教員」（ジョブ・サポート・ティーチャー）の配置もなされていない。本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていることから、これに係る費用については全額国の負担とすべきである。
- ・ また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報WEB提供サービス（高卒WEB）」は、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題がある。令和8年2月に開催された「第35回高等学校就職問題検討会議」において、高卒WEBの改修を検討することが明らかになったが、具体的な内容は盛り込まれておらず、また、改修まで相当の期間を要する見込みとなっている。
- ・ そのため、教育現場では、利便性が高い民間サービスを利用せざるを得ない状況にあるが、雇用側にとっては、支払料金に応じて生徒に提供される情報量及び頻度が変動するため、公平な情

報提供の機会が確保されないという課題がある。

◆参考

○職業安定法第 27 条（抜粋）

公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

○高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）

- ・高等学校等において、進路指導主事等と連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う教員
- ・配置状況（国の定数措置）
令和 8 年度：15 人
令和 7 年度：8 人
令和 6 年度：8 人
- ・就職希望生徒の多い学校（上位 30% の学校）に配置しようとする、21 人の加配措置が必要。
- ・就職希望生徒数が平均以上の学校に配置しようとする、27 人の加配措置が必要。
※1 校当たりの平均就職希望生徒数 32 人

○「高卒就職情報 WEB 提供サービス（高卒 WEB）」

- ・公開された高卒求人情報を進路指導担当教諭や就職を希望している生徒に提供するサービス
- ・全国の求人情報等を提供し、高校の就職担当者は、求人情報の検索 求人情報一覧のダウンロード 合同面接会・その他イベント情報の検索 職場見学会の検索ができる。

○高卒 WEB の課題

- ・スマートフォンやタブレット表示に対応していないため、閲覧・操作がしづらい。
- ・高卒 WEB 上では指定校求人を検索・閲覧することができない。
- ・検索条件や関心のある求人情報をシステム上に保存することができない。
- ・学校訪問の実績がある企業かどうかなど、生徒へ追加情報を提供することができない。
- ・複数の求人票を並べて、比較・検討することができない。

○民間サービス

- ・就職希望の生徒が在籍する県立高校の約 7 割が、Handy 進路指導室という民間サービスを使用している。
- ・Handy 進路指導室とは、求人票をデジタル化し、学校内で一元的に管理・共有できるクラウド型のサービス。
- ・従来、紙で配布・掲示していた求人票をデータとして取り扱うことで、生徒はスマートフォンや端末から求人情報を検索・閲覧することができ、自ら比較・検討することができる。

○第 35 回高等学校就職問題検討会議」（2/16 開催）

- ・主 催：文科省、厚労省

- ・ 構成員：全国高等学校長協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会

【高卒就職のデジタル化に向けた検討について（抜粋）】

- ・ 「高卒WEB」に指定校求人も追加する等、高卒就職関係業務の一層のデジタル化を進められるよう改修を検討。
- ・ 改修にはある程度の年数を必要とすると考えられるため、次々期の大規模システム更改の時機に合わせる事が適当。
- ・ 令和14年頃リリース ※リリースが最速で実現する場合のスケジュール。リリースの時期は令和14年以降となり得るほか、複数年度にわたる逐次改修の可能性もある。
- ・ 当面の対応として、ハローワークから求人企業への求人票の返戻と、求人企業から高校への送付について、令和9年度卒業生からの適用を目指し、先行してデジタル化することとした。このデジタル化は求人票のPDF化により行う。

8 こども性暴力防止法の円滑な運用のための制度構築【一部新規】



要望先 : こども家庭庁、文部科学省
県担当課 : 教育局総務課、県立学校人事課、
小中学校人事課、教職員採用課

◆提案・要望

- (1) 学校教育法施行規則に規定されている職種について、国が現在示している3つの要件で判断する場合には、都道府県により犯罪事実確認等の対象の範囲の考え方にばらつきが生じるおそれもあり、国においてより明確な基準もしくは職種によって対象とするか否かの基準とすること。
- (2) 特定免許状失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムについては、システムの連携や統合等を検討し、地方に過重な事務負担が生じないようにすること。
- (3) こども性暴力防止法に基づく防止措置を円滑に講じるとともに、また、当該措置を講じた場合に児童生徒への影響を生じさせないように、必要となる定数措置や財政措置について、国の責任で完全に措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が、令和6年6月26日に公布され、令和8年12月25日に施行される。
- ・ 同法に盛り込まれた犯罪事実確認の仕組みについては、法律が施行された際に県教育委員会としてどのように対応をしていくのか、国の動向を注視しながら検討を続けている。
- ・ 法律上、「児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置」（＝防止措置）を講じなければならないとされている。
- ・ こども性暴力防止法施行ガイドラインが策定されたが、犯罪事実確認等の対象となる従事者に該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められ、職種の一部が対象になり得るものの判断に苦慮している状況である。
- ・ また、特定免許状失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムなどの複数のシステムを活用等する必要があり、事務負担が増大している。
- ・ 児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められた学校の教職員について、児童生徒と接触させないためには、教育委員会事務局等に配置転換する以外に実質的に選択肢がない。しかし、教育委員会事務局については、各自治体で定数を定めており、自治体ごとの定数と現員の状況によって、配置転換が困難となるおそれがある。
- ・ また、配置転換等の防止措置を講じた場合、他の教職員の業務量の増加やそれに伴う精神的なストレスが生じ、モチベーションの低下や離職につながるるとともに、授業の遅延や質の低下が生じるおそれがある。
- ・ このような事態を未然に防止し、児童生徒の学びを保証するためには、国による定数措置や財政措置が必要である。

◆参考

○こども性暴力防止法について

〔正式名称〕

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

〔施行期日〕

令和8年12月25日

〔法趣旨〕

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

9 遠距離通学を要する児童生徒への支援制度の拡充【新規】



要望先 : 財務省、文部科学省
県担当課 : 教育局財務課

◆提案・要望

遠距離通学を要する児童生徒の支援に当たっては、市町村の負担を適切に反映できるよう十分な財政措置を講ずるとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる補助制度とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 各市町村において小・中学校の統廃合が実施された際など、遠距離通学を要する児童生徒に対する通学手段の確保が課題となっている。
- ・ 国においては、市町村が遠距離通学の対策としてスクールバスを運行する場合や、通学に要する交通費を補助する場合には、地方交付税を措置している。
- ・ また、学校の統廃合に伴い遠距離通学となった児童生徒を市町村が支援する事業に対して、国の補助制度も設けられている。
- ・ しかしながら、スクールバス等購入費への地方交付税措置については、へき地・過疎地域に限られるとともに、遠距離通学費に対する補助制度についても、小学生は4 km以上、中学生は6 km以上を補助要件としており、通学時間や地理的条件、交通手段など地域の実態を考慮した制度となっていない。
- ・ そのため、遠距離通学を要する児童生徒に対する通学手段の確保として、市町村の負担を適切に反映した十分な財政措置を講ずるとともに、地域の実情に応じて柔軟に対応できる補助制度とするよう要望する。

■私学教育の振興

1 私学振興の推進



要望先 : 内閣府、こども家庭庁、財務省、
文部科学省、厚生労働省
県担当課：学事課

◆提案・要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。

<私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 一般補助・教育改革推進特別経費については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。
- (4) 小中学校家計急変世帯支援分・私立高等学校生徒入学金等支援分の地方交付税については、地方負担が増大することのないよう必要な財源を確保すること。
- (5) 幼稚園等特別支援教育費については、特別な支援を要する幼児の就園の機会が確保されるよう、必要な財源を確保するとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。

<高等学校等就学支援金制度について>

- (6) 国が全ての財源を確実に確保し、責任をもって実施するとともに、補助対象費用の拡大など制度の拡充を図ること。

<幼児教育の無償化について>

- (7) 幼児教育の無償化については、財源負担や事務負担など地方との協議を継続し、地方の意見を十分取り入れながら進めること。
- (8) 令和3年度から創設された多様な事業者の参入促進・能力活用事業のうち、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援については、在住市町村により給付できない可能性があることから、その解消について検討すること。

<私立幼稚園教職員の処遇改善について>

- (9) 私立幼稚園は公教育の一翼を担っていることから、勤務する教職員の処遇改善については国が幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善による影響を把握した上で責任を持って有効な改善策を講ずること。

特に、私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）のうち、幼稚園教員の人材確保支援分（幼稚園教職員の処遇改善）については、令和9年度以降も引き続き事業を実施するとともに、都道府県や設置者の負担軽減を図ること。

<専修学校への国庫補助について>

- (10) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。特に、高等専修学校に対しては、国庫補助の対象となる高等学校等との乖離が大きいことから、特別交付税の措置を講ずること。

<統合型校務支援システムについて>

- (11) 統合型校務支援システムの導入費及び維持費について需要調査を実施した上で必要な財政支援を行うこと。

<広域通信制高校の通信教育連携協力施設について>

- (12) 広域通信制高校の展開する通信教育連携協力施設に関する調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。さらに、国民にも分かりやすく情報提供すること。

◆本県の現状・課題等

<私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。
- ・ 地方交付税として措置されている小中学校家計急変支援分の児童生徒1人当たりの積算単価は、年々減額されており、地方負担が増大している。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助については、特別な支援を要する幼児の増加に伴い、地方負担は増加している。

<高等学校等就学支援金制度について>

- ・ 生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 令和7年2月25日、いわゆる教育無償化に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、令和8年度から所得要件が撤廃され、私立高校等における支給上限額が大幅に引き上げられた。
- ・ 一方で、都道府県に対し、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有しているとして、地方における安定的な財源の確保を前提に、来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期に、唐突に地方負担が示され、新たに4分の1の都道府県負担が導入された。
- ・ 所得要件の見直しがされた一方で、引き続き支援の期間は、正規修業年数までとなっており、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 所得確認の事務が不要になったものの、新たに生徒の国籍・在留資格に関する要件が新設され、その確認事務が発生することとなった。
- ・ 私立高等学校の授業料については、就学支援金制度により、一部負担軽減がなされているが、一方で授業料が補助上限額を超える学校に通う世帯の負担、また施設費等納付金などの授業料以外の生徒納付金に係る負担については、各自治体の自主財源で上乗せ補助などを実施せざるを得ない状況である。
- ・ 本県においては、施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、年収約500万円未満世帯までを生徒納付金の実質無償化の対象とするなど、父母の負担軽減を図っている。

<幼児教育の無償化について>

- ・ 本県の私立幼稚園の園児納付金は、全国第7位（令和6年度）の水準となっており、全ての子どもに幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
- ・ 令和元年10月から実施された幼児教育の無償化により、地方自治体及び私立幼稚園の事務量が増加している中、令和8年10月からは給付上限額の見直しがなされるため、更なる事務量の増加が懸念されている。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動への支援として、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援が令和3年度から創設されたが、対象施設等の基準について、同じ施設等に通いながら、在住市町村により給付金の支給の有無が異なる可能性があり、その解消について検討する必要がある。

<私立幼稚園教職員の処遇改善について>

- ・ 幼児教育の質の向上のための処遇改善が令和7年度から実施されているが、研修要件に関して都道府県の間で履歴を引き継げることとしているにもかかわらず、明確な要件が示されていない。
- ・ 保育士については、宿舍借上げなど幅広い処遇改善策が講じられているところ、幼稚園教諭（私学助成を受ける園）については、私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の幼稚園教諭等の人材確保支援しかない。
- ・ 継続的な賃上げによる処遇改善については、令和4年12月までは負担割合が国4分の3、設置者4分の1の独自制度であったが、令和5年1月以降は私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）に組み入れられ、原則、国3分の1、県3分の1、設置者3分の1となった。
- ・ さらに令和6年度以降は負担割合が、原則、国4分の1、県4分の1、設置者2分の1となった。本県では設置者負担割合を8分の1としているところだが、原則的な設置者負担割合は増加している。

<専修学校への国庫補助について>

- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。
- ・ 近年は、人件費や物価高騰の影響を受け、学校の教育研究経費や管理経費は増加しているが、地方交付税交付金は平成29年度以降一定の交付額となっている。そのため、物価高騰等に応じた県運営費補助等の十分な支援ができていない。

<統合型校務支援システムについて>

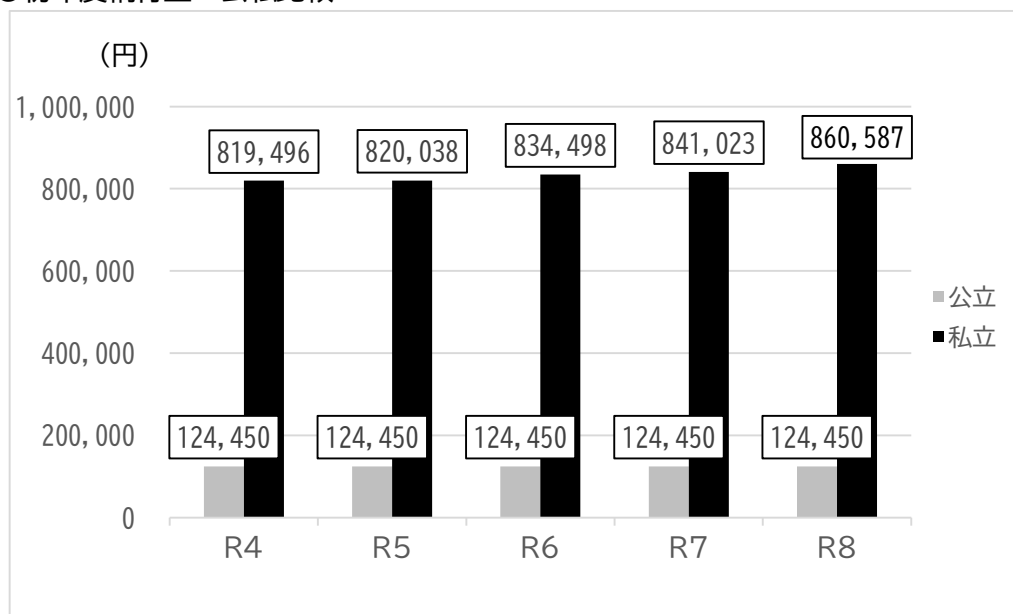
- ・ 教育現場においても、校務のデジタル化を図り、教員の負担軽減や保護者の負担軽減、教育の質の維持向上を図ることが求められている。
- ・ 統合型校務支援システムは、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- ・ 国の「学校のICT環境整備3か年計画」（令和7～9年度）では、令和9年度末までに統合型校務支援システム又は次世代型校務支援システムの整備率を100%にすることを目標にしているが、県内の私立高等学校において、令和7年度末時点で、55校中、導入している学校は46校で、導入率は83.6%である。
- ・ システム導入費用について、公立学校の場合には財政支援（地方交付税措置）があるが、私立学校に対する財政支援はない。

<広域通信制高校の通信教育連携協力施設について>

- ・ 令和7年5月をもって「全国私立通信制高等学校プラットフォーム」が閉鎖され、国は令和8年4月に新たに「通信制高等学校情報発信サイト」を開設し、所轄庁だけでなく通信教育連携協力施設が所在する都道府県も、施設の所在地や収容定員数などの情報を一定程度確認することができるようになった。
- ・ 一方、同サイトで提供されている情報には配置教員数などの重要な情報は含まれておらず、所轄庁だけでなく通信教育連携協力施設の所在都道府県でも実態を把握するためには、更なる情報の充実が求められる。
- ・ 通信制高校については国のガイドラインが改訂され、教育の質の担保や向上が求められているところであるため、国において実態把握を目的とした調査を継続して行い、都道府県及び通信制高校への進学を希望する国民へ、より詳細に情報を提供する必要がある。

◆参考

○初年度納付金・公私比較



「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路6 人生 100 年を見据えたシニア活躍の推進

生涯を通じた健康の確保

1 受動喫煙対策の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：健康長寿課

◆提案・要望

- (1) 改正健康増進法の制度が実効性をもって運用されるよう、喫煙目的施設の要件とされている営業目的の定義、指導基準等について実態を踏まえて明確化すること。また、明確化に当たり、例えば食品衛生法による営業許可、たばこ事業法による販売許可との制度の整合を図りながら、実効性がある制度とすること。
- (2) 望まない受動喫煙の防止を図るため、施設の管理権原者の責務となっている標識の掲示や営業に係る広告又は宣伝するときは、喫煙可能室設置施設又は喫煙目的室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示することなど、標識の表示や営業に係る広告又は宣伝方法について、国において周知徹底を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店は第二種施設に区分され、屋内での喫煙には喫煙専用室を設置することとされた。一方、施設の類型には、たばこの対面販売（出張販売を含む。）を行い、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする「喫煙目的施設」が設けられているが、飲食が主目的である飲食店等が、たばこの対面販売の許可を得て、喫煙場所の提供を主目的とする「喫煙目的施設」を標榜して、喫煙専用室を設置せず、屋内の全部を喫煙可として営業する例が発生している。
- ・ しかし、現在の法令では、喫煙目的施設は喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設とされているものの、「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とした営業」に関し明確な定義がないことや提供する食事に関する疑義解釈が曖昧であることから、現場では判断ができない状況である。
- ・ そこで、健康増進法の制度を実効性があるものとするため、喫煙目的施設の要件である営業の主目的の定義、指導基準等について現場の実態を踏まえて明確化すること。また、明確化に当たり、例えば、食事の提供に関して食品衛生法による営業許可の制度と連携した規制や、たばこの対面販売が主目的であることに関してたばこ事業法による販売許可の制度との整合を図るなど、実効性がある制度とする必要がある。
- ・ 第二種施設である飲食店は原則禁煙とし、施設の一部に設置する喫煙専用室は飲食不可である一方、既存特定飲食提供施設における喫煙可能室や喫煙目的施設における喫煙目的室では飲食が可能である。県民がそれぞれの施設の趣旨、目的を誤認し、望まない受動喫煙にさらされることがないように、施設の管理権原者の責務となっている標識の掲示や営業に係る広告又は宣伝方法について、国において事業者、関係団体に対し周知徹底する必要がある。

2 健康の基本となる健診（検診）の受診率向上



要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 健康長寿課、疾病対策課

◆提案・要望

- (1) 特定健診については、保険者ごとに医療機関と契約する現行制度を見直し、誰もが県内全ての医療機関で特定健診や特定保健指導を受けられる仕組みを、国の統一的な制度として確立するよう検討すること。併せて、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した場合に事業者から保険者への記録の写しの提供が進むよう取組を強化すること。
- (2) 特定保健指導については、転居や転職により、年度途中で加入保険を変更した者であっても、移動先の保険者において、引き続き保健指導が継続されるよう制度の見直しを検討すること。
- (3) がん検診については、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、健康診断等と一体的に行われるよう実施を義務化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特定健診・特定保健指導は、各保険者が医療機関と委託契約を締結し実施している。本県は毎日約 82 万人の県民が東京都内に通勤しており、都内に所在する企業からなる保険者（健保組合等）に加入している県民が多い。都内に所在する保険者は、都内の医療機関と契約することが多いことから、特に配偶者などの被扶養者は、県内の医療機関で受診しづらい環境にある。
また、一般健康診断を実施した事業所の割合（全国）は 90.1%（令和 4 年 労働安全衛生調査（実態調査）結果）となっている。一方、本県における特定健診受診率は 59.0%（令和 5 年）であり、労働安全衛生法やその他法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとすることができるにも関わらず、受診率に大きな差が出ていることから、健診結果の記録の写し等が適切に保険者に提供されていないことが考えられる。
- ・ 特定保健指導プログラムに参加している被保険者が、途中で加入保険を脱退した場合、保健指導中断とみなされ、新規加入先では保健指導が継続されない。
しかし、特定保健指導参加者は生活習慣の改善意欲は高いものの、外部からの支援なしには改善が難しい者が多いこと、生活環境の変化により、さらに身体状況が悪化する者も少なくないことから、重症化予防の観点からも保健指導の継続は重要であると考ええる。
- ・ 本県のがん検診受診率は、国が受診を推奨する全てのがん種において目標である 60%に達しておらず、この状況は多くの都道府県と同様である。
- ・ 本県のがん検診を詳しく見てみると、例えば肺がん検診では男性の 75%、女性の 63%が職域のがん検診を受診しており、さらに、本県の調査では、正社員を対象に肺がん検診を実施している事業所の肺がん検診受診率は 98%となっていることから、職域でのがん検診の実施を義務化することにより、受診率が向上すると考える。

◆参考

○特定健診受診率の推移と全国順位

特定健診受診率の目標値は国・県ともに70%である。

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	52.9%	54.4%	55.3%	53.1%	56.2%	57.8%	59.7%
埼玉県	53.8%	54.9%	56.3%	52.1%	56.0%	58.1%	59.0%
全国順位	15位	16位	17位	22位	21位	17位	20位

○特定保健指導実施率の推移と全国順位

特定保健指導の目標値は国・県ともに45%である。

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	19.5%	23.3%	23.2%	23.0%	24.7%	26.5%	27.7%
埼玉県	15.1%	18.0%	17.5%	17.0%	18.7%	19.9%	20.8%
全国順位	45位	46位	47位	47位	46位	47位	47位

○がん検診受診率と全国順位

がん種	胃がん(男)	大腸がん(男)	肺がん(男)
全国	47.5%	49.1%	53.2%
埼玉県	42.3%	44.8%	48.6%
全国順位	45位	39位	41位

がん種	胃がん(女)	大腸がん(女)	肺がん(女)	乳がん	子宮頸がん
全国	36.5%	42.8%	46.4%	47.4%	43.6%
埼玉県	33.1%	41.3%	43.4%	42.5%	38.2%
全国順位	41位	31位	37位	41位	45位

(元データ：2022年(令和4年)国民生活基礎調査)

※がん検診受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(子宮頸がんは20歳から69歳)。

※乳がん及び子宮頸がんについては、2年に1回のがん検診受診率。

3 特定健康診査等に係る財政支援の充実



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

国においては、市町村国保及び国民健康保険組合に対する補助基準単価の詳細な計算の根拠を明示し、地域における実態を勘案して、単価の引上げ等を行うとともに、この引上げに伴う都道府県負担に対して配慮すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、令和6年度からの第4期医療費適正化計画に対する国の基本方針の中でも重視され、保険者努力支援制度の評価指標でも高い配点となっているなど、今後ますますの取組が求められている。
- ・ このような状況の中、国の定める特定健診・特定保健指導の補助基準単価は、令和3年度に見直しが行われたが、都市部で多く行われている個別健診の単価と比べて乖離が拡大しており、健診等の経費を市町村が追加負担せざるを得ない。また、受診率が向上することにより、更に負担が増大することとなる。
- ・ 特定健康診査については、基本的な診査項目が定められているが、多くの市町村では項目を追加して実施しており、国庫負担金の基準設定に当たっては実情に即した項目の設定が必要である。
 また、医療機関での診療における検査データの提供を受けた場合の情報提供に係る費用は国庫負担の対象外となっており、検査データの活用が進まない要因となっている。
- ・ 国民健康保険組合については、補助基準単価で算定した補助額が更に予算調整されているため、市町村以上に追加負担が発生している。国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を確実に支援すること。

◆参考

○市町村特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標実施率 (令和11年度)
特定健康診査	38.2%	39.4%	40.4%	40.8%	60.0%
特定保健指導	19.4%	18.9%	18.7%	19.9%	60.0%

○市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合（令和6年度）

国負担額	県負担額	実際の費用	国負担割合
695,802千円	695,802千円	3,738,301千円	18.6%

4 地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策事業）の充実



要望先：厚生労働省
県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策事業）について、県民からの相談に確実に応える体制とするため、補助率を上げるなど自治体の負担を減らすよう長期的に安定的な財源を確保し、自治体における自殺対策が確実に進むよう努めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、こころの健康相談統一ダイヤル、SNS相談「こころのサポート@埼玉」、対面相談「暮らしとこころの総合相談会」といった自殺を防ぐための相談事業を実施しているが、県民からの相談が多く、全ての相談に十分に対応できる体制を構築できていない。
- ・ 統一ダイヤルやSNS相談の回線数を増やしても応答率が改善しないことから、若者をターゲットとした既存の相談を補完するため、令和8年度からは本県でAI相談を導入することで、若者向けの自殺対策をより重点的に行う必要がある。
- ・ 自殺対策には長期的に安定的な財源が必要であるが、自治体の財源負担が大きく、自殺を防ぐための十分な対策を講じることができていない。特に、地域自殺対策強化交付金により市町村が行う自殺対策事業に補助を行っているものの、市町村の予算措置に対して十分に補助できていない状況がある。誰一人取り残さない自殺対策を進めるには市町村の果たす役割が大きいため、各市町村で対面相談事業や普及啓発事業等を不足なく実施できるよう、十分な補助が必要となる。

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

■就業支援と雇用環境の改善

1 介護休業制度の見直し【新規】



要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 雇用・人材戦略課

◆提案・要望

- (1) 介護休業を育児休業と同様の長期取得ができるようにすること。
- (2) 介護休業中の社会保険料の免除を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指し、令和2年3月に全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」を制定するなど、全国に先駆けてケアラー支援に取り組んでいる。
- ・ 令和4年就業構造基本調査によると、本県は、15歳以上人口648万700人のうち34万7,000人(5.4%)が介護をしている。このうち、有業者は20万3,700人であり、年齢別に見ると40歳～59歳の働き盛りの世代が62.1%を占めている。
- ・ 経済産業省によれば、仕事をしながら介護に従事するワーキングケアラーのうち、介護離職者は毎年10万人程度で推移している。
- ・ 高齢化の進展に伴い、家族の介護を担いながら働くワーキングケアラーは今後さらに増加することが見込まれ、2030年には、家族介護者のうち約4割(318万人)がワーキングケアラーとなり、仕事と介護の両立困難による経済損失は約9.1兆円となる見込みである。
- ・ 現行の介護休業制度は、対象家族1人につき3回、通算93日まで取得可能となっている。しかし、令和6年度雇用均等基本調査によれば、3か月以上1年未満の介護休業後に復職した者が約2割存在することから、育児休業と同様の長期の取得が可能な制度とすべきである。
- ・ また、育児休業と異なり、介護休業中は社会保険料が免除されない。令和7年に実施した県政サポーターアンケートでは、ケアラーに対する必要な支援・環境として「経済的支援」が60%と最も高い結果となっており、介護休業中も社会保険料を免除し、ワーキングケアラーの負担を軽減する必要がある。
- ・ ワーキングケアラーが仕事と介護を両立できる体制を整え、介護離職ゼロを実現するため、介護休業を育児休業と同様の長期取得ができるようするとともに、介護休業中の社会保険料が免除されるよう法制度を整備すること。

■障害者の自立・生活支援



1 障害者支援制度の見直し【一部新規】



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
県担当課：障害者支援課、人事課

◆提案・要望

- (1) 障害福祉サービスの報酬について、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援を充実し、障害者が安心して暮らしていくために必要なサービスが適切に提供されるよう、報酬改定の効果を検証し、更に必要な見直しを行うこと。
- (2) 県及び市町村が実施する地域生活支援事業等について、補助率が対象経費の2分の1となるよう予算を確保するとともに、必要な見直しを行うこと。
- (3) 居宅介護や行動援護等の訪問系サービスについて、利用者のニーズに即した障害福祉サービスが提供されるよう、サービスの対象範囲を拡大すること。
- (4) 障害児の介護給付費及び訓練費並びに障害児施設給付費に係る負担上限月額については、家族が働くことを制限することがないよう、必要な見直しを行うこと。
- (5) 障害福祉サービス事業者等が給付費を不正に受給し、その事業者からの費用の回収が困難である場合、国庫負担金の必要額として算定できるよう措置を講ずること。
- (6) サービス等利用計画の作成等により全ての障害児者が適切なサービスを受けられるようにするため、計画相談支援等に関する報酬を充実すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者が高齢化・重度化し、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ 在宅で医療的ケア児を介護する家族の負担は大きく、対象年齢が限定されている重度訪問介護は利用することができないなど、真に必要なサービスを利用できない現状がある。
- ・ 障害児入所施設（医療型、福祉型）では、国が定める人員配置では必要な支援を行うことが困難なため、県の補助や事業者の負担により直接処遇職員の加配を行っている。
- ・ 令和6年度報酬改定の効果を検証し、報酬の見直しを行う必要がある。
- ・ 地域生活支援事業については、令和6年度の国の補助金の充当率が県 36%、市町村 29%と本来の補助率 50%を大きく下回っており、県と市町村の超過負担が生じている。
- ・ 地域生活支援促進事業の「雇用政策との連携による重度障害等就労支援特別事業」は公務部門で雇用される者が対象外となっている。雇用施策と福祉施策の連携による就労支援の実施に当たっては、民間企業と同様に公務部門においても取り組んでいる。そのため、雇用主体により区別

することなく、公務部門で雇用される者も同事業の対象に含めるようその対象範囲を見直すことが適当である。

- ・ 現行の障害福祉サービスでは対象とならない移動や介助、一時預かりなどの本来必要とされているサービスの間隙を埋めるため、本県では「障害児（者）生活サポート事業」を平成10年度から、県単独で実施している。これにより、県・市町村・利用者に負担が生じている。
- ・ 障害者の生活に必要なサービスは、本来、障害福祉サービスで保障されるべきであり、サービスの対象範囲を見直すべきである。
- ・ 居宅で生活する障害児の介護給付費及び訓練費並びに障害児施設給付費に係る負担上限月額は、これまでも見直しが行われてきたが、一般1が4,600円に対して、一般2は37,200円と大きな金額差が生じている。障害児を支える家族が、一般2にならないよう働くことを制限しているという声が寄せられている。
- ・ 障害福祉サービス事業者等が不正に障害福祉サービス費等給付費等を受給していた場合、国庫を負担する前提がなくなるため、市町村には国への返還の必要が生じるが、事業者が経営破綻した場合などは事業者から市町村への返還が困難となるケースがある。市町村は事業者からの返還の有無に関わらず、過大に支給した額の2分の1を国に返還しなければならず、負担のしわ寄せが生じている。また、国から市町村への国庫負担金の支出は翌年度となるため、市町村から事業所への返還請求の時効の時期が1年前にずれが生じる。市町村にとっては、事業者に対しては時効で請求できないにも関わらず、国庫への返還を求められることになる。
- ・ 計画相談支援が円滑に実施されるために、時間や労力に見合うように相談支援事業所の報酬体系を見直す必要がある。

◆参考

○本県における医療的ケア児・者数（市町村調べ） （各年度4月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療的ケア児数	709人	702人	860人	825人	922人
医療的ケア者数	239人	247人	289人	313人	276人

○民間重症心身障害児（者）施設重度療育事業費補助実績（医療型障害児入所施設）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	6	6	6	6	6
補助実績（千円）	294,737	296,865	303,065	310,584	320,320

○地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	本来の補助率
県	40%	35%	37%	36%	36%	50%
市町村	35%	31%	31%	30%	29%	50%

○障害児（者）生活サポート事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数	223	245	212	241	265
利用登録者数	15,080	14,737	14,541	14,218	14,462
利用時間数	217,805	232,586	232,003	230,912	230,915

2 発達障害児への支援



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

- (1) 発達障害を理解し適切に支援できる人材を育成するため、財政措置を充実させること。
- (2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、質の高い発達支援の提供の推進に向けた加算等の制度改定が行われたが、発達障害の特性に応じた支援ができる専門職を充足させるため、報酬改定の効果を検証し、さらに必要な見直しを行うこと。
- (3) 「障害児通所支援」という言葉に抵抗感を持ち、発達に特性があるこどもに障害児通所支援のサービスを受けさせることを躊躇する保護者もいることから、そのこどもが取り残されることなく必要な支援が受けられるよう、児童福祉法等を改正し、「こども発達支援」等の別の言葉に改めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省の調査結果※によると、学習面や行動面で著しい困難のあるこどもの割合は8.8%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要なこどもは約71,000人となる。

<人材育成のための財政措置等>

- ・ 発達障害の早期発見・早期支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減させるとともに、当該児童が周囲からの理解を得ながら社会への適応を進めていくためにも極めて重要なことである。
- ・ 発達障害者支援法においても、できるだけ早期に適切な発達支援を行うことが特に重要なこととされており、早期発見・早期支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。
- ・ しかしながら、発達障害に関し専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機の長期化が課題となっている。
- ・ また、早期発見・早期支援の実現には、発達障害児の診断・療育等に携わる医師や作業療法士等の人材を育成し、身近な地域において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくりが不可欠となっている。
- ・ さらに、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」において支援を受けるケースも増加している。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、質の高い発達支援の提供の推進に向けた加算等の制度改定が行われたが、その効果を検証する必要がある。
- ・ ついては、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、人材育成のための財政措置、障害福祉サービス等報酬改定の効果の検証を求めらるものである。

<児童福祉法等の改正>

- ・ 発達に特性がある子どもには、なるべく早く専門的な支援を行うことが重要である。
- ・ 児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のサービスを受けるためには、「障害児支援利用計画」を策定し、「障害児通所給付費」の支給決定を受けなければならないが、「障害児」という言葉に抵抗感を持ち、子どもの障害を受容することが困難な保護者が、サービスの利用を躊躇することも少なくない。
- ・ そうした保護者の子どもであっても取り残されることなく、地域で必要な支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」を「子ども発達支援」に改めるなど児童福祉法等の改正を求めるものである。

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（令和4年12月公表）中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

3 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給



要望先：厚生労働省

県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても適切な支援が実施できるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和元年6月に、厚生労働省と文部科学省が共同で取りまとめた、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」では、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要としている。
- 聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習上の困難を抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減されると言われている。
- しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入の費用に対する公費支援がなく、全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯にとっては、補聴器の購入が大きな経済負担となる。
- そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成27年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。
- また、本県では、要望も多いことから、令和5年度から修理費用も助成対象に追加、令和7年度から一側性難聴児についても対象者に追加した。
- このような補助事業は全国的に拡大しており、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況にあることから、国が補装具費として全国统一の基準で助成をすべきである。

◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	H23年度 以前	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 以降
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例（両耳）

- 軽度・中等度難聴用耳かけ型 118,508円
- FM型 479,438円

4 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援



要望先：内閣府

県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

- (1) 障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。
- (2) 国として率先して法の普及啓発を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和3年通常国会において改正障害者差別解消法（民間事業者による合理的配慮の提供の義務化、相談に対応する人材の育成・強化など）が令和3年5月28日に成立し、6月4日に公布、令和6年4月1日に施行された。これにより、地方公共団体では、民間事業者に対する普及啓発、相談及び紛争防止等のための体制整備、人材育成及び確保などの対応のため、これまで以上に財政負担が増大することが見込まれる。
ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。
- ・ また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。

◆参考

○改正障害者差別解消法の概要

- ・ 民間事業者による合理的配慮の義務化
- ・ 相談支援体制の拡充
- ・ 人材の養成及び確保
- ・ 地域における差別事例の収集、整理など

5 身体障害者補助犬健康管理費の助成制度の創設



要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 障害者福祉推進課

◆提案・要望

障害者の社会参加を推進するため、身体障害者補助犬の健康診断や予防接種、疾病の治療等の補助犬の健康管理に係る費用を補助犬ユーザーに助成するための、新たな国庫補助制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の補助犬実働頭数は48頭であり内訳は、盲導犬45頭、介助犬2頭、聴導犬1頭となっている（令和7年10月厚生労働省調査）。
- ・ 本県では補助犬の健康診断や予防接種、疾病の治療に要する医療費等の健康管理費用のうち、厚生労働省策定の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められているものについて、県単独で1頭あたり上限3万円の補助金を交付している。
- ・ しかし、医療費が上限を超える場合には、補助犬ユーザーに十分な助成をすることができない状況にある。
- ・ 全国的にも、同種の助成事業を実施している県はごく少数であり、いずれも地方単独事業として実施している。
- ・ 身体障害者補助犬法第22条において、補助犬ユーザーは補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種、検診の受診により公衆衛生上の危害を生じさせないよう努める必要があると規定されていることから、補助犬の保健や衛生管理に伴う経済的支援は、国と地方公共団体双方の責務と考えられるが、現状では、本県を含め、全国的に十分な支援が行われているとは言いがたい。
- ・ さらに、補助犬ユーザーが飲食店等の施設を利用する際の入店拒否等の事案を無くしていくためには、補助犬が健康で衛生的な状態に保たれていることが必要不可欠であると考えられる。
- ・ 補助犬の健康管理に必要な経済的支援を行い、障害者の一層の社会参加を推進していくため、補助犬の健康管理費用を助成するための新たな国庫補助制度を創設する必要がある。

◆参考

- 健康管理費用の平均金額（県内の補助犬1頭当たり、令和7年(令和7年1月～12月)申請)
約 58,000 円
- 3万円を超える健康管理費を要した頭数（令和7年）
33頭／48頭（69%）
- 補助犬の健康管理費の助成を実施している都道府県（令和3年6月本県調査）
7県（本県を含む）

6 重度障害者の住まいの場の整備【一部新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 障害者入所施設の改修、建て替え及び新設について、地域に必要な整備に対する国庫補助金の採択を行うとともに、財源を確保すること。
- (2) 重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進し、入所施設からの地域移行を進めるため、重度障害者用グループホームの創設に関する国庫補助金を確実に確保すること。さらに、補助基準額の上限の引き上げを図り、重度障害者の支援に必要な設備等の加算を創設すること。
- (3) グループホームに入居する重度障害者の適切な支援のため、職員配置基準の見直しや、必要なスキルを持った職員を配置できるよう加算の充実を図ること。
- (4) 障害者支援施設等の入居者が住み慣れた施設で最期を迎えることができるよう、看取りに関する標準的な手続きを定めるとともに、看取り加算などの報酬上の評価を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の障害者入所施設は、100か所以上あり5,000人以上の方々が生活しているが、その多くが建物の老朽化と入所者の高齢化、障害の重度化に直面しており、建物の改修や建て替えのニーズが高まっている。
- ・ また、本県では、国連の勧告や国の方針に従い、県独自で「重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進」に取り組むなど入所施設からの地域移行を進めている。その一方で、親の高齢化などにより在宅支援が困難である障害者が増加しているものの、強度行動障害など個々の状況によりグループホームで生活ができないなど、真に入所が必要な障害者が地域で待機しており、今後も入所施設の最小限の整備が必要である。
- ・ 重度障害者に対応したグループホームを整備するためには、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）が必要である。また、利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置する必要がある。
- ・ 住まいの場の整備を進める中、人生の最終段階として迎える終末期に、住み慣れた施設で最期を迎えたいというニーズがある。他方、障害者支援施設では、これまで看取りに関する標準的な手続きが定められておらず、また看取り加算など報酬上の評価が行われる仕組みがないことから、対応できない状況である。

◆参考

○入所希望者数の推移

(各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知的障害者数	1,246人	1,258人	1,250人	1,195人
身体障害者数	274人	259人	252人	235人
計	1,520人	1,517人	1,502人	1,430人

○障害者支援施設・事業所の推移

(各年度末現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入 所支援	箇所数	102	103	104	105	104
	定員	6,277	6,307	6,317	6,367	6,240
共生 活援助	住居数	1,136	1,316	1,527	1,753	1,966
	定員	6,713	7,659	8,881	10,220	11,627

○第7期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間 令和6年度～令和8年度）

- ・ 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 399人（令和6年度～令和8年度）
- ・ 障害者支援施設は必要数を整備

○国は、地域生活への移行を推進する観点から、第7期障害福祉計画に係る基本方針において、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。」としている。

本県では、地域移行の目標は設定しているが、入所希望者が多いため入所施設の定員の削減目標は設定していない。

7 医療的ケアが必要な重症心身障害者の活動の場の確保



要望先 : こども家庭庁、厚生労働省
 県担当課 : 障害者支援課

◆提案・要望

医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れる生活介護事業所等のサービス報酬について、運営実態を十分に反映させた内容に見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- 令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定において、生活介護については利用時間を報酬額に反映させる仕組みが導入されたところであるが、医療的ケアが必要な重症心身障害者は、その病状等により長時間利用が難しいため、結果的に報酬単価が引き下げられた状況である。医療的ケアの必要な重症心身障害者を受け入れる生活介護事業所は著しく不足しており、受け入れ先を増やすためには、日単位の報酬に戻す必要がある。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者は、利用者が体調不良により急に利用を中止するケースが多く、重症心身障害児を対象とする障害児通所施設については、そのような欠席の場合などに算定する「欠席時対応加算」に関し、算定回数の見直しが行われた。重度障害者を対象とする生活介護事業所等においても同様の見直しを図る必要がある。
- 医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れる生活介護事業所等においては、必要な看護職員の配置を行っているにも関わらず、利用者の欠席率が高い場合、十分な収入が得られないこととなる。利用者の欠席が多くても事業所運営が安定的になされるよう、「常勤看護職員等配置加算」の単価を大幅に増やすなど、報酬単価の見直しを行うべきである。

◆参考

○現行制度の概要

(令和6年度)

- 生活介護の報酬のうち、常勤看護職員等配置加算
 看護職員の配置人数に応じて行う加算
 例 利用定員11人以上20人以下 28単位/日×常勤換算員数
- 生活介護の報酬のうち、人員配置体制加算
 手厚い人員配置をした場合の加算
 例 利用定員20人以下 従業者 1.5:1以上 321単位/日

○本県における在宅の重症心身障害児・者数(超重症含む) (各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重症心身障害児数	1,000人	1,010人	1,032人	1,006人	1,057人
重症心身障害者数	1,802人	1,735人	1,877人	1,774人	1,675人

○本県における医療的ケア児・者数(市町村調べ) (各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療的ケア児数	709人	702人	860人	825人	922人
医療的ケア者数	239人	247人	289人	313人	276人

8 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化【一部新規】



要望先：子ども家庭庁、厚生労働省
 県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 障害福祉人材の確保・定着について具体的な対策を講じ、併せて必要な財政措置を図ること。
- (2) 他業種との賃金格差を解消するため、現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善の充実を図ること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者の増加に伴い障害福祉サービスを提供する施設・事業所は増加しているが、一方で有効求人倍率は上昇傾向であり、障害福祉分野の職員確保は依然として困難である。
- ・ さらに、障害福祉サービスの利用者は高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ しかし、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されているとは言えず、医療的ケアを行う看護師の配置も進んでいない。
- ・ このような状況の中、働き方改革を進め、高齢者の介護やこどもの保育に携わる職員と同様な処遇改善・人材確保を図る必要がある。また介護や看護などの専門的なスキルを持った職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

◆参考

○介護職員の有効求人倍率（令和8年1月）

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
3.91	4.53	1.18	1.11

（厚生労働省「職業安定業務統計」）

○給与額等比較表（厚生労働省 令和6年賃金構造基本統計調査）

区分		年齢	勤続年数	給与額※
一般労働者	男	44.9歳	13.9年	398.6千円
	女	42.7歳	10.0年	293.9千円
福祉施設介護員	男	42.1歳	8.3年	289.0千円
	女	46.8歳	8.6年	261.4千円

※「きまって支給する現金給与額」

9 ヘルプマークの作成に係る国庫補助対象自治体の拡大



要望先：厚生労働省

県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

ヘルプマークの製作に係る実施主体について、政令市、中核市も加え、補助対象の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 外見が分からなくても援助や配慮を必要としている方々が援助を得るための意思表示として利用するヘルプマークについては、都道府県のみが製作の実施主体とされており、国の地域生活支援促進事業(「心のバリアフリー」推進事業)に基づき、県が一括して製作、市町村に供給している。
- ・ 市町村では、障害者や妊娠中の方等への相談や支援に対応する窓口で、必要な方にヘルプマークを配布している。
- ・ 近年、ヘルプマークの認知が進み、ヘルプマークを希望する方が急増している。
- ・ そのため、県があらかじめ市町村に配布した枚数が一時的に不足した結果、適時に配布するため独自で追加製作する市も発生している。
- ・ 県では市町村の配布実績を踏まえ、計画的にヘルプマークを製作しているため、市町村で在庫が不足した場合、迅速な対応が取りにくい。
- ・ このような観点から、県民に直接配布している市町村が地域の実情に応じて製作から配布まで一貫して行う方が効率的かつ適切な対応ができる。
- ・ そこで、地域の実情に応じてきめ細かく対応できるよう、供給数が県の約4割を占め、市単独でも一定数以上の製作個数が見込まれる政令市及び中核市については、実施主体に加えるよう求めるものである。

◆参考

○令和7年度の県内市町村におけるヘルプマークの配布状況

全市町村合計配布数	36,038 個
うち政令市(1市)	7,317 個 (全体の約20%)
うち中核市(3市)	6,574 個 (全体の約18%)

○地域生活支援促進事業「心のバリアフリー」推進事業概要(抜粋)

目的：「心のバリアフリー」(障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。以下この実施要領において同じ。)を広めるための広域的な取組を行うことにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

実施主体：都道府県

事業内容：「心のバリアフリー」を広めることを目的として、管内の複数の市町村(特別区を含む。以下この実施要領において同じ。)の障害者等、その家族及び地域住民を対象に実施する次に掲げる事業。
「心のバリアフリー」の推進に資する各種ツールの普及啓発
(事業例) 外見からは障害があることがわかりづらい方が周囲に支援を求めるために有効となる携帯可能なマークやカード等の広報、製作、頒布

10 障害者手帳とマイナンバーカードの一体化【新規】



要望先 : 内閣官房、デジタル庁、厚生労働省
県担当課 : 障害者福祉推進課

◆提案・要望

- (1) 国は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を推進することとしていることから、障害者手帳についてもマイナンバーカードとの一体化の検討を早急に進めること。
- (2) 次の行政手続について、医師の診断書や意見書のオンラインによる提出を可能とする仕組みを早期に実現すること。
 - ア 身体障害者手帳の交付申請
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請
 - ウ 療育手帳の交付申請
 - エ 自立支援医療の支給認定申請

◆本県の現状・課題等

- ・ 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議）」で、障害者手帳についてもマイナンバーカードとの一体化の検討の対象とされたが、その後進展はない。
- ・ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図るためにも、障害者手帳との一体化の検討を進める必要がある。
- ・ 本県でも、県民の利便性向上のため行政手続のオンライン化に積極的に取り組んでいるが、国の法令等で書面での添付が必要な書類がある等の阻害要因によりオンラインでの申請受付を開始できない手続もある。医師の診断書や意見書の添付が必要である手続は、本県では18万件の申請件数があるため、特にオンライン化の実現が望まれる。
- ・ 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）」では、障害者手帳等の交付申請等について、「医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

11 指定難病対策の推進



要望先：デジタル庁、厚生労働省
 県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

- (1) 医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とし拡大に努めること。
- (2) 指定難病医療受給申請について、難病患者の負担を軽減するため、申請手続きのDX化を早期に実現すること。
 - ・ 難病患者の負担が大きい書面申請ではなく、オンライン登録された診断書情報や個人番号を活用してワンストップで指定難病医療受給申請ができるように自己負担上限月額票の電子化を含め、実現すること。
 - ・ 厚生労働省が進めている難病の診断書情報のオンラインデータベースとマイナポータルを省庁横断で連動させ、申請時には住民票など必要なデータを自動取得し、認定時には負担上限額の算定などを自動で行えるようにすること。
 - ・ 医療機関における公費負担医療のオンライン資格確認システム導入拡大を含めたマイナンバーカードの導入の拡大や診断書のオンライン登録が進むよう支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、これまで随時、対象が拡大されてきたが、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うことが必要である。
- ・ 難病法に基づく医療費助成制度は、申請等の手続きが複雑で多くの書類が必要であるため、添付書類の簡略化やマイナポータルの活用によるDX化による手続きの簡素化を図り、患者負担を軽減することが求められている。
- ・ また、認定等の手続きは、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量（指定難病ごとに様式が定められ頁数が異なる。6頁～20頁。）であるほか、患者が加入する医療保険や世帯構成等により住民税の額等の確認をする範囲が異なるなど複雑で、都道府県に審査・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。

◆参考

○国指定難病数の推移

区分	旧制度	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次
改正日	～H26.12	H27.1～	H27.7～	H29.4～	H30.4～	R1.7～	R3.11～	R6.4～	R7.4～
疾病数	56	110	306	330	331	333	338	341	348

12 教育職員における障害者雇用の推進



要望先：財務省、文部科学省、厚生労働省
県担当課：教育局総務課

◆提案・要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入等に係る財政措置を講じること。
- (3) 障害のある者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (4) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県教育委員会の令和7年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が17.58%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.04%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。
- ・ 人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。
- ・ また、いわゆる改正バリアフリー法に基づく学校施設のバリアフリー化はもとより、障害のある教員が働きやすい環境を整備する観点からも、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修の一層の推進が求められるほか、障害のある教員が業務を円滑に進めるためのICT機器等の機器整備や、職場定着を図るための相談支援員の配置が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。
- ・ さらに、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する各大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。具体的には、教職課程全体における障害の特性等を踏まえた具体的な教授方法や留意事項等について広く周知することなどが挙げられる。
- ・ 障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧（令和7年6月1日現在）

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
教育職員	小学校	14,527.5	71.0	0.49%
	中学校	8,043.0	64.5	0.80%
	高等学校	6,510.0	79.5	1.22%
	特別支援学校	3,966.0	129.5	3.27%
	小計	33,044.5	344.5	1.04%
その他の職員	教育局	694.5	113.0	16.27%
	小学校	782.5	175.5	22.43%
	中学校	398.5	60.0	15.06%
	高等学校	876.0	125.5	14.33%
	特別支援学校	292.5	60.5	20.68%
	小計	3,041.0	534.5	17.58%
合計		36,085.5	879.0	2.44%

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県において人的支援等に取り組んだ事例

- ・小・中学校（精神障害）…緊急時やトラブルは複数で対応し、精神面の負担を軽減。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・高等学校（肢体不自由）…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況（令和7年9月1日現在）

	公立小・中学校		県立高等学校		県立特別支援学校		
	校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場	
学校数	1,189	1,189	137	137	50	50	
バリアフリースイッチ	978	625	137	38	50	24	
スロープ	門から建物の前まで	1,067	1,050	132	100	50	47
	昇降口・玄関等から教室等まで	873	887	117	78	46	39
エレベーター	322	750	34	23	39	23	

○大学等新規卒業生免許取得状況

- 令和元年度卒業 96,343人（うち、障害者の数 186人（0.19%））
- 令和2年度卒業 93,116人（うち、障害者の数 233人（0.25%））
- 令和3年度卒業 92,258人（うち、障害者の数 249人（0.27%））
- 令和4年度卒業 92,293人（うち、障害者の数 284人（0.30%））
- 令和5年度卒業 90,377人（うち、障害者の数 304人（0.34%））

13 難病患者の雇用促進に向けた障害者雇用率制度の見直し



要望先：厚生労働省
県担当課：就業支援課

◆提案・要望

障害者手帳を持たない難病患者の雇用を促進するため、障害者雇用率制度の対象に追加するなど施策の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の算定に含まれないことから、難病患者の雇用が進んでいない現状がある。
- ・ 令和6年度の埼玉労働局管内のハローワークにおける職業紹介状況によると、障害者手帳を持つ障害者全体の就職率は35.7%であるのに対し、障害者手帳を持たない難病患者などの就職率は25.1%であるなど、障害者手帳を持たない難病患者の就労が困難な状況が続いている。
- ・ 本県では、令和6年度から専任の難病患者雇用促進アドバイザーを新たに配置するとともに、令和7年度からアドバイザーを増員し、難病患者の雇用の働き掛けを推進している。雇用に至らない課題などを聞き取る実態調査を行ったところ、「難病患者等を雇用する場合にどのような支援策があったらよいか」の質問に対する回答は、「障害者雇用率への参入などの制度的な支援」が最も高く、令和8年3月現在で67.4%となっている。
- ・ こうしたことから、障害者手帳を持たない難病患者の雇用を促進するため、これらの難病患者も障害者雇用率制度の対象に追加するなど、施策を充実するよう求める。

◆参考

○埼玉労働局管内のハローワークにおける「その他の障害者（手帳を持たない）*」の職業紹介状況（埼玉労働局）

	①新規求職 申込件数	②有効 求職者数	③就職 件数	④就職率 (③/①)	(参考) 手帳を持つ 障害者全体の就職率
令和6年度	654人	670人	164人	25.1%	35.7%
令和5年度	664人	828人	153人	23.0%	38.0%

*「その他の障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を保有しない者であって、発達障害者、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難なものである。

○難病患者等を雇用する場合の支援策

(令和7年：埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおける「難病患者雇用に係る実態調査」)

課題	回答割合
障害者雇用率への算定など制度的な支援	67.4%

※対象：県内民間企業、回答：141社（令和8年3月末現在）

■人権の尊重



1 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止



要望先 : 総務省、法務省
県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

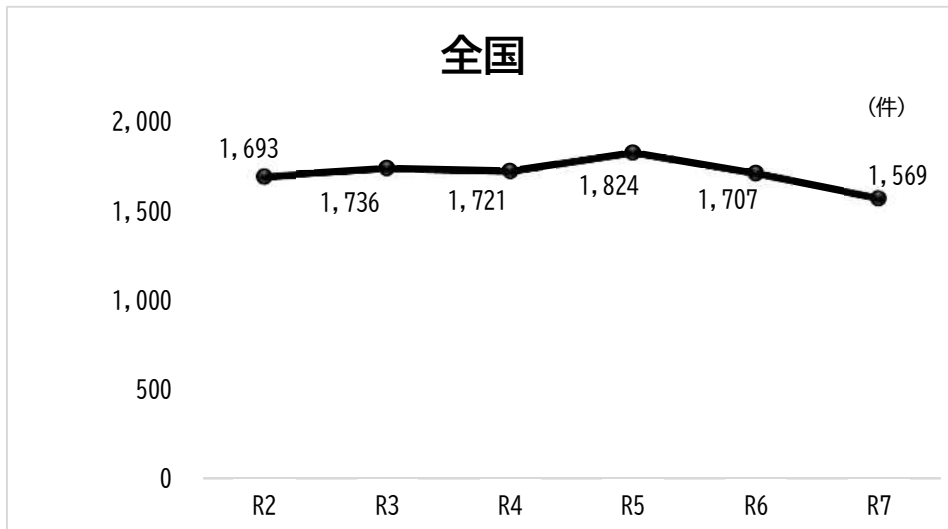
- (1) 国において全国一律のインターネットモニタリングを行い、インターネット上の人権侵害情報の早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずること。
- (2) 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報への対処をより実効性のあるものとするため、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法について、規制適用を中小規模のプラットフォーム事業者へも拡大するとともに、被侵害者以外の関係者や関係団体等からの削除申出についても、被侵害者からの申出と同様に対応義務の対象事案として扱うよう、法令等の改正を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現代社会において必要不可欠なインフラであるインターネット上では、外国人や性的マイノリティに対する差別的言動や特定の地域を同和地区であるとする書込み、特定個人に対する誹謗中傷等による数多くの人権侵害が発生している。
- ・ 法務省が令和7年にインターネット上の人権侵害情報について、人権侵犯事件として新規救済手続を開始した件数は全国で1,569件であり、いまだ高い水準で推移している。
- ・ 本県では、市町村により同和問題に関してのインターネットモニタリングが行われているが、人員や体制に限りがあることからその他の人権課題にまで対象を広げることは困難な状況である。インターネットの特質を踏まえると、地域ごとに対応するよりも全国一律でモニタリングする方が効率的かつ効果的である。
- ・ また、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法は、大規模プラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化等を規定しているが、インターネット上での誹謗中傷等は、プラットフォーム事業者の規模の大小等にかかわらず行われている行為であり、現行法の対象外となっている中小規模のプラットフォーム事業者等においても必要な措置が行われるよう適用の拡大が必要である。
- ・ 外国人や性的マイノリティに対する差別的言動や同和地区情報の掲載など、被侵害者が特定できなかつたり、様々な事情から被侵害者が削除申出をできない場合もあるが、現行法では削除申出できる者は被侵害者に限られている。そのため、被侵害者の利害関係人や関係する団体等からの削除申出についても、被侵害者からの申出と同様に対応義務の対象事案として扱うことが必要である。

◆参考

○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（開始）の推移



2 困難女性支援等を行う民間団体への援助・支援体制の確保及び男性DV被害者支援に係るガイドラインの策定



要望先：内閣府、厚生労働省
県担当課：人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金」のうち、「DV被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。
- (2) 民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、「民間団体支援強化・推進事業」として令和4年度から財政支援が盛り込まれたが、対象が限定的であることから更なる拡充を図ること。
- (3) 民間シェルターの新規参入を促すために、参入を検討している団体にとって、どのような実績を積み、どのような要件を満たすべきか参考となるガイドラインを示すこと。
- (4) 男性DV被害者支援について、相談対応から一時保護及び自立支援までの一貫した支援体制の枠組みの構築を検討し、ガイドラインを示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公共団体においては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、困難な問題を抱える女性等の支援・保護に取り組んでいるところである。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月から施行され、地方公共団体と民間団体との協働は不可欠となっている。
- ・ しかし、国庫補助事業である「DV被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体は施設の運営に課題を抱えている。
- ・ 本県においては、民間団体への委託事業や補助金交付により財政支援を行っているが、安定的かつ十分な支援を継続するには国庫補助事業による補助対象の拡大と補助率の拡充が不可欠である。
- ・ また、民間団体の多くは、スタッフの高齢化や人材不足といった課題も抱えており、今後の民間団体を支えていく人材の育成が必要となっている。国庫補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」では、民間団体の育成において民間団体が自主的に実施する研修事業等は補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体において、人材育成の足かせとなっている。
- ・ あわせて、新たな民間団体の参入を促すことが必要であるが、国の「DV被害者等自立生活援助事業」の実施要綱において、委託すべき民間団体の要件を「委託団体はDV被害等女性を受け入れる機能を有し、DV被害等女性の支援を5年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。」としており、委託すべき民間団体の要件とは何か判断することがやや不明確なことから、

ガイドラインを制定し明確にする必要がある。

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、DV被害者は性別を問わず支援対象となっているが、これまでDV被害者支援は女性支援事業の枠組みの中で実施されてきた。男性DV被害者については男性特有の事情等を踏まえた相談対応や支援が必要であるとともに、一時保護については、女性支援事業の枠組みの中で男性に対して行うことは、一時保護委託施設の確保が困難であるだけでなく、保護終了後の男性の自立支援や、一時保護中の女性の安全の確保など、実務上の課題が多い。
- ・ そこで、国において男性DV被害者に対し、相談対応から一時保護及び自立支援までの一貫した支援体制の枠組みの構築を検討し、男性DV被害者支援に係るガイドラインを示す必要がある。

3 女性自立支援事業及び女性相談支援センターの在り方



要望先 : 内閣府、厚生労働省
県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 令和6年4月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）の施行を受けて、各地方公共団体の女性自立支援事業や女性相談支援センターの在り方について十分な運用を行うために、具体的な運用通知、運用に関する質疑応答集等を早急に示すこと。
- (2) 困難女性支援法及び同法に基づき策定された基本方針等により支援対象者の範囲が拡大し、対象者に応じて多様な支援方法が求められるため、支援・保護業務の増加を踏まえた財政支援を着実にを行うこと。
- (3) 困難を抱えた女性の支援に当たっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すとともに必要な財政支援を行うこと。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）との関係性について整理し、明確化すること。特に、困難女性支援法における「女性相談支援センター」と、DV防止法上の「配偶者暴力相談支援センター」のそれぞれの機能やすみ分け、及び困難女性支援法とDV防止法上の「女性自立支援施設」の機能やすみ分けについて、整理を行い明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 女性支援事業は、旧売春防止法に基づく「要保護女子」の「保護更生」を図る事業として始まり、社会経済情勢の変化による支援ニーズの多様化に対応し、DV被害者（DV防止法による）、ストーカー被害者や人身取引被害者、家庭破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える者（各通知による）等徐々に対象者が拡大してきた。それとともに女性相談支援センター（旧婦人相談所）が担う機能や役割もますます重要なものとなり、業務も増加してきた。
- ・ こうした状況を踏まえ、困難女性支援法や同法に基づく基本方針が令和6年4月から施行されたが、運用通知等の発出が十分になされていない状況にある。
- ・ 都道府県に設置義務がある女性相談支援センターについては、現在の職員配置基準も旧売春防止法に基づいたものと大きな変化がないものとなっており、各関連通知に十分対応できる体制となっておらず、脆弱な体制となっている。
- ・ 困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては、生活保護、母子福祉、生活困窮者自立支援等、市町村が権限や資源等を有しており、支援の主体となる市町村の役割は重要であるが、困難女性支援法においても女性相談支援員の設置は任意となっている。令和7年度現在、県内で女性相談支援員を設置している市町村は33%（21市町村／63市町村）に留まっているため、市町村における女性支援に大きな格差が生じている。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に必要な職員配置基準への見直しと、そのための財政措置、並びに女性の保護を円滑に実施できるよう、困難女性支援法における運用等について、国が早急に示すことが必要となっている。

4 日本人拉致問題の早期解決



要望先：内閣官房、外務省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 北朝鮮に対しては粘り強く交渉を行い、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。
- (2) 北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者については、調査・事実確認を行い、拉致被害者として速やかに認定すること。
- (3) 朝鮮半島有事の際には、米国をはじめ関係諸国と連携して、拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
- (4) 政府認定拉致被害者とその家族には、帰国後、平穏な生活を送ることができるように給付金支給など十分な対応をとり、生活再建を図ること。
- (5) 北朝鮮による拉致問題等の啓発等に自治体が取り組んだ経費について、財政支援を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致を認め、平成16年までに拉致被害者5人とその家族8人が帰国して以降、新たな帰国者はない。
- ・ 平成30年6月、平成31年2月の米朝首脳会談で日本人拉致問題が取り上げられ、日朝首脳会談の開催が期待されたが、現在まで開催されず、問題解決の糸口がつかめない状況である。
- ・ 本県には拉致被害者田口八重子さんや拉致の可能性を排除できない多くの方々があり、その御家族も高齢であることから、外交交渉により帰国の早期実現を図りたい。
- ・ また、本県では「拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を制定し、国の取組を後押しするための啓発活動等を強化することとしているため、その経費について財政支援を図りたい。

◆参考

- 拉致被害者・拉致の疑いが排除されない行方不明者
(埼玉県関係者)

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

文化芸術の振興

1 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援



要望先：文部科学省、文化庁
県担当課：文化財・博物館課

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助金が要望どおり交付されないこともあるため、文化財の所有者や管理団体などが事業に必要な支援を十分に受けられず、事業計画の見直しをせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物については、文化財の確実な保存継承と多様な活用を図るため、今後も保存修理、整備等の事業に対する十分な支援が必要である。
- ・ 一方、埋蔵文化財の発掘調査等については、国庫補助を要望しても補助金が要望どおり交付されないため、事業計画の見直しをせざるを得ない状況が生じている。
- ・ 例えば、国や県が実施する公共事業に伴い本県が実施する「県内遺跡発掘調査等事業」は、国庫補助を受け実施しているが、令和6年度計画額8,968千円に対して当初交付額は5,243千円(58.46%)、令和7年度計画額21,491千円に対して当初交付額は13,967千円(64.99%)、令和8年度計画額11,125千円に対して当初交付額は8,355千円(75.10%)となっており、その結果、事業計画の見直しを行っている。

◆参考

○国庫補助金（埋蔵文化財の発掘調査等に関するものを含む）の計画額と当初交付額
(件数：件、額：千円)

年度	計画 件数	計画額 (a)	当初交付 件数	当初交付額 (b)	交付率 (b/a)
R 4	74	812,086	71	674,346	83.0%
R 5	69	683,423	69	507,833	74.3%
R 6	71	880,008	70	791,417	89.9%
R 7	76	947,578	74	865,231	91.3%
R 8	77	1,398,248	75	1,324,066	94.7%

2 文化財建造物の防火対策の強化【新規】



要望先 : 文部科学省、文化庁
県担当課 : 文化財・博物館課

◆提案・要望

- (1) 国指定文化財（建造物）の防火対策強化のため、文化財保護法に規定された所有者等による適切な管理に加え、文化財周辺における第三者による火気使用への規制・指導のあり方を検討すること。
- (2) 国指定文化財（建造物）の防火対策強化のため、防災施設整備に関する国庫補助（重要文化財等防災施設整備事業費及び重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費）について、補助事業者（所有者・管理団体）の事業規模に応じた補助率加算の拡充を図ること。
- (3) 地方公共団体が条例に基づき指定した地方指定文化財（建造物）についても、おもに多額の費用負担を理由に所有者等による防火設備の設置・改修が十分に進んでいないことに鑑み、これを促進するための補助制度創設や財政措置拡充を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では近年、国・県指定文化財の火災被害は発生していないが、首里城正殿（2019年、沖縄県）、中家住宅（2024年、奈良県）など、全国で断続的に文化財の火災被害が発生している。
- ・ 文化財保護法では、所有者や管理団体に対して文化財の適切な維持管理を義務付けているほか、損壊・毀損等に関する罰則は設けられているが、文化財周辺における第三者による火気使用への規制に関する規定はない。
- ・ また、国指定文化財（建造物）の防災施設設備の整備や修理等に対する国の補助制度が設けられているが、補助を利用しても所有者等の費用負担が大きく、防火設備の設置・改修が十分に進んでおらず、補助事業者の事業規模に応じた補助の充実が必要である。
- ・ さらに、地方指定文化財（建造物）の防火設備の設置・改修等に対する国の補助制度がないため、所有者等の費用負担が大きく国指定以上に設置・改修が進んでいない状況である。地方指定文化財も、文化財保護法第182条第2項の規定に基づいて指定されたものであり、各地域で重要と認められた文化財の防火対策強化のため、国による補助制度創設や財政措置拡充が必要である。

◆参考

○本県の国・県指定文化財（建造物）の件数

- ・ 国指定 指定件数31件（内訳：59棟・基）
- ・ 県指定 指定件数69件（内訳：84棟・基）

○本県の国指定文化財（建造物）の防災設備の新設・改修に対する近年の国補助

- ・ 新設 平成26年度以降なし
- ・ 改修 令和2年度 1件（国補助額1,755千円）
令和3年度 1件（国補助額3,388千円）
令和4年度 2件（国補助額4,297千円）
令和5～7年度 0件

○本県の県指定文化財（建造物）の防災設備の新設・改修に関する国財政措置

- ・新設 なし
- ・改修 所有者等への直接補助はなし
災害復旧のため実施した場合には、県費補助額に応じて特別交付税措置あり
令和5年度 0件
令和6年度 1件（県費補助額517千円を算定基礎金額として報告）
令和7年度 0件

○事業規模指数

補助事業者の財政規模に対し、当該補助事業がどの程度の負担となるのか示す指標。3年分の総収入額の平均値と総事業費・施工年度数により算出される。

デジタル技術を活用した県民の利便性の向上

1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消



要望先 : 総務省

県担当課 : 情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 誰もが必要なデジタルサービスを円滑に活用できる超高速ブロードバンド基盤の整備について、自治体に新たな財政負担を求めることがないように、5G環境への移行を含め民間事業者が整備できるユニバーサルサービス制度を拡充するなど、自治体等の意見を取り入れながら国が責任をもって必要な措置を講ずること。
- (2) 5Gは大容量・高速通信が可能なネットワークで、災害時でも通信障害が発生しにくいなどの特性があり、今後のデジタル社会の基盤として不可欠であることから、携帯電話不感地帯の解消及び超高速ブロードバンド未整備地域への整備を進める際には、原則5G基地局を設置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバの世帯カバー率は、全国平均で 97.09%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、携帯電話不感地帯など条件不利地域を含めて広範囲の整備を促進する必要がある。

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路9 未来を見据えた社会基盤の創造

■住み続けられるまちづくり



1 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援



要望先：総務省

県担当課：情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方自治体を支援すべきであり、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用や新しい技術の研究を進めるとともに、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方自治体に過剰な負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。
- (2) 自主共聴組合とNHK共聴組合における組合員間の財政負担格差が著しいことから、地域内における公平性を担保するため、早急に是正措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、平成27年3月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方自治体が主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。
- ・ 国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の3分の2、改修は補助対象経費の2分の1に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会においても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。
- ・ 加えて、国は令和7年度から、地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業において、代替は補助対象経費の3分の2、既存施設の高度化改修は補助対象経費の2分の1に相当する額の補助を開始する。
- ・ 一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方自治体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。
- ・ さらに自主共聴組合とNHK共聴組合における組合員間の財政負担格差が著しく、地域内における公平性を欠くことから早急な対応が必要とされている。

2 土地区画整理事業の推進



要望先 : 国土交通省
 県担当課 : 市街地整備課

◆提案・要望

住み続けられるまちづくりの促進及び市街地の防災性向上が図られる土地区画整理事業について、財政支援制度や交付金の重点配分対象事業を拡充するなど、土地区画整理事業を推進するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県を含む首都圏において、東京湾北部や茨城県南部などを震源とする大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や市街地での火災の発生等により甚大な被害が想定されている。
- ・ 市街地の防災性が向上し、まちの安全が確保された住み続けられるまちづくりを促進するためには、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る土地区画整理事業の推進が重要である。
- ・ しかし、厳しい財政状況が続く中、施行者の財源確保が困難となり、事業施行期間が長期化することで、土地区画整理事業の事業効果を早期に発現できていない状況となっている。
- ・ このため、財政支援制度や交付金の重点配分対象事業の拡充など、国による財政支援の強化が不可欠である。

◆参考

○土地区画整理事業の施行状況（令和8年4月1日現在）

施行者	地区数	面積
個人施行	6 地区	54.5 ha
組合施行	14 地区	412.0 ha
公共団体施行	50 地区	2,378.5 ha
合計	70 地区	2,845.0 ha

※さいたま市を除く

○施行中地区のうち、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金、補助金を活用している地区数（令和8年度）

	活用地区数	社会資本整備総合交付金、防災安全交付金						補助金
		道路事業		市街地整備事業		住環境整備事業		無電柱化
		地区数	うち重点	地区数	うち重点	地区数	うち重点	地区数
組合施行	7地区	3地区	0地区	5地区	2地区	-	-	-
公共団体施行	33地区	24地区	0地区	25地区	13地区	2地区	0地区	1地区

※さいたま市を除く。

3 市街地再開発事業の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 市街地整備課

◆提案・要望

- (1) 都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また、被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。
- (2) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による交付金の国費率のかさ上げ措置は、重点配分対象事業に限り平成30年度以降も10年間継続されることとなったが、県内で施行中の市街地再開発事業は全てこれに該当せず、実質的には国費率が低下することとなる。事業の進捗に影響が大きいことから、重点配分対象事業を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、昭和40年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。
- ・ また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。このため、市街地再開発事業に必要な財源の確保及び重点配分対象の拡充をする必要がある。

◆参考

○市街地再開発事業の施行状況（令和8年4月1日現在）

施行者	地区数	面積
組合施行	2地区	2.0 ha

※さいたま市を除く。

○国の社会資本整備総合交付金（道路事業）導入地区のうち重点・非重点配分の別
（令和8年度）

施行者	重点	非重点	計
	国費率		
組合施行	0 地区	2 地区	2 地区

※さいたま市を除く。

4 空き家を含む既存住宅等の流通促進のための税制度の見直し



要望先：国土交通省

県担当課：建築安全課、住宅課

◆提案・要望

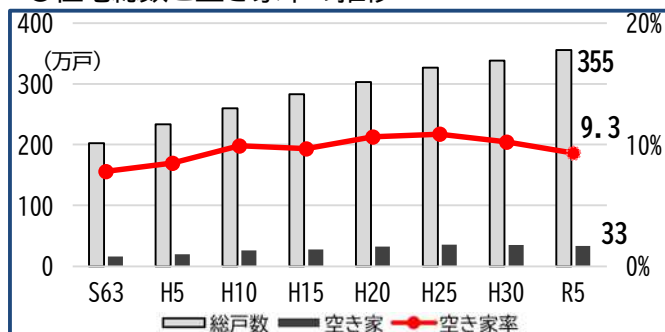
- (1) 空き家を含む既存住宅の流通をより促進するため、既存住宅の購入者に対する住宅ローン減税の控除が適用される期間を、新築住宅購入者の住宅ローン減税控除適用期間よりも延長するなどの優遇措置を講じること。
- (2) 空き家の除却及び福祉施設等としての活用を促進するため、空き家の所有者に対する固定資産税及び都市計画税の見直しを講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和5年の本県の住宅ストックは世帯数約320万世帯を上回る約355万戸である。新築住宅は令和4年度から令和6年度までの平均で年間約5万戸供給される一方で、滅失は年間約3千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- ・ 令和5年の本県の空き家は、戸数で約33万戸、空き家率では9.3%である。空き家率は全国で最も低いが、空き家の戸数は第9位と上位に位置している。特に、利用目的の定まっていない空き家は、平成30年から令和5年までの5年間で約1万2千戸も増加している。
- ・ 空き家が放置されると周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、利活用が可能な空き家の流通と利活用が見込めない空き家の除却を促進する必要がある。
- ・ 住宅購入時の住宅ローン減税の控除を受けられる最大期間は、これまでは既存住宅が10年間、新築住宅が13年間と、既存住宅の方が3年短かったが、令和8年度税制改正により共に13年間となった。
- ・ これにより控除適用期間の差は無くなったものの、国も令和8年度予算の主要事項において、「既存ストックの有効活用と流通市場の形成」を重点施策に掲げているところである。
- ・ 本県における既存住宅の更なる流通促進のため、住宅購入者が既存住宅をより選択しやすくなるよう、既存住宅の購入者に対する住宅ローン減税の控除適用期間を新築住宅の控除適用期間よりも長くするなどの優遇措置が必要である。
- ・ また、空き家を除却又は賃貸により福祉施設等で活用した場合、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例が適用されなくなることは、空き家所有者が積極的に除却及び活用を行わない理由となっている。少子高齢社会において安心して健康に暮らせる住環境を創出するため、空き家の除却跡地や福祉施設等での活用に対する固定資産税等の住宅用地特例の適用延長等の措置が必要である。(ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法による勧告を受けていないものに限る。)

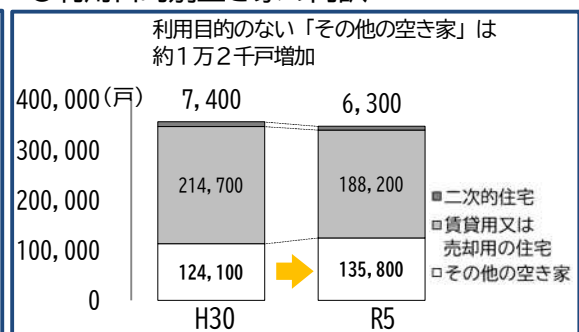
◆参考

○住宅総数と空き家率の推移



【出典】住宅・土地統計調査（総務省）

○利用目的別空き家の内訳



【出典】住宅・土地統計調査（総務省）

5 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ



要望先 : 財務省、国土交通省
県担当課 : 用地課

◆提案・要望

公共事業用地の取得に係る代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から大幅に引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公共事業用地の取得に際し、土地所有者が補償金に代えて代替地を希望することも多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るには、代替地の問題を解決することが必要不可欠であるが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、公共事業用地取得のあい路となっている。

6 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除



要望先 : 財務省、国土交通省
県担当課 : 用地課

◆提案・要望

納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を全額免除すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 納税猶予の特例に係る農地（以下「納税猶予農地」という。）については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
- ・ しかし、納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地を取得しないときは、売却した面積に相当する猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、納税猶予農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の大きな妨げとなっており、河川改修等に必要な用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。

■埼玉の価値を高める公共交通網の充実



1 駅ホームでの転落防止対策の促進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 交通政策課

◆提案・要望

鉄道事業者が計画的にホームドアの整備を進められるよう、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 駅ホームからの転落事故や列車との接触事故は各地で発生しており、本県でも平成29年1月に京浜東北線蕨駅において、盲導犬を連れた視覚障害者が線路内に転落し、亡くられるという大変痛ましい事故が発生した。
- ・ 駅ホームからの転落防止対策として、ホームドアの整備は非常に効果の高い取組であり、国・地方・鉄道事業者が三位一体となって取組むこととされている。
- ・ 一方で、ホームドア整備には、ホーム改良も含め多額の費用がかかることや車両の扉位置の統一等の技術的課題もあることから、整備はなかなか進んでいない状況である。
- ・ 本県では、ホームドアの整備が促進されるよう補助制度を設けている。
- ・ 令和4年度からの埼玉県5か年計画では、8年度末までに、駅ホームのホームドア設置番線数を113番線に増やすという目標を設定している。
- ・ 令和3年12月に、利用者の薄く広い負担を得てバリアフリー化を推進する鉄道駅バリアフリー料金制度が創設されたところであるが、利用者が少ない区間・駅では薄く広い負担を得ることが難しいこと等の事情から、都市部においても、同制度を活用出来ていない鉄道事業者や駅もある。
- ・ そのような鉄道事業者や駅においても、ホームドアの整備は喫緊の課題であり、それらに対しては、地方部とともに、引き続き従前と同様の国の財政支援が必要である。

2 地域公共交通事業者の事業継続支援



要望先：国土交通省
 県担当課：交通政策課

◆提案・要望

バス・タクシー等の地域公共交通事業者の事業の継続が可能となるよう、既存の補助制度の拡充や新制度の創設による支援を行うとともに、地方自治体が活用可能な各種統計情報を充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地域公共交通においては、少子高齢化による担い手不足の進行、燃料費の高騰、自動車運転者の労働時間を規制する改善基準告示の改正等を背景に、非常に厳しい環境に置かれている。
- ・ (公社)日本バス協会及び(一社)全日本ハイヤー・タクシー連合会の調査によると、バス事業については、令和12年には全国で3.6万人の運転手不足が見込まれており、今後さらに深刻化することが予想されている。また、タクシー事業についても、年々運転手不足が進行しており、概ね10年前と比較すると、約30%減少している。
- ・ バス・タクシー事業者はいわゆるエッセンシャルサービスとして、コロナ禍においても最低限の業務を継続し、社会の安定維持を支えてきた。しかしながら、物価高騰や人手不足による影響で厳しい経営環境がこのまま続くと、事業継続が困難になり、最悪の場合、突然公共交通が失われるおそれがある。そのため、地域公共交通事業者が継続して事業を実施できるよう、各事業者や関係市町村に対する支援が必要である。
- ・ さらに、地方自治体が実情に即した迅速・的確な政策立案のためには、国が保有する統計情報を適時かつ適切に取得できる体制の整備が不可欠であるが、都道府県ごとのバス路線の廃止系統数・キロ程や運転者数をはじめとしたバス、タクシー事業の推移など一部で十分な提供を得られない情報があるため、提供体制の充実が必要である。

◆参考

○バス・タクシー運転手の推移



【資料出典 経済産業省 モビリティDX検討会(自動車移動)・物流サービス社会実装WG RoAD to the L4 プロジェクト推進委員会合同会議事務局資料】

○乗合バス事業者の経常収支率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支率	81.0%	87.3%	91.5%	92.1%

【令和6年度 乗合バス事業の収支状況について (国土交通省)】

3 羽田空港アクセス線西山手ルートへの早期着工に向けた支援



要望先：国土交通省
県担当課：交通政策課

◆提案・要望

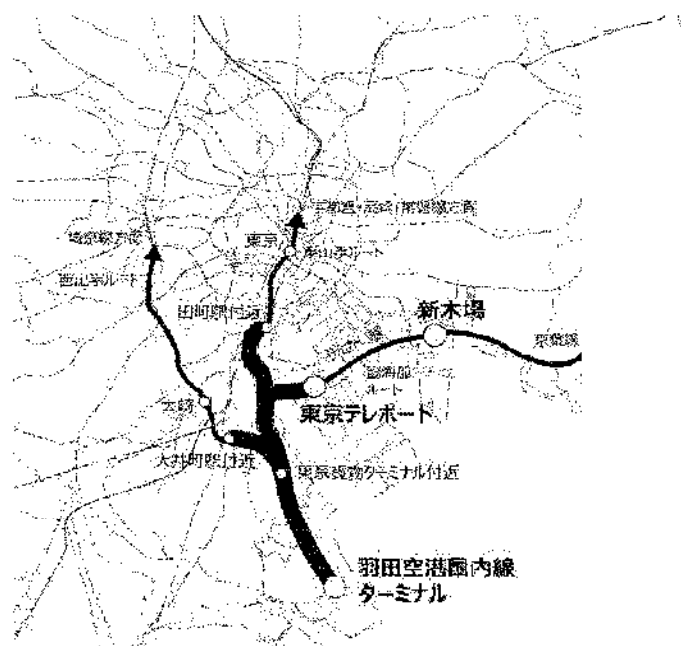
交通政策審議会答申路線に掲げられた羽田空港アクセス線の西山手ルートについて、早期着工に向けて支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する都市鉄道として掲げられている羽田空港アクセス線の新設は、県内とビジネス・観光等の拠点である空港とのアクセス強化につながり、本県の広域交通ネットワークの充実にとって大変重要な事業である。
- ・特に西山手ルートについては、JR埼京線を通じて、JR川越線との直通運転が実現することにより、JR川越線をはじめ県内路線の利用人員の増加、それに伴う沿線地域への経済効果等が期待される。
- ・また、JR東日本が平成30年7月に公表した、JR東日本グループ経営ビジョン「変革2027」においても、羽田空港アクセス線構想の推進が取り上げられている。
- ・現状、東山手ルートについては、令和3年1月に鉄道事業許可を受け、令和13年度の開業を目指し、令和5年6月に着工した。また、臨海部ルートについては、東山手ルートとの同時開業を目指し、関係者と協議・調整を行っていることが令和6年度にJR東日本から公表された。しかし、西山手ルートについては、事業のスキームやスケジュールは未定となっている。
- ・については、西山手ルートの早期着工に向け、国からも特段の支援をお願いしたい。

◆参考

○羽田空港アクセス線路線図



「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現

■みどりの保全と創出



1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充



要望先：財務省、国土交通省
県担当課：みどり自然課

◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際、平地林として維持することで、農地と同様に相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能などを有する貴重なグリーンインフラである。ネイチャーポジティブに向けた施策を推進し、自然と共生する社会を実現するためには、緑地の保全を図っていく必要がある。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として売却させる要因となり、緑地減少につながる懸念される。
- ・ 地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために緑地の公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても地方公共団体が買い取ることができない場合がある。そのため、物納された貴重な平地林を地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

2 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保



要望先 : 農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

- (1) 森林の循環利用を図るとともに、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。
- (2) 県民生活への悪影響などを防ぐため、ナラ枯れ被害対策に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

<森林整備に対する予算の確保>

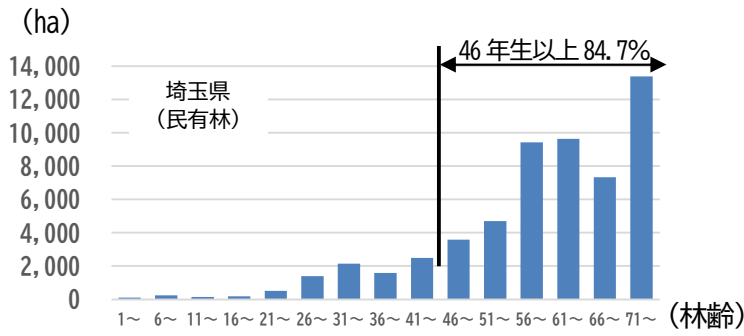
- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割を超えるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

<ナラ枯れ被害に対する予算の確保>

- ・ ナラ枯れについては、県内では令和元年度に初めて被害が確認され、その後、県南部から中央部、県北部、県西部へと急速に被害が拡大している。
- ・ 地域住民等への悪影響が強く懸念される人家や公園、遊歩道沿いなどの場所を最優先とし、併せて景観を守る重要性の高い森林や、歴史的・文化的価値のある森林について対策を講じる必要がある。
- ・ 市町村において森林環境譲与税を活用した対策を実施しているが、なお不足する財源について、国の助成が必要である。

◆参考

○人工林の林齢別面積



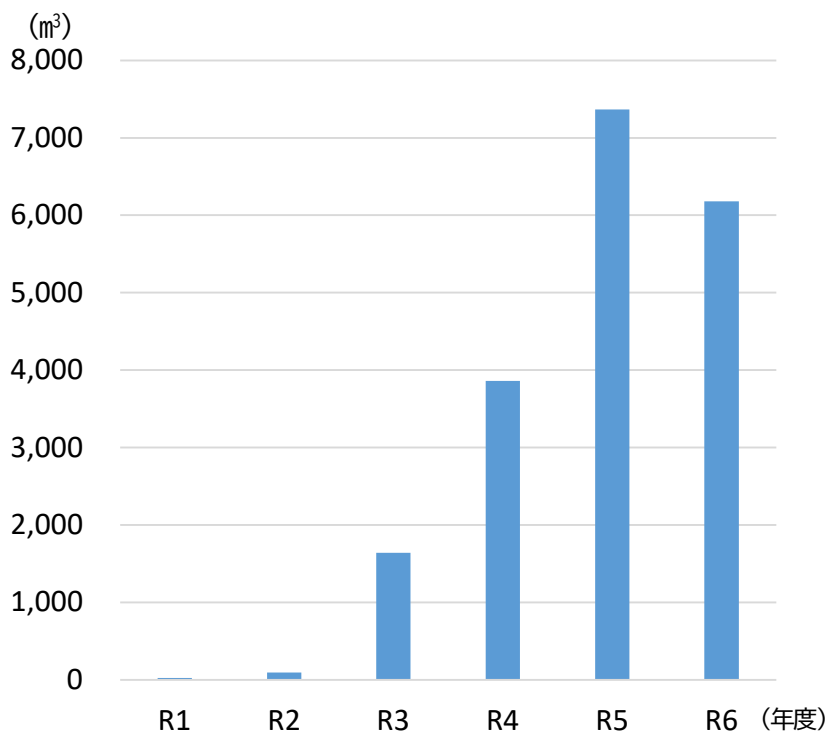
○1年あたりのおおよその炭素吸収量

(単位:トン/ha・年)

	20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2.0	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1.0	0.3	0.1

出典: (独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

○ナラ枯れ被害量の推移



3 行政による責任あるクマの捕獲体制の構築【新規】



要望先：環境省

県担当課：みどり自然課

◆提案・要望

- (1) クマ等の危険鳥獣に対する緊急銃猟の実施に当たり、民間団体である猟友会に依存するのではなく、行政が責任をもって対応する体制を構築するため、関係省庁や地方自治体と連携して制度設計や人材育成に取り組むこと。
- (2) クマは都府県境を越え広域を移動するため、都府県単位の個体数管理や出没情報等の把握には限界があることから、国または広域ブロック単位を前提とした国主導の管理体制や、都道府県を越えた迅速かつ円滑な情報共有体制を構築したうえで、国及び地方の役割分担を明確化すること。
- (3) 危険鳥獣の中でもクマは人的被害を及ぼす危険性が高く、市街地周辺に出没する、いわゆるアーバンベアは迅速的確に駆除する必要があることから、獣害対策の枠組みではなく危機管理の一環と位置付け、警察部門など関係省庁との緊密な連携のもとに実効性ある体制を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和7年度は全国各地でクマによる人身被害が発生し、本県においても過去最多となる172件の出没情報が報告された。特に10月以降は住宅地を含む人の生活圏での目撃が8割程であり、人的被害がいつ発生してもおかしくない状況にある。
- ・ 新たに創設された緊急銃猟制度を的確に運用できるよう、本県では市町村や猟友会との情報交換、研修等を実施しているが、猟友会は本来狩猟を趣味とする任意の団体である。さらに会員数の減少が進んでいることもあり、猟友会の協力を前提とした現行の仕組みでは、銃猟に伴う様々なリスクへの対応や専門人材の確保等は難しい。
- ・ 環境省の緊急銃猟ガイドラインにも「本来ならば公的な存在により対応されるような性質を有する」「私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正するべきもの」とあるように、公的主体による銃猟体制づくりを速やかに構築する必要がある。
- ・ 本県では、奥秩父の都県境の山間部がツキノワグマの生息密度が高い地域とされているが、ツキノワグマの行動範囲は広く、個体は都県間を頻繁に移動していると考えられる。こうした行動特性を考慮すると、クマについては県域単位の個体数調査や管理に限界があることから、全国あるいは広域ブロック単位での国主導の管理体制を検討すべきである。また、緊急時において都県を越えた情報の把握が必要となる場合があり、都道府県単独での迅速かつ円滑な情報収集や、それに基づく実効性ある対応が困難であることから、国主導での情報共有体制づくりを促進すべきである。
- ・ 緊急銃猟制度の運用が始まったが、市街地における銃猟には様々な危険やリスクを伴うことから、十分に訓練された専門人材や知見の蓄積が不可欠である。従来の野生鳥獣対策の延長線上で対処するのではなく、ライフル銃の実働部隊を有する警察組織をはじめ、危機管理に関する専門的知見や人的資源を有する部門等と連携し、実効性ある駆除の体制づくりについて、状況に応じた銃猟実施者の役割を整理し、検討すべきと考える。

4 クビアカツヤカミキリ防除事業への支援【新規】



要望先：環境省、農林水産省
県担当課：みどり自然課、農産物安全課

◆提案・要望

- (1) 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の防除について、被害木への農薬散布や注入、伐採といった従来の防除方法は対処療法的であり、国において、普及性が高くより効果的な防除方法の研究・開発を加速すること。
- (2) 防除を実施する地方公共団体や農業者等への支援策を拡充するとともに、防除を継続して実施できるよう、クビアカツヤカミキリ被害の終息まで支援を継続すること。
- (3) クビアカツヤカミキリは、繁殖力が強い上、広範囲に飛散することから、県域を越えた防除を連携して行う必要があるが、被害状況や防除の実施計画を各県で共有する連絡体制が構築されていないため、関係省庁連携の上で、都県を越えた広域防除連絡体制を構築すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、防除方法に関する研修のほか、県管理施設における防除や、市町村における防除への補助事業を実施してきたが、クビアカツヤカミキリの被害は年々拡大しており、令和8年3月末時点で、全63市町村中56市町村において被害が確認されているところである。
- ・ クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、ハナモモ等の木の内部に侵入し、枯死や生育不良などの被害を生じている。果樹については食用であることから、使用可能な農薬が限られており、本県ではウメ等の栽培農家が経営的な損害を受けている。
- ・ 景観樹・果樹ともに被害の拡大を強く抑制するためには、国において、普及性が高くより効果的な防除方法の確立に向けた、研究・開発を加速することが必要である。
- ・ また、クビアカツヤカミキリ被害が拡大する中、防除対策を行う地方公共団体にとっては、継続的な予算確保が課題となり、また、防除の実施に当たっては農業者にとり費用面での負担が大きく、補助制度の終了を懸念する声もある。より効果の高い、新たな防除方法が確立され現地に普及するまでには時間がかかるため、県や市町村、農業者等の防除実施主体が継続的に防除事業を行うことができるよう、資機材購入や防除作業、被害状況調査に要する経費への支援を拡充するとともに、国からの支援が中長期的に継続して行われることが必要である。
- ・ 強い繁殖力や広範囲への飛散というクビアカツヤカミキリの特徴を踏まえると、県域を越えた防除を実施することが重要であるが、現在そのような省庁を超えた連携体制は構築されておらず、未発生地域での対策や、連携して実施すべき場所での早期の防除が遅れる懸念があるため、国主導での広域防除連絡体制の構築が必要である。

■恵み豊かな川との共生

1 市町村による浄化槽整備の推進



要望先：国土交通省、環境省
県担当課：水環境課

◆提案・要望

- (1) 生活排水処理施設の整備区域の見直しにより新たに生じた浄化槽整備区域について、早期の浄化槽整備促進のため補助基準額上限のかさ上げを行うこと。
- (2) 生活排水処理施設の整備区域を適切に見直せるよう、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」で示されている費用関数について、建設費・維持管理費のみならず、更新費も盛り込むこと。
- (3) 「浄化槽の設置費用等に関する調査」について、浄化槽設置整備事業（個人設置）と公共浄化槽等整備推進事業に分けて調査を行い、それぞれの経費を適切に把握し、基準額の改定に反映すること。また少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業の要件を緩和すること。
- (4) 循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の処分費の見直しや浄化槽放流水の排水路の整備に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。
- (5) 浄化槽維持管理事業者による都道府県知事への維持管理情報の報告を義務化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 河川の汚濁原因の約73%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では合併処理浄化槽で整備を行う地域において上乘せ補助を行い、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。
- ・ 人口減少等社会情勢の変化を考慮し生活排水処理区域を見直す際、下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更されたエリアにおいて、早期の転換が進むような促進策が課題となる。
- ・ 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（国土交通省・農林水産省・環境省、平成26年1月）では、経済性をもとに集合処理・個別処理を比較するための費用関数が示されているが、関数は建設費及び維持管理費のみであり、更新費用は盛り込まれていないため、長期的な視点でのコスト比較が困難な状況にある。
- ・ 昨今の物価高・人件費の高騰により、工事費用が補助基準額を大きく上回るようになっている。このまま補助基準額が上がらず、実態との乖離が埋まらなると、浄化槽設置者（個人）の費用負担や市町村の起債額が増え、転換意欲につながらず、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽事業を継続すること自体が危うくなる。
- ・ 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業の交付期間が令和8年度予算で3年から5年に緩和されたが、更なる緩和が必要である。
- ・ また、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3（6）のウで、配管費は浄化槽設置整備事業実施

■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進



1 金属スクラップ等の保管に係る規制の的確な運用



要望先：環境省
県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 規制内容の詳細を定める政省令の改正に当たっては、再生及び保管の基準や許可の基準が先行自治体の条例で定められている基準より規制を緩めることのないよう、自治体による規制の実態を踏まえ検討すること。
- (2) 既に自治体の条例により規制を受けている事業者が混乱しないよう、新たな法規制の内容や申請手続きについて丁寧に業界団体や事業者の説明を行い、理解促進と生活環境の保全が図られるよう努めること。
- (3) 改正廃棄物処理法第24条の7第2項及び同第24条の15第2項の規定による更新許可申請について、申請件数の平準化を可能とする制度設計とすること。

◆本県の現状・課題等

- 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有しているが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されている。
- これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な役割を担っているが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に高く積まれた場合には崩落の危険性がある。
- また、こうした保管場所では搬入搬出や切断破碎時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられている。
- さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっている。
- こうした状況を踏まえ、使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を盛り込んだ廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律が令和8年6月19日に公布されたが、具体的な規制に関する基準は政省令で定めることとされており、その内容は、まだ明らかにされていない。
- 埼玉県をはじめ複数の自治体において金属及びプラスチックの保管及び破碎等を行う事業に対する規制を実施しているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令で定める再生及び保管の基準や許可の基準が条例で定める規制の基準より緩和されたものになった場合、火災や生活環境保全上の支障が生じかねないため、各自治体の実態を踏まえた規制が必要である。
- また、埼玉県をはじめ、条例により既に規制を実施している自治体内の事業者は、新設された法による規制と既存条例の規制で混乱を生じるおそれがあり、丁寧な説明が必要である。
- 加えて、埼玉県では許可の対象となる事業者を約1,100者と見込んでいるため、更新時にも相当な事務負担が見込まれる。

2 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化



要望先：環境省、デジタル庁
県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化を推進し、申請様式の精査や簡素化を含め、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、手数料の電子納付や公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付・予約から審査、起案・決裁、許可証交付までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

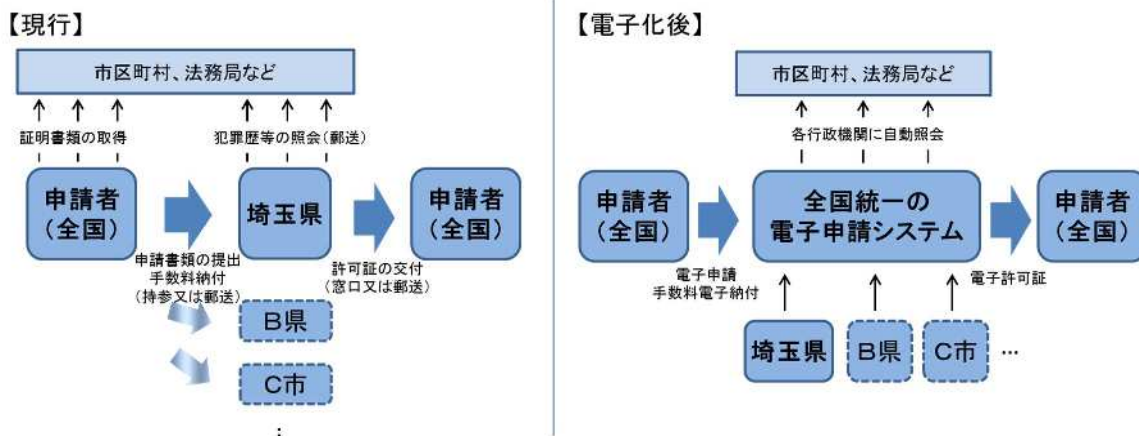
- ・ 日本の行政のデジタル化は、経済的な国際競争力の点においても、少子高齢化が急速に進み他国に先んじて社会的課題に直面する「課題先進国」である点においても、解決すべき大きな課題であり、本県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（第2期 R6～R8）」（令和6年3月）に基づき、DXを強力に進めている状況である。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、廃棄物処理法施行規則第9条の2により様式や添付書類が定められ、紙での提出を前提とした制度となっているところであり、電子申請やペーパーレス化、ひいてはテレワークなど働き方改革の妨げとなっているところである。
- ・ また、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、市区町村や検察庁宛ても照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。例えば申請者の犯歴をシステム上で閲覧・確認できるようになれば、現在手作業で行っている関係機関への照会に係る作業負担や時間を削減することが可能となるが、当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、本県限りの努力では実現しない。
- ・ 申請受付・予約から審査まで全てシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。
- ・ 産業廃棄物処理業の事業者は、都道府県をまたいで活動する者も多く、申請者の利便性の向上や許可業務の円滑化等といった観点からも、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

◆参考

○システム導入による効果

- ①行政コストの削減（人件費、郵送料、紙の印刷・保管など）
- ②申請者の利便性向上（ワンストップ、申請手数料の縮減など）
- ③処理期間の短縮

○全国統一の電子申請システムのイメージ



3 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設



要望先 : 環境省
 県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

4 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設



要望先：環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。
- (3) 産業廃棄物処理業者が行方不明や資金不足となった場合の不適正処理事案に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ 原因となる者は、排出者、廃棄物処理業者及び無許可業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆参考

○不法投棄量・不法投棄件数・支援実績（全国）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄量（万トン）	3.6	15.7	7.6	5.1	3.7	4.9	4.2	1.4
不法投棄件数（件）	163	155	151	139	107	134	100	106
支援実績（件）	1	2	2	1	2	1	1	1
支援金額（百万円）	6.6	151.0	339.9	46.7	94.1	31.1	130.7	284.9

※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

5 廃棄物不法投棄の根本的な解決に向けた規制強化【新規】



要望先 : 国土交通省、環境省
 県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

不法投棄される廃棄物の多くが建設系廃棄物であることから、不法投棄の根本的な解決に向けて、解体工事に係る規制強化、元請業者の責任強化など、建設系廃棄物に関するより実効性のある規制強化を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 不法投棄された廃棄物のうち約7割が建設系廃棄物であり、大半を占めている。
- ・ 不法投棄対策として未然防止、早期発見、早期対応の様々な取組を実施しているが、早期発見、早期対応といった事後対応では限界がある。
- ・ 不法投棄の根本的な解決のためには、より上流から未然防止の取組が重要である。
- ・ 解体工事業登録に係る参入要件の厳格化、行政処分・罰則基準の厳格化、従事者に対する法令遵守教育の義務化、元請業者の下請負人に対する監督責任の強化など、建設系廃棄物に関するより実効性のある規制強化が必要である。

◆参考

○不法投棄量・不法投棄件数のうち建設系廃棄物の量・件数（全国）

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄量（万トン）	7.6	5.1	3.7	4.9	4.2	1.4
うち建設系廃棄物（万トン）	4.0	3.8	3.2	3.8	3.0	1.0
建設系廃棄物の割合（％）	52.5	74.0	87.4	77.9	72.6	70.3
不法投棄件数（件）	151	139	107	134	100	106
うち建設系廃棄物（件）	123	98	78	101	71	79
建設系廃棄物の割合（％）	81.5	70.5	72.9	75.4	71.0	74.5

※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

6 廃棄物の発生抑制・再利用の推進



要望先：農林水産省、経済産業省、環境省
県担当課：資源循環推進課

◆提案・要望

<各種リサイクル関連法令の改正>

- (1) 製造事業者等の取組（環境配慮設計、軽量化、分別回収等）を推進するため、拡大生産者責任を徹底し、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とすること。
- (2) リチウム蓄電池等を使用する製品については、消費者が分別して排出しやすくする構造・製品表示を行うことで、安全かつ効率的なリサイクルの促進を図ること。
- (3) それらを実現するため、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。

<プラスチック資源循環法の運用>

- (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の運用に当たり、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村や自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

<事業系食品ロス削減>

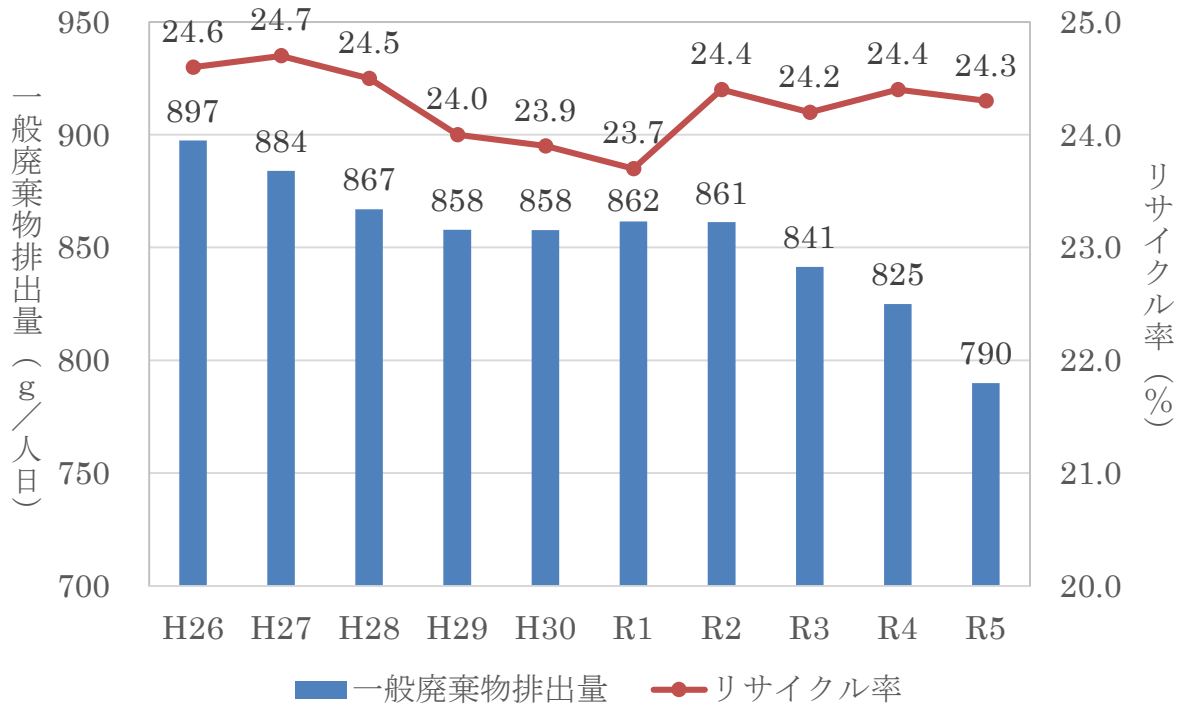
- (5) 事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる3分の1ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施しているが、中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて更に取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、漸減傾向にある。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。
- ・ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生している。令和6年度は全国の市町村で9,923件、うち県内市町村で1,076件発生した。これは、適正な分別が十分でないことが伺え、リサイクルの妨げの要因の一つとなっている。
- ・ プラスチック資源循環法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない、負担の大きい制度となっている。

◆参考

○本県の1人1日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移



7 PCB廃棄物の適正処理の推進【一部新規】



要望先：経済産業省、環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）による高濃度PCB処理事業が令和8年3月に終了したことに伴い、今後、当該事業に代わり、高濃度PCB廃棄物を安全かつ確実に処理する体制を速やかに構築すること。
- (2) 使用中の低濃度PCB含有機器の取り扱い方針を早急に確立するとともに、当該方針を関係団体・事業者に対し周知徹底すること。
- (3) 低濃度PCB含有機器について、計画的に処理が進むよう、使用廃止期限の法への明示、処理体制の充実・多様化など、必要な対策を早急に検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ JESCO事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物は処分施設がないため、処理体制が構築されるまでの間、適正保管するよう事業者には指導しているが、保管期限の目途のない保管は事業者にとって大きな負担となることから、処理体制の早期構築が課題となっている。
- ・ 使用中の低濃度PCB含有機器は今後届出の対象となる見込みだが、廃止期限が明示されない場合、事業者への指導に苦慮することが懸念される。

8 使用済み自動車の再資源化に関する法律に規定する解体業等の欠格に係る運用の見直し



要望先 : 経済産業省、環境省
県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

自動車リサイクル法で定める解体業及び破碎業の許可について、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものと明確に判断するために必要な基準を定めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 自動車リサイクル法は、許可の基準として、その事業の用に供する施設がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものの基準を主務省令で定めるとしている。
- ・ 具体的には、主務省令で定める許可基準において、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有することを求めており、当該設備の設置が著しく困難である場合は、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置を講じることが必要としている。
- ・ 一方で、建築基準法等の他法令による許可等の処分がされていないところで又はされる見込みのない屋根、覆い等の施設を設置し、許可申請を行う事例も見受けられる。
- ・ 法令の許可等の処分がされる見込みのない施設を用いることを前提とした場合、当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるとは言えないことは明らかであるが、自動車リサイクル法の許可基準では行政庁の許可等の処分の有無や処分がされる見込みがあることを求めていないため、許可せざるを得ない状況にある。
- ・ こうした状況を改善するため、設備の設置等に当たって行政庁の許可等の処分を必要とする場合は、これらの処分がされたこと又はこれらの処分がされる見込みがあることなどを許可基準とすることが必要である。

9 一般廃棄物処理における労務費等の適切な価格転嫁



要望先：総務省、環境省
 県担当課：資源循環推進課

◆提案・要望

一般廃棄物処理業務において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた適切な価格転嫁がなされるよう、市町村に必要な財政措置を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 中小企業庁が定期的実施している「価格交渉促進月間フォローアップ調査」における最新の発表（令和7年9月）では、価格転嫁実施状況について、廃棄物処理業は全30業種のうち25位と、全業種の中でも非常に低い位置である。
- ・ 県内の一般廃棄物処理団体から「価格転嫁が進んでおらず、人材確保が困難であり、一般廃棄物処理事業の継続を不安視している」という意見が挙げられている。
- ・ 家庭ごみなどの一般廃棄物の処理は、生活環境保全と公衆衛生向上に欠かせない極めて重要な業務であり、停止することはできない。
- ・ 令和6年9月30日には、総務省及び環境省から、令和5年11月に内閣官房及び公正取引委員会が連名で策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた、一般廃棄物処理業務における対応について市町村に周知するよう、都道府県知事宛ての通知が発出された。
- ・ 市町村が当該通知を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分に対応する適切な労務単価に対応するには、そのために必要な十分な財政措置がされない場合、市町村が価格転嫁をすることができない。

◆参考

○令和7年9月フォローアップ調査結果（中小企業庁作成資料より県が作成）

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

令和7年9月		各要素別の転嫁率			
		コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー費	労務費
全体		↑ 53.5% (52.4%)	↑ 55.0% (54.5%)	↑ 48.9% (47.8%)	↑ 50.0% (48.6%)
業 種 別	1位 化学	↑ 64.5% (64.4%)	↓ 66.5% (69.8%)	↓ 58.8% (60.9%)	↓ 56.4% (58.9%)
	2位 機械製造業	↑ 63.4% (61.0%)	↑ 68.3% (66.7%)	↑ 60.4% (56.8%)	↑ 59.9% (55.9%)
	3位 卸売	↑ 61.8% (61.3%)	↑ 63.8% (63.7%)	↑ 54.7% (52.9%)	↑ 53.1% (51.8%)
	4位 電機・情報通信機器	↑ 61.1% (57.3%)	↑ 64.6% (62.5%)	↑ 55.1% (52.8%)	↑ 56.8% (53.5%)
	5位 自動車・自動車部品	↑ 58.1% (53.4%)	↑ 66.6% (63.2%)	↑ 57.4% (53.4%)	↑ 56.9% (52.3%)

	25位 廃棄物処理	↓ 39.6% (40.1%)	↓ 36.7% (37.6%)	↓ 35.6% (38.8%)	↓ 35.7% (37.4%)
	26位 生活関連サービス	↓ 37.6% (42.1%)	↓↓ 35.3% (41.8%)	↓↓ 32.2% (38.1%)	↓↓ 34.6% (39.7%)
	27位 トラック運送	↓ 36.5% (37.6%)	↓ 32.5% (33.6%)	↓ 33.9% (35.4%)	↓ 33.6% (34.1%)
	28位 放送コンテンツ	↓↓ 34.0% (41.0%)	↓↓↓ 34.9% (45.4%)	↓↓ 30.3% (38.2%)	↓↓ 32.5% (40.4%)
29位 飲食サービス	↓ 33.0% (36.9%)	↓↓↓ 25.7% (42.8%)	↓↓↓ 26.5% (44.6%)	↓ 31.0% (33.9%)	
30位 製薬	↓↓↓ 30.0% (45.0%)	↓↓↓ 30.0% (66.7%)	↓↓↓ 30.0% (41.7%)	↓↓↓ 16.7% (43.3%)	

※令和7年3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

※（）内は前回（令和7年3月）の転嫁率を示す。

10 下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充【一部新規】



要望先：国土交通省、農林水産省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

- (1) 下水汚泥の燃焼灰等の下水汚泥肥料に含まれる有害物質が肥料法の基準に適合するよう下水道法第12条の2第1項で定める特定事業場の排除基準の見直しを行うこと。
- (2) 肥料の品質の確保等に関する法律第25条の異物混入の禁止規定に関し、下水道の終末処理場で発生する沈砂について菌体りん酸肥料等の肥料原料となる汚泥への混合を認めるよう見直しを行うこと。
- (3) 農業分野へ下水汚泥由来の肥料について安全性や効果についてPRを行うなど、農業関係者側における積極的な下水汚泥肥料利用を促進するための取組を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和5年3月の国土交通省通知で、下水汚泥等の処理は肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととされた。
- ・ 本県においては、県北流域を対象にしたコンポスト化の検討と県南流域を対象とした下水汚泥燃焼灰の肥料化の検討を進めている。
- ・ 下水汚泥燃焼灰に含まれる有害成分のモニタリングを行ったところ、一部で肥料の品質の確保等に関する法律に基づく許容最大量を超過しているものがあった。
- ・ 下水汚泥の肥料利用の拡大に当たっては、下水汚泥に含まれる有害成分の低減が不可欠であることから、特定事業場の下水の排除基準の見直しが必要である。
- ・ また、下水道の終末処理場の下水処理工程で発生する沈砂について、肥料の品質の確保等に関する法律第25条の規定により菌体りん酸肥料等の肥料原料となる汚泥への混合が認められていない。
- ・ しかし、沈砂は肥料原料への混合が認められている汚泥、沈殿物及びし渣等と同様に下水処理工程で発生するもので、通常の下水処理ではこれらは一体的に処理されている。
- ・ 肥料利用のため沈砂のみを汚泥等と別に処理することは下水汚泥の肥料利用のみならず、下水の効率的な処理の妨げとなっていることから、肥料成分や有害成分の管理に影響のない範囲で見直しが必要である。
- ・ さらに、肥料化事業開始後に事業を継続していくためには、下水汚泥由来の肥料の利用者の安定的な確保が不可欠であり、全国すべての農業関係者自らが積極的に下水汚泥肥料を利用するように促す取組が重要である。
- ・ 全国的な農業関係者の機運醸成のため、農業関係者に対する下水汚泥由来の肥料の安全性や効果のPRや肥料利用の支援などを国としても強力に推進する必要がある。

◆参考

- 菌体りん酸肥料：下水汚泥資源の活用拡大に向け、令和5年10月に新たに定められた肥料の公定規格。品質管理が徹底された汚泥肥料を登録対象としており、登録により従来の汚泥肥料では認められていなかった肥料成分「りん酸」の濃度保証や他の肥料との配合による成分調整が可能となる。

地球環境に優しい社会づくり



1 地球温暖化対策推進のための基盤整備



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が、温室効果ガス排出量を適切に把握し、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案ができるよう、国が提供するエネルギー消費データの内容を区域内における部門別の消費量及び系統電力の電源構成、再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。
- (2) 地方公共団体の区域内における再生可能エネルギーの普及状況に関する適切な指標を示すこと。
- (3) 地方公共団体ごとの電動車の普及状況が温室効果ガス排出量算定に反映できるよう、地方公共団体ごとの車種別エネルギー消費量（電動車を含む）を提供すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 電力・ガスの自由化以降、地域のエネルギー利用状況の実態の把握が難しくなっている。
- ・ 令和5年11月に国による「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されたが、提供されたデータの内容だけでは、区域内の実態を十分に把握することができない。
- ・ 国が公表している「自治体排出量カルテ」では、地域の再エネ自給率に関する指標として「対消費電力FIT導入比」を取り上げているが、発電量と電力使用量の比であり、現状の把握には限界があることから、国はより適切な指標を示すべきである。
- ・ 地域の再エネ自給率に関する適切な指標の設定のために、FIT・FIPの対象とならない発電設備による発電量を算定する必要がある。
- ・ 国土交通省「自動車燃料消費量統計年報」で「燃料別・都道府県別・車種別燃料消費量」のデータは公表されているが、自家用ハイブリット車以外の電動車のエネルギー消費量は含まれていない。また、市町村別の車種別エネルギー消費量のデータは公表されていない。
- ・ このため、県・市町村における電動車の普及に応じたCO₂削減効果を温室効果ガス排出量算定に反映させることができない。

2 排出量取引制度の適切な運営【一部新規】



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

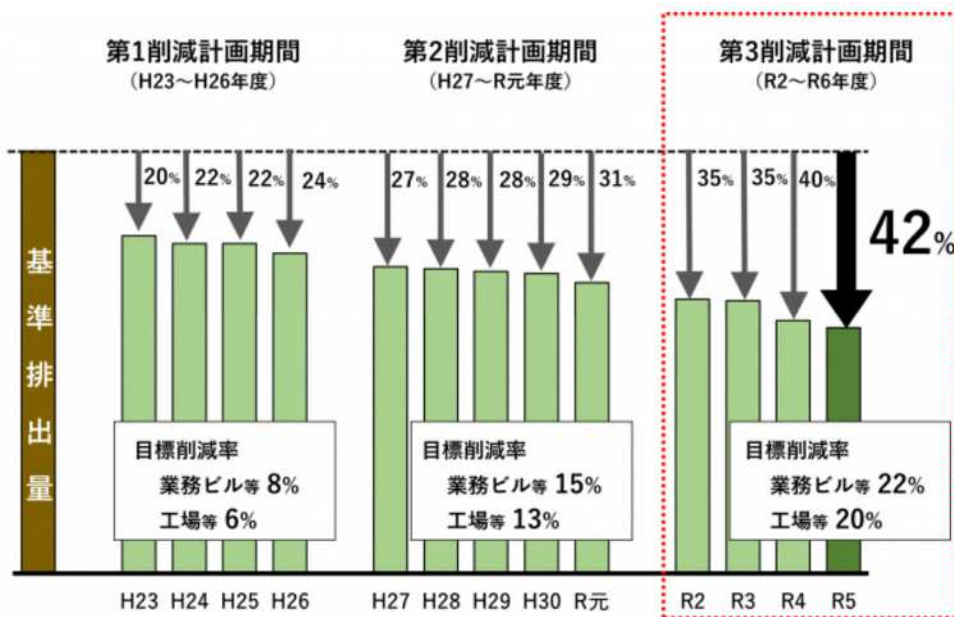
国の排出量取引制度について、各自治体のこれまでの取組による温室効果ガスの削減ペースが後退することがないように適切に運営すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は令和8年4月から、燃料の使用等で事業者が直接排出するCO₂を対象とした排出量取引制度を開始している。
- ・ 本県はこれまで「燃料の使用」「電気・熱の使用」により排出されるCO₂を対象とした独自の排出量取引制度を運用してきたが、国の制度と重複する「燃料の使用」分については、二重規制を禁ずる法の規定に基づき、県制度の対象から外すこととなった。
- ・ 本県は平成23年から排出量取引制度を実施し、令和5年度は基準年度比42%の削減を達成している。国と県では制度設計が異なるため、国の制度導入に伴い、温室効果ガスの排出量の削減ペースが後退することがないように配慮を求める。
- ・ 例えば、国の制度では事業者が無償で割り当てた排出枠を超えた場合に排出枠を有償調達する仕組みとなっており、従来に比べ排出削減の取組が後退することのないよう、適切な無償割当て枠の設定が必要である。

◆参考

○排出量取引制度のCO₂削減実績



3 地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：エネルギー環境課、産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 地域と共生した太陽光発電施設の導入を促進するため、令和7年12月に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」により示された施策について速やかかつ確実に実施するとともに、非FIT／非FIP事業に対するFIT／FIP事業と同等の事業規律強化を行うこと。また、地方自治体が取り組む、地域のレジリエンスを高める仕組みやエネルギーの地産地消に寄与するような仕組みに対する財政的支援等を行うこと。
- (2) 発電事業終了後に太陽光発電設備の放置・不法投棄の懸念があることから、不適切な事案に対し、厳格かつ実効性のある事業者指導を行えるよう法制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業について、関係法令に違反する事案や、安全面、防災面、景観や自然環境への影響面で地域住民への配慮を欠く事案が発生しており、県内で大きな問題となっていた。
- ・ 本県ではこれまで、市町村における太陽光発電施設設置ガイドラインの作成や条例制定に関する助言などの支援を通じて、適正な太陽光発電施設の設置が図られるよう取り組んできた。
- ・ 令和6年4月の再エネ特措法改正により、FIT／FIP事業については、そうした不適切な事案の発生を未然に防ぎ、あるいは速やかな是正がなされることが期待できるが、非FIT／非FIP事業も含めた対応が必要になることから、令和7年12月に決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に示された方向性に基づき、関係省庁連携のもと、速やかかつ確実な施策の実行が必要である。
- ・ また、更なる再エネ普及を進めるためには、地方自治体が取り組む、地域のレジリエンスを高める仕組みやエネルギーの地産地消に寄与するような仕組みに対する財政的支援など地域貢献を促進する取組が必要である。
- ・ 発電事業終了後の太陽光発電設備の放置や不法投棄が懸念されている。さらに、太陽光パネル等が長期間放置されると火災の発生や有害物質が流出するおそれがある。

4 電気自動車等の普及拡大



要望先：経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

商用車を含む電気自動車（EV・PHV）の導入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の温室効果ガス排出量の約2割が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素を排出しないで走行することが可能な電動車（EV・PHV）の普及が必要である。
- ・ 埼玉県5か年計画の目標（新車（乗用車）販売台数における電動車の割合 56.0%（令和8年））は既に達成しているが、このうちEV、PHVの割合は3%と非常に低い状況にあり、ガソリン車との価格差の解消や充電インフラの更なる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。
- ・ また、商用電動車は、ディーゼル車等と比べて価格が高く、航続距離に対する懸念や運用面での不安があることから、事業者が導入に二の足を踏んでいる。

5 下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充



要望先：国土交通省
 県担当課：下水道事業課


◆提案・要望

下水道事業の地球温暖化対策を推進するため、下水道革新的技術実証事業などの地球温暖化対策の推進に資する技術開発・事業化のための実証実験や施設建設に対する財政支援を充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道施設の温暖化対策に当たって、令和7年2月に閣議決定された温室効果ガス削減目標の達成や2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、既存の技術だけでは削減に限界があるため、今後も新たな技術開発が必要である。
- ・ 国土交通省が新技術の開発を目指して行っている下水道革新的技術実証事業は、これまでも多くの下水処理の効率を改善する有用な技術の導入をもたらしてきた。
- ・ 今後これを更に拡充し、温暖化対策に資する技術開発の加速と実用化の促進を図り、下水道施設の温暖化対策の加速を図ることが必要である。

◆参考

	 <table border="1"> <caption>2023年度 総排出量 473,870t</caption> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>排出量 (t)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道局</td> <td>251,012</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>111,539</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>41,750</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>指定管理施設</td> <td>30,010</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>23,169</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>16,389</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table>	部局	排出量 (t)	割合 (%)	下水道局	251,012	53.0%	企業局	111,539	23.5%	教育局	41,750	8.8%	指定管理施設	30,010	6.3%	知事部局	23,169	4.9%	警察本部	16,389	3.5%
部局	排出量 (t)	割合 (%)																				
下水道局	251,012	53.0%																				
企業局	111,539	23.5%																				
教育局	41,750	8.8%																				
指定管理施設	30,010	6.3%																				
知事部局	23,169	4.9%																				
警察本部	16,389	3.5%																				
<p>【写真】汚泥消化タンク・バイオガス発電施設 令和3年11月に稼働開始した中川水循環センター（三郷市）の当該施設にも、過去の下水道革新的技術実証事業で開発された新技術の一部が使われている。</p>	<p>【図】埼玉県庁の部局別温室効果ガス排出状況 流域下水道事業から排出される温室効果ガスは、県の施設全体からの排出の約53%となっている。</p>																					

■公害のない安全な地域環境の確保



1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応【一部新規】



要望先：文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁
県担当課：環境政策課、水環境課、企業局総務課、下水道管理課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除去した土壌を、定められた基準等に基づき処分を行う際には技術的支援を行うとともに、処分に対する国民の理解醸成の取組を推進すること。
- (2) 除去土壌の復興再生利用については、安心・安全を前提とし、国民の理解を醸成するために必要な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を的確に捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,252m³の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和7年3月末現在）。
- ・ 放射性物質汚染対処特別措置法における除去土壌の処分に関する基準及び福島県外における除染により発生した除去土壌の処分に係るガイドラインが公表されたが、適正かつ円滑な処分を行うには、国による技術的な支援及び処分に対する国民の理解が必要不可欠である。
- ・ 令和7年8月には、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップが閣議決定され、中間貯蔵施設で保管されている土壌について、福島県外での復興再生利用が始まった。
- ・ 今後、国はロードマップに従い復興再生利用を進めていくとしているが、現時点では首相官邸及び中央官庁9か所における利用にとどまっており、今後取組を円滑に進めるには国民の理解が必要不可欠である。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、令和6年度分までの費用として東京電力に約122億円の損害賠償請求を行い、令和8年3月末現在、約63億円が納付されている。

2 光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5（微小粒子状物質）に係る取組の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

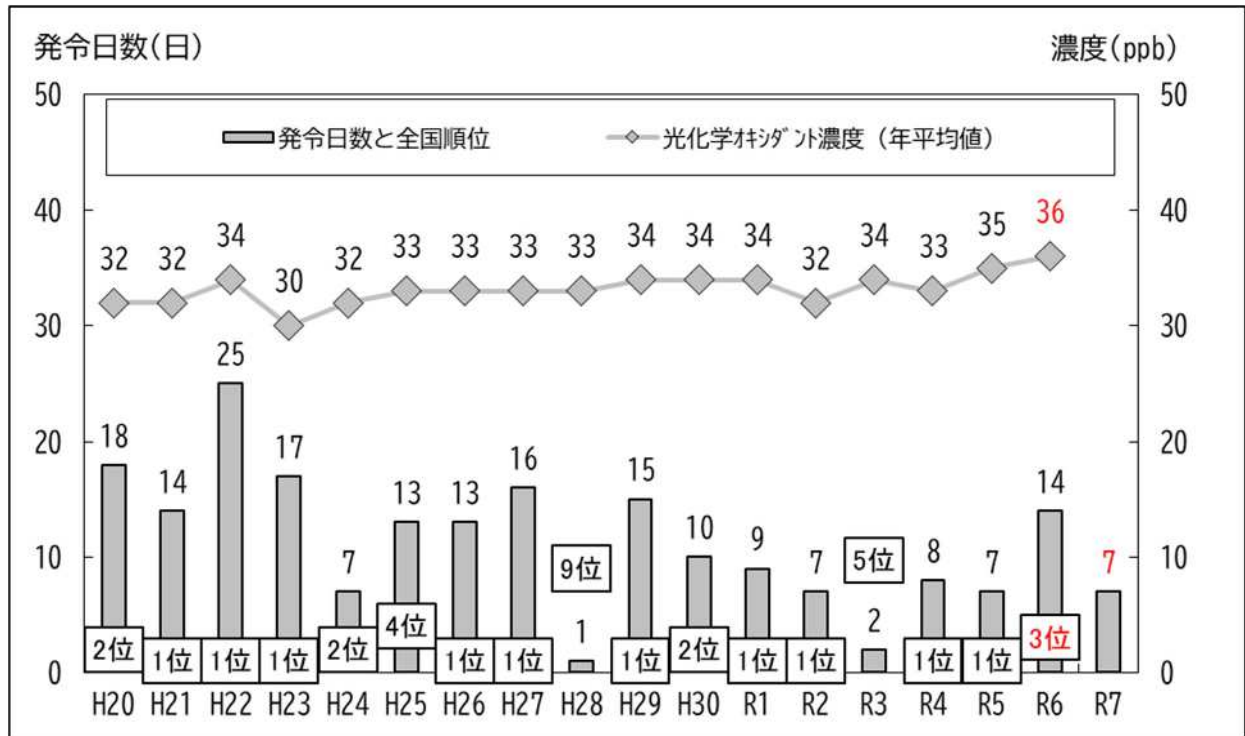
- (1) 光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）の排出量の更なる削減に向けて、これまでの施策の評価及び今後の具体的な削減対策の提示をするなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- (3) VOC排出抑制策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- (4) 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年0%である。また、本県のPM2.5環境基準達成率は100%に達したが、今後もこの状況を継続していく必要がある。
- ・ 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCについては、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度により削減が進んだものの、近年その傾向は鈍化しており、光化学オキシダント及びPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。
- ・ 自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCやNOx等の主要な発生源となっている。
- ・ このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質の削減対策を推進することが重要である。

◆参考

○本県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と光化学オキシダント濃度



3 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

- (1) 建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、調査を実施せずに建築物の解体等工事を行った場合の罰則について規定すること。
- (3) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して効果的な広報を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。
- ・ 現在は、国の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）の目安^{*}を参考にしている状況である。

※ 石綿繊維数濃度1本/L

- ・ 建築物の解体等工事時における石綿の飛散流出防止を目的とし、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査が義務付けられているが、調査そのものを実施しないことを抑止するための規定がない。
- ・ 建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して周知徹底する必要がある。

4 フロン排出抑制法の周知徹底及び代替フロンの排出削減対策強化



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

- (1) フロン類の温室効果について、大企業だけでなく事業者や国民に対して、テレビやSNSといった国民に広報できる媒体を活用して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。
- (2) 小型の業務用冷凍空調機器の廃棄時に、家電リサイクル法と同等のメーカー及び販売事業者を中心とした回収ルートを構築すること。また、販売事業者等が回収拠点を新たに整備する際には、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 建築物の解体時において、家庭用エアコンについても業務用と同等の事前確認を行い、家庭用エアコンが残置されていた場合には、発注者（当該建築物の所有者等）に対し、家電リサイクル法等に基づく適正な処理について周知するなどの義務付けを行うこと。
- (4) 自然冷媒などのノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援の更なる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 2023年度における日本の温室効果ガスの排出量は、2013年度比で23.3%削減された一方で、代替フロンの排出量は同期間で43.8%も増加している。
- ・ 代替フロンの温室効果は、二酸化炭素の1,000倍から10,000倍も高いことから排出削減の取組が必要である。
- ・ 県内の環境モニタリング調査においても、年々代替フロンの濃度が上昇していることから、代替フロンの漏えい対策が喫緊の課題である。
- ・ フロン類の使用時の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）により、業務用冷凍空調機器使用時の点検義務や廃棄時の適正処理など義務化されているが、法の認知は十分ではない。大企業だけでなく、広く事業者や国民に対し法の周知が必要である。
- ・ 業務用冷凍空調機器の廃棄時に適正に回収されているフロン類は約4割に過ぎず、こうした状況を改善するためには、適正な回収ルートを構築する必要がある。
- ・ 家庭用エアコンからの代替フロンの排出割合は近年増加している（2021年は19%、2022年は21%、2023は30%）ため、改善する必要がある。
- ・ 自然冷媒（アンモニア・二酸化炭素・炭化水素）などのノンフロン製品のラインナップは徐々に拡大しているが十分とは言えず、代替フロンの排出削減を進めるために、転換を加速させる必要がある。

5 PFOS及びPFOA対策について



要望先：財務省、農林水産省、環境省、消費者庁
県担当課：水環境課、農産物安全課、食品安全課

◆提案・要望

- (1) PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタノ酸）（以下「PFOS等」という。）について、飲料水や食物などによる健康影響に関する国内外の知見の集約に努めるとともに、農作物におけるPFOS等の規格基準を設定すること。また、PFOS等の汚染土壌・汚染流域における農作物栽培に関する影響回避技術を研究すること。
- (2) 公共用水域及び地下水でPFOS等による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策等を具体的に示すとともに、地方公共団体等が行う対策に必要な財源を確保すること。
- (3) PFOS等の土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び効果的・効率的な除去方法）の検討を進めること。また、令和5年7月に示された土壌中のPFOS等の暫定測定方法の検証等を行った上で、測定方法を確立すること。
- (4) 公共用水域や地下水のPFOS等による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等が、排出源特定のために地方公共団体が行う調査に協力する仕組みや、排出源である者が浄化対策やばく露防止対策を行う仕組みを構築すること。
- (5) 現在、PFOS等含有泡消火薬剤は使用が認められているが、老朽化等に伴い漏洩の懸念のあるPFOS等含有泡消火薬剤使用施設に対し、PFOS等を含まない泡消火薬剤への代替を促進するための財政的支援など必要な措置を講じること。また、地方公共団体が代替促進の働き掛けを効果的に行えるよう、国が把握でき得る情報は、可能な限り地方公共団体に提供すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 有機フッ素化合物のうち、PFOS等はその撥水・撥油性、熱・化学的安定性等から、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使用されてきたが、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質が人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性があることから、国際的に廃絶等の対策が進み、日本ではPFOSは平成22年(2010年)、PFOAは令和3年(2021年)に製造・輸入等を原則禁止とされた。
- ・ PFOS等について、国は令和2年5月に公共用水域等において要監視項目に設定したが、毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であるため、代わりに目安となる指針値（暫定）を設定した。令和6年6月に、内閣府食品安全委員会が取りまとめた評価書を踏まえ、毒性学的に明確な指針値の設定が可能と判断されたことから、令和7年6月に指針値（暫定）に代わる指針値が設定された。
- ・ 本県では令和3年度から河川水、令和5年度から地下水の調査を開始し、複数の地点で指針値

を超える濃度で検出されている。

- ・ 国は、農畜水産物中のPFOS等の実態調査を行っているが、まだ十分な知見が得られておらず、その安全性を適切に評価できない。
- ・ 国は、指針値を超過した場合の対応について、令和2年6月に「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」（令和6年11月に改訂）を公表しているが、排出源特定のための調査手法や濃度低減のために必要な措置について、具体的な方法は示されていない。
- ・ 土壌中のPFOS等については、環境基準などの評価指標がなく、測定方法も確立されていないため土壌汚染の状況を適切に評価できない。また、汚染が確認された場合、PFOS等の特性を踏まえた浄化等の対策が必要となるが、効果的な方法は示されていない。
- ・ 国内で規制される前に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤は市中に多く保管されていることが国の調査で明らかとなっており、泡消火薬剤の漏洩や使用に伴う新たな汚染を防止するため、早急にPFOS等を含まない泡消火薬剤への代替（交換）が必要である。
- ・ 国では、PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査など、市中にあるPFOS等の保管状況について調査を行っているが、地方公共団体にはその詳細情報については提供されていない。

◆参考

○埼玉県内の河川水・地下水調査結果

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川水	調査地点数	48地点	48地点	49地点	50地点
	超過地点	1地点	1地点	なし	2地点
地下水	調査地点数	—	—	10地点	44地点
	超過地点数	—	—	なし	1地点

※水質汚濁防止法の水質測定計画に基づく測定結果（令和5年度地下水測定結果を除く）

○埼玉県内令和6年度PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査の結果について（環境省実施）
PFOS含有泡消火薬剤設置量

	自衛隊 関連施設	石油コンビ ナート等	その他 (駐車場)	計
設置量（単位：L（リットル））	0	490	44,061	44,551
設置量（PFOS 又はその塩換算）（単位：kg）	0	0.3	481	481

○PFOA含有泡消火薬剤設置量

	自衛隊 関連施設	石油コンビ ナート等	その他 (駐車場)	計
設置量（単位：L（リットル））	855	0	3,400	4,255
設置量（PFOA 又はその塩換算）（単位：kg）	0.043	0	0.170	0.213

※PFOS、PFOAいずれも、消防機関及び空港の設置はない。

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 11 稼げる力の向上

■商業・サービス産業の育成



1 キャッシュレス決済の普及促進



要望先：経済産業省
 県担当課：商業・サービス産業支援課

◆提案・要望

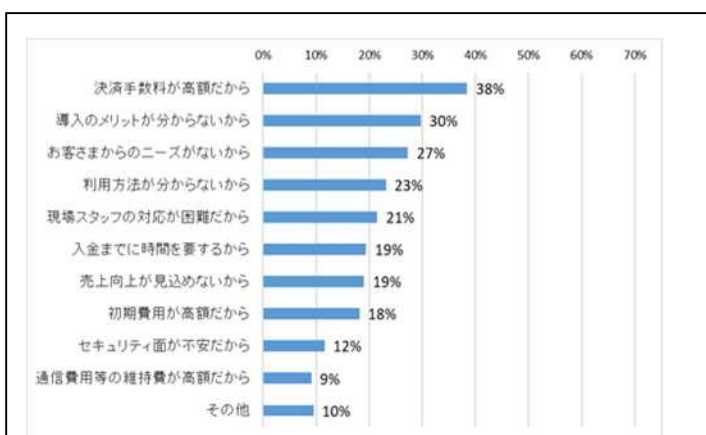
キャッシュレス決済手数料の恒久的な引下げに向け、業界団体に一層の働き掛けを実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ キャッシュレス決済は業務の効率化や売上げ拡大、データ利活用の促進等に資するものである。
- ・ 本県では、キャッシュレス決済の更なる拡大のため、商業・サービス産業事業者に対して専門家を派遣しキャッシュレス決済の導入・活用を推進するとともに、「埼玉県キャッシュレス推進協議会」において構成機関である商工団体や金融機関等に対し情報提供等を行っている。
- ・ 一方で、県の調査では事業者がキャッシュレス決済を導入しない理由として、決済手数料が高額であることを挙げる声が多いため、キャッシュレス決済を一層普及させるためには、決済手数料の負担軽減が求められる。
- ・ 決済手数料の恒久的な引下げは全国一律で対応すべき問題であるため、国による一層の対応を求める。

◆参考

○キャッシュレス決済を導入しない理由



出典:県「令和3年度事業者向けキャッシュレス決済導入実態調査」より

○主な決済事業者の決済手数料

決済事業者（サービス）	決済手数料
三井住友カード	1.98%～
PayPay	1.60%又は1.98%
楽天ペイ	2.2%～
d払い	0%又は2.6%
au PAY	2.6%
メルペイ	2.6%
埼玉りそな銀行	2.1%～

(出典：各社ホームページ)

2 大規模小売店舗立地法届出対象の見直し



要望先：経済産業省

県担当課：商業・サービス産業支援課

◆提案・要望

駅ナカ商業施設を大規模小売店舗立地法の届出対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大規模小売店舗立地法では一の建物で店舗面積 1,000 m²を超える小売業を営む店舗の設置者は新設や変更の届出、説明会の開催等が義務付けられている。
- ・ 本県では届出の受理、公告、市町村の意見聴取、審議会への諮問、意見の通知等を行っている。
- ・ しかし、駅改札口内の通路上に複数の小売業を行う店舗がある、いわゆる駅ナカ商業施設は一区画ごとに一の建物とみることになっているため、店舗面積の合計が 1,000 m²を超える店舗も大規模小売店舗立地法の届出対象外となっている。
- ・ これにより、駅ナカ商業施設は大規模小売店舗立地法が設置者に求める責務を負う必要がないため、届出対象の商業施設に比して不均衡となっている。

◆参考

○大規模小売店舗立地法の概要[設置者の主な責務]

- ・ 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²超）を新設・変更する者は、都道府県等に届出義務
- ・ 届出に当たっては経済産業大臣が定めた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を踏まえ、立地に伴う影響の調査・予測を行い、適切な駐車場の整備、騒音の抑制、廃棄物の適正な保管等について配慮
- ・ 届出内容を地域に周知するための説明会を開催

○駅ナカ商業施設とは

駅改札口内の商業施設

○一の建物とは

屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

○一の建物の考え方 [大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集（経済産業省）]

問14. 駅ビル等について、次の場合は、一の建物となるのか。

- (1) 駅改札口内の通路上に複数の小売業を行う店舗が存在する場合。
- (2) 駅のコンコースの周辺に売店や自動販売機が設置されていて、物品販売を行う場合。

回答

- (1) 駅改札口内の店舗は、それらの間の通路は主として電車等の利用客が通行すると考えられるため、その利用形態等からみて公共の用に供される道路その他の施設によって隔てられているとして扱い、当改札口内の店舗については一区画ごとに一の建物としてみることになる。
- (2) コンコース自体は店舗面積としないが、その中にある売店等は小売業を行うための店舗として取り扱う。それらがコンコースによって分断されていれば、分断された各々の部分を一の建物と判断することになる。

<参考> コンコースとは、改札口の外であって、ホール、待合室、通路、手洗い等の一般公衆が流動又は使用するスペースをいう。

■産業人材の確保・育成

1 労働移動の円滑化に向けた措置の充実



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 雇用・人材戦略課、就業支援課、
産業人材育成課

◆提案・要望

人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、労働移動の円滑化に向けた措置を充実すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、現在、業種を問わず、多くの企業が人手不足に直面している。
- ・ 例えば、令和8年3月の土木関連の職業についての有効求人倍率が5.47倍となるなど、人手不足分野では、十分に人材が確保されていない状況が続いている。
- ・ また、企業はDX、カーボンニュートラルなどへの対応が求められており、それを支える人材の確保が大きな課題となっている。
- ・ 本県では、これまで面接会の開催などの就職支援や求職者のリスキリング等に取り組んでいるが、今後、人手不足分野、成長産業分野における人材確保が、一層、困難になることが見込まれる。
- ・ ついては、人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、労働移動の円滑化に資する措置を充実するよう求める。

◆参考

○主な人材不足業種の有効求人倍率（令和8年3月：埼玉労働局資料 抜粋）

職業	有効求人倍率
土木の職業	5.47倍
建設の職業	4.76倍
保安の職業	4.42倍
介護関連の職業	4.24倍

○DXに取り組む上での課題（埼玉県四半期経営動向調査（令和7年4～6月期）※抜粋）

課題	回答割合
DXを担う人材がない	36.6%

※ 県内中小企業2,200社を対象としたアンケート調査

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路 12 儲かる農林業の推進

■農業の担い手育成と生産基盤の強化

1 建物内での農業生産を考慮した農業振興地域制度の見直し【新規】



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業政策課

◆提案・要望

建物内における農業生産（コンテナ栽培や植物工場など）を食料安全保障実現のための供給機能の一角を担うものとして捉えて、当該生産方式による生産能力に応じて農用地面積に換算し、都道府県の農用地面積目標の達成状況に反映可能とするなど、各種施策における位置づけを議論すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年の気候変動等の影響により、豪雨、洪水、土砂災害など、自然災害のリスクは高まっており、農地で生産を行う既存の農業の場合、生産の基盤である農地が被災して農業生産の継続が困難となるリスクが顕在化している。
- ・ これに対し、建物内における農業生産（コンテナ栽培や植物工場など）は、天候の影響を受けず安定的な生産が可能であるため、食料安全保障の確保に有効な農業生産方式である。
- ・ また、当該生産方式は、建物の複数階における生産による土地の有効活用やオフィス、店舗、倉庫等、他の用途との共存も可能であるため、非農業的土地利用との両立が可能な生産方式である。
- ・ さらに、都市部で実施する場合は、消費地に近くなることにより、長距離輸送によるエネルギー消費や人手不足といった物流の課題の解決にも資するものである。
- ・ しかし、農業振興地域制度において、当該生産方式は農業生産が行われているにもかかわらず、農用地等の面積に換算されていない。
- ・ 今後も様々な技術開発が進み、さらに効率化や普及が見込まれることから、食料安全保障を支える生産基盤の一角を担うものとして、都道府県の農用地面積目標の達成状況に反映可能とするなど、各種施策における位置づけを議論すべきと考える。

2 相続税・贈与税納税猶予制度の拡充【新規】



要望先 : 農林水産省、財務省

県担当課 : 農業政策課、農業ビジネス支援課

◆提案・要望

農業用倉庫や農作業休憩施設、落ち葉堆肥農法の平地林等の農地と一体となって活用される施設及び土地を贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 農地について、高い評価額により相続税や贈与税が課税されると、農業を継続したくても相続税・贈与税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じたことから、農業経営者を税制面から支援する制度として農地の相続税・譲与税の納税猶予制度が設けられている。
- ・ 一方で、農業経営は農地のみで成立するものではなく、農業用倉庫、農業用休憩施設、さらには世界農業遺産である本県の「武蔵野地域の落ち葉堆肥農法」に欠かせない平地林等、農地と一体となって活用される各種施設及び土地が必要不可欠である。
- ・ しかしながら、これらの農業関連施設及び土地については、現行の相続税・贈与税納税猶予制度の対象外とされていることから、農業者の経済的負担の増大を招き、営農意欲の低下や農業経営の縮小、さらには廃業につながる要因の一つとなっている。
- ・ そこで、農地の計画的な保全と持続可能な農業経営の確立を図るため、農業経営の実態を踏まえた制度に拡充することが必要である。

■強みを生かした収益力ある農業の確立

1 特定家畜伝染病防疫体制の強化



要望先：農林水産省
県担当課：畜産安全課

◆提案・要望

- (1) 海外で発生している家畜伝染病の国内への侵入を防ぐため、入国者に対する手荷物や郵便物の検査等の水際対策を強化すること。また、海外からの肉製品の持込みの禁止等に関する啓発や不正持込みへの罰則等の適用を徹底すること。
- (2) アフリカ豚熱や豚熱における野生いのしし対策については、国主導の省庁横断的連携の更なる強化とともに、都道府県における対策への財政的及び技術的支援を拡充すること。
- (3) 畜産農家に飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上への取組に対する財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ アフターコロナに伴うインバウンドの回復により、訪日外国人旅行者が急増している状況にあることから、我が国への家畜伝染病の侵入リスクの増大に対応するために、検疫官及び検疫探知犬の配備について、一層の体制強化が必要である。
- ・ また、令和2年7月から畜産物の不正な持ち込みなど輸出入検疫の罰則が強化されたが、罰則適用の徹底により更に抑止力を働かせることが必要である。
- ・ さらに、畜産物が不正に国内に持ち込まれ外国食材店等で販売されている場合などについて、取り締まりの強化が必要であり、家畜防疫官の外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等を行うため、家畜伝染病予防法の改正が検討されているが、いち早い実施が必要である。
- ・ 牛や豚などの偶蹄類に感染する口蹄疫が令和8年1月にも韓国の牛飼養農家で発生しており、我が国に侵入した場合、甚大な被害が想定される。
- ・ また、アフリカ豚熱は世界で感染が拡大しており、特に韓国では、飼養豚での発生が続いており、我が国への侵入リスクが高まっている。
- ・ アフリカ豚熱や豚熱については野生いのししへの対策が必須であり、特にアフリカ豚熱については、都道府県のみならず、市町村や関係団体の協力も得て、多岐にわたる関係者の連携体制整備が必要であることから、国の財政的及び技術的な支援が不可欠である。
- ・ 畜産農家は、飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として義務付けられており、令和7年度の改正では高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い新たに設けられた大臣指定地域の畜産農家は更なる対応が求められている。
- ・ 県は飼養衛生管理基準の遵守について指導しているが、県内での発生を防止するためには引き続きの徹底指導及び支援が必要である。

2 特定家畜伝染病手当金の対象見直し【新規】



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 畜産安全課

◆提案・要望

特定家畜伝染病発生時の防疫措置として消毒処理を実施した飼料についても家畜の所有者に対して支払われる手当金の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザの感染拡大が問題となっており、我が国でも、令和2年度以降、毎シーズン国内発生が確認されている状況にある。
- ・ 令和7-8年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生は、16道府県24事例が確認されており約576万羽の家きんが殺処分されている（令和8年5月7日時点）。
- ・ 家畜伝染病予防法では、高病原性鳥インフルエンザ等特定家畜伝染病が発生した場合、殺処分した死体と飼料などの汚染物品は焼却又は埋却、もしくは消毒処理を行うこととされている。
- ・ しかし、飼料などの汚染物品を焼却又は埋却ではなく消毒処理した場合、手当金の対象とならない。また、消毒処理を行った飼料については、衛生面から家畜・家きんに給与することは難しい。
- ・ 本県では令和3年度以降、高病原性鳥インフルエンザが8事例発生しており、このうち、飼料を消毒処理した事例は、手当金の対象とはならなかった。
- ・ 飼料は畜産経営の経費として多くの割合を占めており、この損失が手当金の対象とならないことで経営再開に支障を来すことが懸念される。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの場合、家きんの死体は焼却処理を行う事例も多く、今後、飼料などの汚染物品を消毒処理にする事例は更に増加することが想定される。

3 輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 畜産安全課

◆提案・要望

輸入粗飼料についても、価格安定制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 畜産物の生産コストのうち、飼料費は概ね5割程度を占めており、畜産農家の収益を大きく左右する。
- ・ 現在、輸入粗飼料価格が高騰・高止まりしており、本県の畜産経営の安定に大きな影響が生じている。
- ・ 配合飼料価格の急激な高騰に対しては、その影響を緩和するために「配合飼料価格安定制度」が準備されているが、輸入粗飼料については、価格安定制度そのものが準備されておらず、都市近郊で粗飼料の生産拡大に限界がある本県では、粗飼料を多給する酪農や肉用牛経営の収益を悪化させている。
- ・ このため、本県の畜産経営安定のためには、輸入粗飼料の価格安定制度の設立が必要である。

4 食料安全保障の強化



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業政策課

◆提案・要望

- (1) 食料安全保障の強化に向けた対策を行えるよう、適切な政策の確立や必要な予算を確保すること。
- (2) 農作物全般の適正な価格形成・取引の実現のために、制度の適正な運用・周知を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 食料及び農業資材の海外依存や、農業者の急減、生産コストの増加等により、日本の食料システムはその持続性に課題を抱えている。
- ・ 食料・農業・農村基本法に基づく、食料・農業・農村基本計画が令和7年4月に閣議決定され、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標が示されるとともに生産性向上や持続的で環境と調和のとれた食料システムの確立等に資する施策が掲げられた。
- ・ 食料安全保障の確保を実現するためには、新たな食料・農業・農村基本計画に掲げられた生産性向上等に向けた施策の着実な実施、必要な農林水産関係予算の継続的な確保が不可欠である。
- ・ また、同法において「需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」と明記された。
- ・ 適正価格の形成に係る仕組みについては、令和8年4月に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」が全面施行され、省令に基づき指定飲食料品等が指定され、具体的な運用が開始した。
- ・ 今後、消費者の理解を得ながら食料システム全体で食料の持続的な供給を実現していくためには、農業者を含む飲食料品等事業者や消費者への周知と制度の具体的な案内が必要不可欠である。

■林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

1 森林整備法人への支援の充実・強化



要望先：総務省、財務省、農林水産省、林野庁
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和6年度末までに県内全域で3,236ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)と県からの借入金で賄っており、令和6年度末の借入金残高は約210億円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規貸付金の無利子化や、平成22年度及び令和6年度の2回に分けて既往県貸付金を全て無利子化したほか、令和6年度から公庫への利払いに係る利子補給を始めるなど、農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。



企画財政部企画総務課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-2117